

巻頭エッセイ

欧米人のみた幕末・明治初期の日本の郵便	杉山 伸也	1
---------------------	-------	---

論文

戦間期における郵便事業の構造と三等郵便局の待遇問題 —埼玉県越生郵便局の事例より—	田原 啓祐	10
明治前期における集配郵便局の配置 —安房国を中心に—	小原 宏	29
バブル経済下の郵便貯金 —「90年ショック」をめぐって—	伊藤 真利子	48
役者絵の機能 —豊原国周作『開化廿四好』の分析を通じて—	加藤 征治	72

研究ノート

戦時下の漫画にみる逓信事業と戦争 —郵政資料館所蔵雑誌『逓信の知識』および『大逓信』掲載漫画の研究—	後藤 康行	83
---	-------	----

資料紹介

珍しい機構をもつ「ダガン押印機」	村山 隆拓	101
郵政資料館所蔵「正院本省郵便決議簿」	井上 卓朗	114(44)
郵政資料館所蔵「二条・大坂御城内刻附定飛脚暦代記」 「駅逓志料」を読む会		132(26)
郵政資料館所蔵「網代乗物修理仕様并代金覚」	杉山 正司	142(16)
郵政資料館所蔵 往来物目録（一）	田良島 哲	157(1)

新刊紹介	160
------	-----

展覧会紹介	162
-------	-----

執筆者	164
-----	-----

編集後記	165
------	-----

YOUSEISHIRYOKAN KENKYUKIYO

Journal of the Postal Museum

Table of Contents

Articles:

- The Japanese Postal System as seen by Western Visitors in the 1860s and 1870s
..... S. SUGIYAMA..... 1
- The Structures of Japan Post Service and the Treatment Problems
of the Third Class Post Offices in an Interwar Period:
the Case Study of Ogose Post Office in Saitama Prefecture
..... TAHARA Keisuke.....10
- Survey on Arrangement of Delivery Post Office at the first term of Meiji era
– Focus on the Delivery Post Office Network in AWA Province (Chiba) –
..... OBARA Ko.....29
- The Koizumi Reforms : The Japanese Postal Savings Systems in the early 1990s
..... ITO Mariko.....48
- Kunichika, the best artist of Yakusya-e Prints in Meiji period :
the analyse of “Kaika nijushiko”
..... KATO Seiji.....72

Research Note:

- Study on the Relationship between Cartoon and Ministry of Communications
during the War Time
..... GOTO Yasuyuki.....83

Introduction to the Historical Material:

- Machine Daguin made in France
.....MURAYAMA Takahiro..... 101
- The Official Documents on Planning & Launching of the Japanese Postal Services
in Meiji Period.
..... INOUE Takuro... 114(44)
- A Chronicle of Courier Services (hikyaku) for the Guarding Regiments at Nijo and
Osaka Castles in the Edo Period.
.....The Society of Reading EKITEI SHIRYO
(The Documents on the Communication in Modern Japan).... 132(26)
- A Receipt of Palanquin Mending Charge in Edo Period.
..... SUGIYAMA Masashi... 142(16)
- Catalog of *Orai-mono* (letter style textbooks) collected by Japan Post Museum (1)
..... TARASHIMA Satoshi... 157(1)

- Notices: 160

巻頭エッセイ

欧米人のみた幕末・明治初期の日本の郵便

杉山 伸也

はじめに—飛脚便から郵便へ—

近代日本における郵便制度の創設は、徳川期に通信手段として公的にも私的にもひろく利用されていた飛脚便との相剋の歴史であった。福澤諭吉は『民情一新』(1879年)で、19世紀の文明の「利器」として「蒸気船車」、「電信」、「郵便」、「印刷」の4つをあげ、「凡そ其实用の最も広くして社会の全面に直接の影響を及ぼし、人類肉体の禍福のみならず、其内部の精神を動かして智徳の有様をも一変したるもの」と、近代の「交通・通信革命」の重要性を指摘している⁽¹⁾。「コピライト」を「版權」と翻訳するなど多くの新造語を訳出した福澤は、のちに「郵便」の翻訳にふれて「余がポストヲフヒスを飛脚場、ポステージを飛脚印と訳して郵便の郵の字に心付かず……、余り俗に過ぎたる故か今日世に行わるゝを見ず」⁽²⁾と回顧しているが、福澤をもってしても、飛脚の存在は生活に密着しており、発想の転換がむずかしかったことを物語っている。

1871(明治4)年3月(新暦4月)の東京・大阪間の郵便開通につづいて、同年中には長崎までの郵便が開設され、翌72年には、県庁所在地および港市など主要地を網羅する全国的な郵便ネットワークが完成した。官営郵便の開始にともない明治政府は、東海道の公用便の取扱いは飛脚業者に委託しない方針をとったものの、輸送手段のみならず、知識や経験にとほしい政府にとって全国的規模での「新式郵便」の実施はむずかしく、東海道以外の街道については飛脚問屋による路線の開設を認可せざるをえなかった。東京・大阪間の官営郵便に対して三都の定飛脚問屋は料金引下げにより対抗した。なかでもこうした官営郵便と飛脚便の競争がはげしかったのが、開港場横浜と八王子、桐生、高崎、上田など生糸産地との通信であった。官営横浜郵便は、金子入書状を新設し、横浜から東京以外の地域への別仕立便を開始したものの、飛脚業者は経験も豊富でまた顧客も多く、とくに近距離便においては民間の飛脚問屋は官営郵便の強力なライバルとして存在し、郵便事業の「政府管掌」化はむずかしかった。

のちに前島密は、当時を回顧して、イギリスのように政府による通信事業専有権の買上げはむずかしいので、「暫く忍耐と勉強とで以て、急に斯事業を発達させ、時機の熟した上では、法律の力を藉りて断然之を官の独占にして、彼等を圧倒する外はないと覚悟した」と述べている⁽³⁾が、事実、郵便事業の官営化は政府による強権発動によりおこなわれざるをえなかった。前島は、欧米諸国と同様に信書の取扱いは政府の特権に帰すべきことを強調し、飛脚問屋に対して政府の保護下に官営郵便物の輸送を独占的ににう運送会社設立案を提示した。こうして

※ 本稿の作成にあたり、郵政資料館の上田涼さんの協力をえた。記して感謝したい。

1 『民情一新』『福澤諭吉全集』第5巻、岩波書店、1959年、24頁。

2 『福澤全集緒言』(時事新報社、1897年)、24頁(『福澤諭吉全集』第1巻、岩波書店、1958年、10頁)。

3 前島密『郵便創業談』(通信協会、1936年)、118頁。

1872年4月に陸運元会社が創立され、同年8月に各駅の伝馬所と助郷制は全廃され、宿駅の間屋は陸運会社として陸運元会社のもとに組織化され、官営郵便事業の輸送業務は陸運元会社へ一本化された。1873年3月に陸運元会社は金子入書状の取扱いも委任され、6月には再度組織改編をおこなってあらたに同業者と同盟をむすび、全国各地に3480余の出張所や取次所を設けて公用私用の貨物輸送業務をおこなうようになった。前島の関心はもっぱら郵便事業にむけられ、1873年5月には飛脚問屋による信書の通送が禁止されて信書通送は政府事業となった。通送業務は郵便取扱人をふくむ駅通寮職員に限定され、違反者には郵便犯罪罰則により200円以内の罰金が課された。したがって、この71年4月の郵便の開始から73年5月の民間業者による信書通送の禁止までの2年余の期間は飛脚便と郵便との競争・併存の時代であったといえる⁽⁴⁾。

本稿では、こうした「飛脚便」から「新式郵便」への移行期の通信状況が、欧米諸国の外国人の眼にどのように映っていたかについて、同時代の書籍や資料の記述から垣間みてみたい。

1 オールコック『大君の都』にみる幕末の郵便

幕末期の日本の郵便について言及しているものとして、初代駐日英国公使ラザフォード・オールコックの『大君の都』がある⁽⁵⁾。この『大君の都』は、1859年6月（安政6年5月）から62年3月（文久2年2月）までの3年間にわたるオールコックの滞日記録で、政治外交関係だけではなく、日本人の生活、風俗、習慣にまで子細に観察した日本文明論あるいは比較文明論ともいえるものである。

オールコックは幕末期の郵便について、つぎのように書いている⁽⁶⁾。

郵便はすべて飛脚によるもので、飛脚は「腰に布をまとっただけ」で、「竹を裂いてそのあいだに封をした手紙をいれ」、「自分が近づいたことを知らせる」「小さな鈴をつけている」。「この音を聞くとだれも道をよけなければならない。かれの方では走るのに邪魔にならないようにできるだけ衣服をつけず、右も左も見ないでとっとと駆けてゆく」。幕府の公文書輸送の飛脚（早便）は宿駅のあいだを定期的に走っており、万が一事故がおきたことを想定してつねに二人一組になっている。「そのうちひとり、肩に注意ぶかく包んだ



図1

- 4 以上の記述は、内国通運株式会社『内国通運株式会社発達史』（1918年）、11～29頁、および杉山伸也「情報ネットワークの形成と地方経済」近代日本研究会『年報近代日本研究』第14号（山川出版社、1992年）、231～236頁。なお、近代日本の郵便史の研究動向と課題については、石井寛治「日本郵政史研究の現状と課題」『郵政資料館研究紀要』創刊号（2010年3月）に簡潔にまとめられている。郵便創設期の最近の研究としては、藪内吉彦・田原啓祐『近代日本郵便史』（明石書店、2010年）がある。
- 5 Rutherford Alcock, *The capital of the Tycoon: A narrative of a three years' residence in Japan*, 2 vols, London: Longman, Green, Longman, Roberts, & Green, 1863. 山口光朔訳『大君の都』全3巻（岩波文庫、1962年）。
- 6 以下の記述は、Alcock, *The capital of the Tycoon*, vol. 2, pp. 140～142, 278～79, 317（邦訳中巻、422～23頁、下巻、174～175頁、219～220頁）によっている。



図2

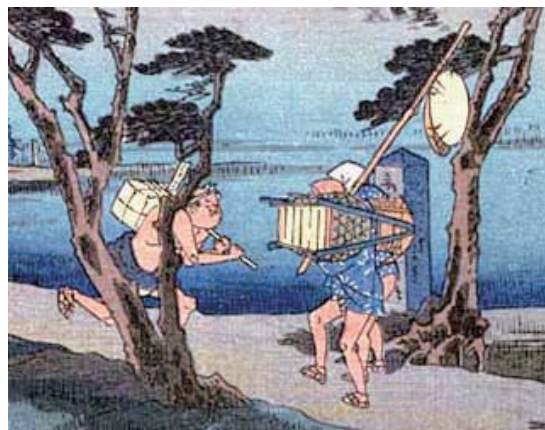


図3

小包をかつぎ、そしてだれもみなかれのためにすぐ道をあけていた」。江戸から箱館および長崎までは通常25日、早便では9～10日かかり、長崎までの早便の料金は一分銀80分（英貨6ポンド）⁽⁷⁾で、通常は遅れることもなく、信頼できる、と高い評価があたえられている。

さらに、「日本の道は幅が広く平坦で、よく整備され、十分に碎石を敷きかため、両側の堂々たる樹木は焼けつくような日射しから日陰を与えており、その価値をどんなに評価しても評価しすぎることはほとんどない」のに対して、「郵便局・郵便・電信・敏速な運送を含む広い意味での人為的な通信手段ということになると、ヨーロッパのもっともおくれた国よりもはるかにおくれている」。日本は「世界でも最良の道路をもっておりながら、通信の速度と手段にかんする点では、かれらは他の文明世界に3世紀もおくれている」。その理由は、文脈からすると、おそらく日本ではイギリスと異なり、馬車による郵便輸送がおこなわれていないことにあるとおもわれる。

『大君の都』には、「日本の郵便（早便）」（図1）の挿画が掲載されている。挿画はオールコック自身とイギリス人の画家チャールズ・ワグマンによるものであるが、生活にかんする挿画も多く、視覚的に幕末期の日本をうつしだしている。浮世絵をはじめ日本の書誌から模写したとおもわれるものも多い。浮世絵に登場する飛脚の姿は、北斎の「富士百撰下37 暁ノ不二」（図2）や、広重の「東海道五拾三次」の「保永堂版」（平塚）（図3）、「行書東海道」（赤坂）のように着物を腰に端折ったり、着物を着ている飛脚もいるし、反対に広重の「狂歌入東海道」の戸塚や庄野のように褌ひとつでなにも身にまとわない姿の飛脚もいる。ほぼ裸身の「早飛脚」は、外国人の関心をひいたらしく、スイスの時計生産者組合会長として日瑞修好通商条約締結のために来日したエメ・アンベールの『幕末日本図絵』の挿絵⁽⁸⁾（図4）にもみられる。イギ



図4

7 ここで80分は小判5両に相当するが、別の個所では「小判20枚、すなわち6ポンド」と述べられている（*ibid.*, 142頁、邦訳中巻、422頁）。



SIR HARRY'S MESSENGER.

図 5

リス人の写真家フェリックス・ベアトは幕末期の人物や風俗の写真を数多く撮影しているが、ベアトの「飛脚」の写真には、裸身のものもあれば、上半身は裸であるがパッチに地下足袋をはいているものもある⁽⁹⁾。



図 6

2 イザベラ・バードの『日本奥地紀行』

明治初期の日本についてひろく読まれた旅行記に、イギリスの女性旅行家イザベラ・バード (Isabella L. Bird) の『日本奥地紀行』がある⁽¹⁰⁾。イザベラ・バードが日本を訪れたのは1878年、47歳のときで、同年6月10日に東京を出発し、日光、会津、米沢、山形、新庄、横手、秋田、青森を経て津軽海峡から北海道へわたり、函館、室蘭、白老から平取ではアイヌ部落を訪れ、さらに噴火湾からふたたび函館にもどり、9月17日に船で東京に帰着した。

『日本奥地紀行』は、各章が妹のヘニーに宛てた書信の体裁で構成されているが、不思議なことに郵便にかんする記述はほとんどなく、バードが日本の国内からどのようにしてこれらの手紙を送ったのか皆目検討がつかない。「はしがき」から推測するかぎり、実際には手紙ではなく、おそらく出版に際して、臨場感をもたせるために日記をもとに書信形式に章構成をあらためたものとおもわれる⁽¹¹⁾。

郵便にかんする唯一といってもよい記述は、6月10日付の「粕壁」[春日部] 発の第9信に

- 8 茂森唯士訳『絵で見る幕末日本』講談社学術文庫、2004年、198頁。邦訳には、そのほか高橋邦太郎訳『幕末日本図絵』全2巻（雄松堂、1970年）、および高橋邦太郎訳『続・絵で見る幕末日本』（講談社学術文庫、2006年）がある。原著は1870年刊行。
- 9 後藤和雄・山本逸也編『写真集甦る幕末』朝日新聞社、1987年、257頁、および放送大学附属図書館所蔵古写真 (<http://lib.ouj.ac.jp/koshashin/hikyaku.html>)。
- 10 *Unbeaten tracks in Japan: An account of travels in the interior, including visits to the aborigines of Yezo and the shrine of Nikko and Ise*, 2 vols, London: John Murray, 1880. 一般に利用されているイザベラ・バード『日本奥地紀行』（高梨健吉訳、平凡社東洋文庫、1973年）は、1885年出版の普及版の翻訳で、全訳ではない。削除された部分は、楠家重敏・橋本かほる・宮崎路子訳『バード日本紀行』（雄松堂出版、2002年）、およびイザベラ・バード（高畑美代子訳・解説）『日本の未踏路』完全補遺（中央公論事業出版、2008年）に訳出されている。イザベラ・バード（時岡敬子訳）『イザベラ・バードの日本紀行』全2巻（講談社学術文庫、2008年）は初版本の全訳である。

ある。「英国公使館からの使いの者」がきて、レモンの砂糖漬の缶、英国駐日公使ハリー・パークスからの手紙、それに妹からの手紙の束がはいった小包をとどけてくれた。バードは、この「公使館からの使い」の挿画をいれ、「Sir Harry's Messenger」のキャプションをつけている⁽¹²⁾（図5）が、この挿画をさきのオールコックの『大君の都』の飛脚の挿画（図1）と比較すると、傘をかぶり、手紙が包みにかわっているほかは、模写したのではないかとおもわれるほど類似している。バードは挿画について、日本人画家の手になる3点をのぞいては、バード自身のスケッチか、日本の写真から版にしたと記している⁽¹³⁾。また「まえがき」では、「正確さこそが私の第一の目的」と強調しているが、小包は従者の伊藤から手渡されたもので、バード自身が直接「Sir Harry's Messenger」をみたわけではない。バードが旅行したのは6月から9月初旬にかけての暑い時期で、旅行中にこの種の「飛脚」をみかけたと考えられないわけではないし、「夏の服装」の挿画（第14信、p.149）もほぼおなじ姿なので、バードが実際にみたものといえないこともないが、この江戸時代的な飛脚が、幕末・明治初期ならばいざ知らず、1878年の段階で一般的にみられたのか疑問がのこらざるをえない。この時期にはすでに飛脚業者による信書通送は禁止されていたので、「Sir Harry's Messenger」はおそらく英国公使館が手配した宅配業者であったとおもわれるが、信書の通送は禁止されていても、荷物と一緒に手紙をおくことは頻繁におこなわれていたのかもしれない。

アメリカ人宣教師で、御雇外国人教師として1871～74年に福井と東京で教鞭をとったウィリアム・グリフィス（William Elliot Griffis）は、1872年1月29日の東海道浜松付近のこととして、「快速の飛脚もふんどししかつけていない丸裸である。その肩から手紙の束を棒につけてつるしてある」と書いている⁽¹⁴⁾。この時期は、まだ東海道においても定飛脚問屋が官営郵便に対抗していた時期で、明治初期にこうした飛脚の姿がよくみかけられたとしても不思議ではない。ちなみに、1872年以降は郵便配達夫の制服は洋装で⁽¹⁵⁾、郵便脚夫の制服姿は、梅堂国政の「開花幼早学問」⁽¹⁶⁾（1876年）やビゴアの「郵便配達夫」⁽¹⁷⁾（図6）に描かれている。

「陸運会社」は、1875年2月にすでに内国通運会社に改称されていたが、バードは「陸運会社」につぎのような高い評価をあたえている。

「日本には、東京に本店をおく陸運会社とよばれる陸上運送会社があり、各地の町村に支店がある。この会社は、旅行者や貨物を一定料金で駄馬や人夫による輸送を請け負い、正式な領収証をくれる。農家から馬を借りて、これらの業務で適度の利益をあげているが、旅行者は難事や遅延やゆすりにあわなくてすむ。料金は地域によってかなりの差があり、秣^{まぐさ}の値段や道路事情や借りられる馬の数に規定される。1里あたり馬1頭と馬子1人で6銭から10銭、車夫1人の人力車1台で4銭から9銭である。おなじ距離、荷物輸送の人夫の場合でもほぼ同額である。（この陸運会社はよく組織されており、賞賛に値する。私は1200マイルをこえる旅行でここを利用したが、いつも能率的で信頼できるものであった。）今後もここを利用するつもりで

- 11 伊藤孝博『イザベラ・バード紀行—『日本奥地紀行』の謎を読む—』（無明舎出版、2010年）は、バードの足跡をたんねんに追跡したもので興味深い。
- 12 『日本奥地紀行』（平凡社東洋文庫）では、この挿画は該当箇所にはなく、巻末374頁にある。
- 13 *Unbeaten tracks*, Preface, pp. ix-x.
- 14 *The Mikado's empire*, New York: Harper & Brothers, 1876, p. 546. ウィリアム・グリフィス（山下英一訳）『明治日本体験記』平凡社東洋文庫、1984年、257頁。
- 15 郵政資料館のサイトに制服についての解説がある（http://www.japanpost.jp/teipark/display/museum_shozou/museum_shozou_09.html）。
- 16 郵政資料館サイト（http://www.japanpost.jp/teipark/display/museum_shozou/museum_shozou_59.html）を参照。
- 17 『おはよ』1883年。清水勲『ビゴアが見た明治職業事情』講談社学術文庫、2009年、202頁。

ある。」⁽¹⁸⁾

3 旅行ガイドブック『日本旅行案内』

旅行ガイドブックとして日本を訪れる多くの旅行者や居留外国人が利用し、版をかさねたのは、アーネスト・サトウ (Ernest Mason Satow) とアルバート・ホーズ (Albert George Sidney Hawes) の編集による『中央部・北部日本旅行案内』で⁽¹⁹⁾、これをひきついだのが、バジル・ホール・チェンバレン (Basil Hall Chamberlain) とウィリアム・メイソン (William Benjamin Mason) の『日本旅行案内』である⁽²⁰⁾。

サトウ＝ホーズの『中央部・北部日本旅行案内』には、1883年9月現在で開設されている全国の電信局182局の一覧が掲載されているが、リストだけで電信についての解説はない。紹介されている全国各地の旅行ルートでは、各都市の電信局の所在は記されているものの、郵便局の所在については、京都の「三条通り」、長崎の「海岸通り」などきわめてかぎられている。ただ、興味をひくのは、本栖村 (山梨県) や堀之内、六日町、湯沢 (新潟県)、中山道岩村田から八ヶ岳経由で甲府へむかう長沢 (ルート28) など「通運会社」が旅宿として紹介されており、本栖村では、通運会社の宿泊設備は劣っているという但書きがつけられていることである。

内国通運会社の「宅配便」は外国人旅行者にとって便利であったようで、サトウ＝ホーズ版の序論には、「内陸部では洗濯もままならないのでルート上の2、3の経由地に「通運会社」に依頼して替わりの下着やシーツを急送してもらわなければならない。汚れた衣服は、同じ業者が自宅まで返送してくれる」と書かれている⁽²¹⁾。

チェンバレン＝メイソン編集の序文では、サトウ＝ホーズ編集にあった内国通運による宅配便の記述は削除されているが、あらたに「郵便・電信・銀行」の項目がつけくわえられ、つぎのように書かれている。

「日本帝国の郵便電信事業はすぐれている。手紙や新聞はまったく安全にさまざまな旅先に送ることができる。郵便為替制度は完全なまでに効率的で、多額の金をもち歩きたくない旅行者には便利である。どのような規模の都市にも、郵便局と電信局がある。主要な欧語による電報は、1語につき5セント、最低料金は25セントで、宛名にも料金がかかる。邦文電報は、仮名10字につき15セントで、宛名には料金がかからないので、外国人居住者はこれを通信手段としてよく使っている。電話交換所はいくつかの大都市に開設されている。」⁽²²⁾

グリフィスの『皇国』の「注釈と付録」には、1874/75年度の郵便局数、切手売捌所数、郵便物数、郵便為替などの郵便統計が掲載されている。このうち、1875年1月～6月の半年間について興味深い統計がある。住所不完全あるいは配達手段がないなどの理由で留め置かれた郵便物は3万9185通、郵便物数の0.3%に相当する。また同期間の盗難にあった郵便数は6305通で、このうち5633件は破損なく回収され、380通は破損されたかまたは判読不明、292通は紛失であつ

18 Bird, *Unbeaten tracks*, pp. 145–146. 邦訳は、『日本奥地紀行』、90頁、および『イザベラ・バードの日本紀行』上巻、190頁にもある。

19 *A handbook for travellers in central and northern Japan*, London: John Murray, 1881. この第2版 (1884年刊) は、『明治日本旅行案内』 (庄田元男訳、全3巻、平凡社、1996年) として訳出されている。

20 *A handbook for travellers in Japan*, London: John Murray, 1891. 抄訳は、楠家重敏訳『チェンバレンの明治旅行案内』 (新人物往来社、1988年)。

21 『明治日本旅行案内』上巻、27頁。

22 *A handbook for travellers in Japan*, p. 5.

た。紛失郵便物のうち9通は金子入り（金額39円37銭）であったが、窃盗犯の自白により返還された。配達あるいは輸送中の紛失件数は82通で、そのうち71通は発見後配達され、のこりの11通は紛失として処理された。郵便脚夫の不注意で留め置かれた郵便物は169通であったが、遅配ながら配達されたという。

アメリカ人グリフィスにとって誇らしかったのは、郵便局にはニューイングランド製の時計、1830年にバーモント州に設立されたフェアバンク・スケール社製の計量器、アメリカ製の皮靴が備えつけられていたことで、御雇外国人として外国郵便課長に就任したサミュエル・ブライアンについても特記している⁽²³⁾。

4 「英国領事報告」にみる日本の通信状況

横浜、神戸、長崎、函館、新潟に駐在していたイギリス領事は、開港場における通信状況について、どのようにみていたのだろうか。

政府の電信事業は、1869年12月に東京・横浜間の公衆通信に開始された。しかし、1871年6月にデンマークの大北電信会社（Great Northern Telegraph Co.）が上海・長崎間の海底電信線を敷設し、さらに長崎・横浜間の電信建設を計画したので、政府は通信主権の観点から東京・長崎間の電信敷設をいそぎ、東京・神戸間の電信は開通したものの、神戸・長崎間の開通は遅れた。「領事報告」での記述は多くはないが、年代順にたどってみると、以下のようになる。

1872年の状況について兵庫・大阪の「領事報告」は、つぎのように述べている。「神戸、大阪、京都、横浜、東京間の電信は頻繁に中断するが、それでも非常に便利である」。長崎・神戸間の電信は、この数ヵ月間利用できる状況になっているにもかかわらず、なんらかの理由で利用できず、神戸・長崎間は蒸気船で郵送することになり、2～3日が無駄になっているので、世界の各地域との直接の電信利用の利便性がさまたげられている⁽²⁴⁾。横浜の「領事報告」も、おなじ状況をつぎのように報告している。電信は長崎まで延長されたものの、利用できるのは神戸・横浜間だけである。年末までに電信でロンドンへの直接のアクセスが期待されたが、なんらかの理由で実現していない。ロンドンからの電信は4日で到着するが、長崎に到着してから船で神戸まで2日かかり、神戸から横浜に打電される。東京・横浜間の電信は順調で、日本人も外国人もひろく利用している⁽²⁵⁾。こうした神戸・長崎間の電信も1873年2月によりやく開通し、東京・長崎間の電信が可能になった。

1874年には津軽海峡海底ケーブルの敷設により函館までの電信が開通したが、76年初めに函館・青森間のケーブルが切断し、その後もケーブルの接合がうまくいかず、電報は青森から隔日運航の蒸気船ではこばれた⁽²⁶⁾。電信はひろく利用されているが、邦文電報と欧文電報で料金が大きく相違することがしばしば指摘されている⁽²⁷⁾。また新潟への電信は、1876年夏に高崎経由で高田局まで開通し、海岸道路沿いに陸送されるようになったが、1878年9月には新潟までの電信が開通した。通信は正確かつ迅速であるものの、電報料金は非常識なくらい高額であったという⁽²⁸⁾。こうした高額な電報料金は、さきのチェンバレン＝メイソンの『日本旅行

23 Griffis, *The Mikado's empire*, pp. 590-591. この「注釈と附録」の部分は『明治日本体験記』では、訳出されていない。

24 *Commercial reports*, Hiogo & Osaka for 1872.

25 *Commercial reports*, Kanagawa for 1872.

26 *Commercial reports*, Hakodate for 1876.

27 *Commercial reports*, Hiogo & Osaka for 1874.

案内』の、欧文電報は料金が高いので、外国人は邦文電報を利用しているという記述と符合している。

1873年3月には郵便規則が改正され、距離別料金制度が廃止されて全国均一料金制度が導入されることになった。郵便は郵便蒸気船会社の船舶で輸送され、神戸から横浜までは4日、長崎までは5日を要した⁽²⁹⁾。横浜・東京から新潟への郵便も、郵便制度の発足で通信状況は大幅に改善された⁽³⁰⁾。1872年半ばの郵便業務の開始以前には横浜・新潟間は民間の馬車輸送でおこなわれ、料金も恣意的で一定していなかったが、三国峠の悪い道路事情を考慮しても、通信は規則的かつ迅速になった。横浜・新潟間の郵便に要する時間は、以前の平均12～14日に対して、78年には夏期が3日半、冬期が6日になった。全国均一料金制度になって、新潟郵便局の郵便取扱量は急増したが、陸運は依然として内国通運会社が独占しており、東京・新潟間の輸送料は夏期には13.65円、冬期には1駄（積荷約336ポンド）あたり3割増と高いので、商人は1駄あたり8.50円、冬期2割増の輸送料で民間業者と頻繁に契約することもあると指摘されている⁽³¹⁾。

内国通運による荷物輸送の独占により輸送料金が割高な設定であったかどうかの判断はしかねるが、陸運にかんする比較的まとまった報告書である「日本の内陸輸送の特徴とコストにかんする報告」には、1875年4月現在の改定料金表がつけられている⁽³²⁾。

幕末期の居留地における郵便事情は、ワーグマンの風刺画にも描かれている⁽³³⁾が、1873年8月の日米郵便交換条約にもとづいて、1874年12月末をもって横浜、神戸、長崎のアメリカ郵便支局は閉鎖され、1875年1月から横浜、神戸、長崎郵便局で外国郵便の取扱いが開始された。1874年度の神戸からの領事報告には「書簡、新聞など郵便制度のある世界のいかなる地域向けにも投函できる」⁽³⁴⁾と記されているので、実際には1874年には国際郵便の取扱いが可能になっていたとおもわれる。函館郵便局では国内郵便と外国郵便の区別はなく、集配ともにおなじ部署でおこなわれたという⁽³⁵⁾。イギリスおよびフランスとの郵便交換条約締結交渉はその後も継続されたが、アメリカ経由で投函することが可能になったことにより、在日外国郵便局は実質的な意味を失っていたのかもしれない。在日イギリス郵便局は、1879年11月末に神戸が、12月末に横浜が閉鎖され、すべての郵便業務は日本の郵便局でおこなわれるようになったが、運営はきわめて順調で、手紙の配達や他の郵便業務も非常に満足できるものであると指摘されている⁽³⁶⁾。

おわりに

欧米諸国の外国人の眼には、幕末から明治初期に棒や竹竿に手紙を差して疾走する早飛脚の姿がかなり印象的であったようである。明治期になると、鉄道にかんする記述が多くなり、そ

28 *Commercial reports*, Niigata for 1876; Niigata for 1878.

29 *Commercial reports*, Hiogo & Osaka for 1873.

30 *Commercial reports*, Niigata for 1876.

31 *Commercial reports*, Niigata for 1878.

32 'Reports respecting the character and cost of internal transport of Japan', H. S. Parkes to the Earl of Derby, Yedo, 5 October 1877.

33 後藤・山本編『甦る幕末』、189頁。

34 *Commercial reports*, Hiogo & Osaka for 1874.

35 *Commercial reports*, Hakodate for 1876.

36 *Commercial reports*, Hiogo & Osaka for 1879.

れに比較すると電信や郵便についての記述はすくなかった。「領事報告」では、新潟や函館のように遠隔地で必要性の高い地域での記述は相対的に多いが、なにか問題があれば、神戸・長崎間の電信不通の状況や青森・函館間の海底ケーブル切断のように「領事報告」にも特記されたとおもわれるので、記述がすくないということ自体、郵便をふくめた通信制度が比較的順調に運営されており、不便を感じさせなかったことを物語っている。電報料金が高額であったことはしばしば指摘されているものの、郵便にしても宅配便にしても、外国人にはほぼ満足できる状況であったといえる。なお、日本は1877年2月に一般郵便連合（1878年に万国郵便連合に改称）に加盟している。

（すぎやま しんや 社会経済史学会代表理事、慶應義塾大学経済学部）

論文

戦間期における郵便事業の構造と 三等郵便局の待遇問題

—埼玉県越生郵便局の事例より—

田原 啓祐

1 はじめに

日本経済は第一次大戦中勃発により一時混乱に陥り、貿易の停滞、物価の下落など不況を一層深めることとなったが、大正4年後半より連合諸国が大戦の圏外にあった諸国に膨大な輸出需要を生み出したことにより、輸出が増大し、それに伴う海運業の飛躍的な発展などによって景気は一気に好転した。その後大正8年頃までは好況が続いたが、大戦終結頃に生産過剰、資金貸出の急増による金融逼迫などの問題も抱えており、大正9年3月の株式暴落によって日本経済は一気に不況に突入した。

第一次大戦期の好況以後、大正12年の関東大震災による深刻な被害、金融恐慌や昭和恐慌など相次ぐ恐慌に見舞われた日本経済であるが、『郵政百年史』では両大戦間期である大正から昭和初期に至るこの時期を、郵政事業の「発展期」と位置づけている⁽¹⁾。実際に大正5年10月簡易生命保険創業、大正6年1月私設郵便箱の設置、同8年4月切手別納郵便制度の規定、大正14年4年航空郵便の取扱開始など、新規事業の創業、新制度の施行が多く見られた。明治30年代以降増加傾向にあった郵便局はこの時期も順調に増加を続け、特に大正3年の7,242局から大正14年には8,705局、昭和5年には9,954局と急増した。内国通常郵便物数も大正3年の18億通から大正10年代に40億通に到達し、昭和4年には50億通にも及んだ。また、第一次大戦中の好況を反映して電信・電話事業が発達し、通信事業において大きな収益を上げる部門となった。郵便貯金も利率の引き上げによって加入者、金額ともに著しく増加した。このように戦間期の通信事業は多額の黒字を生み出したが、これらの利益は中央財政の一般会計の下で管理され、中央政府の重要な財政収入源となっていた⁽²⁾。

しかしながら、この時期の通信省の事業が順調に成長するなかで、郵便局は大きな問題を抱えていた。先述した事業の成長・多様化により局員の労働負担が増加し、一方で賃金が低く抑えられたために、局員は物質的、肉体・精神的に苦境に立たされる結果となったのである。特に三等郵便局の待遇悪化は日清戦争期以降より顕著となっており、その惨状がしばしば文学作品にも取り上げられている⁽³⁾。三等局問題について分析した研究として富永祐二、大島藤太郎、

1 郵政省編『郵政百年史』通信協会、1971年、399～579頁。

2 石井寛治「戦間期の財政金融史における郵政事業」『郵便史研究』第20号、2005年10月。そのため通信省側は、合理的かつ計画的な通信事業の運営のため、その経理を特別会計として独立させるべきとする意見を既に日清戦争以前から出しており、日清戦後にはそのための法案起草まで試みられていたが、通信事業特別会計法が施行され、通信事業が独立した会計制度を持つのは昭和9年4月まで待つことになった。石井寛治はさらに特別会計実現に至るまでの経緯について、高橋蔵相が採用の決断に至った経済・財政的事情や通信省と大蔵省の力関係に注目して明らかにしている（石井寛治「通信特別会計成立に関する一考察」『郵便史研究』第30号、2010年9月）。

杉浦勢之、野上敏夫らによるものがある。富永は明治期の郵便局の労働条件や勤務内容を一・二等局と三等局を比較しながら検討し、待遇の点で最も問題にすべきは三等郵便局従事員であるとした⁽⁴⁾。大島は三等郵便局の労働組織の封建的性格が戦後の特定郵便局にも存続し、それが通信事業のスムーズな発展を阻害する要因であると指摘した⁽⁵⁾。杉浦は第一次大戦を契機として経済・社会構造変化の加速的進行により三等局長層の地域的な影響力を低下させ、その調整力の喪失とともに経営面でもまた通信省が期待するバッファーとしての役割を果たせなくなり三等局体制が危機的状况を迎えたことを明らかにした⁽⁶⁾。野上は岡山県下の郵便局史料から当時の三等局の運営状況や職員構成や労働条件などを数量的に検討した⁽⁷⁾。そして筆者は、三等局の待遇悪化問題が長い間改善されず放置されてきた理由について検討し、通信省はその問題を重く見ながらも打開策を打てずにいたこと、三等局の持つ「経営の弾力性」ゆえに国の財政を握る大蔵省から経営の改善が後回しにされてしまったことが待遇改善を遅らせ、また、通信省当局が経費や人員を一等、二等、特定三等局以上の大規模局へ重点的に配分する「重点主義」政策を採用したことにより三等局のさらなる待遇悪化を招いたことを指摘した⁽⁸⁾。

本稿では、まず大規模局と三等局の経費や人員配分に格差が生じた原因を探り、続いて日本郵政株式会社郵政資料館が所蔵する埼玉県越生郵便局（埼玉県入間郡越生町）の史料から戦前期の三等郵便局の運営実態や局員の労働環境を検討することによって、なぜ三等局の待遇悪化が長期にわたって存続する問題となったのかについて考察したい。

2 戦間期における郵便事業と都市化

(1) 大規模局への業務偏重

まず、戦間期において郵政事業がどのように推移したのかについて概観しておきたい。郵便局所の数は、大正4年の段階では7,334局であったが、昭和5年には9,954局とこの15年間で約2,400局増加した。同期間の国内の一郵便局所当たりの平均面積は52.7平方キロメートルから38.4平方キロメートルと28%、同人口は7,434人から6,495人と13%減少し、いくぶん普及したように見える。しかし一方で一人当たりの年間郵便差立数は、同時期に346通から809通と2.4倍増加している事を踏まえれば、郵便ネットワークの普及が通信力の増加に追いついていないと言え⁽⁹⁾。

局所に関する制度についてこの時期に三点の大きな変化があった。第一に一等局の増加である。明治43年3月28日に通信管理局官制（勅令90号）の公布、通信官署官制（勅令91号）の改

3 例えば、実際に三等郵便局長として運営に当たった石光真清の手記（石光真清『望郷の歌—石光真清の手記三』中央公論新社、1979年）や通信講習所を卒業し、高麗橋郵便局に職員として勤務した経験のある宮本常一が昭和初年頃に執筆した「三等郵便局員」（宮本常一『和泉の国の青春』八坂書房、2010年所収）などがある。

4 富永祐二『交通における資本主義の発展』（富永祐二著作集第2巻）、やしま書房、1990年（初版は、岩波書店、1953年刊行）、第5章。

5 大島藤太郎『封建的労働組織の研究—交通・通信業における—』御茶の水書房、1961年、第3篇。

6 杉浦勢之「1910年代の通信省の危機」近代日本研究会編『年報近代日本研究13 経済政策と産業』山川出版社、1991年。

7 野上敏夫『備前西特定郵便局長会—特定局制度と局長会の歴史』備前西地区特定郵便局長会発行、1997年。

8 田原啓祐「戦前期三等郵便局の経営実態—滋賀県山上郵便局の事例より」『郵政資料館 研究紀要』創刊号、2010年3月。

9 通信省通信局編『大正四年度 通信統計要覧』、1916年、および通信省編『昭和五年度 通信統計要覧』、1932年。

正により（施行は4月1日）、全国を13管区に分割し通信管理局が新設され、一等局の監督事務兼務が廃止されたことにより18局から41局へ増加した。大正8年5月15日に地方通信官署官制が改正され（勅令202号）、通信管理局を7つに再編成するとともに別に地方一等局を指定し区域を定めて各郵便局の監察事務に当たらせた（現業監察指定局制度）。この施行にともない、一等局は57局からさらに65局に増加した。第二は、大正15年9月28日に郵便取扱所規則が制定され、簡単な窓口事務を取り扱う機関として郵便取扱所の設置が定められたことである。郵便取扱所は、内国郵便物の引受（但し書留・価格表記・配達証明以外の特殊取扱は含まれない）、為替は小為替のみ、貯金は新規預入以外の預入及び即時払いに限り取り扱う施設であり、同年10月1日に126か所、同年度中に132か所が開設された。第三は、大正4年11月30日に公布された勅令第215号によって、請願者（地方公共団体・会社・組合または個人）による新設費及び維持費の負担（但し維持費は新設後5年を経過すれば免除される）により郵便局、無線電信局、公衆電話所の新設あるいは郵便、電信、電話事務の開始が可能となったことである。これらを請願通信施設という。当初郵便に関する請願施設は、翌日公布された請願通信施設規則（通信省令第55号）によって無集配郵便局にのみ制限されたが、通信設備充足の要望が高まる一方でこれを整備するだけの財源が十分に得られない現状の中で、昭和3年9月に請願通信施設規則が改正され（通信省令第40号）、従来認められていた無集配郵便局新設のほかに集配郵便局の新設、郵便集配事務の開始、郵便取扱所の集配郵便局・無集配郵便局への改定、郵便取扱所の新設が認められることとなった。

大正期に入ると都市化が一層進展した。第一次世界大戦により、輸出が増加し、それに伴い綿織物業や鉄工業・造船業が盛んとなり、日本経済が好況に転じると、民間企業の労働力需要もあり、農村在住者がより豊かな生活や富を求めて都市部へ移動した。1910年から1915年の間に東京市の人口は180万人から224万人と、大阪市の人口は123万人から146万人と急激に膨張した。

都市化とともに郵便局所数も増加した。表1は戦間期における大規模郵便局所（一・二・特定三等郵便局）の数、管轄郵便区内の人口、郵便局所の従事員（雇員、傭人）数を示したものである。これによると、大規模局の数は大正7年から昭和5年の12年間で54局増加している。特定三等局の数は半減しているが、特定三等局の減少数（53局）以上に二等局が増加し（91局）、

年 度	郵便局所数								管轄郵便区内人口			郵便局所従事員人数	
	一等局	二等局	特定三等局	大規模局計	集配三等局	無集配三等局	郵便取扱所	郵便局所計	大規模局郵便区内人口	東京市内大規模局郵便区内人口	全国人口計	大規模局従事員人数	従事員人数総計
1918（大正7）	61	132	105	298 3.9%	4,335	3,106	—	7,739	13,859,546 24.4%	2,347,747 4.1%	56,851,300	42,672 43.5%	98,071
1920（大正9）	70	123	101	294 3.7%	4,401	3,296	—	7,991	14,213,336 25.4%	2,482,678 4.4%	55,963,053	59,895 49.3%	121,397
1922（大正11）	72	171	76	319 3.8%	4,476	3,682	—	8,477	16,458,231 28.5%	2,525,873 4.4%	57,655,800	70,722 51.6%	137,180
1924（大正13）	70	194	63	327 3.8%	4,476	3,830	—	8,633	18,234,725 30.8%	2,094,260 3.5%	59,138,900	69,469 50.4%	137,830
1926（大正15）	70	203	61	334 3.7%	4,575	3,875	132	8,916	20,236,276 33.9%	2,171,125 3.6%	59,736,822	77,644 52.2%	148,883
1928（昭和3）	74	211	57	342 3.6%	4,730	3,945	376	9,393	22,546,467 36.3%	2,358,975 3.8%	62,122,200	84,803 52.6%	161,272
1930（昭和5）	77	223	52	352 3.5%	4,871	4,240	491	9,954	23,462,291 36.4%	2,259,279 3.5%	64,450,005	89,977 52.7%	170,759

（出所）『一二等局業務要覧』（大正7、9、11、13各年度）、『一二等局特定三等局業務要覧』（大正15・昭和元、昭和3、5年度）および『通信統計要覧』（各年度）より作成。

（注1）本表では便宜上、一等局、二等局、特定三等局を大規模局と称する。

（注2）各年度下段の数値（%）は全国数値に占める構成比。

表1 戦間期における大規模局数及び同局管内人口、従事員数の推移

大規模郵便局全体の数は増加していることから、特定三等局の半数は二等局へ昇格したと考えられる。もっとも同期間に普通集配三等局が536局、無集配三等局においては1,134局も増加し、また郵便取扱所も大正15年の新設以降491か所まで増えているため、局数の上では増加傾向にある大規模局であるが、全体に占める割合は3%台のままととなっている。

一方、各局が管轄する郵便区内の人口は、大規模局全体で、約1,000万人増加し、その構成比も24%から36%と大きく上昇した。大規模局1局当たりの管轄人口も45,602人から66,654人と2万人以上増加しており、同時期の集配三等局の平均管轄人口が9,917人から8,414人と1,500人減少したと対照的である。郵便区内の人口は郵便区の領域面積や利用の頻度を示すものではなく、官庁や商社などが集中する都市部では利用者数と区内人口を同一に扱うことはできないが、局所全体の3%強に過ぎない大規模局が、全国人口の3分の1以上の郵便利用を受け負っていたことになる。

したがって、従業員も大規模局に割かれる必要があった。明治期より大規模局と普通三等局以下の郵便局では配置される人員数に大きな差があったが、その差は大正期に至りさらに広がる傾向にあった。大正7年から昭和5年の12年間の郵便局所従事員について見ると、大規模局は42,672人から89,977人と2.1倍増加し、全国従事員数の伸び(1.7倍)を上回っている。構成比も次第に増加し、大正11年以降は50%を超えた。つまり全国局所数のわずか3%程度に過ぎない大規模局に全従事員の半数以上が配置されていたことになる。局経費の配分に関するデータは得られなかったが、おそらく従業員同様大規模郵便局に相当傾斜した配分がされているものと推測される。まさに逋信省の「重点主義」政策が如実に表れているのである。

(2) 「都市化」の進展と郵便局所配置

逋信省の採った大規模局への「重点主義」政策は、普通三等郵便局への経費・人員の配分低下を招き、その結果三等局員の待遇悪化の原因の一つとして批判されてきた。ここではなぜ大規模局と普通三等局以下の間でこのような格差が生じてしまったのかについて検討したい。

表2は大規模局が取り扱った郵便物の推移を示したものである。まず大規模局の引受および配達郵便物ともに大正7年から昭和5年までの12年間でほぼ倍増している。構成比を見ると、

(単位：通)

年 度	郵便引受・配達数					
	大規模局引受	大規模局配達	東京市内 大規模局引受	東京市内 大規模局配達	全国引受総計	全国配達総計
1918(大正7)	1,562,080,763 56.3%	1,261,629,131 45.5%	444,103,847 16.0%	322,205,101 11.6%	2,775,394,561	2,775,116,476
1920(大正9)	2,112,529,110 55.5%	1,767,798,960 46.3%	660,186,663 17.3%	490,196,020 12.8%	3,806,120,192	3,820,552,746
1922(大正11)	2,447,733,169 59.3%	2,066,626,640 50.6%	725,267,714 17.6%	518,969,065 12.7%	4,126,958,030	4,084,816,657
1924(大正13)	2,508,981,154 60.9%	2,187,607,013 52.6%	616,375,074 15.0%	431,481,594 10.4%	4,120,032,952	4,159,786,493
1926(大正15)	2,562,762,742 64.5%	2,176,780,063 55.7%	666,532,878 16.8%	423,949,844 10.9%	3,974,192,623	3,906,474,525
1928(昭和3)	3,150,536,095 66.1%	2,665,000,859 56.5%	815,321,821 17.1%	527,063,334 11.2%	4,764,671,266	4,716,170,378
1930(昭和5)	2,873,850,383 65.2%	2,422,944,460 54.6%	710,767,303 16.1%	442,561,529 10.0%	4,409,551,651	4,437,939,812

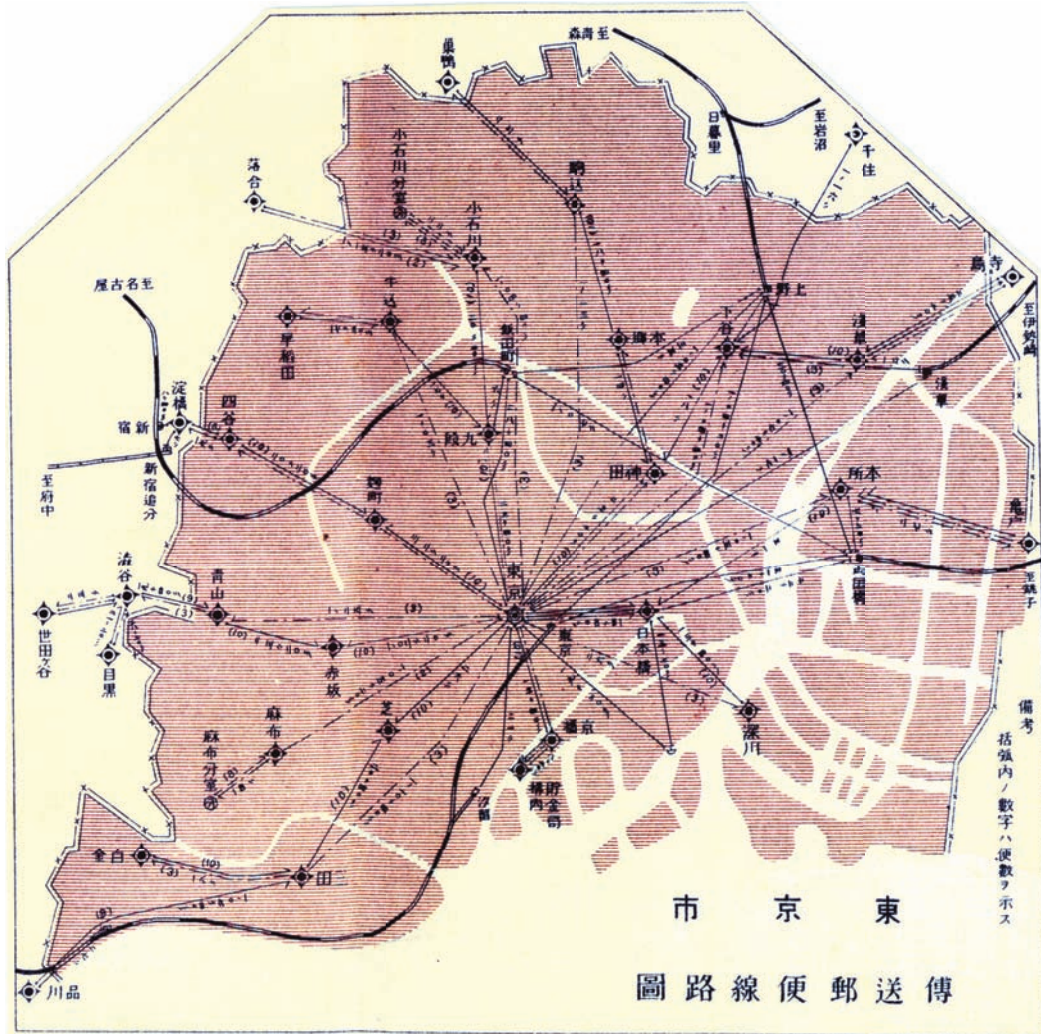
(出所) 表1に同じ。

(注1) 本表では便宜上、一等局、二等局、特定三等局を大規模局と称する。

(注2) 各年度下段の数値(%)は全国数値に占める構成比。

表2 戦間期における大規模局取扱郵便物数の推移

図1 東京市内の伝送郵便線路（大正15年1月）



（出所）通信省郵務局『郵便線路図』、1926年1月（郵政資料館所蔵、BC-A78）。

大正半ばの段階で、既に大規模局の引受郵便物が全国引受総数の5割を超え、昭和初期に入ると、約3分の2にまで至っていることが分かる。配達郵便物数は引受数に比較して少なく、構成比もいくぶん低い、それでも大正半ばには45%を超え、昭和初期には55%前後と10%上昇した。1局当たりの年間取扱数を比較すると、大規模局の引受数は大正7年の524万1千通から昭和5年の846万4千通、配達数は423万3千通から688万3千通と12年間でそれぞれ322万通、265万通増加している。一方同期間の集配・無集配三等局および郵便取扱所1局所当たりの引受数は、16万3千通から16万通と若干減少し、集配三等局1局当たりの配達数は34万9千通から41万3千通と6万4千通増加した。

このように郵便物数のみの比較でも大規模局との間に大きな格差が生じ、その差一層広がる傾向にあったが、これは都市部の持つ構造に起因する。都市部においては人口稠密の程度が著しく増加すると共に面積もまた膨張していく。例えば東京の場合日本橋を中心として漸次発達を続け、当時東京市域外であった品川・渋谷・新宿・大久保・巣鴨・王子・千住・亀戸などの町村までも取り込み、いわゆる「大東京」と呼ばれるまでに膨張していく。そして、交通機関などインフラストラクチャーの普及による各地の連結もあり、大都市は自ら一個の組織体のように構成されていく。都市政策の実施は国または自治体、通信事業の運営は通信省とそれぞれ別個の機関が管轄しているが、両者は密接な関係を有している。当時通信省副事務官であった

今井田清徳は、都市部は大体においては都心を結ぶ交通通信機関がある地域に拡大していき、それが商業地、工業地いずれにせよ交通通信の便益が少なければその地域の発達は遅滞を免れない。そのため都市の膨張を助成するためには通信施設は行政区画に拘泥せず、膨張の趨勢を洞察してこの方面に対し予め相当以上の便益を与えなければならないとしている⁽¹⁰⁾。東京の場合、大正9年から13年にかけて都市の膨張とともに東京市外にあった淀橋、品川・中野・世田谷・王子、亀戸・寺島・鎌田・落合の各局が二等局に昇格し、通信需要の増大に対応している⁽¹¹⁾。大都市の場合、図1の東京市内郵便線路図のように市域内に大規模郵便局が近接して設置され、局同士が相互に複雑に結束した一大郵便局ネットワークを構成することによって、市域内の商業地・工業地・住宅地の情報需要に対応しているのである。これは、1～2局程度の大規模郵便局（主に県庁所在地に設置された）が中核として構成されている地方都市型の郵便局ネットワークと性質を異にしている。大正期の場合、前者のタイプとして東京・大阪・京都・名古屋などがあり、後者のタイプとしては、岡山・静岡・宇都宮などがあげられる。大都市型郵便局ネットワークの場合、その規模にも大きな差があり、各都市の人口と1日当たりの郵便物数（大正6年時）を比較してみると、東京（224万人、86万4,000通）、大阪（146万人、34万7,000通）、京都（53万人、8万6,000通）、名古屋（38万人、6万8,000通）と、東京、それに次いで大阪が圧倒的に大規模な郵便局ネットワークを構成していることがうかがえる⁽¹²⁾。さらに今井田によると、東京市内における通信事業は1日当たりの経常収入平均3万円、同支出は5千円で、1日2万5千円の利益を上げる通信省にとってまさにドル箱のエリアであった⁽¹³⁾。

昭和4年に一等局に昇格した日本橋郵便局の事例を見ると、管轄区に1万8千戸、10万3千人を抱える同局は1日に通常郵便263,094通を引き受け、133,656通を配達する。郵便為替は1,500口（金額6,112万円）を引き受け、225口（同6,143万円）を払い渡す。印紙は1万3千枚（金額282万円）、切手は13万枚（同624万円）を売り捌く。伝送便は通常便1日60便、速達166便発着する。局内の業務は、170人の吏員（通信書記（補）・通信事務員（見習））が担い、1日10回の郵便物集荷と6回の配達は166人の傭人（集配人）が担っている⁽¹⁴⁾。一方、同時期の普通集配三等局の抱える人員は、事務員、集配人がそれぞれ5～6人、年間取扱郵便物は引受・配達あわせて50万～60万通であった。さらに、大規模局の業務がその繁忙さと多人数の人員配置により郵便局業務の分業化、交代制が採られていたのに対し、普通三等局の場合、各事務員は郵便業務（局内での郵便物引受、切手類売捌などの内勤）だけではなく電信・電話・為替・貯金・簡易保険まで「万屋」的に従事しており、勤務は長時間に及んだ。都市化は大規模局の郵便局業務と普通三等郵便局のそれを全く異質のものにしたといえよう。そのため、従事員の給与にも格差が見られ、昭和2年における大規模局と普通三等局の月給定率（賃金ベースのこと）は、東京の場合、雇員は大規模局が41.67円、普通三等局が31円、同じく傭人は大規模局57.18円、普通三等局38円となっており、雇員で10.67円、傭人で19.18円の差が生じていた⁽¹⁵⁾。大規模局と普通三等局の賃金格差は、三等郵便局の待遇悪化問題と合わせて問題視され、当時の『通信協会雑誌』の誌面では、普通三等局の賃金も一・二等局同様年功加給の制度を採択して同等の

10 今井田清徳「大都市に於ける通信事業」『通信協会雑誌』第112号、1915年10月、3頁。

11 通信省通信局編『大正九年度 一二等局業務要覧』、1922年、通信省通信局編『大正十一年度 一二等局業務要覧』、1924年、通信省郵務局編『大正十三年度 一二等局業務要覧』、1926年。

12 前掲、今井田清徳「大都市に於ける通信事業」（註10）、5頁。

13 今井田清徳「大都市に於ける通信事業（二）」『通信協会雑誌』第113号、1915年11月、15頁。

14 梶原敬「日本橋郵便局の郵便及関係事務の容量に就て」『通信協会雑誌』第250号、1929年6月。

15 中央郵政研究所編『明治二十九年度 研究部事業研究報告書』（総説第一分冊）、1955年、107頁。

待遇を求めるとする投稿者（三等局員）と普通三等局の待遇改善は必要としながらも労力対報酬はバランスを取られるべきで、事務の繁閑、サービスの軽重といったことを考慮すれば一・二等局と普通三等局の給与には若干の差があるのはやむを得ないとする評者（編集者）との間で議論が交わされていた⁽¹⁶⁾。次章では同時期の三等郵便局の実態を詳しく見ていくことにしたい。

③ 戦間期における三等郵便局の実態—埼玉県越生郵便局の事例より—

(1) 越生郵便局について

日本郵政株式会社郵政資料館は明治後期から昭和初期までの埼玉県越生郵便局の業務記録書と業務統計資料を所蔵しており、これらの資料から同時期の越生郵便局における業務運営状況の連続した数量データを見ることができる。そこで以下では、同時期の埼玉県越生郵便局の事例に注目し、三等郵便局の業務運営の実態を検討していくことにしたい。

埼玉県入間郡越生町は県南部、越辺川の上流域に位置する町である。地勢について大正元年度の「通信事務概要表」によると、「西南部ハ一般ニ山嶽ニシテ郵便物集配場困難ナルモ、東北部ハ平坦ナリ。運輸ハ水運ノ便ナリ、川越、小川ニ達スル馬車便アルノミ」⁽¹⁷⁾とあり、あまり交通・運輸の便が良いところではない。平地が少なく山林が多い地勢のため、畑地が多いが田地が少なく、男は山稼ぎ、女は織物を生業としていた。「当地主要輸入品ハ穀類・生糸・繭・食塩・石油等ニシテ取引先ハ川越・松山方面ナリ。輸出品ハ生絹ヲ第一トシテ、洪団扇・木材・薪炭等之ニ次グ、東京・京都・大阪へ輸出ス」とあり、交易が近隣の川越から大阪・京都まで広域に及んでいることが分かる。特に重要な産業は、先に掲げられているように製糸・絹織物業である。明治20年代以降農間の養蚕・織物業が盛んとなるにつれ、「越生絹（裏絹）」と呼ばれる生絹を生産するようになった。明治33年には株式会社越生生絹市場が設立され、日露戦争後の入間郡一帯では、絹糸生産および絹織物生産がさらに展開し、越生町は周辺地域からの繭・生絹の集散・流通の要所となった⁽¹⁸⁾。毎月2、7の日に市場が開催され生絹織物の商取引が行われ、大正元年時には取引高60万疋以上で価格は400万円内外であったがその後取引が急増し、ピーク時は大正8年で取引高500万疋、価格約540万円におよんだ。その後は徐々に取引が衰退し、大正11年頃には取引高15万疋、価格200万円まで減少した⁽¹⁹⁾。

越生局は、明治6年5月1日、越生郵便取扱所として埼玉県入間郡越生町大字越生に開局し、明治8年1月1日五等郵便局、明治19年4月26日に三等郵便局となった。昭和12年10月に特定郵便局と改称し、昭和45年3月16日普通郵便局に改定された⁽²⁰⁾。

局長は初代新井義連より新井家が務めており、本稿で取り上げる時期の局長は5代局長新井久治郎（文久元年7月2日生、任期：明治26年4月8日～昭和12年8月27日）であった。新井久治郎の職業は「穀商・酒造」であり、越生町商工会長や越生町町会議員を兼職していたことから地方名望家・有力者の出身であると思われる⁽²¹⁾。

16 那須田純三「三等局の待遇改善に就て」『通信協会雑誌』第210号、1926年2月、45～46頁。磯田繁「三等局改善問題に就て」『通信協会雑誌』第213号、1926年5月、54～55頁。

17 「武蔵国越生郵便局通信事務概要表 大正元年度」（「局務概要表 自明治二十五年度 至大正元年度」（越生郵便局関係資料、郵政資料館所蔵、2961-26）。

18 越生町教育委員会編『越生の歴史Ⅲ』越生町、2000年、282～306頁。

19 「局務概要表 自大正二年度 至昭和四年度」（越生郵便局関係資料、郵政資料館所蔵、2961-27）。

20 『普通郵便局原簿 東京・信越』。

21 「業務記録簿」（越生郵便局関係資料、郵政資料館所蔵、2961-25）、澤本健三編『通信六十年史』通信六十年史刊行会、1930年、埼玉県8頁。

(2) 越生郵便局の局務状況

表3は越生郵便局の業務統計を各年別に示したものである。まず一見して、この時期の普通三等郵便局の取扱業務が多岐にわたっていることがわかる。越生局では明治期に既に開始していた郵便、電信、為替、貯金、振替貯金、証券保管事務に加え、年金恩給支給業務が明治43年、国庫金取扱が大正4年、簡易保険が同5年、電話業務は通話が大正7年、交換業務が同11年より取り扱われた。

大まかな趨勢を見ると、通信力（郵便・小包・電信）、金融（内国為替、貯金、振替貯金）ともに明治末期から第一次大戦前の不況期に減少傾向にあり、第一次大戦が始まり対戦ブームの期間に再び成長を遂げている。対戦が終了しブームが終了した大正8年以降、幾度も不況に見舞われた影響により各業務において増減の波が見受けられるが、昭和初期までに急激に成長を遂げた。特に成長著しいのはこの時期に始まった電話業務と簡易生命保険業務であり、電話業務は大正末より、簡易生命保険は第一次大戦終了後より急速に普及していった。

続いて郵便区および局従事員に注目しよう。表4は越生郵便局の郵便区内人口、集配・通送状況、郵便局従業員を各年別にまとめたものである。越生郵便局が郵便物集配を管轄する郵便区域は本稿で取り上げる明治43年から昭和5年の21年間では変更はない。郵便区内での市内・市外の編制替えがあったため、市内外別の戸数・人口に変化が見られるが、郵便区内全体ではこの21年間で大きな変化は見られない。また郵便物の集配状況についてみると、明治末～第一次大戦期までは市外であっても1日に2回集配を行う区域があったが、大正4年以降市外区は全て集配1回に減回された。市内の集配度数は当初3回であったが、こちらも大正11年には2回に減回されている。差立便（郵便物の通送）は、明治期には越生局を出発し途中玉川局に立

年度	通常郵便引受			通常郵便配達			小包郵便			電報		通話 (同一加入区域内)	通話 (加入者区域外)		請求件数		前納通 話券送 達通数
	市内	市外	総計	市内	市外	総計	引受 個数	配達 個数	総計	国内 発信	国内 着信	加入者相互間 (呼数)	加入者発 (通話時数)	非加入者発 (通話時数)	加入者発	非加入 者発	
1910 (明治43)	130,639	70,900	201,539	68,710	152,678	221,388	2,075	2,678	4,753	2,556	2,976						
1911 (明治44)	97,435	68,134	165,569	75,953	146,759	222,712	2,255	1,583	3,838	2,236	2,501						
1912 (明治45)	78,337	60,383	138,720	75,553	147,787	223,340	2,126	3,139	5,265	2,302	2,717						
1913 (大正2)	79,992	79,161	159,153	79,459	137,321	216,780	2,045	3,280	5,325	2,520	2,652						
1914 (大正3)	87,210	73,968	161,178	80,669	122,823	203,492	2,247	3,464	5,711	2,602	2,812						
1915 (大正4)	87,849	70,838	158,687	87,036	134,753	221,789	2,049	3,311	5,360	2,864	3,259						
1916 (大正5)	88,843	75,265	164,108	87,479	132,300	219,779	2,199	3,602	5,801	3,834	4,415						
1917 (大正6)	88,924	102,148	191,072	85,250	195,977	281,227	2,570	4,246	6,816	4,349	4,896						
1918 (大正7)	91,598	113,053	204,651	83,900	220,301	304,201	2,735	4,922	7,657	4,747	5,529			1,074		54	229
1919 (大正8)	107,793	148,983	256,776	97,574	305,564	403,138	2,703	5,669	8,372	5,333	6,501			5,425		337	1,071
1920 (大正9)	107,646	162,719	270,365	118,973	318,043	437,016	2,889	5,052	7,941	4,969	5,783			4,513		195	1,068
1921 (大正10)	131,453	218,609	350,062	131,587	379,642	511,229	2,976	5,686	8,662	5,431	5,698	23,500	675	4,039	10	164	802
1922 (大正11)	175,990	222,584	398,574	127,713	391,547	519,260	3,103	5,861	8,964	4,677	5,440	25,550	6,508	859	94	17	49
1923 (大正12)	173,008	215,922	388,930	131,452	268,372	399,824	2,678	5,095	7,773	3,689	4,431	31,980	6,630	694	69	6	33
1924 (大正13)	186,804	203,412	390,216	148,627	326,259	474,886	3,198	6,370	9,568	4,336	5,135	32,050	7,585	843	57	16	25
1925 (大正14)	131,478	252,465	383,943	189,302	417,180	606,482	3,171	6,198	9,369	3,533	4,688	33,600	7,905	919	65	12	42
1926 (大正15)	96,542	194,615	291,157	138,328	265,575	403,903	3,189	1,415	4,604	3,379	4,554	78,100	7,505	831	42	13	32
1927 (昭和2)	178,318	155,703	334,021	188,615	446,330	634,945	3,359	6,876	10,235	3,513	5,002	262,080	8,176	997	33	1	38
1928 (昭和3)	144,199	180,861	325,060	149,668	355,057	504,725	3,456	7,542	10,998	3,658	5,107	112,320	10,394	1,097	38	1	25
1929 (昭和4)	190,278	187,653	377,931	151,468	329,910	481,378	3,555	7,384	10,939	3,367	4,928	140,400	10,391	1,318	27	2	37
1930 (昭和5)	—	—	347,038	—	—	454,471	3,038	6,643	9,681	3,363	4,629	131,220	9,538	1,155	39	5	33

表3 越生郵便局の局務一覧（業務統計）

年度	内国為替					貯 金				新規加入人員	振替貯金				証 券				
	振出口数	振出金額	払渡口数	払渡金額	新規預入人数	預入度数	預入金額	払戻度数	払戻金額		払込度数	払込金額	払出度数	払出金額	新規受入人員	預入口数	預入金額	払戻口数	払戻金額
1910 (明治43)	2,044	28,544	1,028	8,803	255	10,429	11,859	1,098	7,849			1,088	10,343	18	307				
1911 (明治44)	2,210	29,121	1,206	10,781	425	9,824	14,604	1,258	13,999			1,105	14,890	18	310				
1912 (明治45)	1,957	26,194	1,207	10,744	378	8,673	15,086	1,262	14,102	2	1,285	19,079	41	600					
1913 (大正2)	2,093	26,123	1,146	10,192	333	7,563	16,970	1,360	14,528	1	1,585	23,795	40	1,204					
1914 (大正3)	2,045	23,562	1,135	11,062	340	6,043	12,910	1,402	12,807	0	1,736	25,715	57	1,756					
1915 (大正4)	1,955	26,324	1,135	12,301	376	6,096	18,014	1,329	16,042	1	2,081	28,441	124	2,331					
1916 (大正5)	2,401	35,595	1,400	14,941	403	7,097	28,504	1,581	20,028	1	2,364	31,626	180	4,374					
1917 (大正6)	3,325	47,446	1,631	18,793	578	8,672	56,302	1,470	30,069	1	2,835	42,743	193	7,016					
1918 (大正7)	3,202	61,924	1,816	23,705	493	9,123	71,484	1,801	46,339	2	3,246	28,021	196	6,836					
1919 (大正8)	3,240	98,180	1,930	36,636	512	9,976	90,374	1,832	74,145	0	3,577	99,922	225	17,836					
1920 (大正9)	2,891	91,239	2,042	39,492	352	8,036	101,650	2,469	91,332	3	3,170	82,574	212	12,213					
1921 (大正10)	3,165	108,110	1,939	36,154	388	7,584	80,020	2,225	88,742	3	3,591	88,752	233	18,879					
1922 (大正11)	3,168	93,645	1,937	43,790	331	6,841	85,538	2,394	92,567	1	3,600	88,982	255	16,485	13	143	2,130	21	1,845
1923 (大正12)	2,877	93,995	1,982	49,472	381	7,769	28,923	2,082	89,285	0	2,880	66,946	255	8,579	8	11	5,240	2	250
1924 (大正13)	3,206	105,829	1,989	51,891	418	7,951	115,579	3,003	121,475	3	3,735	97,154	273	13,206					
1925 (大正14)	3,007	91,350	2,071	51,602	279	6,980	107,238	2,823	115,492	0	4,286	102,294	267	8,823					
1926 (大正15)	3,041	92,885	2,540	59,425	333	7,117	99,496	2,779	125,164	0	4,455	113,943	374	9,133				2	110
1927 (昭和2)	3,348	88,749	2,868	66,456	422	7,770	141,070	2,878	113,545	0	4,755	119,041	373	12,902				1	100
1928 (昭和3)	3,399	99,218	2,839	63,364	308	7,546	140,714	2,962	152,083	1	5,133	148,240	314	14,330				9	590
1929 (昭和4)	3,115	83,920	2,715	59,753	276	6,504	115,231	3,209	133,601	2	5,265	128,125	441	18,275				4	40
1930 (昭和5)	2,711	68,713	2,706	53,864	320	5,475	116,371	5,502	115,055	0	4,681	104,843	495	21,975				29	780

年度	年金恩給		国庫金取扱				簡易生命保険							
	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
1910 (明治43)	287	5,508												
1911 (明治44)	275	5,679												
1912 (明治45)	288	5,937												
1913 (大正2)	278	5,361												
1914 (大正3)	274	5,529												
1915 (大正4)	270	6,044	9	223	93	239								
1916 (大正5)	268	6,095	13	333	106	1,318	5	227	5	227	21	6		
1917 (大正6)	271	6,141	9	186	143	1,430	228	11,153	227	11,141	633	191		
1918 (大正7)	273	6,329	29	2,753	194	4,629	26	13	257	13,317	2,665	772	3	22
1919 (大正8)	299	6,584	33	10,138	230	4,933	90	6,475	347	19,792	2,884	900	5	107
1920 (大正9)	288	9,284	54	5,353	216	7,168	214	15,854	541	35,101	3,987	1,481	5	143
1921 (大正10)	295	12,008	27	860	199	8,214	364	19,578	886	51,017	8,539	3,315	7	142
1922 (大正11)	298	12,872	34	2,301	187	6,798	277	23,542	1,101	78,930	11,302	4,759	19	613
1923 (大正12)	301	14,483	57	2,748	205	16,149	364	29,370	1,572	109,609	13,471	6,305	28	747
1924 (大正13)	315	19,558	46	4,344	204	11,176	416	38,701	1,982	146,722	18,232	9,371	25	706
1925 (大正14)	347	21,496	11	278	285	19,670	402	37,210	2,138	186,416	23,183	12,864	40	874
1926 (大正15)	349	21,489	4	132	181	26,889	424	46,440	2,487	207,891	27,334	15,536	50	1,017
1927 (昭和2)	359	21,806	71	779	213	19,355	342	30,733	2,644	223,119	30,684	17,921	162	5,004
1928 (昭和3)	331	21,131	55	4,645	230	28,678	323	36,611	2,848	214,762	21,152	20,078	111	5,809
1929 (昭和4)	326	21,451	78	5,024	430	32,921	299	49,323	3,034	284,393	29,752	22,038	105	5,346
1930 (昭和5)	317	20,076	88	7,368	236	32,196	558	63,993	2,778	234,647	31,410	25,209	50	2,323

(出所)「局務一覧表」(越生郵便局資料、郵政資料館所蔵、2961-26-8～12)より作成。

表3 越生郵便局の局務一覧(業務統計) つづき

年度	郵便区内人口				集配・通送				従 業 員						
	市内戸数	市内人口	市外戸数	市外人口	市内集配度数	市外集配度数・区数	市外一周総里程	通送便数	通信手	通信事務員(男)	通信事務員(女)	集配人(郵便)	集配人(電信)	送給人	従業員計
1910 (明治43)	299	1,657	2,348	14,880	3 回	1 回・4 区、 2 回・1 区	43里26丁	4		4		6	2	3	15
1911 (明治44)	301	1,661	2,381	14,910	3 回	1 回・4 区、 2 回・1 区	43里26丁	4		3		6	1	3	13
1912 (明治45)	305	2,336	1,701	14,740	3 回	1 回・4 区、 2 回・1 区	43里26丁	4		4		6	1	3	14
1913 (大正 2)	310	1,742	2,374	15,176	3 回	1 回・4 区、 2 回・1 区	43里26丁	3		4		6	1	1	12
1914 (大正 3)	306	1,776	2,449	15,391	3 回	1 回・4 区、 2 回・1 区	43里26丁	3		3		6	1	2	12
1915 (大正 4)	311	1,829	2,483	15,591	3 回	1 回・4 区	42里16丁	3		4		6	1	1	12
1916 (大正 5)	316	1,851	2,496	15,465	3 回	1 回・4 区	42里16丁	3		3		5	1	2	11
1917 (大正 6)	329	1,641	2,508	15,362	3 回	1 回・4 区	42里16丁	3		3		4	1	3	11
1918 (大正 7)	332	1,648	2,521	15,391	3 回	1 回・4 区	42里16丁	3		2	1	4	1	3	11
1919 (大正 8)	335	1,688	2,530	16,282	3 回	1 回・4 区	42里16丁	3		3	1	4	1	3	12
1920 (大正 9)	373	1,841	2,554	15,083	3 回	1 回・6 区	44里30丁	3		3	1	6	1	3	14
1921 (大正10)	374	1,896	2,587	15,362	3 回	1 回・6 区	44里30丁	3		4		6	1	2	13
1922 (大正11)	374	1,896	2,576	15,201	2 回	1 回・6 区	44里30丁	2		4	2	6	1	2	15
1923 (大正12)	374	1,896	2,576	15,201	2 回	1 回・6 区	44里30丁	2	1	3	3	6	1	2	15
1924 (大正13)	374	1,896	2,576	15,201	2 回	1 回・6 区	44里30丁	2	1	3	3	7	1		14
1925 (大正14)	374	1,896	2,576	15,201	2 回	1 回・6 区	44里30丁	2	1	3	3	7	1		14
1926 (大正15)	374	1,896	2,576	15,201	2 回	1 回・6 区	44里30丁	2	1	3	3	7	1		14
1927 (昭和 2)	406	1,985	2,607	15,722	2 回	1 回・6 区	44里30丁	2	1	3	3	7	2		15
1928 (昭和 3)	406	1,985	2,607	15,723	2 回	1 回・6 区	44里30丁	2	1	4	1	7	2		14
1929 (昭和 4)	406	1,985	2,607	14,921	2 回	1 回・6 区	44里30丁	2	1	4	2	7	2		15
1930 (昭和 5)	426	2,018	2,191	12,075	2 回	1 回・5 区	44里30丁	2	1	3	2	5	1		11

(出所)「業務概要表」(越生郵便局資料、郵政資料館所蔵、2961-27-1~2)より作成。

表4 越生郵便局の局務一覧(郵便区内人口・集配通送・従業員)

寄り小川局に到達する人夫送の線路と越生発坂戸間を往復する人夫送の線路が1日2便ずつ差し立てられていたが、大正2年に入ると越生一坂戸間の1線路のみに整理され、坂戸発越生間の往復便1日2回、越生発坂戸間の往復便1日1回が差し立てられることとなった⁽²²⁾。さらに大正13年には自動車による通送に切り替わり、郵便線路も17km離れた川越局まで直接通送するよう変更された⁽²³⁾。

郵便局従業員は、局長のほか、雇員(通信事務員)と傭人(集配人・送給人)で構成されている。明治末~大正10年まで雇員は3~4人、傭人は8人前後で構成されていたが、大正11年以降雇員が増員され6~7人が局務に従事するようになった。なお、大正7年に電話業務が開始されたことにより、女性通信事務員が電話交換手として採用されるようになり、さらに翌12年からは通信手1名が配置されることとなった⁽²⁴⁾。

次に局の運営状況を経費の面から注目しよう。表5は越生郵便局の会計項目を年別にまとめ

22 「経規第五二六六号」(大正2年12月2日)〔「本省及監督局達書」(越生郵便局関係資料、郵政資料館所蔵、GB-B75)〕。

23 通信省郵務局『郵便線路図』、1926年1月(郵政資料館所蔵、BC-A78)。

24 通信手とは、三等郵便局または三等電信局の事務員として3年以上在勤する者あるいは事務員に在職する成績良好・技術優秀な者から通信省が銓衡した者であり、判任官待遇となった(通信省編『通信事業史』第1巻、通信協会、1940年、163~164頁)。

(単位：円)

年度	郵便切手類売捌代		収入印紙売捌代		局長手当	郵便局経費								
	定価	割引	定価	割引		局員給料	事務費雑費	郵便集配費	電信集配費	通送費	臨時費	保険費	年金費	総計
1910 (明治43)	2,521	1,788	2,995	1,891	60	505	159	535	106	415	106	—	—	1,826
1911 (明治44)	2,456	1,879	2,487	1,940	60	505	159	535	106	370	66	—	—	1,741
1912 (明治45)	2,476	1,917	2,341	1,489	60	505	159	539	107	342	66	—	—	1,718
1913 (大正2)	2,585	1,921	2,214	1,420	60	505	159	546	109	274	87	—	—	1,681
1914 (大正3)	2,588	1,752	2,107	1,415	60	505	159	546	109	179	74	—	—	1,572
1915 (大正4)	2,674	1,811	2,008	1,535	60	505	159	550	110	166	95	—	—	1,585
1916 (大正5)	2,619	1,991	1,469	1,298	60	505	164	568	114	301	140	1	—	1,793
1917 (大正6)	2,959	1,892	1,851	2,103	60	521	170	592	119	318	160	61	—	1,942
1918 (大正7)	3,220	2,263	2,149	1,980	60	543	199	633	121	331	165	95	—	2,085
1919 (大正8)	4,149	2,467	2,526	2,224	93	543	215	646	148	338	307	157	—	2,354
1920 (大正9)	3,789	2,768	3,576	2,643	192	825	561	1,448	357	621	366	180	—	4,357
1921 (大正10)	4,492	3,323	3,742	3,816	240	1,260	448	2,213	470	737	557	450	—	6,136
1922 (大正11)	4,107	2,918	3,810	3,466	240	1,753	645	2,309	470	751	587	602	—	7,117
1923 (大正12)	4,598	2,098	6,019	3,901	240	1,802	538	2,224	470	613	397	920	—	6,963
1924 (大正13)	7,387	4,169	7,430	6,177	240	1,793	523	2,213	470	358	522	1,092	—	6,972
1925 (大正14)	5,946	2,564	5,452	5,699	240	1,753	664	2,394	514	—	895	1,813	—	8,032
1926 (大正15)	4,091	2,451	4,576	8,218	258	1,893	551	2,394	514	—	974	1,691	—	8,016
1927 (昭和2)	6,065	2,772	6,386	6,628	312	1,917	777	2,812	554	—	673	1,929	—	8,661
1928 (昭和3)	5,219	3,645	4,448	9,087	312	1,922	775	2,812	554	—	767	2,030	4	8,860
1929 (昭和4)	5,357	5,525	4,803	8,639	312	2,150	584	2,812	554	—	727	2,325	6	9,151
1930 (昭和5)	4,284	2,321	3,361	6,042	312	2,195	481	2,734	553	—	621	2,668	34	9,252

(出所)「局務一覧表」(越生郵便局関係資料、郵政資料館所蔵、2961-26-8~12)、「業務記録簿」(越生郵便局関係資料、郵政資料館所蔵、2961-25)より作成。

表5 越生郵便局の局務一覧(会計)

たものである。まず、会計項目のはじめに郵便切手売捌代と収入印紙売捌代が計上されている。郵便切手や収入印紙の売り捌きは郵便局所の重要な業務であり、特に三等郵便局の場合はその売捌手数料(割引歩合、すなわち郵便切手類の売捌に対する報酬となる)が、渡切経費に次ぐ収入源として、局の運営において重要な役割を果たしていたといえる。郵便切手類の売捌手数料は、最初は現金あるいは郵便切手類にて後払いで交付されていたが、明治18年より前金制に改められ、明治33年10月以降郵便切手類や収入印紙の買受金額についてそれぞれ割引される方法に変更された。割引歩合も当初より幾度も変遷があった。普通集配三等郵便局が郵便切手類を買い受ける場合の割引歩合は、明治31年7月より昭和6年3月27日までの期間は1000分の50(5%)、収入印紙の場合は明治42年4月より昭和6年3月27日までの期間は1000分の40(4%)であった。それらを定価で売り捌けば、郵便切手の場合5%、収入印紙の場合4%の利益を得ることとなり、それは郵便局長の収入となった。表5の各売捌代の項目のうち「定価」とは、定価で売り捌いた郵便切手あるいは収入印紙の金額総計である。また、集配三等郵便局は管轄郵便区内の無集配三等郵便局や郵便切手売捌所にも郵便切手や収入印紙を売り捌く役割を負っていた。したがって集配三等郵便局は自局用以外に無集配三等郵便局や売捌所へ回すための郵便切手・収入印紙もまとめて買い受けする必要があった。なお、売捌所は三等郵便局から1000分の35(3.5%)の割引で郵便切手を、1000分の30(3%)の割引で収入印紙を買い受ける⁽²⁵⁾。したがって割引で売り捌いた場合、郵便切手で1.5%、収入印紙で1%の割引歩合が最終的に

集配三等郵便局の収入となる。表5の各売捌代の右項目の「割引」とは、越生郵便局管轄区内の売捌所に上記の歩合で割り引いて売り捌いた売捌金額のことである。なお、越生郵便局の郵便区管内には明治43年～昭和5年の期間に29の郵便切手収入印紙売捌人が存在しており⁽²⁶⁾、彼らへの郵便切手・収入印紙割引売捌代も相当な額に及んだと考えられる⁽²⁷⁾。

また、郵便局経費が項目ごとに記されているが、局長の手当は局経費に含まれていないことが分かる。この期間を通して局員給料や集配費、通送費などの人件費の経費全体に占める割合が高く、大正10年頃より保険費が急激に増加していることがうかがえる。通送費が大正13年以降計上されていないが、それは先述したように郵便線路が人夫送から自動車通送に転換したため越生局に通送人が置かれなくなったためである。

以上、表3から表5を概観してみると興味深い実態が浮かんでくる。それは①大戦ブーム期を迎え、同時期の越生郵便局の郵便・電信・為替・貯金・振替貯金などの各業務も盛況となり、さらに電話・国庫金取扱・簡易生命保険業務などの新規業務まで加わり、局内業務が繁忙となったにも関わらず、局内経費は大正7年頃まで大きな変化が見られず、通信事務員も全く増員されていなかったこと、②郵便物引受・配達数ともに増加傾向にあるにも関わらず、市外の集配度数はむしろ減回し、集配人も減員されたことである。

郵便局経費について詳細に検討してみると、局員給料と集配費が明治43年から大正6年までの8年間ほぼ据え置かれた状態であったことが分かる。続いて郵便局従業員の労働状況を検討してみよう。同時期の越生局局員の勤務時間を知りうる資料はないが、通信省が昭和11年に実施した勤務時間調査によって大規模局と集配・無集配三等郵便局の従業員の平均勤務時間を知ることができる。同調査によると、大規模局の内勤（局員）の平均勤務時間は8時間19分、外勤（集配人・通送人など）は8時間51分であるのに対し、集配三等局の場合、内勤は11時間23分、外勤は10時間22分と、郵便局の等級によって、内勤で約2時間、外勤で1時間半の差があった⁽²⁸⁾。大規模局については昭和4年9月より24時間連続勤務を全廃し、一日平均8時間勤務体制が確立したが、普通三等局については、明治41年に制定された「郵便電信電話官署現業傭人規程」に定める通常休暇に関する規程の適用を除外され、24時間連続勤務の廃止と通常休暇制度も実施されなかった。局員は、三等局長が渡切経費の範囲内で局務運営上に必要な人員を雇用し、その勤務時間、勤務内容は三等局長が定めることとなっていたが、通信省あるいは通信局が統一的に定めた標準がなかったため、局によっては勤務時間が長時間におよぶ場合もあった⁽²⁹⁾。ちなみに無集配三等局の内勤の平均勤務時間は12時間49分と集配三等局の内勤より更に1時間長い。野上敏夫によると、無集配三等局は総合サービス制で、日締めの遅れた事務

25 通信省編『通信事業史』第2巻、通信協会、1940年、548～551頁。

26 前掲、「業務記録簿」（註21）。

27 なお、三等郵便局長を務めた石光真清はその手記で、当時の東京や大阪において収入印紙のブローカーが暗躍していたことを指摘している。越生郵便局がそれを利用したことを示すものではないが、あくまでも一事例として、以下に手記の該当箇所を掲載しておく。「（前略）…だまっけてもブローカーが収入印紙を買い集めに来るのである。窓口で販売すれば郵便切手は五分、収入印紙は四分の利であるが、このブローカーには切手も収入印紙もただの零分五厘の利で売渡すのである。こんなに安く売っても、一回にまとめて一千円から三千円ぐらい買っていき、ブローカーも一人ではないから月に十回乃至十五回ほど売れるのである。この方が遙かに大きな収入になる。どうしてこんな商売が出来たかという、当時売薬などには税金として一つ一つ収入印紙を貼ることになっていたし、登記所の代書人も書類に貼るお得意先であった。これらの消費者が郵便局の窓口で買うより安く、ブローカーから買えるわけである。…（中略）…勿論こんなことは郵税違反であるから、取締っていないわけではない。しかし徹底して取締ればほとんど全部の局長を罷免しなければならなかった。」（前掲、石光真清『望郷の歌』（註3）、211頁）。

28 郵政省編『続通信事業史』第3巻、財団法人前島会、1960年、679頁。

29 同上書、674～678頁。

処理の応援や補助を自発的に行い、みなと一緒に退局するのが通例となっており、そのような居残りのため勤務時間はどうしても延伸されたとある⁽³⁰⁾。一方、越生局の集配業務については資料が残っており、東部通信局長により大正2年12月15日に制定された越生局の郵便集配時刻を見ると、郵便物の集荷は市内で1日3回、午後9時14分、午前7時28分、午前9時30分に出発する。配達も同じく1日3回で、午前6時30分、午後2時40分、午後7時に行われる。市内区域は局所在地の周辺（大字越生）であり巡回には時間はかからなかったと思われる。続いて市外は1日1回の区域が4つありこちらは集荷と配達を同時に行う。4区とも午前6時30分に一齐に出発し、帰局予定時間はそれぞれ午後4時10分、午後4時30分、午後1時40分、午後4時となっており、比較的短い第3区でも7時間、他の区は10時間以上とほぼ1日中配達区内を巡回する仕事だったことが分かる。1日2回集配の区域はそれぞれ午前6時30分出発午前9時55分帰局、午後2時40分出発午後6時帰局で、3時間30分の区内巡回を2度行う⁽³¹⁾。以上の集配業務を7人の集配人が受け負っていたのである。集配人の勤務時間は局員よりも短く、また集荷には決まった巡回ルート（郵便箱設置箇所など）があるが、配達郵便物の量は日によって異なるため、拘束時間もいくぶん変動があったと思われる。さらに集配業務は大正4年以降に集配度数を減回したこともあり、労働負担の増加は局員の方が深刻だったと考えられる。

最後に越生郵便局従業員の賃金が他の職業の賃金、諸物価と比較してどのようであったかについて見ておこう。表6は越生郵便局従業員1人当たりの賃金と埼玉県内の他職業の賃金および諸物価の推移を示したものである（参考までに局長手当も示した）。この表から、越生郵便局の局員、集配人ともに、同時期の埼玉県下の大工・木挽・日雇人足の平均日給と比較してかなり低額であったことがうかがえる。また、明治43年の時点では局員の日給は集配人の日給を上回っていたが、集配人の日給は大戦ブーム期より上昇し大正6年にはほぼ同額となり、それ以降は逆転して集配人が局員の賃金を上回る結果となっている。また、明治43年の値を基準（100）としてその後の賃金の変動を指数によって示したが、この指数を比較すると、集配人や埼玉県内の他職の賃金は大战ブーム期以降いくぶん波がありながらも物価の変動に対応して上昇したが、局員は大正8年まで賃金の変動が見られず、翌9年以降にようやく上昇したが、その上昇率は越生局の集配人や埼玉県内の他職の平均値と比較してかなり低く、また大正13年の時点で食料品（うるち米・清酒・醤油）や燃料（木炭・薪）など生活物資の価格上昇に追いついていないため、局員のみ実質賃金が低下する結果となっている。

以上見てきたように労働条件、賃金の両面でこの時期最も深刻な待遇悪化を蒙ったのは三等郵便局の局員であった。その結果局員の職離れが深刻な問題となった。例えば越生局の場合、明治末から昭和5年まで26名の局員が雇用されたが、そのうち通信手に昇格した3名を除けば在職期間は短く、ほとんどが2～3年で退職している。またこの時期退職した20名のうち、死亡した者1名、病気によるもの1名、入営による者1名を除く全員が「家事上ノ都合」を理由としていた⁽³²⁾。その後逓信省が昭和11年に行った調査によると、集配三等局局員の平均勤続年数は男が3年11か月、女が3年1か月であるのに対し、大規模局のそれが男5年2か月、女4年1か月と1年以上短かった⁽³³⁾。三等局局員の職離れは全国的にも同様の傾向にあり、長年抱える問題であったことがうかがえる。

30 前掲、野上敏夫（註7）、285頁。

31 「経規第六〇六一号」（大正2年12月15日）（前掲、「本省及監督局達書」（註22））。

32 前掲、「業務記録簿」（註21）。

(単位は円、%)

年	局長手当 (月)		局員 (日)		集配人 (日)		大工 (日)		木挽 (日)		日雇人足	
1910 (明治43)	5.00	100.0	0.39	100.0	0.22	100.0	0.82	100.0	0.74	100.0	0.44	100.0
1911 (明治44)	5.00	100.0	0.39	100.0	0.25	114.3	0.83	101.2	0.79	106.8	0.53	120.5
1912 (明治45)	5.00	100.0	0.39	100.0	0.26	115.1	0.90	109.8	0.81	109.5	0.68	154.5
1913 (大正2)	5.00	100.0	0.39	100.0	0.26	116.8	0.94	114.6	0.83	112.2	0.68	154.5
1914 (大正3)	5.00	100.0	0.39	100.0	0.26	116.8	0.89	108.5	0.84	113.5	0.65	147.7
1915 (大正4)	5.00	100.0	0.39	100.0	0.26	117.6	0.77	93.9	0.74	100.0	0.53	120.5
1916 (大正5)	5.00	100.0	0.39	100.0	0.32	141.8	0.78	95.1	0.74	100.0	0.29	65.9
1917 (大正6)	5.00	100.0	0.39	99.6	0.40	177.5	0.90	109.8	0.81	109.5	0.62	140.9
1918 (大正7)	5.00	100.0	0.39	99.1	0.42	188.2	1.29	157.3	1.27	171.6	0.86	195.5
1919 (大正8)	7.75	155.0	0.39	99.1	0.44	198.0	2.14	261.0	2.32	313.5	1.88	427.3
1920 (大正9)	16.00	320.0	0.54	137.3	0.72	321.8	2.27	276.8	2.37	320.3	1.78	404.5
1921 (大正10)	20.00	400.0	0.74	190.6	1.06	478.4	2.50	304.9	2.70	364.9	2.50	568.2
1922 (大正11)	20.00	400.0	0.74	190.6	1.10	495.6	2.60	317.1	2.80	378.4	2.30	522.7
1923 (大正12)	20.00	400.0	0.74	190.6	1.07	480.3	3.60	439.0	3.80	513.5	2.00	454.5
1924 (大正13)	20.00	400.0	0.77	196.5	0.93	418.6	3.65	445.1	3.80	513.5	2.80	636.4
1925 (大正14)	20.00	400.0	0.74	190.6	1.01	453.6	3.00	365.9	3.20	432.4	3.20	727.3
1926 (大正15)	21.50	430.0	0.80	204.3	1.01	453.6	—	—	—	—	—	—
1927 (昭和2)	26.00	520.0	0.80	204.3	1.04	466.7	—	—	—	—	—	—
1928 (昭和3)	26.00	520.0	0.80	204.3	1.04	466.7	—	—	—	—	—	—
1929 (昭和4)	26.00	520.0	0.89	228.6	1.04	466.7	—	—	—	—	—	—
1930 (昭和5)	26.00	520.0	0.90	230.8	1.52	683.7	—	—	—	—	—	—

年	うるち米 1 石		食塩 1 石		清酒 1 石		醤油 1 石		木炭10貫目		薪10貫目	
1910 (明治43)	15.92	100.0	7.14	100.0	47.39	100.0	25.48	100.0	1.19	100.0	0.44	100.0
1911 (明治44)	17.81	111.9	7.27	101.8	46.52	98.2	25.92	101.7	1.26	105.9	0.42	95.5
1912 (明治45)	21.08	132.4	6.88	96.4	50.92	107.4	28.96	113.7	1.21	101.7	0.54	122.7
1913 (大正2)	20.34	127.8	6.12	85.7	51.93	109.6	25.64	100.6	1.25	105.0	0.45	102.3
1914 (大正3)	15.25	95.8	5.94	83.2	48.35	102.0	27.12	106.4	1.25	105.0	0.40	90.9
1915 (大正4)	12.63	79.3	5.41	75.8	48.91	103.2	26.43	103.7	1.21	101.7	0.47	106.8
1916 (大正5)	13.91	87.4	5.77	80.8	49.28	104.0	28.63	112.4	1.20	100.8	0.39	88.6
1917 (大正6)	20.50	128.8	6.01	84.2	55.77	117.7	33.59	131.8	1.79	150.4	0.54	122.7
1918 (大正7)	33.64	211.3	6.91	96.8	74.71	157.6	43.11	169.2	2.79	234.5	0.79	179.5
1919 (大正8)	48.82	306.7	7.70	107.8	108.76	229.5	69.62	273.2	3.64	305.9	1.14	259.1
1920 (大正9)	45.61	286.5	8.60	120.4	126.58	267.1	85.11	334.0	3.91	328.6	1.31	297.7
1921 (大正10)	32.31	203.0	9.51	133.2	115.68	244.1	67.97	266.8	4.60	386.6	1.23	279.5
1922 (大正11)	37.78	237.3	8.81	123.4	121.27	255.9	62.86	246.7	4.16	349.6	1.20	272.7
1923 (大正12)	34.73	218.2	9.37	131.2	112.27	236.9	61.07	239.7	4.55	382.4	1.23	279.5
1924 (大正13)	39.27	246.7	7.19	100.7	121.29	255.9	61.89	242.9	4.36	366.4	1.32	300.0

(出所) 越生郵便局局長手当および職員賃金については、「局務一覧表」(越生郵便局資料、郵政資料館所蔵、2961-26-8～12)、「業務記録簿」(越生郵便局関係資料、郵政資料館所蔵、2961-25)より、埼玉県下の諸職賃金および物価については埼玉県編『新編 埼玉県史』別編5、1981年、564、574～577頁より作成。
(注1) 局長手当は月額、局員・集配人の賃金は日給として換算した。A28
(注2) 大工・木挽・日雇人足の賃金(日給)および諸物価は埼玉県平均値である。
(注3) 局長手当、諸賃金、諸物価各項目の右に1910(明治43)年を基準(100.0)とした指数の推移を示した。

表6 越生郵便局従事員の一人当たり賃金と埼玉県諸職賃金および諸物価の推移

4 戦間期の財政政策と三等郵便局問題

前章で見たように、戦間期を通して三等郵便局、特に局員の待遇が悪化した。そこで本章ではなぜ大正期以降三等郵便局の待遇問題が一層深刻化する結果となったのか、その原因を検証していきたい。

図2は大正期から昭和初期までの通信事業収入・支出の推移を示したものである。同図から同時期の通信事業収支は常に黒字を計上していたことがわかる。収入についてみると、大正期は、大正9年の反動恐慌の時期と関東大震災にあった大正12年を除き、順調に増加したが、昭和期に入り伸びが停滞している。また支出は収入と動きを連動せず、大正7年までほとんど変

33 通信省管理局編『昭和十一年度 勤務統計実地調査報告』第1巻、1938年。ちなみに集配人の平均勤続年数の場合、普通三等郵便局が5年1か月、大規模局が8年1か月で、いずれも局員より勤続年数は長い、雇員と比較して局の規模によって勤続年数に差があった。

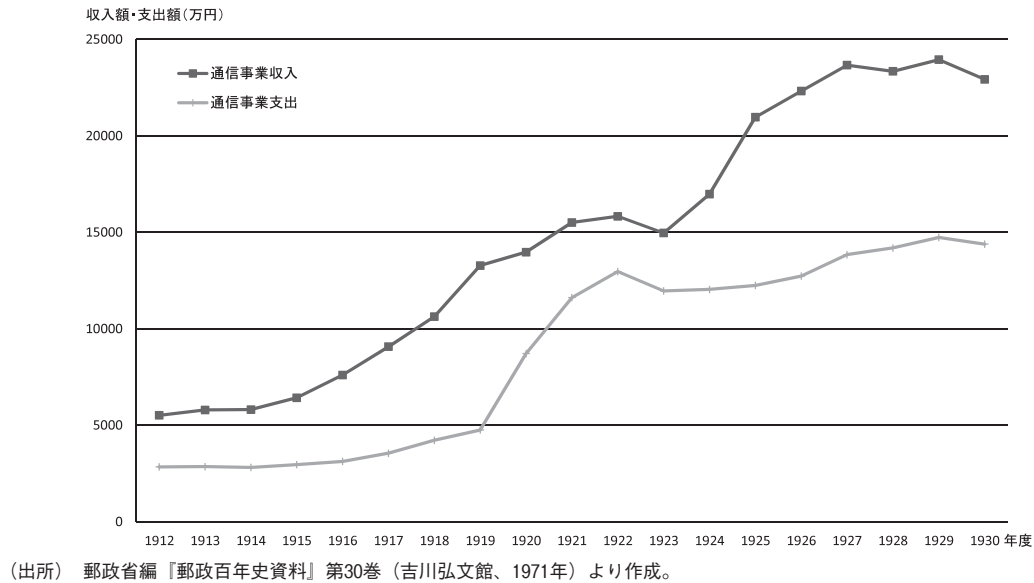


図2 大正期～昭和初期における通信事業収入・収支の推移

化せず、同9年以降急激に増加し大正11年をピークとして再び横ばいで推移している。

もう少し、日本経済の流れを辿りながら検証してみよう。日露戦後経営による景況の後、日本経済は一転して恐慌に陥り、経済界は急迫し、貿易では輸入超過の傾向が一層強まり、対外債務も膨張した。このような状況の中で成立した第二次桂太郎内閣では、予算編成方針の重点を行財政の整理に置き、吏員の整理を進め国家財政の節減に努めた。通信省においても、明治43年3月28日の通信省官制改正により、通信関係官署の全般において判任官以上の定員が598名削減されるなど人員整理が進められ、人件費において45万2,380円、物件費において5万7,779円の節減がなされた⁽³⁴⁾。大正2年に至り第一次山本権兵衛内閣の成立後も行財政の緊縮政策は引き続き採用され、大正3年頃まで続いた。

しかし、大正3年7月に勃発した第一次世界大戦は日本経済を一変した。経済的飛躍は貿易から始まり、交戦諸国からの軍需品・衣料品等の注文、あるいはヨーロッパ諸国からの輸入杜絶により輸入先を日本に求めた東アジアやアフリカの市場が出現したことにより、日本の製造業も急速に発展した。このような大戦ブームの中、日本は一気に債権国へと転換した。通信事業収入額も、大正3年の5,800万から大正7年の1億600万円と2倍近く増加した。一方、同時期の通信事業支出額は収入額の増加に伴わず、横ばいのまま推移している。これは日本軍がドイツ領青島を攻略した後、南洋ドイツ領への進出、インド洋の警備、シベリアへの出兵と戦局を進めたことにより戦費が増大し、巨額の臨時軍事費が議会において可決されたため、当時一般会計の管理下にあった通信事業は引き続き節減策を続け、増加する収入額との差から出た収益を軍事費等の経費に回さなければならなかったためである。大戦ブームの中、民間企業や諸産業が飛躍的に成長し巨額の収益を得た中、通信事業は一般会計という制約のため、事業の基盤である郵便局への配慮、特に物価が騰貴する中で給料が据え置かれたままとなっている三等郵便局員の待遇改善を十分に行うことができなかったのである。

転機が訪れたのは大正7年9月、政友会原敬内閣の成立であった。原内閣は、成立後直ちに四大政策として教育の改善、交通機関の整備、国防の充実、物価の調節を掲げ、大正8年度の予算案に早速盛り込まれた。交通機関の整備政策の中には鉄道新設や道路の拡張の他、通信省

34 通信省編『通信事業史』第7巻、通信協会、1940年、383頁。

の管轄事項として電話の拡張、電信線の架設、港湾の修復などが含まれていた。大正9年10月には通信省に臨時電信電話建設局が設けられ、大正11年半ばまで電話拡張の黄金時代を迎えた。

通信事業費への補強が加えられたのも原内閣の時期で、増税、煙草価格の引き上げなどのほかに、小包郵便料金の値上げ（大正8年4月、通信省令第14号）、電報料金の値上げ（大正9年6月、通信省令第38号）がなされた。これらの値上げは、第一次大戦後の物価騰貴と国防の充実に要する経費の財源への充当を理由に実施されたもので、これにより大正8年度の通信事業収入が約3,000万円増加した。注目すべきは、大正9年以降の通信事業支出額であり、大正8年度の4,700万円から同9年度の8,715万円と2倍近く増加した。その後も支出額は1億1,600万円、1億3,000万円と2年連続で増加している。この支出増は、電話・電信事業拡張のほか職員給料5割増加と物件費3割増加の実現によるもので、長年給料が据え置かれ物価上昇と相俟って生活苦にあえいでいた従業員（特に三等郵便局の職員）に対しようやく待遇改善の策が打たれたのである。前章で取り上げた越生郵便局においても、同時期に局長、局員および集配人の賃金が大幅に上昇している（表5および表6）。ただし、当時の物価上昇の度合いを鑑みればこの時期の給料や物件費の増加は十分なものとは言えなかった。

大正9年春頃より大戦ブームの反動で深刻な不況に陥り、同11年6月に成立した加藤友三郎内閣によって行財政の整理が進められた。通信事業についても、大正12年度に約1,000万円の節減がなされている。同年に経済界の不安に加え関東大震災に遭遇し、一層深刻な不景気に見舞われた。翌13年成立した第一次加藤高明内閣では引き続き行財政の整理が断行され、大正12年7月12日及び同13年11月25日の通信省官制の改正ではともに人員が削減された。そのような状況下でも従業員の待遇改善が試みられ、約1割の増給に過ぎなかったが、大正14年度の予算において約520万円を計上した⁽³⁵⁾。しかしながら、大正14年度の支出額全体は抑えられており、一方で収入額が増加したことにより収支は8,715万円とかつて無い黒字を計上することとなった。緊縮財政は昭和に入っても続き、金融恐慌に見舞われた昭和2年度以降通信事業収入額は伸び悩んだが、それでも過去最高となる9,821万円の黒字を計上し、昭和4年度まで常に9,000万以上の黒字を計上したのである。

昭和4年7月、浜口雄幸内閣が成立し、国内経済の立て直しというスローガンの下に緊縮財政政策を採り、金解禁の準備を押し進めていった。通信省も引き続き経費節減政策を採ったが、その方針として、①公衆に迷惑を来すような施設の改変をしないこと、②従業員より失業者を出さないこと。③事務運行上支障をきたさないこと、の3点を主眼とし、主として物件費や旅費などを切り詰めて経費の節約を図った⁽³⁶⁾。そして昭和5年1月、浜口内閣は金解禁を断行し、国内経済の根本的立て直しを図ったが、その意図に反し経済界は不況に陥り、物価の下落、経済取引の減退、諸産業の縮小、失業者の増加を招く結果となった。通信事業も少なからず打撃を受け、昭和5年度の収入額は前年度と比較して約1,000万円減少した。しかし経費節減政策により通信事業支出が抑制され続けたため、収入額の落ち込みにも関わらずなお8,539万円の黒字を計上したのである。通信事業収入全体の4割に及ぶこれらの黒字分は国の財源として吸収されたのであった。

以上のように、大正12年以降通信省は政府の緊縮政策にしたがい長期間に及ぶ経費節減方針を選択せざるを得なくなったが、それにより郵便サービスの衰退という深刻な問題が生じていた。

35 前掲、郵政省編『郵政百年史』（註1）、564頁。

36 前掲、通信省編『通信事業史』第7巻（註34）、471頁。

(単位：度)

1 か月配達郵便物数	明治40年		明治44年		大正11年		昭和 5 年		昭和 7 年	
	取集	配達	取集	配達	取集	配達	取集	配達	取集	配達
1,500未満	4	3	4	2	1	1	1	1	1	1
1,500～2,000未満	5	4			2	2	2	2	2	2
2,000～6,000未満										
6,000～1 万未満	6	5	6	4	4	3	5	3	6	3
1 万～2 万未満										
2 万～5 万未満	9	6	9	5	6	4	5	3	6	3
5 万～6 万未満										
6 万～10万未満	10	7	10	6	6	4	8	4	10	5
10万～20万未満										
20万～30万未満	11	8	11	7	10	6	10	5	8	4
30万～50万未満										
50万～100万未満	12	9	12	8	10	6	8	4	10	5
100万～200万未満	14	10	13	9						
200万～500万未満	16	12	14	10	10	6	10	5	8	4
500万～600万未満			15	11						
600万～800万未満			16	12						
800万以上										

(出所) 中央郵政研修所編『明治二十九年度 研究部事業研究報告書』(総説第一分冊)、1955年、100頁より。

表7 通常郵便物集配度数の変遷

まず集配サービスの縮小があげられる。表7は明治40年以降の郵便集配度数の推移を示したものである。集配度数は1日に集配を行う回数の中で、各郵便区の配達区域1か月当たりの配達郵便物数に応じて取集（集荷）および配達別に定められている。この集配度数は明治40年を最高として以後減少の一途を辿っている。集配度数の改正は、日露戦後経営から一転して反動恐慌に見舞われた明治44年、第一次大戦終結後の反動恐慌に遭遇した大正11年、金解禁を断行し国内経済再建を目指した昭和5年と、いずれも政府の採った緊縮財政政策に同調して行われ、特に大正11年の改正では集配度数全体で半減に近い大削減が行われた。ピーク時の明治40年には、1か月1,500通にも満たない区域であっても1日4回の取集、3回の配達が行われていたものが、大正11年には取集・配達ともに1回と減少した。集配度数の改正により大きな影響を受けたのは、東京市のように郵便利用の多い都市部の郵便局であり、例えば東京中央郵便局では、配達郵便物数が大正7年から昭和5年の12年間で1,559万通から3,872万通と2.5倍に増加したにも関わらず、集配度数は最大16度の取集、12度の配達からそれぞれ10度、5度まで減少したのである⁽³⁷⁾。越生郵便局の場合も集配度数削減の影響を受けており、都市部ほど大幅な度数減少ではないが、区内の配達郵便物数が増加する中で、市外では2回集配区が1回に減少され、市内では大正11年に集配度数が1回減少している(表4)。

そして業務の縮小問題である。国民にとって便利な制度や政府にとって高収益の業務であっても、経費節減方針により続けられなくなったものがあつた。例えば、斎藤実内閣の通信政務次官を務めた牧野良三は、「曾て役所で或る人を急に呼び寄せたかつたが、生憎電話を有つて居ない人であつたので、早速電話便を頼んだら宜からうと言ひ付けました処が、電話便といふやうなものはモウ数年前に廃して居りますといはれて又亦頗る恐れ入りました。是位い私は便利なものはないと思つて居たし、通信省も余程御得意になつて実行して居つたのに、例の整理で定員がなくなつた為め、廃止することになつたのであります。斯様に新らしい便利な施設は

37 通信省通信局編『大正七年度 一二等局業務要覧』、1920年、通信省郵務局編『昭和五年度 一二等局特定三等局業務要覧』、1932年。

次から次と止して行くより外はない、——世の中が進んで、郵便局の仕事が忙しくなるから、便利な施設は止めて行くの外はないといふのですから、恐縮するの外はないのであります。進んで已まず、発展して已まざる通信事業が、近頃では、萎縮して止まず、退歩して止まざる状況にあるのであります」⁽³⁸⁾と嘆いている。

これらはまさに政府の緊縮財政政策の圧力による不合理な削減でありサービス低下であった。また長期にわたる通信省の節減政策は、郵便局従業員の待遇改善を遅延させる原因ともなった。しかしながら郵政事業が一般会計の管理下に置かれ、政府の行財政政策の影響下にある限り、容易に改善の方向へ向かうことはできなかったのである⁽³⁹⁾。

5 おわりに

戦間期の郵政事業は飛躍的な成長を遂げた。この期間に郵便局所の2,700局増加し、郵便利用数もこの期間に30億通増加し、簡易生命保険をはじめとする新規事業も創業するなど業務も多様化し、通信事業収支は黒字を生み続けた。数字上はまさしく順調な成長であったと言える。

しかし、事業が成長を遂げる中で、その運営主体である郵便局は、その在り方を変えていった。この時期に都市化が進展し商業地や工業地が拡大することにより、人口が都市部へ流出した。それにより都市部の通信需要が一層高まり、同地に置かれた郵便局の果たすべき役割はより一層重要となった。そのため、都市部とそれ以外の地域の郵便局業務の在り方は全く異質のものとなり、給与や人員配置など局への待遇も、大都市に偏重する傾向にあった。

また、地方の三等郵便局は、大戦ブームなど景況の変化から取り残される傾向にあった。世の中が物価騰貴の状況にある中で給与が据え置かれ、人員増加がなされないまま多様化する業務への対応を強いられた三等局員にかかる負担は相当なものとなり、局員の職離れは深刻な問題となった。

三等局局員の待遇が改善しない要因は、当時の通信事業がもつ財政構造にあった。通信事業は高い収益を上げながらも、その収益分を自主的に事業の拡張や三等局の待遇改善に充てることができなかった。それは通信事業が一般会計の管理下にあり、中央政府の財政収入源となっていたためで、その高い収益はある時は軍事費増強、ある時は緊縮財政政策時の財源として、中央財政に吸収されたのである。

経済の発展にともない通信利用がますます増加する一方で、政府の緊縮財政政策の影響を受け節減策を続けたことは、サービスの低下および事業の縮小を招くこととなった。高い収益を上げる一方でサービスが低下するという状況は明らかに不合理であり、利用者の批判や従業員の反発が出るのは当然のことで、サービスや待遇の改善が強く要望されたが、これらの要望に直ちに應えることは郵政事業のもつ財政構造により容易なことではなかった。

郵政事業の自主的経営の思想は既に日清戦争期に存在したが、一般会計下での通信事業経営が深刻な問題を露呈したことで通信事業特別会計への移行の気運が一気に高まった。南通信大臣や通信官僚の尽力により、昭和9年4月通信事業特別会計が発足し、3年後の昭和12年10月に特定郵便局（同時に普通三等郵便局から改称）の給与制度が改善された。特別会計移行後の

38 牧野良三『特別会計となつた通信事業』財団法人社会教育協会、1934年、15～16頁。

39 同時期の電話事業においても、拡張費総額が電話需要に見合った十分な増額がなされず、収益の大半が政府の一般財政収入に吸収されてしまったことが指摘されている（藤井信幸『テレコムの経済史—近代日本の電信・電話』勁草書房、1998年、98～99頁）。

三等郵便局の実態については別稿で検討することとしたい。

(たはら けいすけ 大阪経済大学日本経済史研究所 特別研究員)

論文

明治前期における集配郵便局の配置 —安房国を中心に—

小原 宏

1 はじめに

明治期における郵便局ネットワークの進展は、明治4年(1871)の東京—京都—大阪間での新式郵便制度の開始に伴う郵便局ネットワークの設置、それ以降の急速な同ネットワークの拡大、その後に続く明治10年代後半の一時的な減少・調整期を経て再び増加傾向へと続く。その一時的な郵便局の減少・調整の実態については、郵便送達経路の距離の総和を表す「郵便線路延料(のベキロ)程」の減少が一時的なもので直ぐに増加に転じた一方で、郵便局数の継続的かつ大幅な減少となっており、単純な郵便局ネットワークの縮小ではなかったこと、また、千葉県内の郵便局を地図上に置いて確認した結果、ネットワークの拠点の間にある郵便局が減少していたことについては、小原(2010)において既に述べた。

各郵便局は、創業当時からそれぞれ配達機能があった⁽¹⁾ことから、この時期の郵便局数の調整は、輸送拠点ネットワークの調整のほかに、集配拠点の再配置・担当集配地域の調整として捉えることもできる。

そこで、本論では、この調整期前後の郵便線路図、集配郵便局の担当町村情報、県資料、地方史等によって当時の状況を把握し、郵便局の統廃合に伴う担当配達地域の調整等について、安房国(千葉県南部)に着目してその実態を明らかにすることを試みる。

2 先行研究

明治前期の郵便局ネットワークの調整と集配制度や実態を一括して論じた研究としては、近辻(2004)、藪内・田原(2010)、井上(2011)などがある。

近辻(2004)では、武蔵国多摩地域の郵便局資料を基に、多摩の郵便線路の変遷とともに、明治初頭からの集配制度の変遷と多摩地域の郵便局の状況について述べられている。まず、「はじめの十年間は、郵便物の取り集めをせず、配達のためのサービス」であり、「在村への配達には幸便にまかされ、その持場も徹底していなかったようだ」として、明治9年(1876)の五日市郵便局資料を示すとともに、明治13年(1880)の川和郵便局資料により当時の管轄県であった神奈川県が配達市内市外等の郵便局の配達区域の把握をしていた旨、明治14年(1881)7月の神奈川県による地方配達郵便の施行により、村々に函場を設けて毎日集配を行い、「遠くの郵便局ま

1 創業時の郵便物の配達には、東京・京都・大阪及び各駅の市街地と4、5里以内の近在に限られ、市街地内へは郵便物の到着後直ちに、市外へは幸便に託して届けることとされていた。また、市街地外あての急ぎの郵便物を差し出す場合は別料金で配達する仕組みがあった(明治4年(1871)「書状ヲ出ス人ノ心得」には「両京並大阪其他東海道筋駅々最寄在々へ急書状差出候節ハ朱書ニテ両京並大阪カ或ハ何駅ヨリ仕立ト相認メ目方ニ不拘壱里六百文ツツノ割合ヲ以賃銭切手張置ヘシー時五里ノ早サヲ以可相届事」と規定されていた)。

で出かけていた村民も、村の箱場で切手や葉書を買ひ、そこに投函できるようになった」こと、明治16年(1883)の駅逓区編成法により、「郵便不達の地は無くなった」こと、明治18年(1885)の郵便物集配等級規定により「郵便局の市内配達郵便物数にもとづく市内配達等級が定められ」、多摩地域の「小川局は八等集配、青梅局と五日市局は七等集配」となった旨が述べられている。

藪内・田原では、「郵便区の整備と集配システムの確立」として、①明治16年(1883)の駅逓局編成法の制定により全国52駅逓区及びそれらが複数の郵便区に分割され、それぞれ1郵便局が設置されて、集配業務を担当する区域とされたこと、②明治18年(1885)の郵便区市内規画法に基づき各郵便区が「市内」と「市外」に区分されたこと、その「市内」とは行政区ではなく、郵便業務上の区別であり、具体的には郵便局の所在する市街地とその境界6町(約654メートル)以内の地またはその6町以内に跨る1集落であること、③明治18年(1885)の郵便物集配等級規定により、郵便物数に応じて一等集配(1日12回)から八等集配(1日1回)に区分され、3年ごとに改定されたこと、④明治19年(1886)の滋賀県石部郵便局の集配路線図を示し、同局の集配線路が同局を中心に東西南北に広がりそれぞれ1周して帰局できるようにされていたこと、その全体の里程が23里11町(約92キロメートル)に及んでいたこと、⑤同局区内の集配回数、人口及び官衛・企業数を示し、同局区内の4町村のうち、「市内」である石部が7等集配(集配度数1日2回)と定められ、同局から離れた「市外」であっても戸数・人口が多く、村役場・駐在所・種油・醤油・清酒などの製造所がある石部以外の13地域(大字)のうちの4地域では、1日2回の集配となっていたこと(他の9地域では1日1回)が述べられている。また、石部郵便局の構成員の変遷として、明治19年(1886)4月にそれまでの集配人1人が4人に増員された理由として、「明治16年(1883)以降より始まった郵便局および郵便線路の整理によって石部局の近隣の郵便局(三雲局、手原局)が廃止され、それらの局の持ち場の一部が石部郵便局に編入されたため、郵便区が拡大したことによる。」と分析している。さらに「明治21年度(1888)より、集配人の定員が4名から3名に減っているが…、区内の配達者は3名が適正人数であると判断されたためであろう」としている。なお、明治21年(1888)の石部郵便局では、「市内」「市外」とも第1便は午前6時出発午後2時帰局、第2便は午後5時出発午後6時帰局とされていたことが述べられている。これらの集配人の雇用期間については、「かなりの体力のいる仕事であったため、5年以上にわたり勤務する者もいれば、採用条件にある1年以上勤務した後に退職する者もいた。」としている。

井上(2011)では、公用通信インフラによる郵便局ネットワークの形成過程を制度面および地域の実態の両面から検討し、新式郵便制度実施前の宿駅制度の改正から、街道を中心とした郵便局の設置から全国に展開していった郵便ネットワークの進展、明治11年(1878)の郡区町村編成法等による府県の機能整備と府県内の通信の重要性の向上、それに応えるべく明治13年(1880)以降に駅逓局と各府県の間で個別契約を結び府県によって実施された特別地方郵便制度に基づく郵便局未設置村での戸長役場による配達や郵便箱の開箱などの郵便局業務の代行、明治16年(1883)の駅逓区編成法により全国を駅逓局の直轄とし、各府県の公用通信ルートをそのまま引き継いで設置された集配区は、郵便管理の地方機関として設置された駅逓出張局の所掌となった逓送集配方法の取調などを踏まえて、明治17年(1884)および18年(1885)の2年間に大幅に修正されたことが述べられている。

以上、研究者による郵便局ネットワークの調整と集配制度や実態を一括した最近の研究をみってきた。これらの視点からの情報は、各郵便局が所在する地域ではどのように記述され、共有されているのか。この点を確認するため、以下では地方史の記述をみる。

③ 地方史にみる集配郵便局の設置・調整

千葉県南部にあった安房国の地域内に所在する市町村史から、明治前期の郵便局関係の記述をみると、担当集配地域の情報を含む詳細な記述をしたものは少ないが、その中では次の町村史がより具体的な情報を掲載している。

① 鋸南町史

平成7年(1995)に発行された『鋸南町史 通史編(改訂版)』の第9章「交通・通信」では「5 通信機関の発達」として郵便関係の記述がある。まず、郵便制度の始まりとして、大化元年(645)に畿内に駄馬、伝馬を置いたところから説き起こし、鎌倉時代の飛脚、江戸時代の町飛脚、明治時代に入って郵便制度を前島密が構想しそれを具現化し推進役となったのが杉浦譲であることなどに触れ、明治元年(1868)9月の駄通規則が同地では「長尾藩(白浜町に藩庁を置きました。)から保田地区に伝達されました。また、加知山県歴史、駄通の部には次のように記載されています」として、郵便制度の導入前の情報伝達・物品輸送の仕組みを紹介している。その内容は次のとおりである。

「上総国金谷村より上滝田村へ又は那古村え相往還して管内に二ヶ所の継立所あり。金谷村より本郷村道程凡壺里同村より市部村道程凡二里同村より上滝田村まで凡二里那古村まで凡二里但上滝田村を以て本街道とす。人足使役法は元組合助郷の村々有りて人足の多少に依り之を助く其後駄通御規則に従て之を廃す。駄通平常人足継は名主これを担当す。依て給米一俵を増加せり。多人数の継立は掛り官員派出して之を担当す。以下略」

続いて、町内の保田郵便局、勝山郵便局、佐久間郵便局の沿革や当時の地域の状況を述べている。

このうち、明治期の言及がある保田郵便局の項では、「明治5年(1872)7月1日、本郷村字浜田158番地に本郷郵便取扱所として開設されました。」とあり、当時の保田地区の状況を「人口は、5,000人余りの農漁村でした」とし、郵便局の業務について「2、3人の局員によって事務を取り扱っていました。」と紹介している。さらに、「明治11年(1878)になると陸送の外に、初めて保田浦に汽船が寄港するようになったので、金束郵便取扱所との駄通も本格化して、横根峠を越えて金束村や山中村への便も開けてきました。しかしながら、金束への駄通は、脚夫が峠付近で強盗に襲われたこともあったそうです。」と郵便線路の事情を説明し、「このころの郵便取扱人川崎善也は、押送り船も経営していましたので、取扱所の出来る以前は、郵便物は船によって運搬していたことも考えられます。」とも述べている。

次に、本郷郵便取扱所の取扱物数が明治13年度(1880)で「発信数1,766通、来信数4,120通」であったと、取り扱い規模を紹介し、「明治18年(1885)に貯金、同21年、為替、同35年、電信業務を開始するようになって、徐々にその形態を整えてきたのです」と取扱業務の変遷を述べ、「そのころになると、長狭街道は一応改修されて、人馬の通行が可能になり、赤塗りの箱車が毎日保田・金束間を往復していたそうです」と当時の交通事情を紹介している。

さらに、同地区に一時存在した郵便局について、「かつて、保田地区には、別に、市井原郵便局がありました。当時、市井原村外三か村連合戸長役場が同村にあったので、その管轄内に設置されていたものと、推測されます。」と設置村の事情を説明し、「これと同時に、安房国の内、洲ノ崎…等一〇か村…に郵便取扱役が任命されていたようです」と安房国全体の郵便局の設置状況を示した後、「市井原郵便局詰郵便取扱役は、元名主、川名源右エ門で、集配区域は市井原・小保田・横根・大崩でした」と市井原局の概要記述に戻っている。また、当時の地元

からの集配区域変更要望とその結果を「明治17年(1884)11月、鴨川への街道沿いにある山中村も、この局の集配区域として欲しい、という上申書が出されのですが、決定に至らなかったそうです。」と紹介した上、同年の郵便物数を「発信数1,056通、配達数2,246通」と紹介している。最後に「明治19年(1886)12月28日付、加知山郵便局長から報告された集配順路表によると、保田全域は本郷郵便局、大崩村は金束郵便局とありますから、市井原郵便局は、明治16年(1883)2月1日から同18年(1885)6月30日まで、開局されていたことが分かります。」としている。

最後に、勝山郵便局の記述が続く。「明治8年(1875)11月10日、加知山村491番地に加知山郵便取扱所として開設され」、「同13年(1880)中の同所の発信数は3,261通、来信数は5,741通」、「同18年(1885)になると、貯金業務が開始され、その翌年末の集配区域は、地区内外を含めて13か町村2地区となっていました」と紹介している。また、当時の集配区域の調整の状況について「このころは…本郷郵便局が保田全域、金束郵便局が大崩村、平久里下郵便局が荒川・二部・合戸を所管区域としていました。その後、平久里下局は廃止されて、平久里下村外一〇か村が加知山局に編入替え」となったこと、「しかし、局からかなり遠い区域もあることから、山田村、荒川村は、大崩村や平塚村に近いので、協議の結果、明治21年(1888)6月より金束村に編入替えとなり、後に明治34年(1901)2月1日から平群郵便局が開設され、集配局となったのを機会に、平群全村は勝山局から分離されました」と当時の担当集配区域の変遷を紹介している。

② 富山町史

次に注目すべきは、平成5年(1993)に発行された『富山町史 通史編』である。同書第5章「近・現代」第4節「交通・通信」では、2郵便(2)郵便取扱所の項に、「明治16年(1883)出版の「千葉県郵便線路之図・郵便配達区町村明細表」によれば、当時岩井全域は市部局、犬掛を除く平群地区は平久里下局、犬掛は上滝田局の配達区となっている。さらに、明治18年(1885)6月12日付駅逋官日下義雄から、平久里下郵便局への達しによれば、「来タル七月一日ヨリ上滝田局廃局・市部局廃局ニヨリ、犬掛村・宮谷村・合戸村・二部村（一部虫食い）ヲ其局市外へ編入」とあることから、このころ集配区域の大幅変更があったものと思われる。」との記述があり、「それを裏付けるように『鋸南町史』には、概略次のように記してある」として、鋸南町に所在する加知山郵便取扱所の明治19年(1886)当時の集配区域の中に平久里下局廃止による平久里下村ほか一〇ヶ村が加知山局に編入されたことなどの記述が見受けられ、館山郵便会メンバー等の調査により次のことが明らかとなったとして、付記されている。

- 「・市部局開局は、陰暦明治5年(1872)7月1日、陽暦同5年8月4日(『木更津県史』)
- ・市部局明治8年(1875)1月1日五等郵便局、同15年(1882)12月四等郵便局になる
- ・明治14年(1881)市部郵便局郵便取扱役に、市部の石井定吉命ぜらる
- ・市部局廃局は、明治18年(1885)6月30日(明治18年7月24日付「官報六一九」号)
- ・明治19年(1886)4月26日平久里下局三等郵便局となる

(注) 石井定吉は、市部角屋に高崎佐野家より婿養子に入る。角屋は街道筋の宿屋。」

さらに、町内所在の岩井郵便局および平群郵便局の沿革や歴代局長情報、現存する古い郵便はがきとして明治44年(1911)に受付局と受領局の両方のスタンプが押されていることなどが記載されている。

③ 那古史

平成19年(2007)に発行された『那古史』には、那古地区についての郵便の歴史として、鋸南町史と同様に、大化元年(645)からの郵便制度の移り変わりなどが述べられ、明治4年(1871)

の「郵便規則」による郵便送達速度などに関連して「それぞれの沿道の名主は、「飛行脚夫」と呼ばれる足速の若者を選び、郵便物を中継ぎしながら、目的地迄搬送したこと」、「街道筋に盗賊が出没し…脚夫が殺傷されたりした。そこで…明治7年(1874)1月には、郵便脚夫に一挺ずつを持たせる「短銃取扱規則」が公布された」ことなどを紹介している。また、明治18年(1885)に作成された『那古村史』を引用して、那古郵便局が明治11年(1878)12月16日に那古村中央宿町に開設されたことなどを述べている。集配業務については、那古郵便局保管の集配手として勤務した者の宣誓簿により明治40年(1907)以降の氏名などを明らかにしている。

④ 北條村史

平成13年(2001)に発行された『北條村史』には、第5章第7節の交通・通信の中で館山北條郵便局の記述があり、明治5年(1872)7月1日に北條に初めて郵便取扱所が開設され、郵便取扱役に鹿嶋吉兵衛が任命されたこと、「同16年(1883)1月出版の「千葉県郵便線路之図」(編集小沢直人)によると、北條郵便局の郵便配達区域は、北條…東西長田の広範囲である」こと、明治19年(1886)当時の安房4郡の郵便局の等級や所在村を紹介している。

以上、比較的郵便関係の記述が厚い地方史の例をみてきたが、その中でも記述の少ない集配関係の記述の中に、当時の郵便局の担当集配地域やその変遷、あるいは地元からの要望なども確認することができた。それらの記述は安房国といったより広域でみると限られた地域の断片的な情報ではあるが、当時の状況を知る貴重な情報といえるものであった。それでは、それらで紹介されたことが、どのような仕組みの上で行われていたのか。以下では、第2節で紹介した先行研究でも述べられていた集配関係の制度や、当時の地方での郵便局の管轄機関であった県庁の役割について、みる。

4 集配制度の整備

明治4年(1871)の郵便制度の開始当初は、郵便取扱所(郵便局)の所在する各駅の市街地と4、5里以内のみ郵便物を配達し、それ以遠は幸便に託すか別料金により別に配達することとされていた。それが、明治5年(1872)7月には、郵便取扱所の市外地および郵便取扱所が設置されていない地域を「不便地」として、不便地あての郵便物について一律の割増料金が設定された。明治6年(1873)には、市内、市外の2区分の料金に不便地の割増料金が付加される料金体系となった。なお、この年、東京・大阪等では取扱物数が増加し、市街地での配達回数が定められた結果、市街地でも到着し次第配達を行う仕組みが必要となり、「別配達」の取扱が開始され、幸便による配達地あての同様の取り扱いは「別仕立」とされた。明治9年(1876)には、同管内往復のものを除き書留郵便物に限りその扱いをすることとされ、明治16年(1883)の郵便条例により別配達と別仕立が統合されて「別配達制度」とされ、市内と市外の別に料金設定された。

また、先行研究でも述べられているように、明治16年(1883)以降、各郵便局の担当集配地域の明確化、集配度数その他集配に関する制度の整備も進められた。①明治16年(1883)には駅通局編成法が制定され、全国が完全に郵便局の担当地域に分けられ、各担当地域が各郵便局の集配業務を担当する区域とされて、各郵便局の担当地域が明確化された。②明治18年(1885)6月4日には「郵便区市内規画法」(駅通局達甲第93号(同年7月1日施行))が発せられ、各郵便局の担当地域の「市内」と「市外」の区分が明確化された。これにより、「市内」は郵便局の

所在する市街地とその境界 6 町以内の地またはその 6 町以内に跨る 1 集落とされた。③同日付けの「郵便物集配等級規程」(同94号(同))により、市内集配が、1 か月当たりの郵便物数に応じて等級化され、90万個以上の 1 等集配から 6 百個未満の 8 等集配までの 8 等級に区分された。この等級に応じて、配達回数が定められ、毎日12度から 1 度までとされた。このほか、同年 6 月 8 日の「郵便物逋送請負人規則郵便物集配請負人規則」(同96号(同))、同月19日の「郵便物集配人服務規則」(同第113号(同))、同月29日の「郵便物集配人採用規則」(同132号(同))、同日の「官吏特派郵便局集配人等級及給料規則」(同第133号(同))の発出により、集配に従事する者の採用、集配人の給与に関する規定等が次々と整備され、集配に関わるおおまかな体制の整備がこの時点では完了した。

ここで、地方管轄機関としての長野郵便局が大正 5 年(1916)に自管内の郵便の歴史をまとめた『長野郵便局』の記述から、当時の集配制度の整備の様子をみる。同書第三編「現業機関及び三等郵便局長」第 1 章「現業機関」第 1 節「概論」第 8 款「通信区」の「郵便区」によれば、

「郵便区ニ関シテハ從來一定ノ制規ナク明治十六年二月逋通局達梓規十六第七号ヲ以テ逋通区編成法ナルモノヲ制定セラルクニ及ヒ始メテ郵便局ノ郵便物集配受持町村ニ対シテ此称呼ヲ付シ明治十八年四月同局達甲第九四号ヲ以テ郵便区市内規画法ヲ定メ明治二十年一月公達第三号ヲ以テ同法ニ一、二ノ改正ヲ加エ之ヲ郵便区々画法ト称シ次ヲ明治三十九年七月公達三七一号ヲ以テ通信区画規程ヲ設ケラレ以テ今日ニ至レリ。

現今ニ於ケル郵便区ノ構成ハ大体ニ於テ同一行政区ヲ二以上ノ郵便局ニ分属セシメサル方針ニシテ唯止ムヲ得サル場合ニ於テノミ此例外ヲ認メラルクモノナリト雖モ明治七年一時ニ多数ノ郵便取扱所ヲ設置セラレタルト明治初年ニアリテハ小村落多カリシ為ニ町村ノ分合行ハレタルノ結果同一町村ニシテ二郵便区ニ分属セシメラレタル例甚タ多カリシモ明治十八年十二月ノ大整理ニ伴ヒ此等郵便局ノ一方ハ大多数廃止セシメラレタルノ結果大ニ郵便区ノ整理ヲ見ルニ至レリ」

とあり、明治18年(1885)の大きな局数調整の遠因が明治初期の小村への郵便局配置と小村の合併による村内 1 局の方針に沿った調整の結果であるとしている。

以上、集配制度は明治前半期で一通りの完成をみたといえるが、実際に、郵便局の担当集配地域の調整となれば、当事者である郵便局間や中央政府のみでは実施が困難であろう。そこで、当時、郵便局を管轄していた地方機関である県庁が、郵便局や中央政府とどのように関わっていたのかをみる。

5 地方機関としての千葉県と郵便局とのかかわり

千葉県南部にあった安房国における郵便局とその担当集配地域の変遷を確認する前に、地方機関として具体的に郵便局を指導していた千葉県のかかわりについて、当時の達類を中心にみていく。

明治 5 年(1872) 7 月の郵便取扱所の設置から17年(1884)頃までは、地方機関としての機能を県が担っており、安房 4 郡(長狭、朝夷、安房、平)についても、千葉県から各種の文書が出されていた。千葉県から郡役所、戸長役場、郵便取扱役あてに発出された郵便物の送達・集配関係の文書類をみると、例えば次のようなものがある。

郵便物の配達については、早期のものとして、明治 7 年(1874)千葉県第518号達書で、到着郵便物の配達に関する郵便取扱役への指示があり、同 8 年(1875) 1 月29日の乙第20号では「到

着次第」を「其の地の配達時刻」と改正している。

また、この頃の県は公達類を郵便により配布することとして、郵便の利用が打ち出されている。明治8年(1875)3月4日の千葉県乙第34号によれば、それまで公布書類を一括して大区に脚夫をもって送達していたものを、小分けにして郵送に切り替えること、大区からそれぞれの小区へ配達すべきことが千葉県令から各区長あてに達せられた。千葉県は県令の指針などにより、郵便の普及が積極的であり、県発出の公文書も早期の利用が実施されたものとする。その傍証として、上記の達は、実施後一月もせずに、同月30日の乙第60号によって、大部で重いものは従前のおり脚夫により県庁から大区へ送達可能である旨、達せられた。郵便利用への切り替え時点で十分な検討がなし得なかった状況が示唆される。

この時期の県は、郵便局の仮設置や郵便線路の緊急な修正も可能であった。たとえば、明治12年(1879)に平郡の北隣にある天羽郡の湊村でコレラが蔓延した。同村の湊郵便局は、各方面との郵便物の交換事務を担当しており、それらのルートの結節点としての機能を果たしていたが、県では8月5日の丙第71号により、湊郵便局に対し、従前の郵便往復方法を止めて同郡和合村戸長役場内に仮郵便局を設け、9日より取り扱わせること、佐貫局の脚夫へ受け渡す郵便物は十分消毒して和合村へ脚夫を發し、湊村市内配達分のみを持ち帰り市内に限り配達を実施すること、他村(市外)分は持ち帰らないこと、を達した。これに合わせて、同日付の丙第72号では関、鹿野山、市宿、久留里郵便局あてに、従前湊郵便局で扱っていた交換は和合村から脚夫を發し市宿で久留里發の郵便物と交換する旨、同じく73号では佐貫郵便局あてに脚夫を和合村へ迂回させ、受け渡した郵便物を本郷郵便局で交換するよう(迂回により増加する脚夫賃は駅通局から受けるよう)、同じく74号では和合村戸長役場あてに、当分、佐貫竹ヶ岡間の郵便往復方法を止め、和合村に仮郵便局を設置すること、戸長又は筆生をもって事務を取り扱うこと、伝習のため県の主務者1名を出張させること、仮郵便局は戸長役場内を区切って設けることを達した。さらに、同日付丙第75号により、和合村戸長役場あてに、湊郵便局の市外配達の担当村への配達を和合村の仮郵便局が担当すること、それらの村々から差し出す郵便物も和合村仮郵便局へ差し出すよう、その役場より公告するよう達せられた。この達の別紙には、天羽郡湊郵便局市外配達持場として、天羽郡相川村、同梨沢村、同横山村、同和合村、同岩坂村、同数馬村、同一川村の7村が掲げられた。コレラの蔓延は翌月には収束したようで、9月18日付けの丙第91号から94号により、それぞれの対象あてに9月21日から湊郵便局において事務を従前に復帰する旨達せられた。

明治14年(1881)頃には、全国の郵便を管轄・運営する駅通寮と利用者としての県が契約を結び、当該県の県庁と郡役所などの公用郵便物について県が一括で駅通寮に郵便料金を支払う仕組みがあった。千葉県では、明治14年(1881)の甲第137号達により「管内地方郵便方法書」が發せられ、各村にある戸長役場に郵便函と切手売下所を設置することとなった。その結果、各村の郵便函から郵便物を取り集めることが必要となり、全ての町村において毎日取り集めが行われるようになった。なお、この郵便函の設置場所については、戸長役場に置かれることとなっていたが、戸長役場が必ずしも地域住民の便利な場所にあるとは限らなかったため、翌年、次のとおり県から郡役所に戸長役場に限定するものではない旨の文書が發せられた。

[千葉県郡甲達第84号(明治15年(1882)6月17日)]

郡甲第八十四号

郡 役 所

管内特別地方郵便方法施行設置シタル郵便函併切手売下所ハ場所ノ便否ヲ問ハス戸長役場ヲ

目的トナシ相設ケ候ヨリ中ニハ山間僻陋ノ地アリテ只役場ノ便ヲ得ルニ止マリテ公衆ノ便ヲ得サルモノ不少ニ付不便ノ場所ハ之ヲ変換可致候條左ノ通相心得取調具申可致此旨相達候事

千葉県令船越衛代理

千葉県大書記官岩佐為春

明治十五年六月十七日

一郵便函并切手売下所ハ郵便配達市外ニ属スルーノ戸長管理内ニ一個ヲ置クモノトス尤管理内広キ場所ハ其地景ニヨリ数個ヲ置キ又其狹隘ナルモノハニ管理内ニ一個ヲ置クモノトス
一郵便函并切手売下所ノ位置ハ戸長役場ニ限ラス然シテ切手売下人モ戸長又ハ筆生ニ限ラス管理内中央ノ地ニシテカメテ公衆ノ便利ナルトコロヲ選定シ且其地於売下人適當ノモノ取調フヘシ

一既設セル戸長役場ノ内其位置便利ナル場所ハ其儘置クハ固ヨリ妨ケナシ

一毎郵便函ノ距離ヲ附シ各個ニ認メ差出スヘシ

以 上

また、明治15年(1882)12月25日の千葉県達甲第29号に、「本年甲第百三拾八号布達ノ通り管内地方郵便方法来ル明治十六年一月二日ヨリ施行ニ付テハ」とあり、管内地方郵便方法が定められたことが分かる。この名称は、すぐに「約束郵便」と改称された。

[千葉県乙第2号(明治16年(1883)1月9日)]

乙第貳号

郵便取扱役

本県管内地方郵便ノ義爾後本県約束郵便ト改称候條可得其意此旨相達候事

明治十六年一月九日

千葉県令 船越 衛

なお、この頃、郵便局においてもそれぞれの郵便局が担当する村の情報が十分に浸透していたわけではなかったようで、明治15年(1882)11月に、千葉県一等属の中村衡平の編集により、千葉県内の郵便局ごとの受持町村を付した郵便線路図が発行されている。その発行の趣旨を記した同図の囲み文には、次の記載がある。

題千葉県郵便線路図

我管内郵便ノ線路延長三百五十余里而メ単線アリ複線アリ置局二百箇所ニシテ各局信書集配ノ区画分界アリテ■ンズ郵便ノ方法寔ニ備ハレリ然レトモ管内町村ノ数二千四百廿八人口一百十一万七千六百九十六口ニシテ日々往復スル信書ノ数凡ソ壺萬四千八百八十余アリ抑新任局ニ当ルモノ線路置局ノ形勢ニ通ジ規則ノ要領ヲ熟知スルニアラザレバ信書伝通交換受授ノ際小過ナカラント欲スルモ恐クハ得ベカラジ農商課貫駅通掛九等属小澤直人久シク之ヲ憂ヒ之図ヲ作り普ク各局ニ頒ント欲シ来リテ可否ヲ問因テ之ヲ閱スルニ先線路ノ里程ヲ詳ニシ各局ノ位置等級并ニ其市内外ヲ明ニシ為換貯金取扱所ヲ標シ加フルニ脚夫発着ノ時限交換受授ノ方法ヲ摘記シテ毫モ遺漏ナシ普其任ニ勝タリト云ベシ毎局之ヲ机上ニ置朝夕覧観セハ局ニ当ル者独り自ラ益ヲ得ルノミナラズ信書ノ往復滞滯錯誤ノ患ナクシテ法ノ良ナルモノ人心愈悦服セン會千葉郵便局助役鈴木誠吉大ニ是挙ヲ賛シ速ニ印刷ニ付サント請衡平甚ニ■ノ意相投スルヲ喜ビ為メニ其由ヲ記ス

そのほか、様々な郵便関係の指導・調査を行っていた県庁であるが、明治17年(1884)には、それまで明確ではなかった郵便に関する管理体制について、郵便事務上の疑義は直接駅通局に差出すよう県令から郵便取扱役あてに文書を発出した。

[千葉県達乙第151号(明治17年(1884)7月12日)]

乙第百五拾壹号

郵便取扱役

従来郵便事務上疑義等ニ渉ル條件伺出ノ義ハ本県又ハ直チニ駅通局ヘ伺出区々ニ有之候処右ハ処務ノ都合有之候條自今右伺書ノ義ハ直チニ駅通局ヘ差出スヘシ此旨相達候事

但本県約束郵便ニ係ル件ハ此限ニアラス

明治十七年七月十二日

千葉県令 船越 衛

これにより、郵便利用者として県内を管理する約束郵便を除いて、郵便の取り扱いに関する指導等は中央の管理となった。ただし、郵便事業にかかる身元確認等の一部業務は引き続き県に残り、郵便事業との関係はその後しばらくの間は存続した。

以上のような関わりを持つ県が介在しつつ郵便ネットワークは調整されたといえるが、その結果はどのようなものであったのか。以下では、安房4郡における明治前期の郵便ネットワークの変遷について、郵便局数の減少が最も大きかった明治18年(1885)前後の状況を中心に、郵便局の集配担当地域の変更も含めて確認する。

6 安房国の郵便ネットワークの変遷

先行研究で明らかのように、郵便ネットワークの拠点としての郵便局は、全国的に見ると明治13年(1880)に+680局と急増し、明治18年(1885)に-554局と大幅な減少をしていた。上総・下総・安房国はこれに一致した動きを示しており(図1参照)、安房国のみをみても同様の動きとなっている(図2参照)。これらから、安房国の地域におけるこの時期の郵便局数の増減は、全国的な事情によるものと推測される。

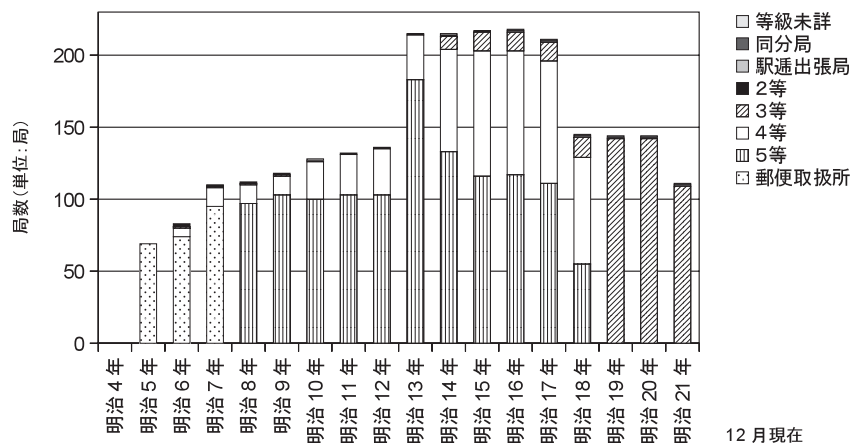
(1) 安房国の町村合併の状況

巨視的には全国的な事情により郵便局数が変動しているといえるが、個別の郵便局の担当地域の調整に当たっては、近隣地域との関係などが影響することが考えられる。そこで、まず、地域における近隣地との関係を当時の資料から確認する。安房4郡では、全国における町村制の施行に伴い、明治22年(1889)に町村合併が行われたが、その際各村々から合併相手先との関係などの合併事由や村々の沿革を記載した上申書が郡長あてに差し出された。

明治17年(1884)当時、白浜郵便局の担当であった滝口村と根本村が明治22年(1889)に合併するに当たり、同村惣代から安房郡長あてに差し出された上申書に記載された沿革は次のとおりであった(明治22年(1889)千葉県町村分合資料十六 安房郡町村分合取調)。

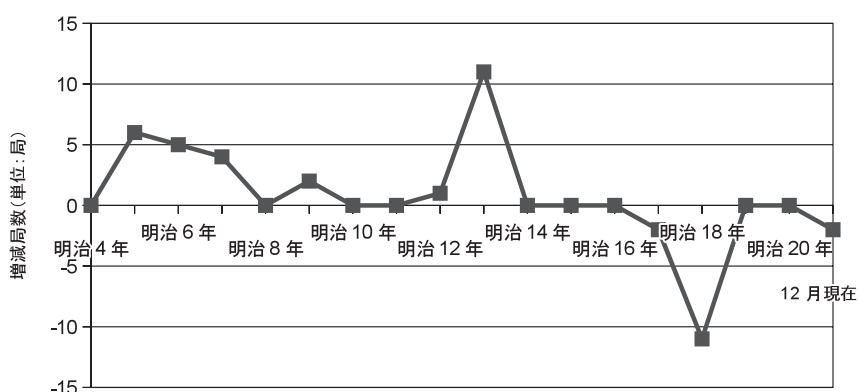
「此両村々ハ安房郡ニ属シ明治六年大小区分画ノ際第一大区一小区ニ編入シ同十一年郡区町村編制法施行ノ際此両村々ヲ以テ聯合ト為シ同十七年戸長役場所轄区域更定ノ際此両村ト神餘村トヲ以テノ聯合ト為ス」

同書には安房国の各町村からの上申書等が収められており、各村が合併、聯合村として上記



出所：田辺卓躬『明治郵便局名録』より作成。

図1 上総・下総・安房国の郵便局数の推移



出所：田辺卓躬『明治郵便局名録』より作成。

図2 安房国の郵便局数の推移

と同様の手続きをとっていたことが分かる。このように、各地域においては、それぞれの村や町との個別の関係性があった。

(2) 明治17年と22年の郵便局の所在比較

安房国の郵便局の減少は、明治18年(1885)が最も大きく、更に確認すると、減少局は同年6月末日をもって閉鎖となっていた。それらの位置関係を確認するため、以下、明治18年(1885)を跨ぐ年次の郵便線路図を確認してみる。

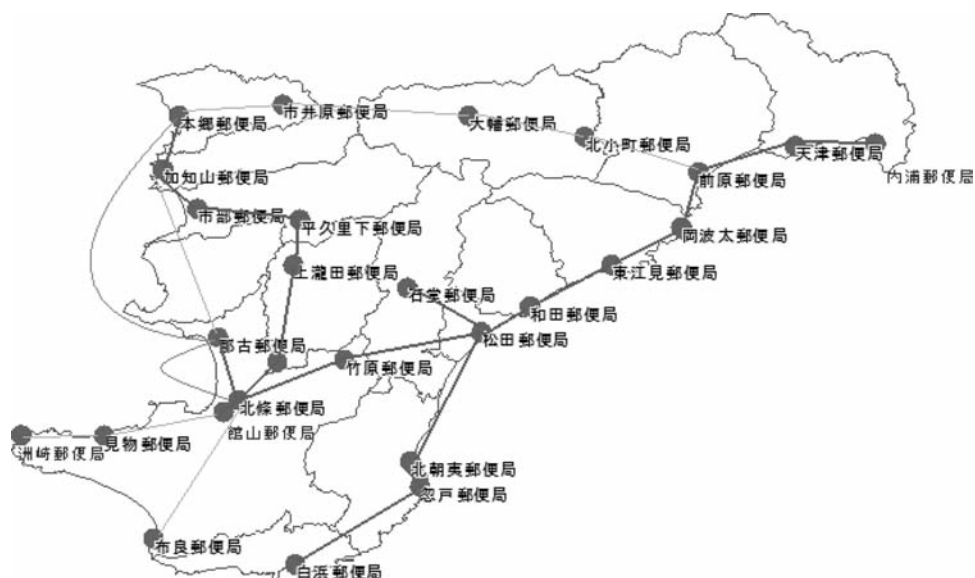
郵政資料館が所蔵する郵便線路図から明治17年(1884)および22年(1889)の郵便局を地図上に示し、その位置関係をみると図3および図4のとおりである⁽²⁾。

明治17年(1884)と22年(1889)の郵便の拠点ネットワークとしての郵便局の位置の変化をみると、おおむね主要郵便局間にある郵便局が廃止されている。また、一部の郵便線路の付け替えが行われていることも確認できる。参考までに、安房国の中心都市の郵便局である館山郵便局から東側に伸びる天津郵便局までの郵便線路に着目し、それぞれの年次の郵便線路図からその距離をみると、表1のとおりである。明治17年(1884)に平均1里強であった局間距離が、

2 図2及び図3の地図内の境界線は、1955年当時の行政境界であり、地域のつながりの参考の一つとして表示したものであって、各郵便局の担当エリアとは異なる。また、郵便局間の線は、各年次の郵便物の輸送経路である郵便線路を表している。

22年(1889)では倍増し、2里強となっている。

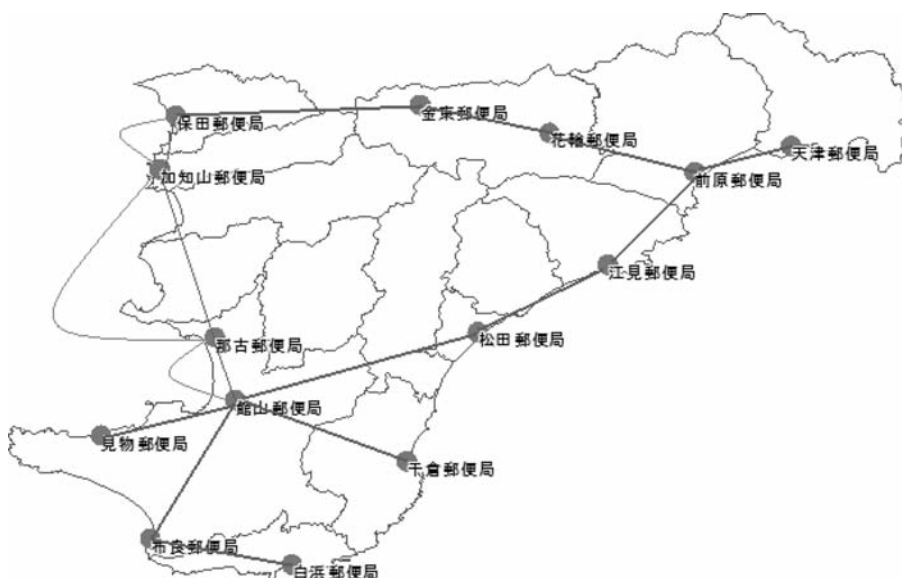
各郵便局は担当する配達地域を持っているため、その地域も当然変更があった。そこで、各郵便局ごとに、担当集配地域（町村）がどのように変化したかを確認する。



出所：明治十七年郵便線路図より作成。

注：各郵便局の位置については、郵便区画町村便覧、大日本管轄分地図千葉県管内全図及び各市町村史を参考とした。

図3 安房国の郵便局の配置（明治17年）



出所：明治二十二年郵便線路図より作成。

注：各郵便局の位置については、郵便区画町村便覧、大日本管轄分地図千葉県管内全図及び各市町村史を参考とした。

図4 安房国の郵便局の配置（明治22年）

表 1 明治17年および22年の館山－天津間の局間距離

館山(北條)	↔	竹原	↔	松田	↔
明治17年					
	1 里32町15間		1 里29町17間		← 33町33間
明治22年					
	4 里 1 町30間				2 里11町16間
和田	↔	東江見 (江見)	↔	岡波太	↔
明治17年					
	1 里13町52間		1 里15町34間		22町13間
明治22年					
			2 里11町55間		
渚	↔	前原	↔	天津	
明治17年					
	10町06間		1 里26町25間		
明治22年					
			1 里26町25間		

出所：明治17年および明治22年「郵便線路図」

(3) 安房国における郵便局の集配担当町村の変遷

明治18年(1885)を跨ぐ受持郵便局別の町村一覧として、郵政資料館に保管されている「郵便区画町村便覧」を用いて確認する。明治17年(1884)と25年(1892)の安房国における各郵便局の受持町村をみると、表2のとおりである。郡内の郵便局が単純に統合されたもの、一部の村域が他局に移管されたもの、郡域を超えて隣接局に一部の村域が移管されたものが確認できる。なお、25年をみると、22年の町村合併後の町村が複数局に担当されている例があり、行政単位と郵便局の担当集配地域が完全に一致していたわけではないことも確認できる。

表 2 安房国における郵便局別担当町村（明治17年・25年）

(町村名の前の「○」印は郵便局設置の市街地および近隣地域)

①長狹郡（17年7月、6局）	①長狹郡（25年7月、4局）
【1 天津郵便局】 ○天津村、清澄村、浜萩村 【2 内浦郵便局】 ○内浦村、○小湊村	【1 天津郵便局】 ○天津町大字天津、同清澄、同浜萩、同小湊
【3 前原郵便局】 ○横渚村、○磯村、○前原村、○貝渚村、来秀村、太尾村、川代村、阪東村、竹平村、大里村、打墨村、八色村、粟斗村、花房村、滑谷村、東村、広場村、西村、和泉村	【2 前原郵便局】 ○鴨川町大字横渚、○同磯村、○同前原、○同貝渚、田原村大字来秀、同太尾、同川代、同坂東、同竹平、同大里、西條村大字打墨、同八色、同粟斗、同花房、同滑谷、東條村大字東村、同広場、同西村、同和泉 [以下、17年は北小町郵便局が担当] 田原村大字太田学、同押切、同池田、同京田

【4 北小町郵便局】 ○北小町村、南小町村、下小原村、上小原村、成川村、仲村、宮山村、大川面村 太田学村、押切村、池田村、京田村	【3 花輪郵便局】 <u>由基村</u>大字北小原、同南小原、下小原、同上小原、同成川、 ○<u>吉尾村</u>大字仲村、同宮山、同大川面 [以下、17年は大幡郵便局が担当] <u>吉尾村</u>大字大幡、同寺門、同横尾、同松尾寺、同北風原、同細野
【5 大幡郵便局】 ○大幡村、寺門村、横尾村、松尾寺村、北風原村、細野村、金束村、釜沼村、佐野村、奈良林村、古畑村、平塚村	【4 金束郵便局】 ○<u>大山村</u>大字金束、同釜沼、同佐野、同奈良林、同古畑、同平塚
【6 岡波太郵便局】 ○岡波太村、○浜波太村、天面村、宮野下村、代野村、上野村、仲居村、二子村	
②朝夷郡（17年：7局）	②朝夷郡（25年：4局）
【1 東江見郵便局】 ○東江見村、○西江見村、○内遠野村、○青木村、真門村、吉浦村、太夫崎村、（長狭郡）西山村、星ヶ畑村、東野尻村、西野尻村、峯岡村、	【1 江見郵便局（長狭郡）】 ○江見村大字東江見、○同西江見、○同内遠野、○同青木、○同真門、○江見村字外堀、太海村大字吉浦、同太夫崎、同西山、<u>曾呂村</u>大字星ヶ畑、同東野尻、同西野尻、<u>大山村</u>大字峯岡西牧ノ内八丁 [以下、17年は岡波太郵便局が担当] <u>太海村</u>岡波太、同浜波太、同天面、<u>曾呂村</u>宮野下、同代野、同上野、同仲居、同二子
【2 白浜郵便局】 ○白浜村、乙浜村、（安房郡）瀧口村、畑村、神餘村、龍岡村、根本村	【2 白浜郵便局】 （安房郡）○<u>白浜村</u>大字白浜、同乙浜、 ○<u>長尾村</u>大字瀧口ノ内字横渚、<u>長尾村</u>瀧口（市内ノ字横渚ヲ除ク）、<u>豊房村</u>大字畑村、同神餘 [以下、17年は北條郵便局が担当] <u>豊津村</u>大字宮城 [以下、17年は忽戸郵便局が担当] （安房郡）<u>七浦村</u>大字白間津、同大川、同千田
【3 北朝夷郵便局】 ○北朝夷村、○南朝夷村、牧田村、瀬戸村、川戸村、宇田村、大貫村、川合村、峯村、白子村 【4 忽戸郵便局】 ○忽戸村、平館村、川口村、平磯村、 白間津村、大川村、千田村	【3 千倉郵便局】 ○<u>礪村</u>大字北朝夷、○同南朝夷、<u>健田村</u>大字牧田、同瀬戸、同川戸、同宇田、同大貫、<u>千蔵村</u>大字川合、同峯村、同白子 [以下、17年は忽戸郵便局が担当] <u>礪村</u>大字忽戸、同平館、同川口、<u>七浦村</u>大字平磯
【5 松田郵便局】 ○松田村、○海発村、御原村、小戸村、岩糸村、西原村、沓見村、加茂村、安馬谷村、久保村 【6 和田郵便局】 ○和田村、真浦村、小向村、黒岩村、上三原村、小川村、布野村、礎森村、五十蔵村、仁我浦村、柴村、花園村、白渚村 【7 石堂郵便局】 ○石堂村、川谷村、大井村、宮下村、丸本郷村、前田村、珠師ヶ谷村、石堂原村	【4 松田郵便局】 ○南三原村大字松田、○同海発、○同御原ノ内字大原、南三原村大字御原（市内の字大原ノヲ除ク）、<u>豊田村</u>大字小戸、同岩糸、同西原、同沓見、同加茂、<u>千蔵村</u>大字安馬谷、同久保 [以下、17年は和田郵便局が担当] <u>和田村</u>大字和田、同真裏、<u>北三原村</u>大字小向、同黒岩、同上三原、同小川、同布野、同礎森、同五十蔵、同仁我浦、同柴村、同花園、<u>南三原村</u>白渚 [以下、17年は石堂郵便局が担当] <u>丸村</u>大字石堂、同川谷、同大井、同宮下、同丸本郷、同前田、同珠師ヶ谷、同石堂原

③安房郡（17年：6局（6局は17.5以降））	③安房郡（25年：3局（3局は21.5以降））
【1 館山郵便局】 ○館山町、上真倉村、沼村、柏崎浦、 宮城村 【2 北條郵便局】 ○北條村、○新宿町、長須賀村、上野原村、湊村、八幡村、高井村、岡田村、大戸村、出野尾村、西長田村、東長田村、山萩村、作名村、古茂口村、飯沼村、南條村、大網村、安布里村、山本村、国分村、下真倉村 【3 竹原郵便局】 ○竹原村、江田村、大井村、水岡村、寶貝村、安東村、広玉村、園村、池ノ内村、山名村、御所村、中村	【1 館山郵便局（平郡）】 ○館山町大字館山、同上真倉、<u>豊津村</u>大字沼村、同柏崎浦 〔以下、17年は北條郵便局が担当〕 ○北條町大字北條、○同新宿、○同長須賀、同上野原、同湊村、同八幡、同高井、<u>豊房村</u>大字岡田、同大戸、同出野尾、同西長田、同東長田、同山萩、同作名、同古茂口、同飯沼、同南條、<u>館野村</u>大字大網、同安布里、同山本、同国分、<u>館山町</u>大字下真倉 〔以下、17年は竹原郵便局が担当〕 <u>九重村</u>大字竹原、同江田、同大井、同水岡、同寶貝、同安東、同広玉、同園村、<u>稲都村</u>大字池ノ内、同山名、同御庄、同中村 〔以下、17年は府中郵便局が担当〕 <u>館野村</u>大字広瀬、同稲村、同腰越、<u>九重村</u>大字同二子 〔以下、17年の担当確認できず〕 （平郡）<u>風原村</u>ノ内平久里川北部、<u>国府村</u>ノ内平久里川北部
【4 見物郵便局】 ○見物村、波左間村、加賀名村、早物村、香村、塩見村、浜田村、笠名村、大賀村 【5 洲崎郵便局】 ○洲崎村、川名村、伊戸村、阪足村、小沼村、阪井村、阪田村	【2 見物郵便局】 ○<u>西岬村</u>大字見物、同波左間、同加賀名、同早物、同香村、同鹽見、同濱田、<u>豊津村</u>大字笠名、同大賀 〔以下、17年は洲崎郵便局が担当〕 <u>西岬村</u>大字洲崎、同川名、同伊戸、同坂足、同小沼、同坂井、同坂田
【6 布良郵便局】 ○布良村、相浜村、太神宮村、中里村、大石村、佐野村、藤原村、洲ノ宮村、茂名村、布沼村	【3 布良郵便局】 ○<u>富崎村</u>大字布良、同相濱、同オオカミ宮ノ内、<u>神戸村</u>大字大神宮ノ内、同中里、同大石、同佐野、同藤原、同洲宮、同茂名、同布沼 〔以下、17年は白浜郵便局が担当〕 <u>神戸村</u>大字龍岡、<u>長尾村</u>大字根本
④平郡（17年：8局（8局は17.7以降））	④平郡（25年：3局（3局は21.5以降））
【1 加知山郵便局】 ○加知山村、下佐久間村、龍島村、岩井袋村、佐久間下村、佐久間中村、奥山村 【2 市部郵便局】 ○市部村、久枝村、撿儀谷原村、竹ノ内村、小浦村、宮谷村、合戸村、二部村、不入斗村 【3 平久里下郵便局】 ○平久里下村、平久里中村、山田村、荒川村、川上村、井野村、吉沢村 【4 上瀧田郵便局】 ○上瀧田村、下瀧田村、増間村、山下村、川田村、大学口村、海老敷村、 犬掛村 【5 府中郵便局】 ○府中村、本織村、谷向村、明石村、（安房郡）<u>広瀬村</u>、<u>稲村</u>、<u>腰越村</u>、<u>二子村</u>	【1 加知山郵便局】 ○<u>勝山村</u>大字加知山、○同下佐久間ノ内字田町、○同龍島ノ内字板井ヶ谷、<u>勝山村</u>大字龍島（市内ノ字板井ヶ島ヲ除ク）、同岩井袋、同下佐久間（市内ノ字田町ヲ除ク）、<u>佐久間村</u>大字佐久間下、同佐久間中、同奥山 〔以下、17年は市井原郵便局が担当〕 <u>佐久間村</u>大字大崩 〔以下、17年は市部郵便局が担当〕 <u>岩井村</u>大字市部、同久枝、同撿儀谷原、同竹ノ内、同小浦、同宮谷、同合戸、同二部、同高崎 〔以下、17年は平久里下郵便局が担当〕 <u>平群村</u>大字平久里下、同平久里中、同山田、同荒川、同川上、同井野、同吉沢 〔以下、17年は上瀧田郵便局が担当〕 <u>平群村</u>大字犬掛

【6 本郷郵便局】 ○本郷村、元名村、大帷子村、江月村、吉濱村、大六村 【7 市井原郵便局】 ○市井原村、○小保田村、横根村、 大崩村	【2 保田郵便局】 (上総国天羽郡) ○保田村大字本郷、同元名、同大帷子、同江月、同吉濱、同大六 [以下、17年は市井原郵便局が担当] 保田村大字市井原、同小保田、同横根
【8 那古郵便局】 ○那古村、○船形村、○川名村、正木村、亀ヶ原村、小原村、上堀村、三阪村、千代村、下堀村、福沢村、宮本村、大津村、手取村、居倉村、丹生村、深名村、青木村、南無名村、豊岡村、原岡村、多々良村	【3 那古郵便局】 (安房郡) ○胤原村大字那古、○同正木ノ内字川崎、同正木(市内ノ字川崎ヲ除ク)、同亀ヶ原、同小原 ○船形村大字船形、○同川名、瀧田村大字上堀、同三坂、同千代、同下堀、八束村大字福沢、同宮本、同大津、同手取、同居倉、同丹生、同深名、同青木、<u>富浦村</u>大字南無谷、同豊岡、同原岡、同多々良 [以下、17年は上瀧田郵便局が担当] 瀧田村大字上瀧田、同下瀧田、同増間、<u>国府村</u>大字山下、同川田、同大学口、同海老敷 [以下、17年は府中郵便局が担当] <u>国府村</u>大字府中、同本織、同谷向、同明石 [以下、17年の担当確認できず] <u>北條町</u>ノ内平久里川南部

出所：明治17年及び明治25年「郵便区画町村便覧」

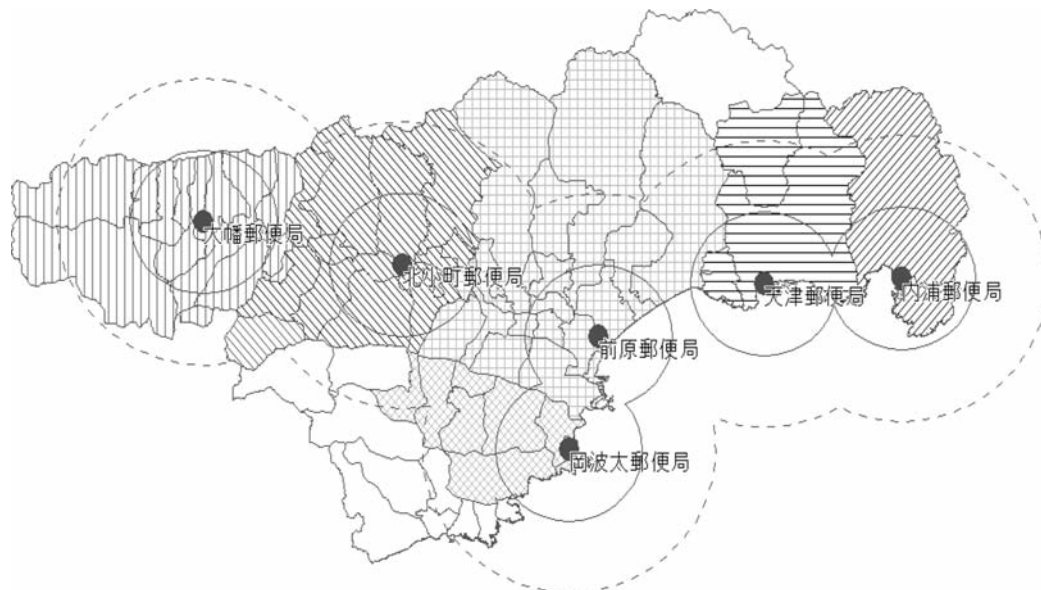
上記の表2に示した各郵便局の担当地域は実際どのように変わったのか。以下では、長狭郡内の郵便局の担当地域を例に、地図上で確認してみる⁽³⁾。

図5と図6を比較し、明治25年(1992)の各郵便局の担当地域をみると、東側(図の右側)にある天津郵便局では、東側の旧内浦郵便局の担当地域の全てが統合された。隣の前原郵便局では、西側の旧北小町郵便局の担当地域であった旧4村分が移管された。更に隣の花輪郵便局では、旧北小町郵便局の大部分の地域を引き継いだ上、西側の旧大幡郵便局の担当地域であった6村分が移管された。最も西(図の左側)にある金束郵便局では、旧大幡郵便局の残りの地域を引き継いだ。また、南側(図の下側)の沿岸を担当していた旧岡波太郵便局の地域は、隣接する朝夷郡の江見郵便局(旧東江見郵便局)にすべて移管された。

これらの担当地域は、どのような規模の地域であるのか。以下では、これらの担当地域ごとの人口や経済規模をみる。具体的には、「明治22年(1889)千葉県町村分合資料十八 長狭郡町村分合取調」に掲載された各町村において、明治21年(1988)付けで郡長あてに提出された資料に掲載された各村の人口等を、上記でみたそれぞれの年次で郵便局が担当した地域ごとに集計した(表3参照)。

明治17年(1884)の担当地域でみると、長狭郡内の6郵便局の平均人口は約6,400人、国税額⁽⁵⁾は約700万円となっている。一方、明治25年の担当地域でみると、それぞれ約8,800人、約980万円と、人口平均で37%、国税で39%大きくなっている。これをグラフでみると、図7のとおりであり、人口の幅は拡大、国税の幅は縮小している。また、担当地域内の人口および国税額の小さい局をみると、17年の内浦郵便局と25年の金束郵便局の担当地域でみた人口規模はほぼ等しく、国税額では、17年の内浦郵便局と25年の金束郵便局の担当地域でみた額が倍増してい

3 図5および図6に示した各郵便局の地域については、各年次の村又は大字が平成17年(2005)の国政調査における調査区分にほぼ合致する。そのため、前者と後者を突合して郵便局の担当地域表示を作成した。地図上の空白地域は、他郡の郵便局の担当に属するものである。



備考：実線の円は郵便局から2キロメートル、破線は同4キロメートルを表す。
出所：明治十七年郵便区画町村便覧

図5 明治17年(1884)の長狭郡内の郵便局及びその担当地域⁽⁴⁾



備考：実線の円は郵便局から2キロメートル、破線は同4キロメートルを表す。
出所：明治二十五年郵便区画町村便覧

図6 明治25年(1892)の長狭郡内の郵便局及びその担当エリア

るほか、17年の天津郵便局および岡波太郵便局と25年の金束郵便局の国税額でみて25年の金束郵便局のそれが両局の3割増しとなっている。このように、当時の郵便局の統合は、担当地域内の人口面では小規模な郵便局の変化がなかったが、経済規模では小規模な郵便局での規模が拡大したといえる。

- 4 天津郵便局の担当地域の北（図の上側）にある空白地域は、四方木村で、望陀郡に所在した蔵玉郵便局の担当地域、同じく南側の空白地域は朝夷郡の東江見郵便局の担当地域。
- 5 国税額は、その地域の経済規模を表すものと捉え、経済規模の代理変数として示した。なお、各村には上申時点で飛地がある場合があり、国税額が記載されている場合があるが、額が僅少であること、合併後の帰属が十分に確認できないことから、各年次を同一の範囲で比較可能とするため、表に掲げる各地域の集計から除外した。

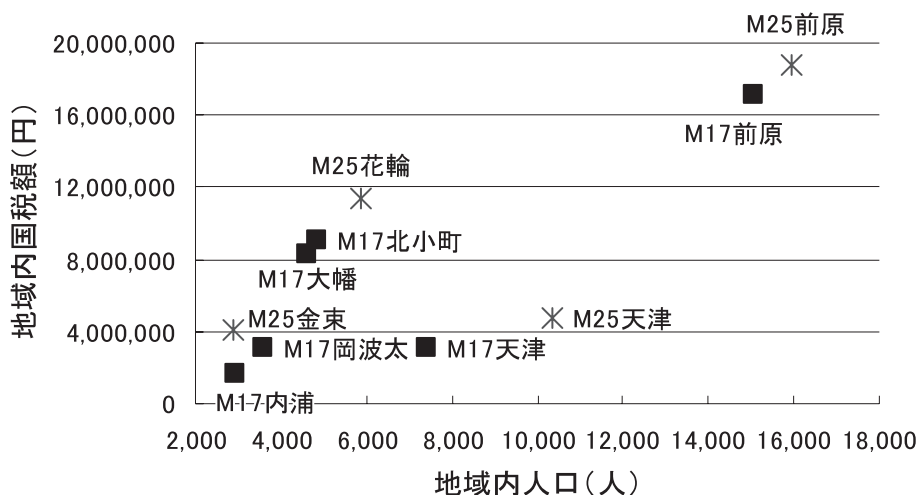
表3 郵便局の担当地域内人口・国税比較（明治17年・25年）

明治17年の担当地域	人口(人)	世帯(戸)	国税(円)	明治25年の担当地域	人口(人)	世帯(戸)	国税(円)
天津郵便局	7,410	1,419	3,148,758	天津郵便局	10,337	1,907	4,788,742
内浦郵便局	2,927	488	1,639,984				
前原郵便局	15,072	2,663	17,079,415	前原郵便局	15,928	2,834	18,813,365
北小町郵便局	4,840	896	9,094,109	花輪郵便局	5,872	1,101	11,346,418
大幡郵便局	4,591	900	8,266,594	金束郵便局	2,869	548	4,141,541
岡波太郵便局	3,593	586	3,083,398				
平均値	6,406	1,159	7,052,043	平均	8,752	1,598	9,772,517
最大値	15,072	2,663	17,079,415	最大	15,928	2,834	18,813,365
最小値	2,927	488	1,639,984	最小	2,869	548	4,141,541
最大—最小幅	12,145	2,175	15,439,431	最大—最小幅	13,059	2,286	14,671,824

備考：データはいずれも明治21年時点の長狭郡町村分合取調に掲載されたものの集計値。

担当地域は、各年次の郵便区画町村便覧による。

出所：明治22年(1889)千葉県町村分合資料十八 長狭郡町村分合取調



出所：明治22年(1889)千葉県町村分合資料十八 長狭郡町村分合取調

図7 郵便局の担当地域内人口・国税比較（明治17年・25年）

7 おわりに

以上みてきたように、明治10年代後半の郵便ネットワークの調整については、担当集配地域の調整として捉えた場合も、地域に一定の影響を与えていたことが推測可能なものであった。その実態は、個々の郵便局の受持ち地域が広がることが多かったこと、担当地域内の経済規模の小さな郵便局が閉鎖・統合され、郵便局の担当地域内の経済規模が拡大した。個々の郵便局の担当地域あるいは配達ルートが拡大されたことは、ある程度の郵便物数を毎日扱うようになると、配達通数が増加しても配達距離や時間の増加幅が逡減していくことを考えれば、長期的には費用の逡減に繋がった可能性があり、きたるべき郵便物の増加を先取りして郵便局の体制が整備された、と捉えることができよう。なお、郵便局の担当地域内の経済規模については、1郡の数局による確認であり、データも1時点のものであるため、その解釈については限定的なものであることに注意が必要である。

また、郵便局の統合や移転にともなって、郵便局の隣接市街地等を対象とする「市内」地域

が変動することから、集配制度の変遷ともあいまって、自地域に郵便局が無くなったところでは、1日当りの配達回数が減少し、若干の到達速度の減退が発生した可能性がある。さらに、郵便局の閉鎖に伴ってどの郵便局の担当地域となるかについては、地域の希望等が発生したであろう。担当集配地域の調整については、鋸南町史にあるように、地元の情勢を踏まえた要望が出されて検討されたり、近隣郵便局地域との間で調整がなされたことも明らかとなった。当時、郵便局の配置や担当地域の設定がすべて中央の合理性の追求のみによって実行されたわけではないことも確認された。

なお、このような郵便局ネットワークの調整は、全国規模でみると、輸送ネットワークの視点からは拠点費用が減少したため即効性のある費用削減に直結していたといえるが、個々の郵便局の担当地域が拡大したことから、集配ネットワークの視点からみると、藪内・田原の指摘するように常時雇用する集配担当者の増加もあり、どのような費用減に繋がったかは、精査が必要である。この点については、当時の個々の郵便局における費用データなどの原資料に当たる必要があり、その発掘も含めて、今後の課題である。

＊ 本稿は2011年度に郵政資料館において実施された「郵政資料館の所蔵資料を活用した郵政の歴史・文化に関する研究会（郵政歴史文化研究会）」の第1分科会において報告した内容を基に加筆・修正したものです。発表の際主査である石井寛治東京大学名誉教授から、査読時に匿名のレフェリーの先生から、貴重なコメントを頂きました。また、本稿の作成に際し、郵政資料館の井上卓朗氏および大阪経済大学日本経済史研究所特別研究員の田原啓祐氏に一部翻刻の協力を頂きました。深く感謝申し上げます。なお、本文中の誤りはすべて筆者の責に帰すべきものです。また、本文はすべて筆者の個人的見解であり、所属組織の見解を示すものではありません。

【参考文献】

- 池田和弘(2001)『北條村史』宮澤書店、pp. 256-257
- 井上卓朗(2011)「日本における近代郵便の成立過程 ―公用インフラによる郵便ネットワークの形成―」『郵政資料館研究紀要』日本郵政株式会社郵政資料館、pp. 18-54
- 駅通局(1884)「明治17年 郵便路図 安房国」
- 小原宏(2010)「明治前期における郵便局配置に関する分析 ―千葉県郵便局ネットワークに着目して―」『郵政資料館研究紀要』日本郵政株式会社郵政資料館、創刊号、pp. 83-95
- 鋸南町史編さん委員会(平成7年)『鋸南町史 通史編(改訂版)』鋸南町教育委員会、pp. 962-971
- 田辺卓躬編(1983)『明治郵便局名録』二重丸印の会
- 近辻喜一(2004)「多摩の郵便」『郵便史研究』郵便史研究会、第17号、pp. 1-11
- 富山町史編纂委員会(1993)『富山町史 近代編』富山町、pp. 505-509
- 長野郵便局(1916)『長野郵便局』信濃毎日新聞株式会社、pp. 1-5
- 那古史編纂委員会(2007)『那古史』那古地区連合町内会、特に第11章「交通・通信の発達」第四節「通信機関の発達」、pp. 938-943
- 農商務省駅通局(明治18年)『駅通局編纂 郵便区画町村便覧』千葉駅通区安房国、pp. 331-337
- 藪内吉彦、田原啓祐(2010)『近代日本郵便史 創業から確立へ』明石書店、特に第5章「通信省の創設と郵便事業の成長」第4節「地方郵便局の対応」(1)「郵便区の整備と集配システム

の確立」及び(2)「地方郵便局の構成員」、pp. 174-188
逓信省(1892)『明治二十五年四月一日改正 郵便区画町村便覧卷之二』安房国、pp. 49-56
逓信省(1892)「明治22年郵便線路図 安房国」

【その他の資料】

千葉県 甲号達(各年)、乙号達(各年)、丙号達(各年)、千葉県郡甲号達(各年)
千葉県文書館 千葉県布達件名録(各年)
千葉新報社 千葉県布令全書(明治20年)

(おばら こう 日本郵政株式会社 広報部)

論文

バブル経済下の郵便貯金 —「90年ショック」をめぐって—

伊藤 真利子

1 はじめに

日本の金融自由化は、戦後の高度成長と、その後の相対的高成長によってもたらされた「経済大国化」の帰結として問われたものであった。その過程は、日本経済の国際化と高度成長の屈折を契機とした国債の大量発行という「2つのコクサイ化」によって牽引された。日米貿易摩擦の激化と日米円ドル委員会を通じたアメリカの強い働きかけなど、アメリカの対日政策が大きく影響された点に、その特徴を見ることができる。

戦後日本の金融システムは、日本における直接金融の育成という占領期アメリカの当初方針にもかかわらず、日本側の頑強な抵抗と、証券市場の度重なる崩落により、各金融仲介機関の業態が重層的に棲み分ける「間接金融優位」の体制として成立した。戦後の日本経済は、アメリカを中心とした戦後国際体制の中に、相対的に閉鎖的なかたちで組み込まれるという特殊な歴史環境において成立したシステムである。このことから、日本経済の国際化が進むとともに、貿易自由化、資本の自由化、さらに1970年代になると金融の自由化が課題となっていく。金融自由化の過程は、すでに述べたように、国債発行の大量化という財政的事情とアメリカの対日要求という側圧に促され、預金銀行、債券発行銀行などの金融業態間の利害を調整しながら、異例に長い時間をかけて進められることになった。経済が飛躍的に発展する中、行政がいったん成立した金融業態間の「棲み分け構造」を業態の内発的要請なしに大きく変更することは、極めて困難なことだったのである。このため、預金金利の完全自由化は、実に90年代初頭の小口預金の金利自由化まで引き延ばされることになった。金融自由化に促された80年代の証券市場の台頭により、この時期、後退を余儀なくされていた預金銀行にとって、金利自由化に対応しつつ、新たなビジネスモデルを描くうえで巨大な規模に膨れ上がっていた郵便貯金との金利決定上のイコール・フッティングが最大の懸案となり、その実現のための交渉が延々と続けられたためである。

このような金利自由化の最終局面はまた、バブル発生による証券市場の急拡大とバブル崩壊後の景気悪化の過程とも重なっていた。本稿の課題は、自由金利体系と規制金利体系とが併存する金利自由化の最終局面であった80年代において、規制金利体系の下での政策金利が依然温存されていた郵便貯金が、90年から91年にかけて複雑な動きを示した要因を分析することにある。その際、本稿では、この時の郵便貯金の動向のクライマックスをなした90年前後の、郵便貯金からの、そして郵便貯金への巨大な資金シフト、すなわち定額貯金の大量流出・大量流入という極めて特異な動きに焦点をあてる。さらに、預貯金市場に与えた証券市場の影響も踏ま

※ 本稿は、平成22年度科学研究員補助金（特別研究員奨励費：課題番号22-8317）による研究助成を受けたものである。

えることにより、金融自由化の最終局面で生じた異常な動きの中で、郵便貯金に起きつつあった機能転換の可能性およびその帰結がどのようなものであったかについて明らかにする。このことを通じ、小泉改革による郵政民営化の歴史的な前提がどのように生まれたのかという問いに、新たな照明を当てる。

② バブルの発生とその崩壊

80年代半ば、第二次石油危機の動揺を企業レベルのミクロ的調整によって乗り越えた日本経済は、約4%のGDP成長率を維持し、着実に国際競争力を高めるなど、スタグフレーションに苦しむ欧米諸国と比べ、相対的に良好なパフォーマンスを示した。このため、日米間を中心とした貿易摩擦が激化し、自由化、国際化をはじめとするアメリカの対日要求が厳しさを強めていった。日本の膨大な経常収支黒字とアメリカの巨額の経常収支赤字という国際収支の不均衡への対応が、この時期の日本経済にとっての大きな課題であり、バブルの発生とその崩壊を準備していくことになったのである⁽¹⁾。

この経過につき、国際金融市場の推移と日本の政策対応の面から手短かに整理しておこう。81年に成立したレーガン共和党政権による、いわゆるレーガノミクスを展開により、アメリカは巨額の経常収支赤字と財政赤字の「双子の赤字」を抱えることとなった。基軸通貨国が巨額の債務を抱えるという異常な事態に対応するため、84年に開かれた日米円ドル委員会では、アメリカ側から日本の金融自由化要求がなされた。これを受け、わが国の政策日程の俎上に本格的に金融自由化が載せられることになった。しかしこの間、アメリカの経常収支赤字が一向に改善する見通しが立たなかったため、ドル暴落の不安が国際金融市場に広がっていた。このことを受け、85年9月、ニューヨークのプラザホテルで、G5（アメリカ、イギリス、フランス、西ドイツ、日本）による大蔵大臣、中央銀行総裁会議が開催された。同会議では、日本とヨーロッパの失業率削減および日本の貿易黒字の圧縮が議論となり紛糾した。この時の論争は、事後的に成立する「I-Sバランス」論にもとづき、どちらが国際的な貿易のインバランスの原因であるかを論ずるという、結果を持って原因を争う、いささか不毛なものであったといえる。しかし、結果的に、同会議はドルがファンダメンタルズ（経済の基礎的諸条件）からみて過大評価されているとし、ドルの秩序ある切り下げと「必要に応じ市場に協調して介入する」ことを容認することで決着を見ることになった。いわゆる「プラザ合意」である⁽²⁾。プラザ合意は、高金利によるドル高誘導を基調としたレーガン政権の転換点をなすものであり、同政権第二期発足にあたって財務長官となったベーカーによって主導されたものであった。

プラザ合意以後、アメリカは各国に対して全面的に国際的政策協調を要求するようになっていった。日本に対しては、貿易黒字縮小のための内需拡大要求が強く求められた。このことを受け、86年4月に取りまとめられた報告書、いわゆる「前川レポート」では、日本の内需拡大が既定方針となった。さらに、89年9月から始まった日米構造協議では、戦略的通商政策にも

-
- 1 石井晋「プラザ合意・内需拡大とバブル」（内閣府経済社会総合研究所監修・小峰隆夫編『バブル／デフレ期の日本経済と経済政策（歴史編）1 日本経済の記録 第二次石油危機への対応からバブル崩壊まで』慶應義塾大学出版会、2011年）、131頁。
 - 2 財政省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史 昭和49～63年度 第1巻 総説・財政会計制度』東洋経済新報社、2005年、293頁。第二次石油危機以降、各国金利は異常に高騰した。とりわけアメリカにおいては、ポール・ボルガー率いるアメリカ連邦準備制度理事会がインフレ退治のための高金利政策を断行し、79年～81年において、公定歩合12～13%、プライムレート15%～21%という高金利が現出した。

とづき、日本型経済システムの改変を迫るアメリカに日本が譲歩するかたちで国際協調が図られた。この間、生活関連社会資本の充実を柱とする公共投資の推進による内需拡大の促進や「市場原理を基調とした施策」への転換等の実施によって、「前川レポート」の中身が具体化されていった⁽³⁾。金融の自由化と内需拡大が日本の対外公約となり、その後の政策の方向性を決定づけたのである。

アメリカの対日要求が厳しくなった80年代初頭にあつては、日本政府は、いまだ「小国」の仮定のもとで事態に対応しようとしていたが、80年代末になると、次第に「経済大国」としての自覚と自信を持つようになっていった。しかし、基軸通貨国が最大の債務国でもあるという異常な世界経済にあつて、対外均衡と対内均衡の調整を一国の政策転換で果たすということはほとんど不可能な課題であった。この対応の過程を通じ、日本の財政政策と金融政策には「歪み」が生じるようになり、バブルとその崩壊、そして90年代の長期不況へと繋がっていくことになる。

その過程を少し追ってみよう。アメリカの金利引き下げによるドル安の進行は、円高の急進を意味した。対ドル円レートの急激な上昇は、石油危機以後の日本経済のリーディングセクターであった自動車、電機、機械などの輸出関連産業に大打撃を与えた。これを受け、日本経済は85年後半から景気が急速に悪化し、いわゆる「円高不況」の様相を呈した。83年半ばから1ドル＝220円～230円であった円ドルレートは、86年になって150円台に達し、86年末に160円台となったものの、87年には再び150円台～140円台で推移した⁽⁴⁾。この間の86年9月、日本政府は内需拡大と景気梃子入れを目的として、規制緩和等による「民活」を利用した市街地再開発や新市街地開発の促進を盛り込んだ「総合経済対策」を発表した⁽⁵⁾。プラザ合意以降、日本政府は大幅な経常収支黒字を削減しつつ、成長を持続する内需主導型成長への転換を喫緊の課題として取り組んだのである⁽⁶⁾。

しかし、日本政府はこの間、緊縮財政による財政均衡化を方針としていたことから、内需拡大路線は、主に金融政策に頼らざるを得なかった。さらに、不況対策という政策テーマがこれを促していた。このような内外からもたらされた課題を受け、金融当局は大幅な金融緩和政策を打ち出したのであった。図1より基準割引率および基準貸付利率（公定歩合）の推移をみてみよう。日本銀行は、「円高不況」への対応として、86年1月に2年3カ月ぶりとなる公定歩合引下げを実施した⁽⁷⁾。以降5回にわたって計2.5%引下げ、金融緩和政策を急速に進めた。この結果、86年5月から88年7月にかけて、当時としては史上最低水準となる2.5%が維持され

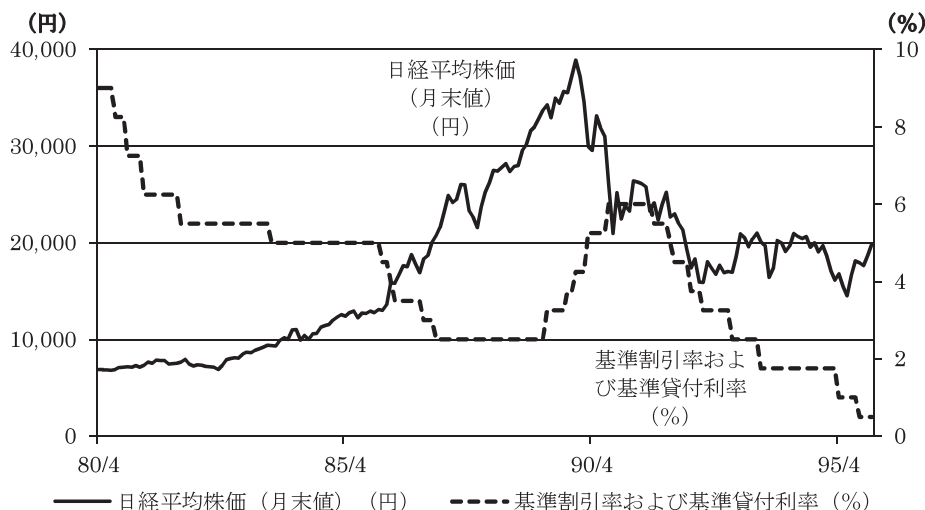
3 金澤史男「日本における福祉国家財政の再編」（林建久・加藤榮一・金澤史男・持田信樹編『グローバル化と福祉国家財政の再編』東京大学出版会、2004年）、158頁。同論文において金澤は、90年代の政策基調を以下のように整理している。すなわち、「経営資源が効率性を求めて地球規模で動き回る状況のなかに積極的に参入し競争に勝ち抜くことでそのメリットを享受しようとする戦略であり、そのためにも国民負担を抑制し『小さな政府』が必要という考え方である。これに対し、前川レポートに代表される構造調整では、短期的には貿易黒字を急速に減らし、中長期的には内需主導型経済に転換することが『国際協調型』、『国際国家日本』を実現することであり、『グローバルな視点に立った施策』の内実」である（金澤史男「日本における福祉国家財政の再編」、158-159頁）。

4 『昭和財政史 昭和49～63年度 第1巻』、298頁。

5 会議での合意もあつて、同年9月に日米蔵相会議が行われ、事業量総額3兆6,360億円におよぶ内需拡大政策が展開されることとなった（石井晋「プラザ合意・内需拡大とバブル」、132頁）。

6 財政省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史 昭和49～63年度 第6巻 金融』東洋経済新報社、2003年、41頁。経常収支黒字を削減することを喫緊の政策課題と認識した背景には、経常収支の大幅な黒字がますます円高圧力を生み出す一方、円レートの増価により日本経済の急速な発展を支えてきた製造業を中心とする輸出関連産業に大打撃を与えるという懸念があったとされる。

7 石井晋「プラザ合意・内需拡大とバブル」、133頁。日本銀行の利下げ直後、パリでG7会合が開かれ、2月22日「現状においては、為替レートを現在の水準の周辺に安定させることを促すために緊密に協力することに合意（いわゆる「ルール合意」）した。



(出所) 日本銀行『金融経済統計』時系列データより作成。

図1 金利および株価の推移

た。一連の公定歩合引下げは、円高によって原油価格などの輸入物価が低下し、景気のテンポが緩やかになってきたことに対応するものであった。同時に、引下げの決定にあたっては、ドル安円高方向で不安定な動きを続ける為替相場の安定およびマクロ的な国際協調行動が意識されていた。

このように、日本政府および金融通貨当局の政策姿勢には、アメリカ政府への一貫した配慮が色濃く滲み出ていた。上述の通り、日本が金融緩和策を維持し続けなければならなかった背景には、対日貿易収支の巨額の赤字が改善しないアメリカの対日要求が日増しに強まっていたことが挙げられる。89年に始まった日米構造協議では、マクロの政策協調にとどまらず、日本の経済のあり方にまで要求が及ぶようになった。これがその後、規制緩和を通じた日本的企業システムの変容、さらには郵政民営化が実現されていく遠因ともなったのである。だがそれ以上に、この時期の金融緩和政策が維持されることになった大きな要因として、87年10月19日月曜日のブラックマンデーの衝撃がある。ペーকারドル安承認後も、依然としてアメリカの国際収支は改善を見ず、ドル安がドル暴落に転化するのではないかと潜在的な恐怖が市場に強まっていた。こうした中で、アメリカの貿易収支赤字が拡大する、インフレ懸念から同国の金利が引き上げられるのではないかと予測に端を発し、ニューヨーク証券取引所の株式が大暴落すると、これが世界の株式市場の急落へと波及していった。世界恐慌の再来を思わせるこの危機的事態は、いったん急落した東京証券取引所が翌日には持ち直したため、終息を見た。しかし、この経験によって、国際金融市場の不安定性が強烈に印象づけられた。同時に、日本が世界経済の最後の拠り所であるかの印象が生まれ、その後の日本の金融政策は、ドル価値の維持という政策目標に縛られることになったのである。

長期に金融緩和政策が固定されることで生まれた過剰流動性は、円高で比較的物価が安定していたことから、高水準の設備投資と証券および土地資産へ向かうことになった。こうして、日本の株価および地価が急騰することになったのである。期待が期待を呼び、資産価格が異常に急伸するとともに、その資産効果を通じて消費も急激に拡大した。バブルの発生である。これに加え、80年代には世界的にデスインフレーションが進み、世界の過剰マネーが日本に流入した。このようなバブル期の金融政策のあり方については、今でも議論がなされているところであるが、要約すれば、①円高により物価が比較的安定しており、物価の番人としての従来の中央銀行としては動きにくい環境にあったこと、②財政政策が緊縮基調で推移し、国際協調

を含むマクロ経済政策の中心が金融政策に求められ、安価な資金供給がなされたこと、そして③アメリカのドル維持政策を支持し続けなければならない、弾力的な政策対応ができなかったことなどのいくつかの事情が複合していたことが挙げられよう。このように各種の事情によって、日本銀行が金融引き締めに転じることができない中、日本経済は80年代後半から、巨大なバブルに飲み込まれていくことになったのである。

バブル経済については、この間多くの優れた分析や浩瀚な回顧録が著されており、ここではそれら先行研究の叙述に拠りながら、事態の推移を簡単に述べておこう。金融緩和政策が転換するのは、過剰流動性により加速した資産インフレを抑制することを目的とした89年5月の金利引上げからであった。公定歩合は89年5月に0.75%で3.25%となった。さらに、90年3月にはプラザ合意以前と同水準の5.25%まで引上げられ、90年8月から91年6月まで6.0%に維持された。だが、この金融引き締め政策への転換にもかかわらず、株価および地価は上昇し続け、89年12月末に日経平均株価は3万8,915円の史上最高額を記録するに至る。西村吉正『金融システム改革50年の軌跡』では、80年代後半に生じた資産価格の急激かつ大幅な上昇要因として、下記の3点を挙げている⁽⁸⁾。第一に、長期にわたる景気拡大や円高による国際的地位の上昇の過程で、経済の先行きについて強気の期待が高まったこと、第二に、歴史的な低金利やマネーサプライの高い伸びなど金融緩和が長期に渡るなど、マクロ経済政策に適切さを欠いたこと、第三に、金融機関のリスク管理体制などの整備が不十分のまま、金融自由化が進められ、その中で金融活動が著しく活発となったことである。日本経済は、80年代後半に「経済大国」としての自信を強める一方、円高対策としての金融緩和が国際協調のための通貨政策として維持継続され、バブルが進行していたのである。

しかし、90年代に入ると状況は一転した。図1に見られる通り、株価は90年1月4日の大発会で202円安となって以降、4月2日の2万8,002円まで下落した⁽⁹⁾。6月になって一時3万円台まで回復したものの、7月後半から反落し、さらに8月2日のイラク軍クウェート侵攻を契機として再暴落した。これにより、10月1日には2万221円という惨状を呈した⁽¹⁰⁾。その後も株価は小幅の回復と下落を繰り返し、1.5万円から2万円程度の低水準で推移した。日本銀行は91年7月以降、7回にわたって合計4.25%となる引下げを実施し、93年9月には1.75%となった。このような公定歩合の連続的な引下げによって、銀行は史上最高の業務純益を記録した。これは、公定歩合に連動して引下げられる預金金利と、ワントンボ遅れて引下げられる貸出金利とのタイム・ラグにより、銀行・民間金融機関の利鞘が増大したためである⁽¹¹⁾。これにより、バブル崩壊がわが国金融システムに与えた痛みは一時的に回避されたかに見えたが、不良債権問題と資産デフレによる傷は深く、その後の金融危機への序曲に過ぎなかったのである。

この時期の実体経済の動向を見よう。図2は経済指標の推移を示したものである。これによると、実質GDP成長率は、80年度から90年度にかけて年平均4%を記録した。名目GDP成長率は、85年度から87年度にかけて7.5%から4.7%に低下したものの、88年度から90年度にかけて約8%で推移している。いわゆる「円高不況」は、円高の急速な進行にもかかわらず、短期間で終息しており、86年末以降は拡大局面に転じていた。その後の展開を考えれば、日本の政策当局の危機意識と経済の実態との間に齟齬があったことは明らかである。60年代後半の「い

8 西村吉正『金融システム改革50年の軌跡』金融財政事情研究会、2011年、295頁。

9 山一証券株式会社社史編纂委員会編『山一証券の百年』山一証券株式会社社史編纂委員会、1998年、331頁。

10 『山一証券の百年』、332頁。

11 相沢幸悦『平成金融恐慌史』ミネルヴァ書房、2006年、154頁。

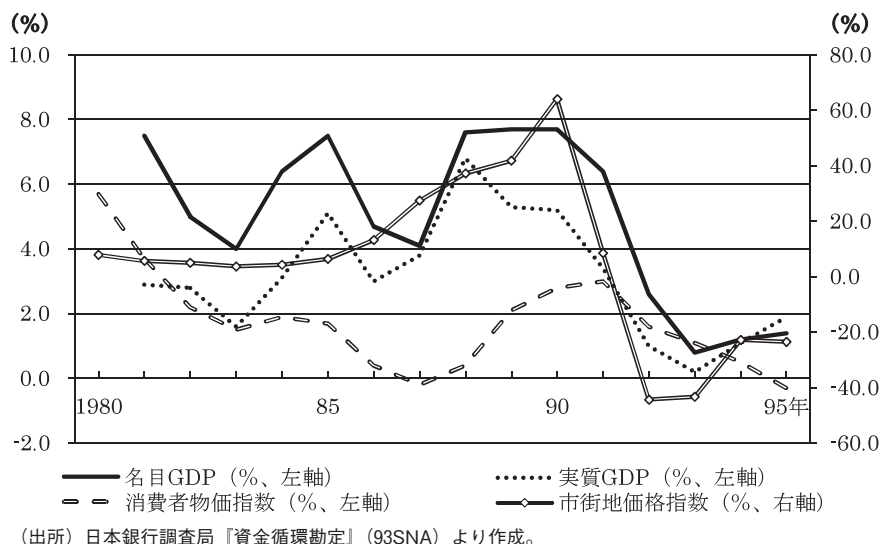


図2 GDPおよび地価の推移

さなぎ」景気以来の大型景気に沸きかえっていた日本経済は、80年代後半、株価、地価等の資産価格が実態から大きく乖離して上昇する「バブル経済」と呼ばれる状況に入ったのである。

このような景気の過熱は、過剰流動性が資産投機に向かう中で生じた「バブル」そのものであった。91年以降になると、実質GDP成長率は急速に落ち込み、92年1.0%、93年0.2%、94年1.1%と低下していく。さらに、85年9月と比べ、5年間で約4倍の水準に急騰していた市街地価格指数が90年9月をピークに下落に転じた。地価は下落しないという戦後の「土地神話」の崩壊である。この時の地価下落には、大蔵省が90年3月に「不動産関連融資の総量規制」を決定し、4月から実施したことが大きく影響している。85年以降、国土庁や大蔵省は土地の投機的取引を助長する融資の自粛を要請していたが、地価の高騰は止まらなかった。これに業を煮やした政府、日本銀行は、銀行に対し、不動産業、建設業、そして規制の抜け道となっていたノンバンクの3業種に対する融資状況の報告義務を課した⁽¹²⁾。これとともに、90年4月以降、貸出増加額規制が強化されたことを受け、高騰し続けていた地価は、90年末から大都市圏を中心に急落した。地価の対前年比は、90年14.1%、91年10.4%から一転、92年-1.8%、93年-5.5%と、株価等各種価格指標に類例を見ない暴落ぶりを示すことになったのである。

資産価格急騰の背景には、株式や土地を担保にした銀行・金融機関の貸出急増があった。円高と歴史的低金利によって、海外の直接的な資金調達が容易になったことから、大企業や製造業向けの銀行貸出は80年代後半から伸び悩んだ⁽¹³⁾。企業は、安く調達した資金を設備投資のみならず、本業以外の収益機会と捉え、積極的に運用するようになっていた。このような状況下で、金融機関、特に都市銀行は新たな投資機会を見出すことが出来ず、これまでリスクが高すぎるため消極的であった個人向け住宅ローンや中小企業向け貸出、さらに株式売買や不動産向け貸出に傾斜していくことになった。これがバブルを膨張させることになった。バブル経済は、本質的には企業の「カネ余り」現象による金融資産運用、いわゆる財テク等を前提に、銀行の信用創造機能が極限まで行き着いた結果であったと言えよう⁽¹⁴⁾。資産の急騰は、金融経済の膨張にとどまることなく、実体経済においても、資産効果を通じ、消費拡大による好景気

12 東京証券取引所編『東京証券取引所50年史』東京証券取引所、2002年、635頁。

13 全国銀行協会連合会・東京銀行協会『銀行協会五十年史』全国銀行協会連合会、1997年、141-142頁。

14 相沢幸悦『平成金融恐慌史』、10頁。

年	エクイティ合計			普通社債			調達総額		
	国内	国外	小計	国内	国外	小計	国内	国外	小計
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
1988	113,672	46,365	160,038	8,730	7,592	16,323	122,402	53,957	176,361
1989	159,506	110,694	270,201	5,800	8,105	13,903	165,306	118,799	284,104
1990	73,213	38,189	111,402	18,280	14,731	33,011	91,493	52,921	144,414
1991	22,507	41,676	64,183	23,147	37,673	60,821	45,654	79,349	125,004
1992	9,369	20,221	29,590	28,940	37,668	66,608	38,309	57,890	96,199
1993	24,397	22,521	46,919	36,840	27,676	64,516	61,237	50,197	111,435
1994	36,622	11,629	48,251	29,200	7,544	36,744	65,822	19,173	84,996
1995	12,846	8,957	21,803	48,813	10,330	59,143	61,659	19,287	80,946
1996	45,761	16,446	62,208	59,325	14,635	73,960	105,086	31,081	136,168
1997	12,782	7,197	19,979	63,485	20,940	84,425	76,267	25,357	104,405
1998	16,424	2,389	18,814	125,324	14,929	140,253	141,748	17,318	159,067
1999	105,881	7,143	113,025	67,205	19,232	86,437	173,086	26,376	199,463
2000	20,769	4,119	24,888	78,040	8,268	86,308	98,809	12,387	111,197

(注1) エクイティ合計は、株式、転換社債、新株引受権付社債の合計である。

(注2) 普通社債には、海外金融子会社（銀行を除く）によるものを含む。

(出所) 東京証券取引所『証券統計年報』より作成。

表1 証券発行による資産調達総額（全国上場会社）

を生み出すことになった。しかし、バブルが崩壊すると、同じメカニズムが逆に回転し始める。資産価格の急落によって、投資家たちが多額のキャピタル・ロスを被ったばかりではなく、銀行・金融機関の貸出の回収が困難となった。いわゆる不良債権が急増することにより、銀行を中心とする日本金融システムの脆弱性が一挙に露呈することになったのである⁽¹⁵⁾。また、資産価格の急落は逆資産効果として現れ、消費の収縮と売上高の急落により企業収益が低迷するというかたちで、日本経済は資産デフレのスパイラルに陥っていくことになった。

このようなバブルの発生と崩壊は、前掲の西村吉正『金融システム改革50年の軌跡』が指摘するように、アメリカの対日要求による金融の自由化、国際化、規制緩和と並行し、また関連しあっていた。このことが、バブル崩壊の金融システムに与えた影響をより激甚なものとした。この時期に国際的な側圧を受けて金融制度改革が進められ、証券市場の拡大と並行したことが、バブルを促進する要因ともなり、またバブル崩壊の傷をいっそう深刻なものとしたのである。これは、その後の日本経済の長期低迷を生み出す原因の一つとなっていく。

表1は、証券発行による全国上場企業の資金調達総額の推移を示している。バブル期には企業の資金調達において、資本市場からのエクイティ・ファイナンスが盛行し、全国上場企業はピーク時の89年に28兆円を市場から調達した。88年から90年のエクイティ（株式のほか転換社債と新株引受権付き社債を含む）の合計は約54兆円、社債を含めると60兆円に達し、93年までの5年間における普通社債のうち半分以上が国外で調達された。これには、戦後長らく日本の社債市場が厳しく規制されていたことが影響している⁽¹⁶⁾。戦後日本においては、企業が銀行

15 『昭和財政史 昭和49～63年度 第6巻』、49頁。

16 堀内昭義「高度成長期以後の金融制度改革」（橋本寿朗・中川淳司編『規制緩和の政治経済学』有斐閣、2000年）、66頁。

からの長期借入と代替的な社債発行によって資金調達することが極めて困難であり、社債が協調融資の一形態として、リスク分散のため手段とされていた。また、無担保で普通社債を発行することも困難であったため、日本の主要企業は金融自由化の進展とともに国内の資本市場よりも海外の社債市場、特にユーロ市場を利用して資金調達を行うようになったのである。

このように金融自由化は、企業に新しい資金調達手段の途を開くことにより、金利コストを低めることで、本業による利益率の低下を補うものとなった⁽¹⁷⁾。さらに、企業には財テクという新たな収益機会も与えられることになった。持続的な株価上昇、金利低下、円高基調等に支えられ、社債発行による資金調達は、80年代後半以降、低利の資金調達手段となったのである⁽¹⁸⁾。さらに、円高がこの有利な条件を加速した。このことが、民間金融機関の主要顧客である大企業の「銀行離れ」を招くことになった⁽¹⁹⁾。遊資を抱えた民間金融機関、特に都市銀行の貸出行動に大きな影響を及ぼすこととなった。資金不足経済下で長らく間接金融が優位とされてきた日本経済は、バブル生成のまさにこの時期、国際経済の大変動と外圧に促された国内の制度変更の両面から大きな転換点を迎えたのである。そこで節を改め、この時期の金融自由化が日本の金融構造にいかなる影響を与えたかを見ていこう。これによって、その動向がいかに強烈に郵便貯金の動向を規定していたのかを、背景から明らかにしていくこととしたい。

③ 金利自由化とその影響

3-1 金融資産残高の推移

80年代、特にその後半のバブル経済の登場とともに、戦後長らく圧倒的な優位を誇っていた間接金融から直接金融への転換が進んだ。しかし、90年代初めのバブル崩壊により、この間に拡大の一途を辿ってきた証券市場は、壊滅的打撃を被った。証券市場・企業のみならず、80年代に証券化が進行していた銀行等金融機関もまた、その財務構造を大きく痛めることとなり、金融市場をも含む全般的危機が進行するようになった。80年代から90年代前半において、日本の金融構造にどのような質的变化が起きていたのであろうか。この点を表2により、80年から95年までの個人金融資産残高の推移で見てみよう。残高合計は、80年度368.3兆円から85年度630.1兆円（対80年度約1.7倍）、90年度1,023.8兆円（対85年度約1.6倍）、95年度1,265.0兆円（対90年度約1.3倍）に膨らんだ。これで見る限り、バブル崩壊後も、国民は金融資産を増やし続けていたことになる。この点をもう少し時間を区切って追ってみると、84年から89年にかけて、GDPの伸び率が約33%であったのに対し、個人金融資産残高は約70%とほぼ倍のスピードで蓄積が進んだ⁽²⁰⁾。90年代に入っても資産残高の増加傾向は続いていたが、80年代には対前年比10%前後の高い伸びを続けていたのに対し、90年代になると4%程度と、その伸び率は大幅に鈍化したのである。

金融資産の構成比をみると、表掲期間を通じ、現金・預金が約半数を占めており、その残高は、80年度217.7兆円から85年度329.4兆円（対80年度約1.5倍）、90年度481.8兆円（対85年度約1.5

17 星岳雄・A.カシャップ『日本金融システムの危機と変貌』日本経済新聞社、2006年、319頁。

18 星岳雄・A.カシャップ『日本金融システムの危機と変貌』、328頁。

19 西村吉正『日本の経済制度改革』東洋経済新報社、2003年、173頁。同書によれば、アメリカで預金から他の金融資産に大きくシフトしたのは、70年代のインフレ期に金利規制のため銀行離れが起こったことによるものであった。これに対し日本では、預金という間接金融の原資が過剰であり、資金供給力に問題がないにもかかわらず、資金需要者側が資金コスト低下のため、銀行を離れ、市場経由の資金調達に移行したものであったとされる。

20 『東京証券取引所50年史』、561頁。

年度	合 計		現金・預金						出資金		保険・ 年金準備金	
			現金通貨性預金		定期性預金							
	兆円	(%)	兆円	(%)	兆円	(%)	兆円	(%)	兆円	(%)	兆円	(%)
1980	368.3	(100.0)	217.4	(59.0)	36.4	(9.9)	180.9	(49.1)	25.0	(6.8)	49.9	(13.6)
1981	404.4	(100.0)	241.6	(59.7)	39.0	(9.6)	202.5	(50.1)	23.8	(5.9)	57.9	(14.3)
1982	449.4	(100.0)	262.8	(58.5)	41.9	(9.3)	220.7	(49.1)	24.8	(5.5)	66.9	(14.9)
1983	511.5	(100.0)	282.8	(55.3)	42.7	(8.4)	239.8	(46.9)	33.3	(6.5)	76.7	(15.0)
1984	559.5	(100.0)	305.4	(54.6)	46.1	(8.2)	258.9	(46.3)	34.2	(6.1)	88.2	(15.8)
1985	630.1	(100.0)	329.4	(52.3)	48.0	(7.6)	280.8	(44.6)	47.2	(7.5)	102.1	(16.2)
1986	727.6	(100.0)	354.5	(48.7)	54.7	(7.5)	298.9	(41.1)	67.6	(9.3)	120.8	(16.6)
1987	834.9	(100.0)	381.9	(45.7)	61.9	(7.4)	319.0	(38.2)	94.7	(11.3)	141.9	(17.0)
1988	930.3	(100.0)	410.0	(44.1)	68.3	(7.3)	340.5	(36.6)	112.0	(12.0)	166.4	(17.9)
1989	987.0	(100.0)	447.9	(45.4)	74.0	(7.5)	372.9	(37.8)	95.6	(9.7)	191.9	(19.4)
1990	1,023.8	(100.0)	481.8	(47.1)	72.9	(7.1)	407.8	(39.8)	76.1	(7.4)	211.6	(20.7)
1991	1,033.0	(100.0)	517.2	(50.1)	74.4	(7.2)	441.7	(42.8)	55.4	(5.4)	229.0	(22.2)
1992	1,083.7	(100.0)	540.5	(49.9)	76.1	(7.0)	463.7	(42.8)	47.3	(4.4)	251.4	(23.2)
1993	1,142.3	(100.0)	567.0	(49.6)	80.3	(7.0)	486.0	(42.5)	44.5	(3.9)	274.7	(24.0)
1994	1,186.3	(100.0)	600.7	(50.6)	86.9	(7.3)	512.9	(43.2)	52.2	(4.4)	294.7	(24.8)
1995	1,265.0	(100.0)	629.6	(49.8)	102.9	(8.1)	525.4	(41.5)	62.1	(4.9)	318.6	(25.2)

年度	株 式		株式以外の証券									
			国債・財投債		金融債		投資信託 受益証券		信託受益権			
	兆円	(%)	兆円	(%)	兆円	(%)	兆円	(%)	兆円	(%)	兆円	(%)
1980	24.2	(6.6)	28.8	(7.8)	4.7	(1.3)	1.8	(0.5)	4.5	(1.2)	16.9	(4.6)
1981	24.2	(6.0)	33.4	(8.3)	5.0	(1.2)	3.0	(0.7)	4.7	(1.2)	19.6	(4.8)
1982	28.1	(6.2)	42.2	(9.4)	7.1	(1.6)	4.4	(1.0)	6.4	(1.4)	22.9	(5.1)
1983	38.3	(7.5)	53.1	(10.4)	9.3	(1.8)	6.4	(1.3)	10.2	(2.0)	25.6	(5.0)
1984	42.6	(7.6)	59.5	(10.6)	9.8	(1.7)	8.2	(1.5)	12.1	(2.2)	27.7	(4.9)
1985	53.2	(8.4)	66.7	(10.6)	11.1	(1.8)	9.8	(1.6)	14.1	(2.2)	29.4	(4.7)
1986	72.1	(9.9)	76.1	(10.5)	9.4	(1.3)	10.5	(1.4)	22.8	(3.1)	30.9	(4.2)
1987	89.1	(10.7)	86.4	(10.3)	7.7	(0.9)	10.2	(1.2)	33.2	(4.0)	32.1	(3.8)
1988	104.6	(11.2)	92.5	(9.9)	5.2	(0.6)	9.6	(1.0)	38.3	(4.1)	35.8	(3.9)
1989	107.6	(10.9)	98.4	(10.0)	6.1	(0.6)	9.3	(0.9)	38.1	(3.9)	40.4	(4.1)
1990	96.1	(9.4)	107.7	(10.5)	7.6	(0.7)	13.8	(1.4)	34.4	(3.4)	46.6	(4.6)
1991	70.3	(6.8)	109.4	(10.6)	7.6	(0.7)	18.8	(1.8)	28.2	(2.7)	49.7	(4.8)
1992	71.6	(6.6)	115.7	(10.7)	6.9	(0.6)	22.3	(2.1)	27.3	(2.5)	54.5	(5.0)
1993	78.8	(6.9)	118.6	(10.4)	6.3	(0.6)	22.6	(2.0)	27.8	(2.4)	57.6	(5.0)
1994	66.3	(5.6)	114.7	(9.7)	7.3	(0.6)	22.7	(1.9)	22.1	(1.9)	58.4	(4.9)
1995	81.9	(6.5)	116.6	(9.2)	7.3	(0.6)	19.3	(1.5)	29.2	(2.3)	56.7	(4.5)

(注) () の数値は、合計に占める構成比 (%) を示している。

(出所) 日本銀行調査局『資金循環勘定』(93SNA) より作成。

表 2 個人金融資産残高の推移

倍)、95年度629.6兆円(対90年度約1.3倍)に増加している。現金・預金を最大とする構成そのものに変化は見られなかったものの、構成比は、80年度59.0%から89年度45.4%と80年代を通じて大幅に低下し、90年代には約50%となっている。これは、80年代に間接金融から直接金融への移行が進んだこと、そして90年代に入ると、この動きが止まり、若干間接金融から直接金融に揺り戻された後、直間比率が膠着したことを意味する。さらに、現金・預金の構成比に絞って見れば、現金通貨性預金は80年度約10%から90年度約7.0%に低下している。また、80年代初めに金融資産残高の約半数を占めた定期性預金についても、88年度に36.6%まで下落している。このことは、この時期の個人貯蓄が、定期性預金から証券へシフトしつつあったことを表わしている。その後、定期性預金の構成比は、バブル崩壊後の90年代前半以降、約40%で安定的に推移した。

一時的に現金・預金に伸び悩みが見られた80年代後半から90年代初頭にかけて、大きく増大したのが株式と株式以外の証券(国債・財投債、金融債、投資信託受益証券、信託受益権)からなる有価証券であった。有価証券の合計は、80年度約53兆円(構成比14.4%)であったものが、84年度には約102兆円(同18.2%)へ倍増し、さらに89年度になると約206兆円(同20.9%)へと膨らんだ。特に、株式市場は85年度から89年度にかけ、上場会社数、上場株式数、時価総額、売買代金、株価、ファイナンス額等主要指標のすべてにおいて著しく増大し、株価が高騰した⁽²¹⁾。しかし、株式の個人資産残高は、89年度の約107兆円(構成比10.9%)をピークとして、90年度約96兆円(9.4%)、91年度約70兆円(同6.8%)とバブル崩壊を反映し、資産残高の激減および構成比の急落が見られた。

このように、80年代には金融資産残高に占める現金・預金比率が低下し、株式および投資信託受益証券を中心とする株式以外の証券、出資金、保険・年金準備金などのウェイトが上昇することによって、金融資産の多様化が進行した。これとともに、規制金利預金から自由金利預金への移行、株式や投資信託など収益性を重視する傾向が個人貯蓄において顕著になっていった。これに対し、90年代に入ると、株価暴落による証券市場からの資金の逃避にともない、現金・預金比率が増加に転じ、保険・年金準備金の比重が一段と増え、株式や株式以外の証券、出資金がいずれも大きくシェアを低下させた。日本経済は、金融自由化過程において、高度成長の最中の64年を大きく上回るかたちで直接金融への移行の巨大なうねりを見せたのであるが、バブル崩壊によりこのような動きは、再度挫折することになったのである。

ここで注目されるのは、バブル崩壊後の90年代半ばまでは、証券市場が崩壊する中にあったにもかかわらず、金融市場がまだ決定的な危機的状況には至っていなかったことであろう。この段階では、危機はまだ証券市場を中心とした資産市場にとどまっていた。ただし、金融自由化を通じた日本における証券化の動きは、いったん頓挫したとはいえ、60年代とは異なって、単純な間接金融への回帰というかたちにはならなかった。すなわち、金融資産残高の推移に見られる80年代の証券市場の急拡大とその崩壊、90年代における個人金融資産残高の構成比の安定的傾向は、金融自由化による証券化の動きがすでに不可逆的過程であったことを示すとともに、株式市場の崩壊によって、間接金融の担い手である銀行が逃避する資金の当面の受け皿となっていたことを意味している。しかし、その銀行自体、金融の証券化が進行していたことにより、資産市場の惨落の影響を受け、次第にその財務体質を悪化させていった。これに加え、実体経済の悪化から不良債権が急増していくことによって、危機は証券市場から金融市場へと

21 『東京証券取引所50年史』、561頁。なお、新規上場株式数は80年代前半のほぼ倍のペースで増加し、この中にはNTTのような超大型企業も含まれていた。

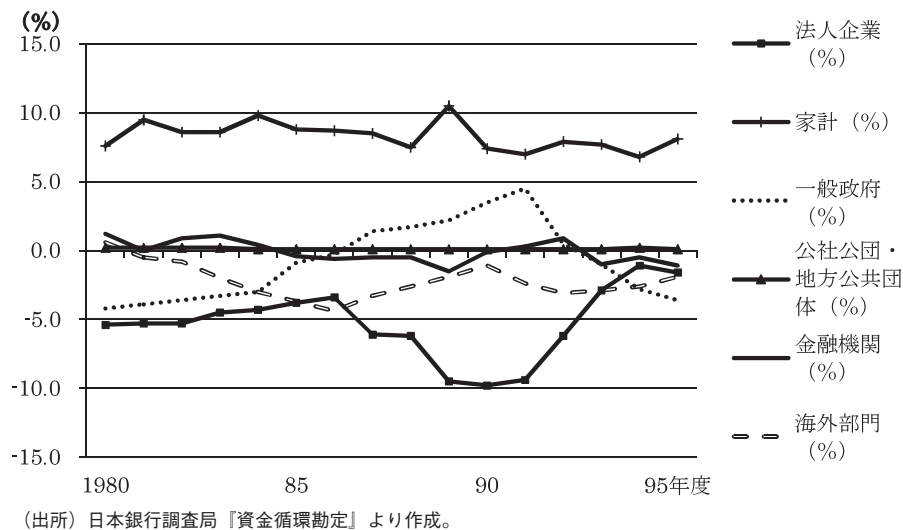


図3 部門別資金過不足対GDP比の推移

転化していくことになったのである。その潜在的進行の時期が、90年代前半であった。

さて、以上のことを資金過不足の面から見てみよう。資金循環勘定により国内総生産に対する資金過不足の推移について図3により俯瞰しよう。圧倒的な個人金融資産の増加により、70年代に入って資金不足経済から資金余剰（貯蓄超過）基調に転換し、80年代になると慢性的な貯蓄超過・需要不足の状況となった⁽²²⁾。この期においても高水準かつ安定的な貯蓄超過部門であったのは、家計である。家計部門は、89年度から90年度にかけて7.5%から10.4%へと資金余剰を急増させ、その後は6%～7%程度で推移していた。80年代前半、このような貯蓄超過分が向けられていたのは一般政府部門であった。資金不足部門になっていた政府は、財政再建の努力の下、87年度になると資金余剰部門に転換し、91年度には4.5%の貯蓄超過となっている。しかし、その後は、バブル崩壊の景気低迷によって税収が減少する一方、景気対策等の支出が増大したため、92年度には余剰が0.5%と大幅に下落し、93年度以降資金不足部門へと転落、その不足幅がさらに拡大していくことになったのである。

80年代における政府の貯蓄・投資バランスの持続的な改善は、その後、海外部門の資金不足に跳ね返ってくる。86年度をピークにした海外部門の資金不足は、日本の経常収支の黒字拡大を反映したものであり、86年は最大の不足部門であったが、その後は90年にかけて資金不足が解消に向かっている。この逆転は、先述の通り、金融の自由化および国際化の進展によって海外からの資金調達が可能となり、企業による海外でのエクイティ・ファイナンスが盛行したことによるものである。これに対し、法人企業部門はそのバランスを変動させながらも、一貫して資金不足部門であった。70年代後半から設備投資が停滞したことにより、80年代半ばにかけて資金不足がいったん縮小したものの、80年代後半になると、再び設備投資が活発化し、投資超過が拡大した。特に、89年度から91年度にかけては、約10%の投資超過となった。バブル経済期の資金調達は、金融取引＝マネーゲームによるものであったという印象は拭えないものの、この時期を通じ、企業は低利の資金を市場から調達し、意欲的に設備投資も拡大させていたのである。先に述べたように、金融の自由化と国際化の進展が株式や社債市場の拡大に好循環をもたらした。企業においては証券市場での多様な資金調達が可能となった。資金不足が緩和した

22 深尾京司「日本の貯蓄超過と「バブル」の発生」（松村岐夫・奥野正寛編『平成バブルの研究 上』東洋経済新報社、2002年）、217頁。

法人企業部門は、経常収支の大幅な黒字基調が持続する中、投資超過の対GNP比が86年度1.3%にまで低下したことに見られるように、外部資金依存から脱するようになっていた⁽²³⁾。法人企業部門の資金不足は、80年代末から90年代初頭にかけて、旺盛な設備投資や財テク資金の運用により一気に拡大した。しかし、90年代半ばになると、景気低迷とともに資金不足は解消に向かい、90年代末資金余剰部門に転じ、景気後退による需要不足と設備投資の供給力化によって供給過剰に挟まれ、苦しみ抜くことになったのである⁽²⁴⁾。

次に、このような動きを助長することになった金利自由化の進展にと、それが郵便貯金とどのように関わっていたかにつき、より立ち入って見ていこう。

3-2 金利自由化のプロセスと郵便貯金

日本における金融の自由化・国際化は、84年から85年にかけて矢継ぎ早に政策展開が進められた。金利自由化の諸措置は、先述した84年5月「日米円・ドル委員会報告書」とそれを受けた大蔵省の指針「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」、85年7月「アクション・プログラム」、87年6月「金融・資本市場の自由化、国際化に関する当面の展望」に沿って推進された⁽²⁵⁾。自由化は、「大口から小口へ」を基本方針とし、信用秩序に混乱をもたらすことのないよう、経済構造の変化、経済の安定成長への移行にともなう資金フローの変化、さらにこれを反映した国民の金融に対するニーズの変化に対応し、業態間の利害を粘り強く調整するかたちで進められた。結果として、金利自由化は、79年5月にCD（譲渡性預金⁽²⁶⁾）が預貸金市場形成の第一歩として創設されてから、94年10月の流動性預金金利の完全自由化まで約15年、大口定期預金の金利自由化の開始からでも約10年の歳月を要した。定期預金金利の自由化は、85年3月のMMC（市場連動型定期預金⁽²⁷⁾）の導入と同年10月の自由金利型大口定期預金の導入により開始された。以降、最低預入額の引下げと預入期間の枠拡大が段階的に実施されるとともに、CD発行条件の緩和が進められた。まず、89年10月に自由金利定期の最低預入金額が1,000万円以上に引下げられる一方、過渡的な商品であるMMCは自由金利定期に事実上吸収されることによって大口定期預金金利については、自由化が完了したのである。

問題は、残されていた小口定期預金金利と流動性預金の自由化にあった。日本の金利自由化の際立った特徴の一つには、郵便貯金と財政投融资という公的金融の存在によって預金金利自由化の進捗が難航したことが挙げられる。とりわけ、郵便貯金は小口定期預金金利自由化の実施にあたって無視することができない規模となっていた⁽²⁸⁾。図4は、個人預貯金残高に占める定期性預貯金残高の推移を示したものである。これに見られる通り、「郵便貯金＝定額貯金」

23 『銀行協会五十年史』、303-304頁。

24 『東京証券取引所50年史』、643頁。

25 小峰隆夫・岡田恵子「バブル崩壊と不良債権対策」（内閣府経済社会総合研究所監修・小峰隆夫編『バブル／デフレ期の日本経済と経済政策（歴史編）1 日本経済の記録 第二次石油危機への対応からバブル崩壊まで』慶應義塾大学出版会、2011年）、502頁。

26 CD（譲渡性預金）は、アメリカにおいて発展した定期預金の一形態である。その特徴は、預金でありながら証書を第三者に転々と流用が可能であり、販売対象は限定されておらず、主に企業や機関投資家の余裕資金を対象として預金業務を認められている銀行等が発行するものである。日本には、アメリカにおける本格的なCD発行の開始5年後に紹介され、都市銀行懇談会が68年12月に法人向けCD創設について提言を行う等、議論の末に導入された（西村吉正『日本の経済制度改革』、88頁）。

27 MMC（市場連動型定期預金）は、基本的には定期預金的一种である。金利設定方式は通常の定期預金とは異なり、上限金利が自由金利の代表であるCD金利に連動して設定された。また、譲渡性はなく、原則として預入後一定期間を経過するまでは解約不可で、期限前に解約した場合には普通預金の利率が適用された（日本銀行金融研究所『わが国の金融制度』1986年、123頁）。

28 西村吉正『日本の経済制度改革』、227頁。

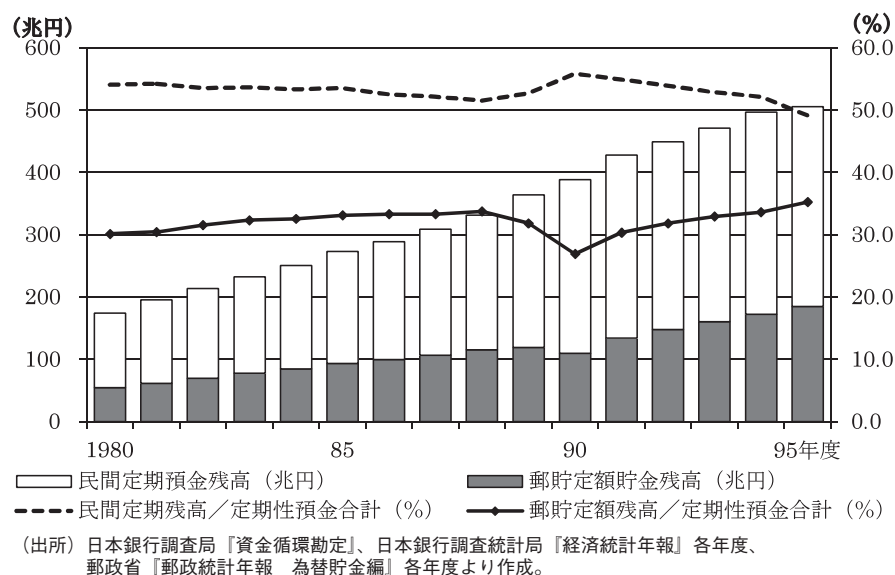


図4 定期性預貯金残高の推移

ともいわれる定額貯金残高は、86年度には99.6兆円、89年度になると118.6兆円を誇り、預貯金金利の自由化段階の80年代を通じ、個人預貯金の定期性預金の実に約30%のシェアを占めていた。定額貯金は、10年間固定金利で預入が可能であり、6カ月の据置期間後は随時払戻可能という流動性をあわせ持った、郵便貯金の定期性預貯金である。この商品の特徴は、預入日における金利（預入期間に応じた段階金利）が全預入期間にわたって適用され、半年複利で元加されるとともに、その利子が「所得税法」により非課税扱いとなっていたことにある。有利な商品特性を有する定額貯金と民間銀行預金との競合が、小口定期預金をめぐる最大問題となっていたのであった。

このような状況に変化が生じたのは、88年であった。第二次石油危機後、80年の金利ピーク時に大量に預け入れられた定額貯金の集中満期を90年に控え、郵政省は88年末になると、その預け替えの受け皿となる新商品の開発を必要としていた⁽²⁹⁾。一方、民間銀行はマル優制度の廃止（87年9月25日「改正所得税法」公布、88年4月1日施行）により、88年夏以降、規制金利預金の不振が続いており、小口MMCの導入を喫緊の課題としていた。こうした背景から、郵政省と民間銀行の双方に歩み寄る機運が生まれ、88年12月に大蔵省、郵政省、民間金融機関の三者間において、小口MMC導入に向けた合意が成立した。合意内容は、民間銀行預金と郵便貯金が異なる条件下、異なる商品で競争し、さまざまな問題を生じさせてきたことを踏まえ、小口定期預金自由化の第一歩として、官民の間で大幅な資金シフトが生じることをのぞき、①小口MMCについては、銀行、郵便局とも共通の商品性をもたせること、②定額貯金については、その肥大化防止策としての上限金利の設定をすることなどを骨子とするものであった⁽³⁰⁾。

これを受け、89年6月には、民間銀行と郵便貯金共通の新型貯蓄貯金商品として、小口MMC（郵便貯金の商品名は「MMC貯金」）が導入されることとなった⁽³¹⁾。小口MMCは、日本銀行が毎週公表するCD平均発行金利の0.75%以下を上限金利として設定し、その範囲内で

29 石井晋「プラザ合意・内需拡大とバブル」、316頁。

30 「小口MMCの導入について」、大蔵省広報編『ファイナンス』、1989年2月号。

31 小口預金金利については、その特性を考慮して慎重にバランスのとれた取扱を要するとしてきたが、これにいて金融問題研究会に検討を求め、85年10月からの審議の結果が翌86年5月「小口預金金利の自由化について」として報告された（「小口預金金利の自由化」、『ファイナンス』、1986年7月号）。

各金融機関が預入期間等に応じ、自由に利子を設定できるものであった⁽³²⁾。小口MMC導入当初は、最低預入単位300万円、上限金利は期間が長いものほど高金利になる商品として、従来の規制金利の預入期間6ヵ月または1年ものと並行して新設された⁽³³⁾。翌89年10月には、預入期間の多様化（3ヵ月、2年、3年ものの追加）が進められる一方、最低預入金額は、90年4月に300万円から100万円、翌91年4月に50万円へと引下げられ、92年4月には小口MMCの最低預入金額制限が撤廃された⁽³⁴⁾。さらに、91年11月に預入金額300万円以上の自由金利定期預金が導入され、同単位の小口MMCが吸収されることにより、完全自由型定期預金は、1,000万円以上の「大口」と300万円以上1,000万円未満（名称は、民間銀行「スーパー定期」、郵便貯金「ニュー定期」）の2種となったのである⁽³⁵⁾。

300万円以上の預金金利の完全自由化決定を受け、90年12月に大蔵、郵政両省は、①郵便貯金の金利も日本銀行が公表する民間金融機関の定期預金の平均金利にほぼ一致させて決めること、②郵便貯金金利が銀行の金利形成に強い影響を与えたり、銀行から郵便貯金に資金移動が起きたりしたときは、郵便貯金金利を協議のうえ見直すこと、③郵政省は金利決定方式などについて地域や銀行の意見を聴く懇談会を設け、意思疎通を図ること等で合意した。このような両者歩み寄りの動きが芽生えたとは言え、定期預金完全自由化の実施に向けた折衝は難航した。大蔵省が郵政省に定額貯金の預入期間短縮や流動性抑制等の抜本的見直しを求めたのに対し、郵政省は定額貯金のMMC化を主張するなど、最終合意をみないまま、自由化スケジュールは遷延したのである⁽³⁶⁾。

大蔵・郵政省間において「郵便貯金は民間預金金利に連動することを原則とする」との合意が成立したのは、92年12月であった。足掛け3年にわたる折衝の末、93年度秋の自由化後の定期郵便貯金（自由金利定期郵便貯金）の利率は、①郵便貯金が市場金利全般の動向に配慮しつつ、民間の預金金利に連動することを原則とし、②民間の自由な金利決定を阻害しないよう金利体系全体の整合性の保持を図るとともに、③預貯金者利益の確保にも配慮することにより、郵便貯金を含めた全体の金利自由化の円滑な実施に資することとされた⁽³⁷⁾。これ以降、「郵便貯金法」の改正が行われる等、定期預金金利の完全自由化実施に合わせた定額貯金の金利自由化対応が進められた⁽³⁸⁾。93年6月、市場金利連動型の定期貯金が廃止されると同時に、自由金利型の定期貯金の最低預入金額が撤廃されたことにより、郵便貯金の定期貯金はすべて自由

32 なお、MMCの金利がCD金利より0.75%下回るのは、CD発行単位とMMC受入単位の差異によるコストを反映するものである。

33 小口MMCの商品性は、90年5月の金融問題研究会報告において、円滑な自由化の推進の観点から「小口MMCの商品性改組に当たっては、自由化後の小口定期預金金利は基本的には大口の自由金利預金の金利および預入金額を勘案して決定されることになるものと予想されること、および平成元(89)年10月から大口定期預金の店頭表示が実施されており、これによって大口の自由金利預金の期間別の金利水準を把握しうることになったことから、現行の小口MMCを大口定期預金の店頭表示金利を基本的な指標とする金額階層別のMMCに改組することが適当」とされた。このことを受け、90年11月に小口MMCの商品性は改組された（『昭和財政史 昭和49～63年度 第6巻』、169頁）。

34 石井晋「プラザ合意・内需拡大とバブル」、316頁。なお、2年物以下の小口MMCの利率は、CD金利高騰時に金利が上昇しすぎることのないよう、3年物小口MMCの利率を上回らないようにするとのギャップが設定された。これは、小口MMCと規制金利商品との金利差は平均して0.2%～0.3%程度とされた。その際、比較的の小口預金が多い信用金庫では、300～1,000万円の預金の総預金中のシェアが15%程度であったため、中小金融機関における小口MMCの導入は大きなコストアップ要因とはならないと見込まれた。

35 『朝日新聞』、1990年12月28日付朝刊。郵便貯金が金利を自由に決定することは、中小金融機関の経営を脅かすおそれがあるとして、大蔵・郵政両省が協議を行っていた。

36 石井晋「プラザ合意・内需拡大とバブル」、316頁。

37 大蔵省銀行局『銀行局金融年報』平成3年版、13頁。

38 「定期性預金の金融自由化の実施状況」、『ファイナンス』、1994年2月号。

金利型のものとなった。これにより、預入金額300万円以下の小口定期性預金金利の完全自由化が完了したのである。

以上の決着をみた後、交渉は流動性預金金利に向かった。金利自由化の最終プロセスとして、94年4月に「流動性預金金利自由化に関する大蔵・郵政両省間合意」が成立し、これを受け、94年10月に流動性預金金利の自由化が実施された⁽³⁹⁾。この両省協議においては、当時、郵貯通常貯金と民間普通預金との間に存在していた1%の流動性預金金利の金利差が問題の焦点とされた。本来、国家保証付きの郵便貯金金利は、民間同種商品より低利でなければ、金融システムとしては整合性を欠くことになるものの、結果的に、1%の金利差については、大蔵省が郵政省の主張をほぼ認めるかたちで合意されたのである⁽⁴⁰⁾。この流動性預金金利の自由化をもって、全ての金利自由化が完了することになった。

④ 郵便貯金と「90年ショック」

4-1 90年の集中満期と郵便貯金大量流出

公定歩合が年利9.0%となった高金利時代を反映し、定額貯金が年利8.0%の最高利回りを実現したのは、第二次石油危機後の80年4月14日から同年11月30日にかけてであった。図5は、定額貯金の預入額および払戻額の推移を示したものである。80年4月から11月の7カ月の間の定額貯金預入は約32兆円（うち新規預入額約30兆円）であり、そのうち約14兆円（約3,000万件）が最長預入期間である10年にわたって滞留し続け、その元加利子合計額は約34兆円に達した。この郵便貯金の満期償還金は、90年4月に合併し、都市銀行において預金量（譲渡性預金などを除く）がトップとなった太陽神戸三井銀行の29兆3,000億円を上回るものであった。巨額の満期償還金をめぐっては、郵便貯金と、証券あるいは銀行等民間金融機関との間で激しい争奪戦が繰り広げられることが予想されていた⁽⁴¹⁾。郵政省貯金局では、この集中満期に備えて87年から対策を練り始め、1年前から資金再吸収の営業戦略「V90作戦」を展開、満期時における自動乗換の手続き等の体制を整えていた⁽⁴²⁾。郵便貯金の預入限度額についても、大蔵省と郵政省の折衝の末、定額貯金の満期償還金を元利とも再預入して継続できる金額として、90年1月に500万円から700万円へ引き上げられた⁽⁴³⁾。こうした努力が功を奏し、90年中では税引き後の元利償還額の約8割、約28兆円が通常貯金やMMC等への振替を含め郵便貯金が再吸収

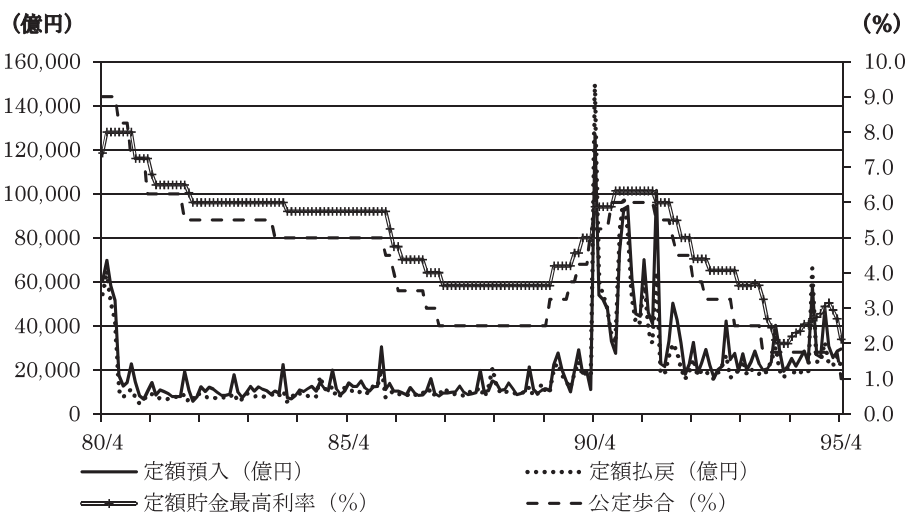
39 「流動性預金金利自由化に関する大蔵・郵政両省間合意」、『ファイナンス』、1994年5月号。

40 西村吉正『金融システム改革50年の軌跡』、216頁。大蔵・郵政合意では、①郵便貯金が民間の預金金利に連動することを原則とし、②民間の自由な金利決定を阻害しないよう金利体系全体の整合性の保持を図るとともに、③預貯金者利益の確保にも配慮することにより、郵便貯金を含めた全体の金利自由化の円滑な実施に資することとされた。

41 『朝日新聞』、1990年4月16日付朝刊。

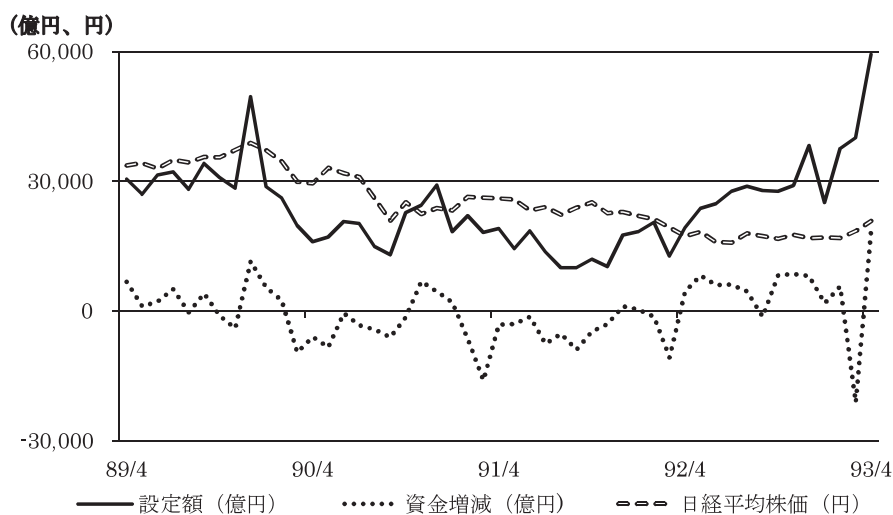
42 金融財政事情研究会『週刊金融財政事情』、1990年4月16日。定額貯金の継続は証書裏面に捺印すれば予約処理が完了するものである。しかし、小口MMCへの乗り換えの場合は、満期時点で別途預入手続きを行う必要があったことから、郵便貯金では90年3月に、事前予約による預入処理で定額満期金の小口MMCへのシフト処理を完了する「先日付預入処理」サービスを開始した。

43 さらに郵政省は、91年度予算の概算要求にともなう重点施策として、預入限度額の大幅引上げを大蔵省に要求した。郵政省側の預入限度額の大幅引き上げの理由は、①定額貯金満期金の一部流出などの影響で郵便貯金は現在年間4%弱の伸び率と不振状態にあること、②退職金の大型化、高齢化の進行で大口の貯蓄ニーズが強まっていること、③日米構造協議で決定したように今後10年間で340兆円の公共投資拡大のため、財政投融资資金の原資を確保する必要があることが挙げられた（『週刊金融財政事情』、1990年8月20日）。この結果、郵便貯金の預入限度額は700万円に引き上げられた翌年、91年4月に1,000万円に引き上げられた。



(出所) 郵政省『郵政統計年報 為替貯金編』各年度より作成。

図5 定額貯金預払額の推移



(出所) 東京証券取引所『証券統計年報』各年度より作成。

図6 証券投資信託および日経平均株価の推移

したとされている⁽⁴⁴⁾。この満期期間にバブル景気に踊った株式市場が一気に崩落したことが、事前の消極的な予想を覆したのである。

定額貯金の満期日到来前夜、80年代後半の証券市場は株価上昇および株式売買の活性化によってバブルに沸いていた。82年以降の堅調な株式市況を背景として大量に設定された株式投資信託の純資産総額は、81年12月末4兆63億円から89年12月末45兆5,494億円に拡大した⁽⁴⁵⁾。

図6は、株式投資信託と公社債投資信託を合計した証券投資信託全体での純資産総額および日経平均株価の推移を示したものである。89年3月下旬から国内景気の拡大基調を背景とした好調な企業業績に支えられ、上昇局面で推移していた日経平均株価は、90年初頭から92年8月中旬になると下落局面に転じる。89年12月末の大納会で史上最高値3万8,915円を記録した株価は、その数日後、90年1月4日の大発会では一転、202円安となり、以降4月2日の2万8,002

44 『週刊金融財政事情』、1990年12月17日。当初は、満期償還金の3～4割以上が流出すると予想されていた。

45 『銀行局金融年報』平成6年版、176頁。

円まで下落し⁽⁴⁶⁾。株価は、6月にいったん3万円台まで回復したものの、7月後半から再び反落し始め、8月2日のイラク軍クウェート侵攻を契機として、10月1日2万221円まで暴落したのである⁽⁴⁷⁾。わずか9カ月の間に、株価水準はそれまでの約52%まで切り下がり、株式時価総額で見れば、89年末の約611兆円から90年9月末の約344兆円と、実に約267兆円減少した⁽⁴⁸⁾。これを反映し、89年12月に4兆9,619億円を記録した投信設定額についても、90年9月には1兆3,085億円と激減することになった。資金増減（設定額－解約額－償還額）についてみると、株式市場の好調により設定額が4兆9,619億円となった89年12月には、1兆1,568億円の資金流入があったものの、90年3月以降マイナスに転じ、10月までの9ヶ月間における投資信託からの資金流出額は約3.9兆円に及んだ。これは、86年から87年にかけて大量に設定された株式投信のスポット商品が順次償還を迎え、解約が大幅に増加したためである⁽⁴⁹⁾。91年以降、株式市場が低迷すると、投資信託はさらに運用成績不振に陥ることとなり、91年3月には、2兆8,511億円の解約と5,729億円の償還が生じ、資金純減額は1兆5,955億円に達した。この結果、90年度には3兆8,343億円、91年度には4兆6,869億円の資金が証券市場から流出することとなったのである。

この間の株式時価総額は、89年末125兆円に達したものの、株式崩落によって66兆円と惨落した⁽⁵⁰⁾。このような株価低迷による投資家心理の冷え込みに追い打ちをかけたのが金融・証券不祥事の多発であった。バブルの崩壊過程では、大手銀行での不正融資仲介や架空預金、証券会社での大口投資家に対する株式投資の損失補填や反社会的組織への資金提供など金融証券界の不祥事が次々と発覚した。これらの不祥事は、一般投資家の株式市場に対する信頼感を失墜させ、市場からの離反を決定づけることとなった⁽⁵¹⁾。銀行や証券会社に対する批判には、「証券取引法」の改正による損失補填の禁止、証券取引等監視委員会の設置などの諸措置がとられた。このように、不祥事防止体制が強化されたにもかかわらず、すでにこの時点では金融機関や金融・証券監督当局のモニタリング機能そのものが国民の不信の対象となり、わが国金融制度は戦後類例を見ない、異常な事態に立ち至ったのである。

株式崩落と金融証券不祥事が明らかになったことを機に、バブルを通じて金利感応度が高まり、多様化が進んでいた個人部門の資産運用は、預貯金市場にシフトすることになった。この点を図7より個人定期性預金残高の月中純増額の推移で見てみよう。銀行定期預金は89年4月から91年3月にかけて大幅に純増しており、月末残高は89年4月122.1兆円から90年4月143.5兆円、91年4月161.3兆円に、毎年度約20兆円ずつ純増した。これに対し、郵便貯金額は、90年4月に純減のピークを迎え、その月末残高は89年4月115.5兆円、90年4月106.8兆円、91年4月112.5兆円と伸び悩みが見られた。集中満期を迎えた90年についてみると、4月の定期貯金への預入額は約10.4兆円、払戻額は約22.2兆円であり、純減額はひと月で11.8兆円を記録している。さらに、8.0%の高金利であった80年4月から11月までの8ヶ月間には預入額が約44.9兆円し、払戻額が約59.0兆円であったことから、この間の純減額は約14.1兆円に達した。

46 『山一証券の百年』、331頁。

47 『山一証券の百年』、332頁。

48 『東京証券取引所50年史』、655頁。

49 大蔵省証券局編『大蔵省証券局年報』平成2年版、310頁。

50 及能正男『日本の都市銀行の研究』中央経済社、1994年、328頁。

51 『東京証券取引所50年史』、635頁。91年夏には、国会の特別委員会で大手銀行や証券会社の首脳に対する証人喚問や参考人聴取が行われ、住友、富士、日本興業銀行や野村、日興証券の首相が不祥事の責任を取って次々に辞職した。橋本蔵相も大蔵省への監督責任を取って91年10月に辞任した。

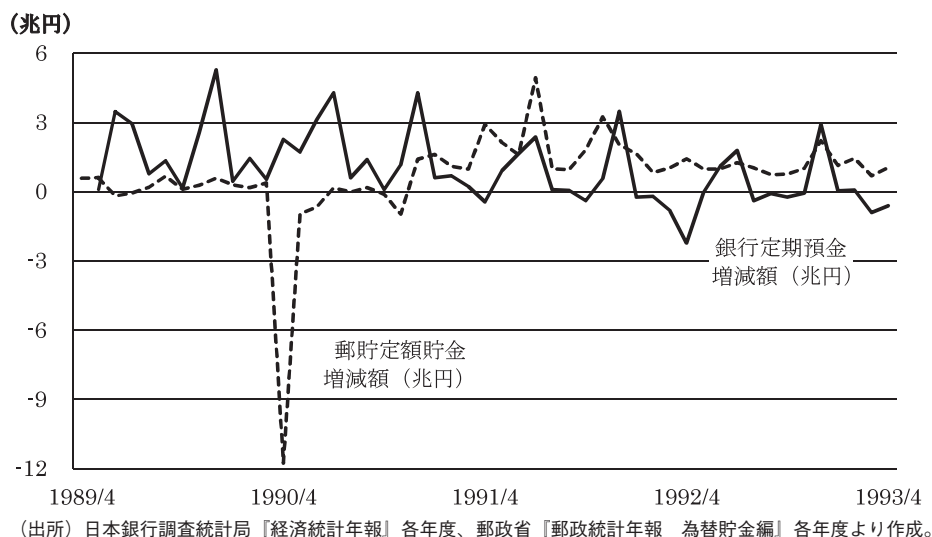


図7 個人定期性預金残高の月中純増額の推移

10年満期の預入時点である80年には、払戻の大部分が預け替えられたのに対し、90年には実際に巨額の資金が流出したのであった。

当初予想したような大量流出ではなかったにしろ、証券市場の崩落とともに生じた巨額の資金シフトについて、銀行定期預金と定額貯金はこの時明暗を分けたことになる。これは、銀行定期預金が証券市場から流出した資金だけでなく、定額貯金の満期資金についても一程度吸収したことによるものと考えられる。しかし定額貯金は、この一時的な停滞を越え、翌91年12月には預入超過、純増に転換していく。これ以降、国内銀行の定期預金が2度のボーナス期に季節変動の周期性をともなつて資金流入したのに対し、定額貯金は安定的かつ持続的に資金の流入が続いた。それでは証券というこの時期最大の競合相手が失速する競争上絶好の環境にあって、銀行定期預金が好調に推移したのに対し、定額貯金が満期資金の流出を完全に再吸収することが出来ず、むしろ一時的とはいえ後退を見せた後、回復に転じるという複雑な動きを示した理由はどのようなものであったろうか。次にこの点を見てみよう。

4-2 規制・自由金利併存の金融市場と郵便貯金シフト

90年から91年に定額貯金が純流出から純流入に大きく振れた背景には、金利自由化の進展による預金商品の魅力向上とともに、長短金利差の縮小という金利環境の変化があったことが大きく影響していた⁽⁵²⁾。この間の金利の推移について図8よりみると、譲渡性預金金利（90～180日未満）と定期預金自由金利（大口2～3カ月未満）はほぼ連動し、同一水準で推移しているが、89年8月以降、自由定期金利（大口2～3カ月未満）が高騰し、89年11月から90年1月にかけて長期プライムレートの金利水準を上回るようになった。このような長短金利の逆転現象により、1,000万円以上の大口定期預金のなかでも、1～2年未満ものよりも預入期間の短い2～3カ月ものや3～6カ月もののほうが高利率で推移した⁽⁵³⁾。金利上昇局面では、譲渡性預金の平均金利（90～180日未満）や定期預金の大口自由金利は、規制金利の銀行定期預金（1年以上）や郵貯定額貯金（3年以上）に比べ、市場によって決定される金利水準が即時

52 『週刊金融財政事情』、1990年6月4日。

53 『大蔵省証券局年報』平成3年版、5頁。逆転幅は最大2%弱と、第二次石油危機のころ（最大4%半ば）に比べて小幅であったものが、その期間は長期に及んだ。

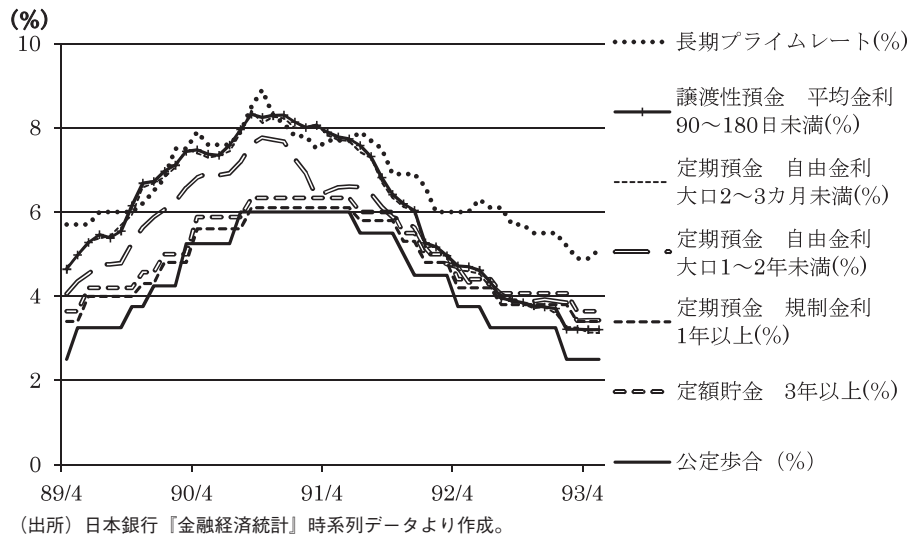


図8 各種金利水準の推移

に反映され、金利引上げ幅も大きかった。このことから、自由金利型大口定期預金（2～3カ月未満）は、92年3月まで定額貯金（3年以上）の利率を上回って推移し、とりわけ89年11月から90年9月にかけて、規制金利の定期預金や定額貯金との間に最大2.5%の金利差が生じていたのである。

公定歩合が90年8月に6.0%に引き上げられると、大口定期預金金利は翌9月から91年3月にかけて8.0%を上回って推移した。これに対し、定額貯金の利率は、90年9月に5.88%から6.33%に引き上げられたのを最後に、91年6月までその水準が維持された。このため、90年9月から91年6月にかけて、定額貯金の最高利率（3年以上）は6.33%、10年満期時点の最終利回りは8.648%（半年複利、課税前）となり、当時の預入限度額の700万円を預けた場合、元利合計額は1,200万円以上となったのである⁽⁵⁴⁾。しかし、89年から90年度には、金利の自由化の進展の中で登場した長期貯蓄性金融商品、特に確定利回り商品「ビック」や「ワイド」の資金吸収力が非常に高まっていた。日本興業銀行など長期信用銀行が取扱う複利型利付金融債「ワイド」は、半年複利で5年満期の固定金利商品であり、90年9月に年平均利回りが81年の発売以来最高水準の9.606%に引き上げられ、1カ月で約4,000億円の純増額を記録した。また、信託銀行の主力商品「ビック」は、変動金利商品の複利型貸付信託であり、「5年もの年平均利回り9.63%」の広告で人気を博し、81年の発売以来最高の利回りとなった90年4月には、販売以来最高純増額となった⁽⁵⁵⁾。このため、90年度に満期を迎えた定額貯金がワイドやビック等に流出するとともに、民間定期預貯金も小口の規制金利預金を中心に不振となったのである⁽⁵⁶⁾。

公定歩合が0.5%幅で引下げられたのは、91年7月であった。バブル崩壊後景気停滞局面に入ったことに対応し、日本銀行は景気対策を本格化させ、91年11月、12月、92年2月と公定歩合を引き下げた。しかし、株式市場の崩落に始まった資産デフレは、地価に波及し、土地価格は決して下落しないという戦後「土地神話」が崩壊した。このため、土地担保金融によって膨

54 『日経金融新聞』、2000年3月27日付朝刊。なお、史上最高利率を記録した80年のピーク時の利率は8.0%、最終利回りでは11.9%であったものの、インフレ率（GDPデフレーター80年6.3%、91年は2.5%）を考慮すれば、実質金利は80年ピーク時が5.6%、91年ピーク時が6.15%と91年の方が高率であった（戸原つね子『公的金融の改革』農林統計協会、2001年、44頁）。

55 『朝日新聞』、1990年10月20日付朝刊。

56 『大蔵省証券局年報』平成3年版、77頁。

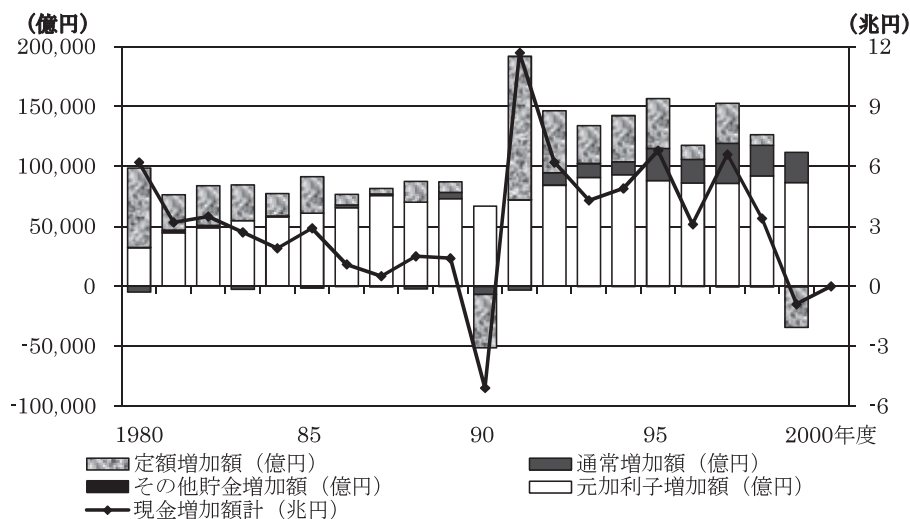
張していた信用は急速に収縮し、保有株式や土地価格の下落によって、企業財務は痛められ、銀行による貸し渋りも表れるようになり、景気は悪化の一途をたどることとなった。公定歩合は92年7月3.25%へ、93年2月2.5%へと引き下げられ、当時としては史上最低水準で推移するようになった⁽⁵⁷⁾。これにより、定期預金金利と定額貯金金利も段階的な引下げ局面に転じるなど、金利先安観が強まった。規制金利の下での金利変動にあつては、公定歩合変更の後に預貯金金利が決定し、さらに預貯金金利決定では、郵便貯金と銀行預金の金利が二元的に時差を含んで決定されていた。このため、公定歩合の決定から預貯金金利決定までのタイム・ラグ、および郵便貯金と銀行預金の金利決定のタイム・ラグという2重のタイム・ラグが生じていた。このようなタイム・ラグの存在によって、利下げ直前に定額貯金への駆け込み預入を誘発することが問題視されたことから、74年1月「郵便貯金法」が改正され、以降は郵便貯金と民間銀行の金利改定が同時に実施されることになった。金利自由化が進行すると、規制預金金利は公定歩合に連動し、段階的に決定されることとなり、金利低下局面では公定歩合引下げから約10日から2週間後に郵便貯金と民間銀行の利下げが同時に実施されるようになっていた。このため、利下げ直前には、極めて複雑な資金の流れが生まれ、郵便貯金の定額貯金のみならず、民間銀行の預入期間が長期にわたる定期預金に対しても、小口MMCや自由定期預金からのシフトが生じた。その後、大口（1～2年未満）の自由定期預金金利が91年1月から3月にかけて、7.26%から6.36%と1%近く引き下げられることで、規制預金金利とほぼ同水準となったことから、金利先安観も手伝い、10年間固定金利である定額貯金への資金シフトが引き続き生じたのである。

自由金利と規制金利が併存する中、民間銀行や証券市場から郵便貯金への資金シフトが比較的長期にわたって続いた⁽⁵⁸⁾。93年夏に定期預金金利の全面自由化が開始されると、景気後退の強まりから政策金利の引下げがさらに進み、同年9月には公定歩合の第7次引下げが、3度目の0.75%幅で実施された。自由化によって規制を外れ、市場金利との連動性を強めた定額貯金金利は、93年7月3.7%から同年12月2.1%と急速に低下し、半年毎に設定されている定額貯金の約定金利の長短差も縮小した。規制預金金利の引下げは、数次にわたり、0.75%と公定歩合より小幅であったことから、自由定期預金金利は、大口（1,000万円以上）、CD（5,000万円以上）、MMC（300万円未満）ともに規制定期預金金利と同水準に近づいた。この過程では、長期プライムレートが短期プライムレート以上に下落したため、すでに縮小しつつあったロットによる金利差や預入期間の長短による差もいっそう狭まることになった。このように、金利先安観が高まる中、公定歩合の利下げが段階的に実施され、93年春まで規制金利が相対的に高い水準で推移した結果、金利改定実施直前の93年1月には、預入額約13.7兆円、払戻額約12.6兆円という史上最大の定額貯金の預け替えが起こったのである。

最後に、この間における元加利子および定額貯金、通常貯金、その他貯金の現金増加額の推移を図9により確認しよう。定額貯金の現金増加額は、80年度には6兆6,254億円の増加を記録したが、翌81年度には半減し、87年度には4,460億円にまで落ち込んでいる。これに対し、郵便貯金の元加利子は、80年度における定額貯金の「大膨張」時の「利盛り」によって増加傾向にあった。80年度に3.2兆円であった元加利子は、87年度には7.6兆円と約2.3倍に膨らみ、88年度7.0兆円、89年度7.3兆円、90年度6.6兆円と減少したものの、93年度以降、元加利子増加額は約9兆円で推移していた。半年複利で付利される支払利子の増加がいかに大きなものであつ

57 『大蔵省証券局年報』平成5年版、3頁。

58 戸原つね子『公的金融の改革』、44頁。



（出所）大蔵省編『財政金融統計月報』国庫収支特集号、各号より作成。

図9 種類別郵便貯金の推移

たか見てとれよう。試みに、現金増加額と元加利子増加額を比較すれば、80年度には後者は前者の34.4%であったものが83年度66.7%に上昇し、87年度になると後者の増加額は前者の増加額の93.5%を占めるまでに達している。郵貯残高増加のほぼ半分が、元加利子によったものだったことがわかる。88年度には少額非課税貯蓄制度の改正等が影響し、定額増加額は1兆7,452億円増加したものの、翌90年度には満期の到来によって4兆4,594円の減少となった⁽⁵⁹⁾。膨れ上がる元加利子の増加によっても、残高減少はカバーし得なかったのである。

以上から、残高ベースでは一見順調に推移したかに見える80年代の郵便貯金は、80年の「大膨張」後、むしろ停滞的であったと言えよう。この間の郵便貯金の推移を規定していたのは、外部における証券市場の動向と80年に預け入れられていた巨額の定額貯金の存在であった。そして、10年間という波を経た90年を前に、80年の「大膨張」がどのようなかたちで処理されるかが喫緊の課題となっていた。当初予想された郵便貯金からの大流出という事態は、90年における証券市場の崩落によって、予想されたレベルの大量流出とはならなかった。しかし、規制金利と自由金利が併存するという、金利自由化途上における変則的な預貯金市場にあって、90年に複雑な動きを生じさせたのである。翌91年度には一転し、定額貯金は11兆9,687円と過去最多の増加を記録し、92年度5.2兆円、93年度3.22兆円と連年資金流入が続いた。このため、90年の郵便貯金、とりわけ定額貯金の落ち込みは一時的な現象であり、その影響は軽微であったかに見える。しかし、この時の郵便貯金の不振は「第二の予算」といわれる財政投融资計画の運営に波及することになった。市場の要望に沿って長期国債、短期国債が増額された91年度国債発行計画では、90年度の郵便貯金の資金不足により資金運用部引受が激減した⁽⁶⁰⁾。郵政省自身の郵便貯金の財務構造上の理由のみならず、大蔵省資金運用部にとっても、財投原資としての定額貯金の資金吸収力の継持による安定的な資金確保の必要が痛感されることとなったの

59 この時の少額非課税貯蓄制度の改正によって、高齢者を除き、民間金融機関、郵便貯金ともに20%の課税が課されることとなった。

60 なお、90年度計画では、定額貯金の大量償還が織り込まれ、郵便貯金の新規預託額は89年度に比べ15%減の7兆2,000億円とされた。しかし、郵便局の「V90作戦」が失敗し、計画以上に郵貯資金が減少した場合、大蔵省は住宅金融公庫、日本開発銀行、日本道路公団といった財投機関から他の資金源の開拓を迫られ、運用部資金より調達コストの高い政府保証債の発行増額をする必要が出てくることから、大蔵省は郵便貯金の満期償還金の動向を注視していた（『日本経済新聞』、1990年3月19日付朝刊）。

である。

ところで、第2節で述べた通り、流動性預金金利については、郵便貯金通常貯金と民間普通預金との金利には当時1%程度の差が存在していた。完全自由化にあたり、金融システムとしての整合性を図るため、国家保証付きの郵便貯金金利は民間同種金利より低利にすべきであるとして、この時、民間金融機関は郵便貯金通常貯金と民間普通預金のイコール・フッティングを強く期待した。これに対し、郵政省は通常貯金の「貯蓄的性格」を強調、従来通り民間の普通預貯金より1.1%高い水準で連動させることを主張した。94年4月には、郵政省の主張をほぼ認めるかたちで大蔵・郵政省間で合意が成立した。この合意では、通常貯金と銀行普通預金との金利差「1%程度」を残したまま、表面的にそれらの水準を合わせる方向で妥協が図られたのである⁽⁶¹⁾。低金利下で金融商品間に金利差をつけることが困難となる中、金利よりも利便性が重視される流動性貯金に残された1%という金利差は、郵便貯金通常貯金の有利性をいささかなりと継持させるものであった⁽⁶²⁾。妥協の必要が、資金運用部資金原資に特段の利害が生じていた大蔵省側に生まれていたことは、先述した通りである。

このような経過を経て、90年代半ばになると、定額貯金が減少傾向を強める一方、郵貯残高の伸びを支えるのは巨額な元加利子と通常貯金という傾向が強まった。通常貯金は、95年度および97年度に急増し、その後増加幅は一時やや縮小したが、比較的高い増勢を維持している。95年度には、97年から98年にかけて民間金融にシステム不安が生じ、安全性への志向が強まったことが増加の一因と指摘されており、事実として北海道拓殖銀行の破綻があった97年秋には同地方で郵便貯金が急増している⁽⁶³⁾。別稿において明らかにしたように、この後、2001年の預託制度廃止が近くなると、郵便貯金当局はコスト高の定期性預金獲得より、流動性・決済性資金の取り扱いの確保、伸長に重点を移すことになる⁽⁶⁴⁾。金利自由化過程で比較的高利回りを求めて動いていた資金とは異なり、90年代後半、戦後初めての都市銀行や長期信用銀行の破綻という、証券危機から金融危機への転化局面にあって、郵便貯金は、定額貯金による高利回り商品としての商品特性によって、国家に保証された安全性という預貯金市場における本来の役割を、事実上戦後初めて発揮することになった。戦後一貫して増加し続けてきた定額貯金が停滞する一方、この間に通常貯金の比重が強化されつつあったことを併せて考えれば、2001年以後の政策的変更が、すでに90年代後半にあって、半ば政策的にはあれ、市場の動向を通じ準備されつつあったことを示すものであったと言えよう。そこには、小泉郵政民営化とは異なる、もう一つの郵便貯金再編のあり得たかもしれない姿が仄見えていたのである。

61 『日経金融新聞』、1994年4月10日付朝刊。大蔵省と郵政省の協議では、民間普通預金と郵貯通常預金の金利差について、大蔵省が0.9%を、郵政省が規制金利時代と同じ1.1%を主張して対立し、結果的に、妥協案として「1%程度」というあいまいな合意に至った。その合意発表は、大蔵省が預金（民間）金利連動の原則を確認したとしているのに対し、郵政省は市場金利重視、貯金者利益、民間配意の3点に沿って合意したとする等、利害調整に終始したために両省の食い違いが随所に見られるものであった。

62 なお、貯蓄広報中央委員会が94年6月に実施した世論調査によると、金利で取引金融機関を変えるつもりはないとの回答が全体の6割弱を占め、金利によって変更を考えると回答した人のなかでも、「金利差が1%以上なら考える」とする人が半分以上にのぼった（『日経金融新聞』、1994年12月27日付朝刊）。

63 戸原つね子『公的金融の改革』、75頁。

64 伊藤真利子「郵便貯金の民営化と金融市場——金融変革期における郵便貯金——」（『青山社会科学紀要』、青山学院大学大学院、第36巻第2号、101-157頁）。

5 むすびにかえて

80年代後半の郵便貯金の動向を規定していたのは、第一に、バブルの発生＝証券市場の急激な膨張であった。高度成長期、すでにいったん進みかけていた間接金融から直接金融への移行の過程は、65年の証券危機によって逆転し、これによって戦後日本的金融システムが定着することになった。しかし、80年代後半からの証券市場の勃興は、かつて日本が経験することのなかった直接金融への急激な転換を生み出した。高度成長期の所得上昇によって金利に対する感応度が高まっていた預貯金者の資金が、金融自由化を通じ、預貯金市場から証券市場にシフトしたのである。これにより、戦後当初、占領軍によって思い描かれていたアングロサクソン型の直接金融中心の体制が、時を経て実現するかのように思われた。事実、80年代には民間預金は後退局面に入っていた。これに対し、郵便貯金は残高ベースで見る限り増加の一途を辿っており、80年代に民間預金と郵便貯金が甚だしく競合し、郵便貯金のみがその強さを示したかのように見えた。これは一見全銀協などの郵便貯金批判とも一致しており、その後の郵政民営化論に論拠を与えていくことともなった。しかしすでに拙稿により明らかにしたように、この時期の郵便貯金の伸びの大半は、80年の「大膨張」時に流入した定額貯金の元加利子による名目的増加に過ぎず、その元加利子を除くと、郵便貯金残高の伸びはほとんど止まっていた⁽⁶⁵⁾。郵便貯金も、この時期の証券化の影響を大きく被っていたのである。80年代、とりわけその後半は、証券市場の急激な台頭によって国民の貯蓄が証券市場に大きくシフトし、預貯金市場が停滞的に推移した時期であり、郵便貯金もまた、その例外ではなかった。

このことは、証券価格が高騰する中にあっても、80年に預け入れられた定額貯金が満期まで保有すれば破格に有利な、ローリスク・ハイリターンの商品であったことを示している。しかし、証券市場が活況を持続し、証券投資による収益が持続的に高まっていく「期待」の下で、90年の満期解約時に、巨額の資金が郵便貯金から流出するであろうことが予め想定されており、事実、その動きは現れたのである。これが「90年ショック」であった。その後の経過を見れば、90年の流出は、予想されたほど郵便貯金にとって破局的なものとならずに終わった。これは、すでに述べた80年代における預貯金の不振を規定した最大要因である証券市場のバブルが、時あたかも同時に崩壊することによって、株式市場に流出していた資金が預貯金市場にシフトし、とりわけ安全性の高い郵便貯金に大量に流入してきたためであった。しかし、この過程は、これまで見てきたように一様ではなかった。金利自由化過程における自由金利、規制金利併存という過渡的な段階にあって、郵便貯金、そして預貯金市場自体が90、91年に複雑な動きを示したのである。

ここで特に強調しておきたいことは、この時期にあっても、すでに別稿で指摘した金利低下期、改定直前になると預け替え目的も加わり、急激に定額貯金が増えるという、高度成長期に形成された「郵便貯金増強メカニズム」がなお微弱ながら機能していたという点である⁽⁶⁶⁾。これ加え、注目されるのは、これを契機に、戦後ほぼ一貫して構成比を減らす一方であった通常貯金が増加に転じていたということである。このことは、規制金利体系下で不利な立場におかれていた預貯金者を優遇することを目的とした戦後郵便貯金の役割に微妙に変化が生じていたことを意味しよう。この通常貯金の構成比の上昇については、定額貯金の波動があまりにも

65 この点については、伊藤真利子「安定成長期の郵便貯金——定額貯金への資金シフトをめぐる——」（『郵政資料館研究紀要』第2号、2011年、75-90頁）を参照されたい。

66 伊藤真利子「高度成長期郵便貯金の発展とその要因——郵便貯金増強メカニズムの形成をめぐる——」（『郵政資料館研究紀要』創刊号、2010年、48-65頁）。

大きすぎ、安定性を損なうことに対する郵政省及び大蔵省当局者による懸念が働いていたとされる⁽⁶⁷⁾。このこと自体は、政策当事者として、至極自然な反応であったといえる。しかし政策当事者の意思がどこにあったかは別に、この動きの延長には、金融自由化以後における郵便貯金のあり方の一つの可能性が見えていたと考えるべきであろう。90年代終わり、証券市場の崩落から始まったわが国の経済危機は、金融市場にまで波及し、日本の金融システムそのものの危機に発展する。この時、郵便貯金は、間接金融優位、行政による護送船団方式によって「一行たりと潰さない」とされた戦後の預貯金市場において、本当の意味では一度として評価されることのなかったその特性、すなわち「安全性」を注目されることになっていく。だが、このような90年代の郵便貯金に現れた新たな特徴、底流における郵便貯金の役割の変化は、90年代冒頭の貯金再流入の波に飲まれ、そのまま現れることはなかった。金融危機の深化とともに増大しつづける郵便貯金の存在は、公的金融肥大の元凶として焦点化されていくことになり、小泉郵政民営化の歴史的な前提が準備されることになったのである。

(いとう まりこ 青山学院大学大学院 総合文化政策学科研究科、
日本学術振興会特別研究員DC)

67 この懸念については、郵政省だけではなく、本論において指摘したように、その運用を考えると、旧大蔵省、とりわけ理財局の意向等についてさらに検討する必要があると思われる。この点は今後検討する予定である。

論文

役者絵の機能

—豊原国周作『開化廿四好』の分析を通じて—

加藤 征治

はじめに

豊原国周⁽¹⁾によって作成された『開化廿四好』は、表題に記された「開化」の2文字を文字どおりに解釈すれば、そこには開化絵が描かれていることになる。開化絵は、明治になって西洋よりもたらされた文物や習俗を紹介する錦絵のことである。しかし、画中には役者絵が大きく描かれている。開化絵が主題であるはずの『開化廿四好』に、なぜ江戸時代以来の伝統的な役者絵がそこに描かれなくてはならないのか。

本稿は、この点をあきらかにするために、『開化廿四好』の内容を検討し、その上で役者絵の機能をみていくことにする。

1 『開化廿四好』の概要

『開化廿四好』は24枚で構成されている。24作品の内容は〈表1〉に掲示したとおりである。24枚あるのは中国の説話『二十四孝』に由来する。『二十四孝』は寺子屋で多く用いられていた教科書的な書物である。『開化廿四好』の「好」は『二十四孝』の「孝」を書き換えたものである。

次に、『開化廿四好』の構図をみていく。

1. 表題の部分下方に、西洋由来の文物や習俗にまつわる各作品の主題があわせて記されている。
2. 各作品の主題を表象する素材が駒絵に描かれている⁽²⁾。
3. 画中の大部分には、役者と役者の扮する登場人物が強調するように描かれている。
4. 枠外に「豊原国周筆（年玉印）」と落款印章のあることから、作者は国周である。
5. 「通四丁四バンチ武川清吉板」とあることから、板元は武川清吉⁽³⁾である。
6. 「彫工銀」とあることから、彫師は石川銀次郎⁽⁴⁾である。

- 1 豊原国周の人物像や来歴については、森銃三著『新編明治人物夜話』（〈岩波文庫、2001.8〉）小出品洋編。240-261頁。「国周とその生活」、『最後の浮世絵師豊原国周展』（〈野田市郷土博物館、1993.10〉）41-47頁。「伝えられた国周の肖像」、『役者絵の極み—豊原国周の世界』（〈中野区教育委員会、1996.10〉）41-44頁。「豊原国周の生涯とその作品」などが、明治期の『読売新聞』に掲載された国周の記事をもとに記している。また国周の作品・作風に関しては、樋口弘『幕末・明治開化期の錦絵版画』（〈味灯書屋、1933.1〉）14頁。「第三章 幕末、明治開化期に活躍した浮世絵師たち」、続浮世絵大家集成（4）所収『国周・周延』（〈大鳳閣書房、1933.7〉）坂戸弥一郎編。1-10頁。井上和雄「国周・一景・国輝・周延」、原色浮世絵大百科事典第9巻『作品四 広重—清親』（〈銀河社、1981.8〉）原色浮世絵大百科事典編集委員会編。72-75頁。「豊原国周」などが解説している。
- 2 駒絵のいくつかには「松山」という名前が記されている。松山とは、河鍋晩斎門人早川松山（徳之助）のことか。

絵師：豊原国周 / 板元：武川清吉 / 彫師：石川銀次郎

作品番号	主 題	役者名	配 役	届年月日
1	牛	初代市川左団治	市原野鬼童丸	明治10年1月20日
2	じょうき	9代目市川団十郎	毛曾利九右エ門	明治10年1月20日
3	雷信	4代目中村芝翫	石川五右衛門	明治10年1月24日
4	椅子	4代目中村芝翫	野晒五助	明治10年1月20日
5	郵便	5代目坂東彦三郎	八重桐	明治10年1月20日?
6	めがねばし	9代目市川団十郎	石橋	明治10年1月29日
7	瓦灯	5代目尾上菊五郎	白井権八	明治10年1月25日
8	西洋床	2代目沢村訥升	光秀妻みさほ	明治10年1月29日
9	沓	2代目沢村訥升	漢の調龍	明治10年1月20日
10	人力車	8代目岩井半四郎	てるて姫	明治10年1月29日
11	天長節之旗	5代目尾上菊五郎	若菜姫	明治10年1月20日
12	温泉	2代目沢村訥升	小栗判官	明治10年1月29日
13	真写	4代目中村芝	浦嶋太郎	明治10年1月25日
14	かうもり傘	初代市川左団治	暁星五郎	明治10年1月29日
15	石鯨	8代目岩井半四郎	洗ひ小町	明治10年1月20日
16	学校	5代目坂東彦三郎	菅相丞	明治10年1月29日
17	新聞	5代目尾上菊五郎	御所之五郎蔵	明治10年1月29日
18	貸坐敷	8代目岩井半四郎	桂木	明治10年1月29日
19	馬車	初代市川左団治	深草少将	明治10年1月29日
20				
21	唧筒	8代目岩井半四郎	八百屋於七	明治10年1月29日
22	時計	5代目尾上菊五郎	岩藤	明治10年1月25日
23	寒暖計	9代目市川団十郎	源義経	明治10年1月29日
24				
※	しやつぽ	4代目中村芝翫	八重垣姫	明治10年1月25日
※	かめ	9代目市川団十郎	里見義実	明治10年1月29日

注 ただし、作品番号20および24は空欄にして、最後尾(※印を付す)に「しやつぽ」および「かめ」の2作品を掲示した。これは、2作品とも丸漢数字がなく、作品番号が管見の範囲では判断できなかったためである。

〈表1〉『開化廿四好』作品一覧

7. 丸に漢数字は、各作品の作品番号と理解される。

8. 届の日付から明治10年1月に草稿が提出⁽⁵⁾されている。

『開化廿四好』では、作品の主題を説明するために、役者絵と「二十四孝の世界」が用いられている。表題（および作品の主題）・役者絵・二十四孝は、それぞれにどのような関係性を有しているのか。2章においては、これらの関係性を具体的にみていく。

3 「通二丁目四番地出版人小林鉄次郎」と板元名が記された作品もある。おそらく、小林鉄次郎板は武川清吉から板木を得て出板した後摺りとみられる。小林鉄次郎板を後摺りと考えるのは、武川板にみられる彫工石川銀次郎をさす「彫工銀」の文字が画中から削除されているためである。

4 小林鉄次郎板では、削除されている。

5 『開化廿四好』は、梓外の日付記載から、1月10日・24日・25日・27日・29日の5日にわけて出版申請されている。ただし、作品番号の順と届の日付順との間に、順序は一致しない。これは明治8年(1875)出版令第28条「雕画ノ類ハ出版スル毎ニ届ケ出ルコト第一条ニ依ルヘシ」(明治8年〈1875〉9月3日太政官第135号布告(輪廓附)。法令全書第10冊〈明治8年〉)にしたがって、『開化廿四好』は作成されたためと理解する。すなわち、作品リストは板元武川清吉が作成するものの、草稿(下絵)の作成順番は絵師国周に一任されていたため、作品番号と届の日付が一致しないのであろう。

2 『開化廿四好』に描かれた内容

ここでは、『開化廿四好』に込められた内容を特徴的にあらわれしているものの一例として、次の3作品を取り上げる。

作品番号1「牛⁽⁶⁾」(図1)

作品番号3「雷信⁽⁷⁾」(図2)

作品番号5「郵便⁽⁸⁾」(図3)

なかでも、各作品に描かれている役者絵の部分は、次の3傾向がみとめられる。

1. 役者と役者の扮する登場人物が単体で描かれているもの(作品番号1「牛」)。
2. 役者と役者の扮する登場人物のほかに、小道具などが描き込まれているもの(作品番号3「雷信」)。
3. 役者と役者の扮する登場人物のほかに、文字情報が描き込まれているもの(作品番号5「郵便」)。

『開化廿四好』24作品は、上記の3傾向いずれかに当てはまると理解する。

また、『開化廿四好』は、表題が示すように『二十四孝』の世界に設定されている。ただし、これは間接的に表現されている。

それでは、3作品について、内容を具体的にみていくこととしたいが、その際、各作品とも構図の内容を(a)駒絵、(b)役者絵、(c)駒絵と役者の関係、(d)『二十四孝』の世界の順番にみていくこととする。

作品番号1「牛(初代市川左団次 市原鬼童丸)」

(a) 駒絵

作品番号1「牛」(以下、作品番号1と略す。)は、表題の文明開化による舶来文化として、右上の駒絵に、牛鍋料理店の特徴である朱色の文字で「牛肉」としたためた行灯を描いている。また、後方には支柱とはためく旗の一部とおぼしきものも描いている。

牛鍋料理店の目印は、墨黒で「官許」と分かち書きをし、朱色で「牛



007-2551 早稲田大学演劇博物館所蔵 開化廿四好 牛

6 早稲田大学演劇博物館所蔵 (007-2551 開化廿四好 牛)。

7 早稲田大学演劇博物館所蔵 (007-2554 開化廿四好 雷信)。

8 早稲田大学演劇博物館所蔵 (007-2541 開化廿四好 郵便)。

肉」としたためることが定番であった。このことは、明治7年(1874)刊行『東京開化繁昌誌』初編巻之下⁽⁹⁾のなかで、次のように記している。

吹散したる開化の光景、阡陌街衢軒を比べて、西洋造作の玻璃尽しに押立たる大旗一流、朱を以て牛肉と大字に書し、上に官許と分書せり。

萩原乙彦の『東京開化繁昌誌』によれば、大旗に牛肉の文字を朱書してあることになっている。作品番号1も駒絵をみれば、店の脇に支柱があり、旗とおぼしきものの一部がはためいている。布地部分には朱のほどこしをみてとれる。この朱色は「牛肉」としたためられた文字の一部と理解する⁽¹⁰⁾。

(b) 役者絵

主題に呼応させた役者絵は、役者が初代市川左団次であり、彼が扮する芝居の登場人物は市原(野)鬼童丸である。

鬼童丸(鬼同丸)は、源頼光の命を狙う鬼である。芝居では、「前太平記の世界⁽¹¹⁾」に設定した「市原野」などの演目がある。鬼童丸が頼光の命を狙う場面を『前太平記』巻第21⁽¹²⁾は、次のように記している。

頼光朝臣、四天王を召し具し、鞍馬へ詣で給ひ、市原野を通り給ふ時、(中略)斯かる処に、多くの牛の中に死したる牛の有りけるを、渡部何心なく見たりしに、正しく死したる牛の、時々揺く様に見へたるを、奇しく思ひ、馬を留どめ能く能く見るに、何様にも意得難く覚へければ、我が心の疑ひもやと、尚も目を放たず守り居たるに、兎角意に落ちざりければ、(中略)弓と矢取り寄せ、打ち番ひ、能つ引き、丁と放つ。其矢、彼死したる牛の太腹に、羽ぶくらせめ立つたりしに、此牛むくと起き上がり、立つぞと見へしが、腹の中より鬼同、つと現れ出で、(中略)

源頼光と部下の(頼光)四天王が、鞍馬参詣の折、通り過ぎようとした市原野で鬼童丸の待ち伏せにあう。その際、鬼童丸は、(殺した)牛の腹に入って、頼光暗殺の機をうかがっていた。四天王のひとり渡辺綱は、この異変に気づき、死んだ牛へ矢を射かけたところ、鬼童丸が牛の腹からあらわれた。

国周はこの場面を作品番号1のなかで役者絵として描いたのである。もっといえば、鬼童丸に対するこの演出は、江戸時代以来、役者絵において定番のものであった。

(c) 駒絵と役者絵の関係

江戸時代にあつては、芝居のなかで、または読み物のなかで、鬼が被り物として利用する畜類というイメージであった牛は、文明開化のもと、庶民のあいだで、一食材として利用されるようになったとする隠喩がほどこされているものと考ええる。

9 明治文化全集第19巻『風俗篇』所収(日本評論社、1928.2)196頁(「牛店繁昌」)。

10 また、服部誠一によれば、牛鍋料理店は「肉店三等あり、旗章を楼頭に飄へすものは上等なり。招灯を檐角に掲ぐるは中等なり。障戸を以て招牌に当つるは下等なり」と三等に等級をわかっていたという(『東京新繁昌記』〈聚芳閣、1925.12〉91頁。「牛肉店」)。このことを踏まえると、本作品の駒絵に描かれた牛鍋料理店は、後方に旗とおぼしきものが描いてあることから、上等な牛鍋料理店の店先である。

11 江戸時代の歌舞伎において「前太平記の世界」とよぶ場合、源頼光が主役である。

12 叢書江戸文庫4所収『前太平記』下(〈国書刊行会、1989.5〉板垣俊一校訂)22頁(「頼光朝臣狹童誅戮事」)。

(d) 『二十四孝』の世界

作品番号 1 に設定された『二十四孝』の世界は「剡子⁽¹³⁾」と理解される。

父母老て共に両眼を煩し程に、眼の薬になるとて、鹿の乳を望めり。剡子もとより孝なる者なれば、親の望をかなへたく思ひ、すなはち鹿の皮を着て、あまたむらがりたる鹿の中へまぎれ入侍れば、獵人これを見て、実の鹿ぞと心得て、弓を射んとしけり。(下略)

剡子は、両親のために、眼の薬となる鹿の乳をもとめて、鹿の皮をかぶり鹿の群れに近づいたことがわかる。そこを獵人に射かけられている。これに対して、鬼童丸は牛皮をかぶって、渡辺綱に射かけられた。まさに剡子と鬼童丸とは同じ行動をとっているのである。もっとも、剡子は孝子＝善であるのに対して、鬼童丸は邪鬼＝悪という善悪の対比を含ませたのは国周の遊び心であろう。

作品番号3 「雷信（4代目中村芝翫 石川五右衛門）」

(a) 駒絵

作品番号3「雷信」（以下、作品番号3と略す。）は、表題の文明開化による舶来文化として、右上の駒絵に、電信柱と電信線を描いている。さらにその後ろへ屋根の連なりを描くことで、手前に描いてある電信柱の高さを強調している。

電信線は、明治2年（1869）に東京一横浜間が開通した。その後、東京における電信線は、電信局の増設とともに延伸した。前掲の『東京開化繁昌誌』初編卷之上⁽¹⁴⁾には、電信局と電信線について、次のように記している。

橋南に相接して煉化石を累築したる百尺突建一美観あり。正面は兌に対して、高く匾額を掲ぐ、大書して電信局とあり。(中略) 茲に懸たる電信線、東西南北四維十方へ、引建ばさざる地も無ければ、縦横稠密の屋上に、機糸を掛たる似く、(中略) 煉化石屋一様たる、高閣銀舗の電信局、是他諸所に築造あり、就中華構なるは築地に一字、両国橋の西畔に一字、浅草大悲閣前に一字、共に伝線を互引す。

電信線は、日本橋南詰の電信局を中心にして、屋根の高さのところへ



007-2554 早稲田大学演劇博物館所蔵 開化廿四好 雷信

13 日本古典文学大系38『御伽草子』所収（〈岩波書店、1958.7〉市古貞次校注）257頁。

14 明治文化全集第19巻（前掲注9）188-189頁（「電信機」）。

十方に引かれ、さながら機織りの糸のように編みこまれた様子であった。作品番号3でも駒絵には電信線が連なる屋根とあわせて描かれており、『東京開化繁昌誌』の述べる様子をうかがえる⁽¹⁵⁾。

(b) 役者絵

主題に呼応させた役者絵は、役者が4代目中村芝翫であり、彼が扮する芝居の登場人物は石川五右衛門である。画面左上には、石川五右衛門と関係して、飛来する鷹が赤い字でしたためられた書状をつかんでいる様子を描いている。

石川五右衛門は『金門五山桐⁽¹⁶⁾』の主人公である。ここに描かれている場面は、二幕目「大炊之助館の場」から「南禅寺山門の場」にかかる一連の部分である。すなわち、此村大炊之助こと宋蘇卿が、真柴久次を利用して天下を獲ろうと考えていたところを、久次に裏をかかれて自滅するにあたって思案しているうちに、掛物の鷹が正身の鷹として画中より出てくる。宋蘇卿は、画中よりあらわれた鷹に遺書をしたため託す場面である（「大炊之助館の場⁽¹⁷⁾」）。

そして、飛び立った鷹の行き着いた先が、石川五右衛門こと実は息子宋蘇友のいる南禅寺山門上である（「南禅寺山門の場」）。

春の詠めを価千金とは小さい譬へ。五右衛門が為には此価万両。もはや日も西に傾き、まことに春の夕暮の桜も、一入々々。ハテ、麗かな、詠めぢやなア。（中略）ハテ、心得ぬ。われを恐れず、此鷹の羽を休めるは。（トとつくり見て）此鳥は正しく画ける名画の筆勢。しかも白斑。殊に、羽表に記せし文字は、（トこなしあつて、鷹を拳にすゑ、読み下し）こりや、これ、慥か此村大炊之助が手跡。

石川五右衛門が、南禅寺山門楼上において眼下の桜をながめていると、そこへ白斑の鷹が飛来して五右衛門に隠することなくその羽を休める。怪訝に思った五右衛門が、まじまじと白斑の鷹をみると大炊之助の手跡があるところをみつけた。五右衛門は鷹羽にしたためられた文面から大炊之助と親子であったことを知るという場面である⁽¹⁸⁾。ただし、『開化廿四好』の画中では、鷹の羽に宋蘇卿の遺書をしたためられているのではなく、鷹が宋蘇卿のしたためた遺書をつかんで五右衛門の前にあらわれるという構図になっている⁽¹⁹⁾。

(c) 駒絵と役者絵の関係

宋蘇卿と石川五右衛門の場合は、鷹をもちいて危急の連絡をとった。ただし、鷹を用いての連絡方法は、確実に相手へ届くという保証はない⁽²⁰⁾。しかし、明治になって電信局が開設され、電信線が張りめぐるとなると、鷹の飛来する速度などおおよもしない、雷のごとき速さで

15 なお、『開化廿四好』の作品主題は「雷信」としてある。これは駒絵に描かれた電信線のことをさす。しかし、「雷」信は、単純に「電」信の誤記というよりも、当時の電信に対するイメージとみたい。それというのも『東京開化繁昌誌』（前掲注9）の電信線に関する説明に「伝信は一須臾に、千里の外へ信を伝ふ。即ち伝信なるべきを、電信とは其迅速、雷光に異ならず」（188頁）とあり、雷に電信のイメージを付託している。したがって、本作品の主題が「雷」信と記すのは、『東京開化繁昌誌』の説明にもあるように、雷に電信のイメージを付託していると理解する。

16 安永7年（1778）4月、大坂中の芝居初演。並木五瓶作。

17 坪内雄蔵・渥美清太郎編纂『歌舞伎脚本傑作集』第3巻（春陽堂、1921.6）424-426頁。

18 『歌舞伎脚本傑作集』第3巻（前掲注17）430-431頁。

19 鷹が五右衛門のところへ宋蘇卿の遺書をつかんで（もしくは、ついばんで）飛来する演出は、今日でもおこなわれている型である。

20 「大炊之助館の場」において、宋蘇卿は「石川が在所われは知らねど、都のうち、霊魂伝はる名誉の鷹、早く達して望みを叶へよ」と、鷹が所在のわからない五右衛門のもとへ無事に到着することを望んでいる（『歌舞伎脚本傑作集』第3巻〈前掲注17〉426頁）。

連絡を取り合えるようになった。また、鷹とは違って、確実に相手へ届くものであるとする隠喩がほどこされているものとする。

(d) 『二十四孝』の世界

作品番号3に設定された『二十四孝』の世界は「曾参⁽²¹⁾」であると理解される。

曾参ある時山中へ、薪を取に行侍り。母留守にゐたりけるに、親しき友来れり。これをもてなしたく思へども、曾参は内にあらず、もとより家貧しければかなはず、曾参が帰れかしとて、自ら指をかめり。曾参山に薪を拾ひゐたるが、にはかに胸騒ぎしける程に、急ぎ家に帰りたいれば、母ありすがたをつぶさに語り侍り。(下略)

曾参の母が喫緊の連絡に指を噛むという手段を用いると、息子の曾参へ本能的もしくは直感的につたわった。手段に程度の差こそあるが、曾参親子と五右衛門親子との間に、より速く伝達させるもの(=手段)という点は共通しているといえる。

作品番号5 「郵便(5代目坂東彦三郎 八重桐)」

(a) 駒絵

作品番号5「郵便」(以下、作品番号5と略す。)は、表題の文明開化による舶来文化として、右上の駒絵に、橋詰に設置された緑色の郵便柱箱および郵便外務員とおぼしき人物を描いている。

書状集箱は、明治3年(1870)11月の民部省達案⁽²²⁾が東京府に提案されたことにはじまる。東京における書状集箱設置提案場所は、虎御門外・両国橋・筋違御門外・浅草観音前・牛込御門外・赤坂御門外・京橋・芝神明前・赤羽根橋・四ッ谷御門外・永代橋の11ヶ所であった⁽²³⁾。その後、明治5年(1872)に、緑色の郵便箱(明治5年型〈緑色〉郵便箱)が東京の広い地域に設置される⁽²⁴⁾。

高見沢茂の『東京開化繁昌誌』2編⁽²⁵⁾は、郵便柱箱の形容を次のように記している。



007-2541 早稲田大学演劇博物館所蔵 開化廿四好 郵便

21 日本古典文学大系38(前掲注13) 246-247頁。

22 郵政省郵政研究所附属資料館研究調査報告書3『正院本省郵便決議簿』第壹号(郵政省郵政研究所附属資料館、1991.3) 41頁下段2面。

23 なお、四日市の郵便役所前に設置されたものを含めると12ヶ所となる。

24 郵便柱箱の変遷については、星名定雄「郵便ポストの変遷について」(『郵便史研究』25号〈2008.4〉37-46頁)を参照のこと。

府下便宜ノ為メニ供スルー箱ヲ製造シ、区々至ル処ニ之ヲ樹ツ、〔小便無用〕箱ノ長約三尺許、塗ルニ綠色ヲ以テス（下略）

『東京開化繁昌誌』は、郵便箱の形容を高さ3尺くらいの緑色に塗ったものであるといい、本文と一緒に四角すい型屋根を載せた郵便柱箱の絵を添えている。作品番号5の駒絵に描かれている郵便柱箱は、形容からみて、『東京開化繁昌誌』の述べる郵便箱と同型のものと考えられる。

(b) 役者絵

主題と呼応させた役者絵は、役者が5代目坂東彦三郎であり、彼が扮する芝居の登場人物は八重桐である。八重桐の衣装には、いたるところにさまざまな文字が記されている。そのなかに、「大入叶八重きりさん」「坂東しん水」とあることから、仮に画中へ役者名や芝居の登場人物名が記されていなかったとしても、衣装の文字情報から、役者は「坂東彦三郎（しん水〈薪水〉は彦三郎の俳名）」であり、芝居の登場人物は「八重桐」であることが理解できる。

八重桐は『姫山姥⁽²⁶⁾』に登場する元高級遊女である。画中の八重桐は、紙子衣装に風呂敷包みを背負っている。これは『姫山姥』の二段目「八重桐廓嘶」兼冬館の場における八重桐の容姿である⁽²⁷⁾。芝居において紙子衣装は、元ある身分や職種から、理由があって零落したことを意味している。

『姫山姥』の二段目は、零落した八重桐の行動を次のように記している。

行く先は。知らぬ旅路にとほとほと。築地のかげに休らへば。めずらしき三味線。（中略）車寄せより立ち聞けば。ふしぎやあの小哥は。我が身廓に有りし時坂田の蔵人時行殿になれそめ。作り出だせし替へ唱歌。かの人ならで誰が伝へたなつかしや。どうぞ入りこみ見たい物ちやと出放題に声をはり上げ。是は難波の遊女町に。たれしらぬ者もない傾城の右筆。（中略）ちょちょちょこと奥座敷へ。何の遠慮も並みゐたる。大裡女郎に場うてせぬ。いづれそれ者と見えにけり。たばこ売の源七も何心なくそば近く。顔と顔とを見合すれば。離別せし女房南無三宝とこがくれの。

兼冬館の場（前半）は高級遊女の八重桐が、身をやつし、一時夫婦となった坂田時行を探し歩いていると、兼冬館から八重桐と時行の馴初めを唄っているのを耳にする。そこで八重桐は遊女の祐筆を騙って、沢潟姫の住まう兼冬館にとおしてもらおうと煙草屋源七実は坂田時行とめぐり合えたという場面である⁽²⁸⁾。

(c) 駒絵と役者絵の関係

八重桐の騙った祐（右）筆は、差出人にかわって手紙をしたためるひとのことである。とくに高貴な女性の場合は、祐筆に恋文などをしたためさせたようである。「姫山姥」のなかでも、沢潟姫の女中が八重を館に呼び入れたのは、姫のために「ちわ文書かせてお慰み⁽²⁹⁾」させるためであった。

25 高見沢茂著『東京開化繁昌誌』（大和屋喜兵衛、1874.5 官許）33ウ—34オ（近代日本地誌叢書東京編①『改正区分町鑑／改正区分鑑／東京区分町鑑（全）／改正東京町鑑（十五区六郡）／東京開化繁昌誌（一〜四編）』（龍溪書舎、1992.7）所収）。

26 正徳2年（1712）7月、大坂竹本座初演。近松門左衛門作。

27 『姫山姥』第二に「紙子の袖に。おく露と。ともに離れし妹背の中。あはれ昔の全盛の。松の位も冬がれし。風呂敷づゝみ。」（日本古典文学大系50『近松浄瑠璃集』下〈岩波書店、1959.8〉191-192頁。守随憲治・大久保忠国校注。）と八重桐の容姿を記している。

28 日本古典文学大系50（前掲注27）192頁。

29 日本古典文学大系50（前掲注27）192頁。

しかし、どのような文であっても相手に届かなければ意味をなさない⁽³⁰⁾。これに対して、祐筆にまかせた恋文であろうとも、遊女のしたためた大量の恋文⁽³¹⁾であろうとも、明治になって新しく導入された郵便制度を利用すれば、より早くより確実に相手へ届く。届かない文より届く郵便であるという隠喩がほどこされていると考える。

(d) 『二十四孝』の世界

作品番号5に設定された『二十四孝』の世界は「朱寿昌⁽³²⁾」と理解される。

朱寿昌は、七歳の時、父その母を去りけり。(中略)ある時寿昌官人なりといへども、官録を捨てて、妻子をも捨て、秦といふところへ尋ねに行きけるとて、自ら身より血をいだして、経を書きて、天道へ祈りをかけて、尋ねたれば、志の深き故に、つゐに尋ねあへるとなり。

朱寿昌は、母に会いたい一心で、官録も妻子も捨て、母の行方を尋ね歩く。一方の八重桐も、高級遊女の地位を捨て、坂田時行の行方を求めて探し歩く。そして、一念が天に通じ、朱寿昌と八重桐はともに意中の相手と再会を遂げたのである。

小 括

ここで上記3作品の共通点を確認することによって、『開化廿四好』作品全体にわたる構図の特徴を導いておく。

1. 3作品とも表題の『開化廿四好』からもうかがえるとおり、前提条件として「二十四孝の世界」が設定されている。
2. 駒絵には、表題に関係する「文明開化による新しい文化」の姿が描かれている。
3. 役者絵は、江戸時代に成立をみた芝居の場面が描かれている。
4. 「二十四孝の世界」は、芝居の場面に仮託されて表現されている。

以上のことから、『開化廿四好』における作品の主題・役者絵・二十四孝の関係は、開化絵(作品の主題)と役者絵、「二十四孝の世界」と役者絵がそれぞれ関係していると理解される。とくに、開化絵と役者絵の関係は、前者の駒絵が「文明開化による新しい文化(=明治)」であり、後者の役者絵が芝居の場面を利用して「文明開化以前の旧態(=江戸)」とする対比になっている。

それでは、「二十四孝の世界」と開化絵のそれぞれと関係する役者絵は、どのような役割であったのか。3章においては、役者絵が『開化廿四好』に描かれた背景を考えてみたい。

3 『開化廿四好』のなかに描かれた役者絵

『開化廿四好』は、表題のみを考えれば、西洋由来の文物など(表題の「開化」に相当する。)を中国の説話『二十四孝』に当てはめたものであると理解できる。しかし、作品の構図をみる

30 兼冬の娘沢渦姫と源頼光は許婚であった。しかし、頼光は右大将高藤の讒言によって、立場を追われて行方をくらましていた(日本古典文学大系50〈前掲注24〉190頁)。

31 遊女八重桐と坂田時行の關係に横恋慕した遊女小田巻は「かの男にゆき付いて毎日百通二百通。書きも書いたりちわ文は大方馬に七駄半。舟につんだら千石舟。車にのせたらえいやらさ」と大量の恋文を送りつけていたことを八重桐は語っている(日本古典文学大系50〈前掲注27〉193頁)。

32 日本古典文学大系38(前掲注13)256-257頁。

に、開化絵にあたる要素は駒絵に描かれていると理解できても、二十四孝の要素は開化絵に反映されていない。すなわち、『開化廿四好』は、駒絵と二十四孝の間に直接的な関連をみない。

役者絵は、この開化絵と二十四孝の世界をつなぐ役割を引き受けている。そこで、役者絵を基軸に据えて、『開化廿四好』の構図について整理してみる。

まず、役者絵と開化絵の関係を整理しておく。

役者絵に描かれた内容は、江戸時代に成立した芝居の場面である。ここに描かれた芝居の登場人物たちは、当然、文明開化によって西洋からもたらされた文物などを知ることはないし、利用もしていない。

これに対して、『開化廿四好』の各作品にあてられた主題を表象するものが駒絵に描かれている。ここに描かれたものは、文明開化によって西洋からもたらされた文物などである。駒絵は、この文物を利用することの便利さや、新しい習俗の斬新さや合理性を強調する役割にあったと理解する。

役者絵と開化絵の間には、「江戸（＝文明開化以前の旧態）」と「明治（＝文明開化による新しい文化）」の対比が込められているといえよう。

次に、役者絵と二十四孝の関係を整理しておく。

江戸時代以来、役者絵は何か別のテーマを仮託されることがあった。これを見立⁽³³⁾と呼びならわされている。『開化廿四好』においては、「開化」の部分は駒絵に描かれているため、『二十四孝』が役者絵に込められた別のテーマであるといえる。

それでは、なぜ『二十四孝』は役者絵に仮託されなければならなかったのか。

『二十四孝』は、その教訓性から、江戸時代においては寺子屋などで教科書的に用いられたものである。また、芝居にも取り入れられて、『本朝廿四孝⁽³⁴⁾』という作品が江戸時代に成立をみている。したがって、江戸時代からそれほど経ていない『開化廿四好』が作成された明治10年当時の人々にとっても、二十四孝の内容は常識のものであった。しかし、『二十四孝』自体は書物であり、文字媒体によって構成されている。文字媒体のものを視角的に表現できる道具が必要となる。そこで、役者絵が二十四孝の内容を仮託できるものとして利用されたわけである。『開化廿四好』の場合は、芝居の場面に仮託させる方法を採用していると理解する。

以上のことから、『開化廿四好』における役者絵の役割は、文明開化による新しい文化の強調（＝開化絵）と中国の説話『二十四孝』という性質のまったく異なるものを組み合わせようとする時、無理なく両者を融合させることができる媒体であると理解できる。

ここであらためて役者絵について考えておく。

役者絵は、役者自身の姿をはじめ、役者が扮する芝居の登場人物、芝居の場面など歌舞伎に関係するもの一切を描いたものである。しかし、役者絵は、歌舞伎を表現していながら、その歌舞伎の枠に限定されないという性格も有している。すなわち、役者絵には、歌舞伎以外のさまざまな情報をも自由に織り込むことができる媒体の機能を有していると考えられる。このことは、上述した二十四孝との関係をみればあきらかである。

役者絵が、絵画表現に自由性を持たせられるのは、つねに歌舞伎と関わることで発達してきたためである。それというのも、役者絵に素材を提供する歌舞伎自体が、「世界」という演出

33 見立絵については、諏訪春雄が「浮世絵の見立」（『国華』1213号〈国華社、1996.12〉28-33頁）のなかで、近世文芸作品にみられる見立の語法なども援用し、浮世絵の見立を内容に応じて系統分類している。

34 明和3年（1766）1月初演。大坂竹本座。近松半二・三好松洛・竹本因幡・竹田小出・竹本平七・竹本三郎兵衛合作。

手法を用いるようになってから、内容をどのようにも構成できるようになった。そのため、役者絵も自由自在の歌舞伎を表現するためには、さまざまな手法を用いる必要があった。

そこで役者絵は、歌舞伎に関係する絵という一定の規則に則っているならば、その上にさまざまな情報をくわえることを否定しなかった。むしろ、役者絵は積極的にさまざまな情報をくわえ、より複雑な構図を生み出すことを可能にしたものと考えられる。本稿がみてきた『開化廿四好』も役者絵が複雑化した構図の一例とみることができる。その際に、役者と役者が扮する芝居の登場人物のみでは、開化絵と隠喩された「二十四孝の世界」の両方を表現しきれない場合、役者絵に小道具を描きくわえ、舞台衣装に文字情報を記載するなどをして、表題の『開化廿四好』に即した構図を成立させているのである。

このように、役者絵は、媒体の機能を有しているため、さまざまな要求に対して、柔軟に対応し、どのようにでも変化させることができる。それゆえに、『開化廿四好』も役者絵を用いることで、西洋由来の文物と中国の孝子にまつわる話という性質のまったく異なるものを、ひとつの画面上に融合させることができたわけである。したがって、『開化廿四好』における役者絵の役割はきわめて重要であると考ええる。

おわりに

以上の観点からみていくと、『開化廿四好』は作成するにあたって画中に役者絵を描かれることが必要不可欠であった。役者絵がなくては、文明開化による新しい文化と『二十四孝』の両方をひとつの画面上に表現することは容易なことではなかったはずである。そこで、『開化廿四好』を作成するにあたっては、役者絵に熟達している絵師が必要であった。明治10年時点において、この要求に応えられるだけの技量を持った絵師は国周しかいない。国周が描く役者絵によって『開化廿四好』は表題にこめられた意図を遺憾なく発揮することができたわけである。

(かとう せいじ 早稲田大学エクステンションセンター講師)

研究ノート

戦時下の漫画にみる逋信事業と戦争

—郵政資料館所蔵雑誌『逋信の知識』および『大逋信』 掲載漫画の研究—

後藤 康行

1 はじめに

戦時下⁽¹⁾において、郵便や貯金、電信、電話といった逋信事業を、国家が国民に向けていかに宣伝していたのか。筆者は、郵便の一種である軍事郵便の周知徹底を目指す国家の宣伝活動を考察したことがある。国家による軍事郵便の宣伝方法としては、政府の政策を国民に分かりやすく伝えることを目的としていたグラフ誌『写真週報』の利用、逋信省の付属機関である逋信博物館（現在の逋信総合博物館＝郵政資料館）による企画展示の実施や野戦郵便局の記録映画の製作など、メディアを活用したものであった⁽²⁾。そのなかで、漫画を利用した方法もあった。逋信博物館が発行していた月刊誌の『逋信の知識』第2巻第7号（1938年7月）には、「のらくろ」で知られる田河水泡の描いた「軍事郵便」という漫画が掲載されているのである⁽³⁾。

この『逋信の知識』という雑誌には、田河の「軍事郵便」以外にも、多くの漫画が掲載されている。それも、田河のような当時を代表する漫画家による作品である。そこで本稿では、戦時下における漫画と国家との関係を考えるため、国家機関である逋信省と漫画との関係に注目し、逋信省がいかに漫画を活用していたのかみていくことにする⁽⁴⁾。

資料としては、郵政資料館に所蔵されている『逋信の知識』と、同じく郵政資料館に所蔵されている雑誌『大逋信』を利用する。両誌の詳細については後述するが、どちらも戦時中に発行されていた雑誌であり、『逋信の知識』は逋信省の付属機関である逋信博物館による発行、『大逋信』は逋信省による発行であった。両誌ともに月刊誌で、定期的に漫画が掲載されていた。戦時中の漫画と逋信省との関係をみていくには適した資料といえるだろう。

- 1 本稿でいう「戦時下」や「戦時中」とは、1937年から1945年までの間を指す。
- 2 拙稿「メディアに描かれた軍事郵便—イメージにみる戦地と銃後—」（『専修史学』第45号、2008年11月）、同「戦争と手紙—戦地と銃後を結ぶ軍事郵便—」（『戦争とメディア』刊行会編集・発行『戦争とメディア—報道・宣伝・記憶—』2009年）。
- 3 田河の描いた漫画「軍事郵便」の内容については、拙稿「戦時下における軍事郵便の社会的機能—メディアおよびイメージの視点からの考察—」（『郵政資料館 研究紀要』第2号、2011年3月）のなかで紹介しているので参照されたい。
- 4 戦時下の漫画と国家との関わりについて考察した先行研究に、井上祐子「戦時下の漫画—新体制期以降の漫画と漫画家団体—」（『立命館大学人文科学研究紀要』第81号、2002年12月）がある。ここで井上が考察の対象としたのは、1940年8月に漫画家団体の一元化を目指して結成された新日本漫画家協会とその機関誌として発行された『漫画』、1943年5月に結成された日本漫画奉公会などであった。なお、この井上論文では、戦時中の漫画を考察している先行研究について簡潔に整理がなされているので参照されたい。

② 『通信の知識』に掲載された漫画

(1) 『通信の知識』の概要

具体的な漫画の分析に入る前に、先ずは本節で利用する『通信の知識』の概要について述べておく。『通信の知識』は、通信博物館が発行していた月刊誌で、発行の目的は、通信事業の内容を国民に分かりやすく伝えることであった。

創刊されたのは、1937（昭和12）年7月である。四六倍判で、本文は全16頁。通信事業の近況を伝えるニュース記事に加え、漫画や小説（阿部知二や井伏鱒二などが寄稿）などが掲載されていた⁽⁵⁾。また、本文以外の欄として、「特輯グラフィック」という写真欄もあった。表紙を飾る写真は、戦地の兵士が手紙を読んだり書いたりしている様子が写された写真や（第3巻第5号、1939年7月、図1）、子どもがポストに手紙を投函する瞬間の写真など（第3巻第7号、1939年9月）、通信という事業が国民にとって身近なものであると感じさせる写真が選ばれていた⁽⁶⁾。

流通方法としては、郵便局や電信局、電話局などを通じて、全国の官公庁、銀行、学校、図書館などに配布されるという形がとられていた。非売品なので、無償での配布ということになる。ただ、要望があれば個人の購入も可能で、通信博物館内にあった「通信の知識」編集部宛に、送料代金3銭を支払えば購入することができた。支払い方法は、郵便振替もしくは3銭分の切手を同封しての申し込みであった⁽⁷⁾。

発行部数は、創刊当初は10万部。その後、第2巻第5号（1938年5月）からは12万部に増えたのだが、第2巻9号（1938年10月）からは紙の節約を理由に偶数月のみの隔月発行となった⁽⁸⁾。ただ、隔月発行はすぐに止めることになり、第3巻第3号（1939年5月）からは再び毎月発行に戻った。その代わり、発行部数は6万部と半減した。第5巻第4号（1941年4月）を最後に廃刊となっている。廃刊の理由は、物資の節約であった⁽⁹⁾。郵政資料館には、創刊号から最終号まで全て所蔵されている。



図1 『通信の知識』第3巻第5号表紙

(2) 掲載された漫画

それでは、『通信の知識』に掲載された漫画についてみていこう。表1は、『通信の知識』に掲載された漫画の一覧である。北澤楽天、岡

5 『通信の知識』第1巻第2号（1937年8月）、同第1巻第3号（1937年9月）の目次。

6 創刊号では、郵便の輸送手段の発展を伝えるためか、表紙に飛行機と自動車が登場している。最終号では、子ども2人がポストに手紙を投函する場面が表紙を飾っている。

7 『通信の知識』第5巻第3号（1941年3月）の奥付。

8 「おことわり」（『通信の知識』第2巻第9号、1938年10月）。

9 以上、『通信の知識』の概要は、注記がない限り、通信博物館編集『通信博物館七十五年史』（信友社、1977年、39頁）を基にしている。

本一平といった大家や、田河水泡、横山隆一、島田啓三、近藤日出造、麻生豊などの人気漫画家が描いた漫画が掲載されていた。彼らが『通信の知識』に漫画を描くことになった経緯は不明だが、雑誌の発行者である通信博物館が執筆を依頼したものと思われる。著名な漫画家による作品が掲載される欄とは別に、読者投稿欄も設けられており、そこには鈴木耕輔、大湊秀二浪、柏ぎん子、峠哲兵など、投稿を主としていた漫画家の作品が掲載されていた⁽¹⁰⁾。

表1に、彼らによって描かれた漫画の簡単な内容を記しておいた。それを参照してもらえば分かるように、速達や電報、電話、年賀状、貯金、国債など、様々な通信事業をテーマにして漫画が描かれている。例えば、創刊号に掲載された田中比左良の「蜜月旅行に快適郵通」（表1・番号1）は、電報や速達が旅行先に即座に届けられることを描くことで、その便利さを読者に伝えている（図2）。

便利さを伝えると同時に、利用上の注意を伝えることも忘れていない。麻生豊の「秋の郵便局」（表1・番号5）は、小包を送る上での禁止事項を紹介しており、乙六郎の「百年の恋も」（表1・番号19）では、切手の貼り忘れを注意する内容になっている。

同時代だけではなく、過去や未来の通信事業の状況についても描かれていた。北澤楽天の「創業回顧漫画」（表1・番号36）には、「タレベン」という作品がある。これは、郵便制度の開始当時、ポストの「郵便」（ゆうびん）という文字が「垂便」（たれべん）と読まれ、便所と勘違いされたことを描いたものである（図3）。一方、皇紀2600年に当たる1940（昭和15）年に描かれた島田啓三の「紀元二千七百年ともなれば」（表1・番号56）では、百年後の電話について想像されている。車内電話や携帯電話など、紀元2700年を待たずに実現したものや、ペットと会話可能な電話という紀元2700年でも実現が困難と思われるようなものが描かれていた。

戦時下なので、戦争と関連する漫画も掲載されていた。最初に述べたように、田河水泡は「軍事郵便」という作品を描いていたが、このほかにも軍事郵便をテーマにした作品はいくつも登場してくる。例えば、いく坊の「昔と今」（表1・番号25）という作品では、かつてはポストを満杯にしていたのはラブレターであったのが、今では軍事郵便でポストが満杯になっていると描かれている（図4）。

戦時中における軍事郵便の発信数は、正確には把握されておらず、一部推計も含まれたものであるが、1937年から1941（昭和16）年までの5年間分のみ記録が残されている。それによる



図2 田中比左良「蜜月旅行に快適郵通」



図3 北澤楽天「創業回顧漫画」より「タレベン」

10 彼ら投稿漫画家の作品は、『写真週報』にも掲載されていた（櫻本富雄『戦争とマンガ』創土社、2000年、75頁）。なお、後出の表2の注にも記していることだが、大湊秀二浪は郵便局員である。



図4 いく坊「昔と今」

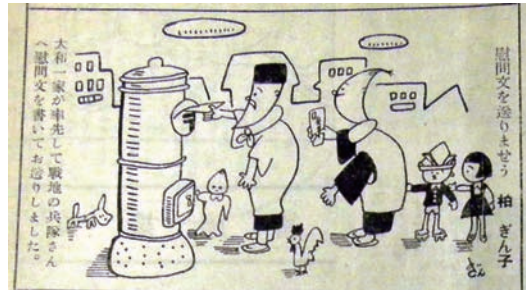


図5 柏ぎん子「慰問文を送りませう」

と、1937年は4億9,000万通、1938（昭和13）年は3億4,500万通、1939（昭和14）年は4億2,600万通、1940年は3億9,400万通、1941年は3億8,500万通となっている⁽¹¹⁾。郵便全体でいうと、1930（昭和5）年には郵便の利用は年間約44億通で、国民1人当たり月平均で5.7通出していた⁽¹²⁾。戦時中は、若干減少しているものの、40億通前後であった⁽¹³⁾。この郵便の総数をみると、戦時中とはいえ、軍事郵便だけでポストが満杯になるという状況であったとは考えにくい。ただ、戦時中の国民にとっては、軍事郵便が身近な存在であったことは間違いない⁽¹⁴⁾。図4の漫画は、軍事郵便が戦時中の手紙を象徴するものであることを分かりやすく描いているのである。

柏ぎん子の「慰問文を送りませう」（表1・番号77）は、「翼賛一家・大和家」が慰問文をポストに投函している場面が描かれている（図5）。「翼賛一家・大和家」とは、横山隆一や近藤日出造ら著名な漫画家によって1940年8月31日に設立された新日本漫画家協会が作成したキャラクターで、協力金を納めれば誰でもそのキャラクターを使用することができた⁽¹⁵⁾。図5の漫画のなかに登場しているのは、ポストに慰問文を投函しているのが大和武士、その後ろにいるのが妻の大和ふち、その後ろにいる子ども二人は武士の孫の大和三郎と稲子、ポストの前にいる赤ちゃんは武士の孫の大和昭子というキャラクターである。

直接軍事郵便を描いたものではないが、中田河豚の「父恋し」（表1・番号72）は、戦地である「外地」への手紙の発送料金を紹介するための漫画になっている。この漫画では、子どもが郵便配達員に戦地の父親のところへ連れて行くよう頼む場面が描かれている。なぜ子どもが配達員にそのようなことを頼んだのかというと、母親が4銭の切手を貼れば戦地に手紙が届くことを教えたため、子どもは自分に4銭の切手を貼れば戦地へ行けると思ったのである。当時、中国や「満洲」宛ての書状の発送料金は4銭であった（20グラムごとに増額）⁽¹⁶⁾。軍事郵便以

11 郵政省編『続通信事業史 第三巻 郵便』財団法人前島会、1960年、948～949頁。

12 辻村清行「パーソナル・メディアによる情報流通量についての考察」（『情報通信学会誌』第77号、2005年5月）。

13 前掲郵政省編『続通信事業史 第三巻 郵便』947～949頁。

14 戦時中の社会のなかで、国民が軍事郵便という制度といかに接する機会があったのかについては、前掲拙稿「戦時下における軍事郵便の社会的機能」のなかで詳細に述べているので参照されたい。

15 清水勲『漫画の歴史』岩波新書、1991年、156頁。「翼賛一家・大和家」の使用例については、前掲櫻本『戦争とマンガ』（115～135頁）のなかで詳細に紹介されている。

16 「通常郵便物の種類及料金」（『通信の知識』第1巻第1号、1937年7月）。

外にも、戦争と関連したテーマを描いた漫画は掲載されており、防空をテーマにしたもの（表1・番号27～29）、「貯蓄報国」を奨励するもの（表1・番号57～63）、国債の購入を促すもの（表1・番号65）などがあった。

通信の利用を促す漫画が多いなかで、戦時下だからこそ、逆に利用を控えることを訴える漫画もあった。富永秀夫の「無駄なおしやべりは止めませう」（表1・番号80）は、公衆電話の前に、順番を待つ人々の列ができている状況を描くことで、不要不急の電話の利用は避けるべきと訴えている（図6）。通信博物館では、1941年11月10日から30日に、「軍事郵便ノ利用勸奨及電信電話利用規制ノ特別展示」という企画展示が行われた。これは、軍事郵便の利用奨励を図ると同時に、通信の混線を防止するため、不要不急の電話や電信の自粛、通話内容の簡略化を国民に訴えるために開かれた展示である⁽¹⁷⁾。通信事業を司る通信省にとっては、通信の安定は最優先事項であり、それが戦時下ともなればなおさらのことであった。



図6 富永秀夫「無駄なおしやべりは止めませう」

さて、ここまで具体的な事例をいくつか紹介しながら、『通信の知識』に掲載されていた漫画についてみてきたわけだが、その結果としていえることは、『通信の知識』に掲載されていた漫画は、どれも通信事業の紹介を目的としていた漫画であったということである。戦争関連の作品であっても、声高に戦意高揚を訴えるものではなく、慰問文の送付や国債の購入、不要不急の電話の自粛など、国民が「適切」に通信を利用することを目指して漫画が描かれていた。

どの漫画も、何らかの通信事業をテーマにして描かれていたということは、別の言い方をすれば、通信事業とは関係のない漫画が『通信の知識』に掲載されることはなかったということである。つまり、『通信の知識』からみえてくる漫画と通信省との関係は、通信省が付属機関である通信博物館を介して、自らの担う業務を宣伝するために漫画を積極的に活用しようと考え、これに対して有名無名を問わず多くの漫画家が協力していたという構図であった。

それでは、『大通信』に掲載された漫画からは、漫画と通信省とのいかなる関係がみえてくるのか。この点については、次節で述べることにする。

3 『大通信』に掲載された漫画

(1) 『大通信』の概要

『通信の知識』と比較すると、『大通信』については不明な点が多い。まず、創刊と廃刊の時期が不明である。郵政資料館には、第75号（1942年5月）から第103号（1944年9月）までしか所蔵されていない（その間でも所蔵されていない号がある）⁽¹⁸⁾。ただ、『大通信』を所蔵している資料館や図書館などを、筆者は郵政資料館以外では確認できていないので、一部分であれ所蔵されていること自体が貴重とはいえる。なお、筆者は『大通信』第88号（1943年6月）、

17 この企画展示については、前掲拙稿「メディアに描かれた軍事郵便」でも触れているので参照されたい。

18 後出の表2に記載されているものが、郵政資料館に所蔵されている『大通信』の全て。

番号	号 数	発行年月	作 者	タイトル	内 容	備 考
1	第1巻 第1号	1937年7月	田中比左良	蜜月旅行に 快適郵通	ハネムーン先にも届けることができる電報や速達の便利さを紹介した3つの漫画を掲載	田中は女性を描く漫画家として知られる
2	第1巻 第2号	1937年8月	川原久仁於	通信ユーモア四題	航空郵便や電話の便利さを紹介	川原は軽妙な漫画を得意としていた
3	第1巻 第3号	1937年9月	前川 千帆	配達喜悲／ 暑寒問答	慶弔電報を届ける配達員の気持ちを表現／国際電話なら暑い所と寒い所にいる人同士が話せる	どちらの漫画も同じページに掲載
4	第1巻 第4号	1937年10月	池部 鈞	軍国郵便風景	連隊長の軍事郵便に敬礼する一等兵の配達人など、3つの漫画が掲載	池部は当時を代表する漫画家の一人で、俳優池部良の父として知られる
5	第1巻 第5号	1937年11月	麻生 豊	秋の郵便局	生もの禁止など小包を送る上での注意点を紹介	麻生は「ノンキナトウサン」の作者として知られる
6	同上	同上	大湊秀二浪	ポストの感情	ポストが擬人化され、手紙を投函する人の思いに応えている	「波紋 読者のページ」という欄に掲載
7	第1巻 第6号	1937年12月	細木原青起	歳末賀状特別扱風景	年賀状をテーマに4つの漫画が掲載	細木原は『日本漫画史』を著した漫画家
8	第2巻 第1号	1938年1月	岡本 一平	正月いろいろ	初日の出のなか、戦勝や通信事業の発達を願い万歳する局員など、4つの漫画が掲載	岡本は北澤楽天とともに当時の大家といえる存在
9	同上	同上	大湊秀二浪	電話番号の間違い	電話で野菜のかぶを注文するつもりが株の仲買人に電話をかけるなど、間違い電話をおかしく描く	「波紋 読者のページ」という欄に掲載
10	第2巻 第2号	1938年2月	宮尾しげを	雪国の郵便風景	熊に追われてスキーで逃げる配達人など、雪国の郵便風景をユーモアを交えて描く	宮尾は岡本一平の弟子で、子ども向け漫画の作者として知られる
11	同上	同上	鈴木 耕輔	若し女の郵便屋さんが出来たら	乳母車で配達、配達前に化粧、夜は危険なので大勢で配達する女性を描く	「波紋 読者のページ」という欄に掲載
12	第2巻 第3号	1938年3月	北澤 楽天	通信笑話今ならば	老後には郵便貯金、略号一字で済む電報など、通信事業の便利さを描いた4つの漫画を掲載	『東京バック』創刊で知られる北澤は、当時の漫画界の大家
13	第2巻 第4号	1938年4月	島田 啓三	オリムピック貯金二題	子どもの貯金を奨励する2つの漫画を掲載	島田は北澤楽天の弟子で、「冒険ダン吉」の作者として知られる
14	同上	同上	中村 文八	ポストは語る	番号6の漫画とほぼ同じ内容	「波紋 読者のページ」という欄に掲載
15	第2巻 第5号	1938年5月	小山内 龍	三郎と叔父さん	移動郵便車は持ち合わせがないときに便利	小山内は横山隆一や近藤日出造らとともに新漫画派集団を結成
16	同上	同上	大湊秀二浪	郵便配達さんの愛国行進曲	出局から配達、そして帰局まで仕事を全うすることが郵便配達人にとっての愛国	「波紋 読者のページ」という欄に掲載
17	第2巻 第6号	1938年6月	近藤日出造	十年後の航空界	超高速の飛行機や郵便配達用一人乗り小型飛行機が開発されている	近藤は1940年8月結成の新日本漫画家協会の機関紙『漫画』の主筆

番号	号 数	発行年月	作 者	タイトル	内 容	備 考
18	同上	同上	鈴木 耕輔	珍案・改良 ポスト	雨の日に投函口が濡れて手紙の インクがにじむのを防ぐため、 ポストに傘をさす	「波紋 読者のページ」 という欄に掲載
19	同上	同上	乙 六郎	百年の恋も	ラブレターを投函したものの、 切手を貼り忘れたことに後から 気づく	同上
20	第2巻 第7号	1938年7月	田河 水泡	軍事郵便	激戦の戦地から出された兵士の 手紙を、受け取った家族は神棚 に置いて丁重に扱う	田河の代表作「のらく ろ」はすでに映画にな るほどの人気作品で あった
21	同上	同上	中村 文八	電話キ表情	番号6とほぼ同じで、電話が擬 人化されている	「波紋 読者のページ」 という欄に掲載
22	第2巻 第8号	1938年8月	横山 隆一	海のユービ ン局	もし海の郵便局ができれば溺れ たときも電報が打てて安心	国民的漫画「フクチャ ン」の作者として、横 山は絶大の人気を誇っ ていた
23	第2巻 第9号	1938年10月	峠 哲兵	近代婆さん	へそくりはたんず貯金ではなく 郵便貯金	「漫画コンクール 読 者のページ」という欄 に掲載
24	同上	同上	大湊秀二浪	健脚報国	歩きに自信があるのは郵便配達 員だから	同上
25	同上	同上	い く 坊	昔と今	昔はラブレター、今は軍事郵便 でポストがいっぱいにあふれて いる	同上
26	同上	同上	峠 哲兵	後悔先に立 たず	空の封筒を出したことを後で気 づく	同上
27	同上	同上	鈴木 耕輔	本格的防空 演習	行囊で防毒マスクを作ったけ ど、マスクでご飯が食べられな い	同上
28	同上	同上	同上	カモフラ ージュ	郵便局を敵機から守るため、屋 根を迷彩模様	同上
29	同上	同上	同上	郵便屋さん の考案	敵機から身を守るため、木の枝 を持ち歩く郵便配達員	同上
30	同上	同上	原山 鯛一	郵便屋さん の背中	郵便屋さんの背中は職業柄葉書 のよう	同上
31	第2巻 第10号	1938年12月	吉田	文字ハ下手 デモ丁寧ニ	手紙を書くなら、文字は丁寧な 字で	「波紋 読者のページ」 という欄に掲載
32	同上	同上	素描 弘坊	無題	番犬のせいで電報が届けられ なくて困る配達員	同上
33	同上	同上	玉田 甚太	無題	内容を理解できず（手紙を運ぶ 学生風の男の後ろに犬がいると いう構図が描かれている）	同上
34	同上	同上	ダン ダン 吉郎	叔母恋しさ に	住所を「トウキョウノオバチャ ン」と記載	同上
35	同上	同上	珍 太 郎	無題	大至急と呼ばれた先生が着いて みると、字が読めないので軍事 郵便を読んでほしいとのこと	同上

番号	号 数	発行年月	作 者	タイトル	内 容	備 考
36	第3巻 第2号	1939年4月	北澤 楽天	創業回顧漫画	かつてはポストが便所に間違われたが、今や航空郵便や無線、ラジオは当たり前	郵便制度開始当時、ポストの「郵便」という文字が「垂便」と勘違いされた
37	第3巻 第3号	1939年5月	石川 義夫	通信漫画	通信事業をユーモアを交えて紹介	石川義夫(利根義夫)は、新漫画派集団のメンバー
38	第3巻 第5号	1939年7月	須藤 重	郵便やさん	息子に似た配達員の顔見たさに手紙を毎日出す母親	絵は須藤、内容は明石精一が担当
39	第3巻 第6号	1939年8月	鈴木 耕輔	空平銀坊会場 膝栗毛まんが報告	「興亜通信展覧会」(1939年8月19日～29日、於：日本橋三越)の概要報告	漫画に「KOH」のサインがあるので、鈴木耕輔が作者だと推定した
40	第3巻 第7号	1939年9月	御法川富夫	航空郵便	飛行機からパイロットが手紙を投函できるように、ビルよりも高いポスト	「読者漫画」という欄に掲載
41	同上	同上	同上	漂流	筏で漂流する2人、ポストを作ったので「何か便り書けよ」と話しかける	同上
42	同上	同上	鈴木 耕輔	無題	誰もが貯金に励むので、郵便局の隣の呉服屋は大売出しをやっても全く客が来ない	同上
43	第4巻 第1号	1940年1月	加曾利鼎造	無題	紀元2600年を祝して五鈴鏡を描く	通信博物館図案部同人「彩管興趣」という欄に掲載
44	同上	同上	武智 肇	無題	紀元2600年を祝して富士山を描く	同上
45	同上	同上	大塚 均	無題	日の丸を掲げた各戸の上で、太陽が強い光を放っている	同上
46	同上	同上	藤沼 朝保	二千六百年を祝して	土地を耕す3人の人物を描く	同上
47	同上	同上	木村 勝	無題	国のために働く「兵隊さん」のおかげで、紀元2600年の初日の出を迎えることができる	同上
48	同上	同上	吉崎 勝	無題	紀元2600年を祝して天の逆鉾を描く	同上
49	同上	同上	西澤 文雄	無題	紀元2600年を祝して獅子舞を描く	同上
50	同上	同上	日置 勝駿	郵便待つ子	ポストの前で郵便(年賀状と思われる)を待つ子ども	同上
51	同上	同上	増山 修	興亜の宝船	前線の兵士に宛てられた軍事郵便(年賀状)を船で運んでいる	同上
52	第4巻 第9号	1940年9月	お軽かん平	宛名は広い	宛名として「センチノオトウサンヘ」と記された手紙を持ち、配達先が分からず困るも、涙してしまう配達人	「躍進通信」という欄に掲載
53	同上	同上	熊本 一夫	線路工員の昼飯時	電柱の上で昼飯を食べる工員	同上
54	同上	同上	同上	悪性インフレ防止策	郵便局の窓口に「美人」の女性を配置すると、男性が殺到	同上

番号	号 数	発行年月	作 者	タイトル	内 容	備 考
55	同上	同上	同上	国策結婚	結納が国債で届けられる	同上
56	第4巻 第10号	1940年10月	島田 啓三	紀元二千七 百年ともな れば	車内電話、携帯電話、動物と会 話可能な電話など、100年後の 電話を想像	第4巻第10号は「電信・ 電話特輯」号
57	第4巻 第11号	1940年11月	井崎かずを	郵便貯金七 十 億 円 突 破！	貯金をテーマに3つの漫画が描 かれている	雑誌の表紙の裏に掲載 井崎は報道班員とし てビルマへ派遣された
58	同上	同上	木村謙造	貯蓄報国	全校生徒の貯金通帳を運ぶ先生	「特輯漫画「貯蓄報国」」 という欄に掲載
59	同上	同上	轟 てん平	大きな貯金 箱	子どもにポストが貯金箱だと話 す父親	同上
60	同上	同上	鈴木 耕輔	当世嫁えら び	嫁にするなら毎日貯金するよう な人	同上
61	同上	同上	大作 重雄	借金取と貯 金	皆がよく払ってくれるので貯金 しに行く大家	同上
62	同上	同上	月島 秀夫	感違ひ	貯金箱と間違えてポストにお金 が入っている	同上
63	同上	同上	林 茂	貯蓄奨励	家の扉を貯金通帳と同じ模様に	同上
64	第4巻 第12号	1940年12月	鈴木 耕輔	冬支度	積雪に備えて、木の上にロープ でポストを固定	漫画の隣に「漫画募集」 の告知あり
65	同上	同上	横山 隆一	フクチャン と支那事変 国債	フクチャンが仲間になぞなぞを 出す、その答えが「支那事変国 債」	雑誌の裏表紙に掲載 「フクチャン」は同誌 に限らず、当時の様々 な雑誌に登場
66	第5巻 第1号	1941年1月	月島 秀夫	無題	手品師からの慰問袋には、鳩や キャラメルなど次から次と出て くる	「新年特輯通信漫画」 という欄に掲載
67	同上	同上	神林 正義	任務は重し	紙を食べてしまう羊から郵便物 を守る配達員	同上
68	同上	同上	柏 ぎん子	国策順応	ポストにたてかけられた看板に は、「生めよ殖やせよ長期建設」 の文字	同上
69	同上	同上	峠 哲兵	節約時代	ローラースケートを履いて手紙 を配達することを提案	同上
70	同上	同上	月島 秀夫	細字の手紙	手紙の文字が小さいので、易者 に虫眼鏡を借りる	同上
71	同上	同上	鈴木 耕輔	誤解無用	大きな鞆を持ち歩く配達員は、 今から質屋に行くと勘違いされ る	同上
72	同上	同上	中田 河豚	父恋し	子どもが配達員に戦地の父の所 へ連れて行ってと頼む、母が4 銭の切手で行くと言っていた	同上
73	同上	同上	木村 謙造	代用品ポ スト難	ポストが壊れると大変だから キャッチボールは離れたところ でと頼む郵便屋	同上

番号	号 数	発行年月	作 者	タイトル	内 容	備 考
74	同上	同上	安田 光二	坊やの願ひ	手紙を兄に渡してと配達員に頼む子ども	同上
75	同上	同上	中瀬 健坊	坊やの親切	配達員に、ポストに入れておけば全部届くと教えてあげる子ども	同上
76	同上	同上	志水きよし	空けてビツクリ	戦地の父から送られてきた小包の中身は青龍刀	同上
77	第5巻 第2号	1941年2月	柏 ぎん子	慰問文を送りませう	「翼賛一家・大和家」が慰問文を出す	「投稿漫画」という欄に掲載
78	同上	同上	齋藤 篤	節分	貯蓄に殺到する人々で窓口は大賑わい	同上
79	同上	同上	内山 秀雄	有難迷惑	表札を書く仕事をしているお店の表札がどれだか分からない	同上
80	第5巻 第3号	1941年3月	富永 秀夫	無駄なおしやべりは止めませう	公衆電話に長蛇の列	同上
81	同上	同上	青梅まちを	易者債権を買ふ	債権の番号を占う易者	同上
82	同上	同上	柏 ぎん子	郵便屋さんの涙	兵隊さんへの手紙が増えて、働きのいいがあると喜ぶ配達員	同上
83	同上	同上	濱野 政男	気が早い	三つ子が生まれたので、貯金箱を3つ買いに行くといい出す男性	同上
84	同上	同上	鈴木 耕輔	よくある風景	書留が届いたけど印鑑が見つからない	同上
85	第5巻 第4号	1941年4月	富永 秀夫	門構は正確に分かりよく！	飼犬の表札も作ってと父親に頼む子ども	「投稿漫画郵便特輯」という欄に掲載
86	同上	同上	鈴木 耕輔	皆さん御注意！	鉛筆で書いてあった名宛が消えてしまい、届け先が分からなくなってしまった配達員	同上
87	同上	同上	柏 ぎん子	子宝部隊の進軍	子どもたちは学校へ、父親は仕事（郵便屋）へとそれぞれ出かけていく朝の風景	同上
88	同上	同上	富永 秀夫	郵便ごっこ	郵便屋さんのまねをしてあそぶ子どもたち、切手の貼り忘れの注意をしている	同上
89	同上	同上	中川フサヲ	兵隊さんへお手紙を！	兵隊さんに手紙を出す風景を描いたもの、画中に「兵隊サンハ手紙ガオ好キデス」の文字	同上

注

- ・備考記載の作者情報は、櫻本富雄『戦争とマンガ』（創土社、2000年）および夏目房之助・竹内オサム編著『マンガ学入門』（ミネルヴァ書房、2009年）を典拠としている。
- ・第3巻第1号（1939年2月）、同第4号（同年6月）、同第8号～第10号（同年10月～12月）、第4巻第2号～第8号（1940年2月～8月）には漫画が掲載されていない。

表1 郵政資料館所蔵『通信の知識』掲載漫画一覧

同第106号(1944年12月)を所蔵している。どちらも郵政資料館には所蔵されていない号である。本稿はタイトルに「郵政資料館所蔵雑誌」と明記しているが、『大通信』の研究に関しては、筆者所蔵の『大通信』も利用することを断っておく。

『大通信』を発行していたのは、通信省内の一部局で、1943(昭和18年)年11月に通信省が鉄道省と合併して運輸通信省と改組されてからは、運輸通信省の外局である通信院が発行していた。通信院は1945(昭和20)年5月に運輸通信省所管から内閣所管となり、通信院と改称されるが、通信院が『大通信』を発行していたかどうかは不明である。

欠号があるので正確に何号からどこが発行と述べることはできないが、第75号から第81号(1942年11月)までは通信省管理局現業調査課、第86号(1943年4月)から第93号(1943年11月)までは通信省郵務局管理課、第95号(1944年1月)から第106号までは通信院総務局要員課が発行していたことが確認できる。発行が管理局から郵務局へと変更されたのは、1942(昭和17)年11月に行政機構の簡素化が実行された際に、通信省では管理局が廃止されたためである⁽¹⁹⁾。

『通信の知識』同様、月刊誌であった。A5判で、これも確定的なことではないが、第75号から第86号までは全118頁、第92号(1943年10月)を除いて第90号(1943年8月)から第93号までは全88頁(第92号は全96頁)、第95号から第106号までは全64頁であった。『通信の知識』のように写真が掲載されることはなく、表紙も地味な絵が飾ることが多かった。図7は、第98号(1944年4月)の表紙である。戦時下らしく、富士山と戦闘機が描かれている(作者は不明)。

雑誌の性質としては、発行していた部局が通信省職員の厚生や養成を担っていたところなので⁽²⁰⁾、『通信の知識』のような対外的な広報誌というよりは、職員向けの機関誌という性質が強く、全国各地の通信関連の事業所職員が記事を執筆していた。実際、職員には機関誌という認識があった。1941年4月、通信省内に「通信報国団」なる組織が結成された。読んで字の如く、通信事業に携わる者として、国家に貢献すべく勤労に励むことを目的とした組織と思ってよい。『大通信』は、1942年3月号(第73号と思われる)より、この通信報国団の機関誌という扱いになっていた⁽²¹⁾。

それでは、『大通信』は通信事業関連の職員しか読むことができない雑誌であったのかというと、そうとはいえない。同誌には、「軍事郵便ポスター募集」という広告記事が掲載されることがあった。この募集は、通信省から賞金が出るものであった⁽²²⁾。通信省が省内の職員向けに賞金付きのポスター図案の募集を行うとは考えにくいので、この募集は一般人を対象



図7 『大通信』第98号表紙

19 郵政省編『統通信事業史 第一巻 総説』財団法人前島会、1963年、156～157頁。

20 同前150頁、157頁、163頁。

21 矢部嘉彌「通信報国団の運営に就て」(『大通信』第76号、1942年6月)。矢部は通信報国団の常任幹事であり、当時『大通信』を発行していた通信省管理局現業調査課の課長であった。なお、この矢部の記事では、『大通信』を「機関紙」と表記しているのだが、『大通信』は雑誌なので、本稿では「機関誌」と表記している。

22 「軍事郵便ポスター募集」(『大通信』第81号、1942年11月)。賞金は、1等が500円、2等が100円、3等が50円であった。

としたものと理解すべきであろう。そうすると、『大通信』は一般向けに公開されていた雑誌と考えたほうが適当である。『通信の知識』と同様、全国各地の官公庁や図書館などに配布されていたのではないだろうか。

(2) 国防漫画聯盟作成の「時事漫画」

それでは、『大通信』に掲載された漫画をみていこう。表2は、『大通信』に掲載された漫画の一覧である。大家や流行の漫画家から投稿漫画家にいたるまで、様々な漫画家の手によって描かれていた『通信の知識』の掲載漫画とは異なり、『大通信』では国防漫画聯盟の手による「時事漫画」で占められていた⁽²³⁾。

国防漫画聯盟とは、戦時中にいくつも存在していた漫画家団体の1つで、漫画史研究家の清水勲によると、メンバーは白路徹、御法川富夫、田内正男（野呂新平）、寺尾よしたか、吉野弓亮、坂本守弘、大沼弘である⁽²⁴⁾。坂本の名前が表2にはないが、郵政資料館に所蔵されていない号に作品が掲載されている可能性はある。また、清水はメンバーとして挙げていないが、表2に名前のある岡堅児はメンバーである。同じく表2に名前のある里美弘二はメンバーかどうか不明である。国防漫画聯盟は、漫画家団体の一元化組織である新日本漫画家協会に設立当時から参加していたが、聯盟自体は解散することなく、『大通信』に「時事漫画」を掲載していた。

『大通信』に掲載された「時事漫画」の特徴は、表2の「内容」の項を参照してもらえば分かるように、アメリカのルーズベルト、イギリスのチャーチル、中国（重慶政府）の蒋介石という3人を登場させた漫画が大部分を占めるということである。「敵国」の首脳である彼らは、漫画のなかでは「敗れる運命にありながら、それを理解できずにいる愚かな指導者」として描かれている。例えば、白路徹の「一撃」（表2・番号10）では、タコになったルーズベルトとチャーチルが描かれており、その足が日本刀で斬られている（図8）。また、田内正男の「未練男」（表2・番号24）では、「重慶丸」という沈没目の船にしがみついた蒋介石と、「新支那」と記され、太陽が昇ろうとしている陸地に逃げる中国人が描かれている（図9）。この3人を「愚かな指導者」として描く漫画は、当時の日本では決して珍しいものではなく、国防漫画聯盟のメンバーも所属していた新日本漫画家協会の機関誌である『漫画』においても頻繁に登場していた⁽²⁵⁾。

ほかにも、ブラジルの連合国参戦（表2・番号32）、日本の上海共同租界の返還（表2・番号48）、ビルマ独立（表2・番号53、54）、第一次ケベック会談（表2・番号56）、学徒出陣（表2・番号58）など、「時事漫画」と名づけられている通り、時事問題をテーマに多くの漫画が

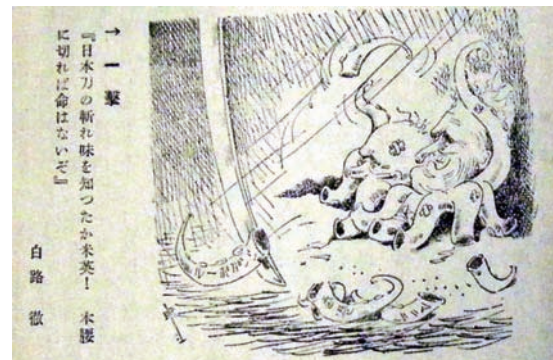


図8 白路徹「一撃」



図9 田内正男「未練男」

23 国防漫画聯盟が『大通信』に掲載していた漫画には常に「時事漫画」と記されていたわけではないのだが、掲載漫画の内容は常に時事的なものであるため、本稿では「時事漫画」と統一して表記している。

24 清水勲『漫画にみる1945年』吉川弘文館、1995年、239頁。

25 前掲井上「戦時下の漫画」。

番号	号 数	発行年月	作 者	タイトル	内 容	備 考
1	第75号	1942年5月	寺尾よしたか	溺るるもの	「大東亜戦争」という海に溺れるルーズベルトとチャーチルが帆にしがみついている蔣介石に助けを求めている	番号1～3は「印度と支那」という共通のテーマで描かれている
2	同上	同上	大沼 弘	光は東方より	足につながれたイギリス国旗マークの鉄球から脱け出し、ガンディーは「東方」へ向かう	ここでいう「東方」とは日本を指している
3	同上	同上	岡 堅児	印度の蔣介石	蔣介石がインドからのお土産を開けてみると、それはびっくり箱だった	箱から出てきた紙には「予計なおせつかいやくな」と記されている
4	同上	同上	同上	南はかくて円満なり	南方の裕福な家の女性と、その家で召使として働く白人女性が描かれている	主人のほうは茶を飲み、召使のほうは手紙を運んでいる
5	同上	同上	白路 徹	役に立たぬ予算	お金が入った大量の袋に埋もれるルーズベルト	漫画のなかでルーズベルトは「こんなに金があつてもまだ駄目か?」と述べている
6	第76号	1942年6月	寺尾よしたか	アメリカでの話	アメリカは敗戦し、アメリカ国旗を持つ子どもは仲間外れにされることになる	番号6～8は「敗戦三態」という共通のテーマで描かれている
7	同上	同上	白路 徹	安住の地何処	チャーチルがルーズベルトに、自分たちには海底という安住の地があると述べている	二人は陸地を追放されたのか、船上にいる
8	同上	同上	大沼 弘	モグラ三匹	ルーズベルト、チャーチル、蔣介石は地底奥深くに潜っていく	唯一日本だけが地上にいる
9	同上	同上	同上	哀れな二人	十字架の前で祈るルーズベルトとチャーチル	番号9～11は「ルーズベルトとチャーチル」という共通テーマで描かれている
10	同上	同上	白路 徹	一撃	タコとなったルーズベルトとチャーチルの足が日本刀によって斬られている	斬られたタコの足には「シンガポール」、「香港」、「マニラ」と記されている
11	同上	同上	寺尾よしたか	精神病院の一室にて	ルーズベルトとチャーチルが実現できない飛行機や戦車の大量生産の妄想をしている	漫画には「数字狂つた哀れな患者二名」と記されている
12	同上	同上	岡 堅児	敵機現はる	敵の爆撃を無力にする銃後の鉄壁の防御	漫画には敵機は東京に「爆弾を落しに来たのか、命をおとしに来たのか」と記されている
13	第77号	1942年7月	大沼 弘	米海軍敗れたり	大波のなか、星条旗が一本だけ立てられている	漫画には「ポバイ」と記され、空になったほうれん草の缶らしきものが描かれている
14	第78号	1942年8月	岡 堅児	未練を残す男	インド人の腕に何とかぶら下がろうとするチャーチル	インド人の視線の先には、日の丸と「独立せよ印度」と記された旗が描かれている
15	同上	同上	御法川富夫	符箋	ルーズベルトとチャーチルが蔣介石に宛てた手紙が届かずに戻ってくる	漫画には「蔣息不明で返つて来た」と記されている
16	同上	同上	白路 徹	貯金進軍	貯金総額230億円を目指すことを訴えている	230億円という額は、大蔵省が設定した1942年度の目標貯金額

番号	号 数	発行年月	作 者	タイトル	内 容	備 考
17	同上	同上	田内 正男	飛行機品切れ	車に両翼を付けて飛ばそうとする蒋介石	漫画のなかの蔣は「ヒヨツトしたら飛べるかも知れん。」と語っている
18	同上	同上	大沼 弘	夜毎の夢	監獄に入れられる夢をみるチャーチル	チャーチルの両足には鎖でつながれた鉄球
19	同上	同上	寺尾よしたか	無題	銃後の防諜を訴える漫画	漫画には「国民の一人一人が防諜戦士」と記されている
20	第79号	1942年 9 月	岡 堅児	同病相哀れむ	敗戦という怪我をしているチャーチルと、敗戦という病気に悩まされているルーズベルト	番号20～22は「古き世界史の終幕を飾る者」という共通のテーマで描かれている
21	同上	同上	寺尾よしたか	二十世紀の侵略史	イギリスはアメリカの属国と化している	しゃがみこむチャーチルの前に主人としてルーズベルトが立っている
22	同上	同上	白路 徹	貯金で倒せ米英を	貯金箱がルーズベルトとチャーチルの体を貫く	二人を撃ちぬく弾丸となった貯金箱には日の丸が描かれている
23	同上	同上	大沼 弘	戦争スポーツ精神	戦争をスポーツと考えている米海軍の軍艦に襲いかかる日本の爆撃機	漫画のなかで米海軍の艦長は「軍艦はヨット競技と違ふぞ」と部下を注意している
24	同上	同上	田内 正男	未練男	海に沈もうとしている「重慶丸」に一人しがみつく蒋介石	浮き輪で逃げる中国人たちが目指す陸地には「新支那」と記されている
25	同上	同上	大沼 弘	キングコング敗れたり	エンパイアステートビルに登ったルーズベルトを日独伊三国の戦闘機が倒そうとしている	1933年製作の映画『キング・コング』は、日本でも同年に公開されている
26	第80号	1942年10月	田内 正男	仇敵	「大東亜」と記された牛が牛肉店アメリカを追い回す	牛の角が日本刀になっている
27	同上	同上	白路 徹	最後は近づけり	もはや安住の地はなく樽のなかに入って海をさまよう米英中の首脳3人	番号5では海底を安住の地としていたが、ここでは安住の地は「今やなし」となっている
28	同上	同上	岡 堅児	此消防達の腕では	消防士蒋介石を後方で援助するルーズベルトとチャーチル、しかし放水量はごく僅か	米英首脳2人が動かしているポンプには「米英」、「援助」と記されている
29	同上	同上	寺尾よしたか	銃後テイシン隊	「国土防衛」、「生産力拡充」といった荷物を背負った青年が「2百30億貯蓄」と記された銃剣でスパイを倒す	漫画には「サア皆さんも勝ち抜くまでこの意気で……」と記されている
30	第81号	1942年11月	岡 堅児	第二戦線	崖から落ちていく者に向け声をかけるだけのルーズベルトとチャーチル	ソ連の要望により米英軍の第二戦線が開設されるのは1944年 6 月
31	同上	同上	白路 徹	日本潜水艦大西洋進出	筏で海をさまようチャーチルは、いよいよ死を覚悟する	漫画のなかのチャーチルは「大変!!!いよゝもつて助からん……」と絶句
32	同上	同上	寺尾よしたか	ブラジル参戦	小さなブラジル人兵士を前にして余裕のドイツ軍兵士	ブラジルは連合国側として第二次世界大戦に参戦
33	同上	同上	田内 正男	求むるや切	安全な植民地を探すために望遠鏡を見つめるチャーチル	漫画のなかのチャーチルは「どこか安全な植民地はないかねエ」と話している

番号	号 数	発行年月	作 者	タイトル	内 容	備 考
34	第82号	1942年12月	白路 徹	悲鳴	崖から落ちるのを十字架につかまって何とかしのいでいるルーズベルトの服を、助けてほしいとつかむチャーチルと蒋介石	漫画のなかのルーズベルトは「お前達の方で手が廻らんよ」と悲鳴を上げる
35	同上	同上	岡 堅児	長期戦	銃後と記された腕に力が込められ、「第一線」と記された手がルーズベルトとチャーチルを握りつづす	漫画には「息の根を止めるまで筋肉をゆるめてはならぬ」と記されている
36	同上	同上	寺尾よしたか	侵略者の報ひ	チャーチルが「反英」の旗を掲げたインド人やエジプト人に倒される	漫画のなかでチャーチルは虫として描かれている
37	第86号	1943年4月	同上	必死に船を造つてゐる米英だが？	ルーズベルトとチャーチルが協力して「対日反抗」のために船を造っている	漫画には沈められる船だとして、「延べ棒のまゝ海へほうり込んだ方が早いですぜ。」と記されている
38	同上	同上	岡 堅児	狸と狐とむちな	大統領が狸の「アメリカといふ処は下等動物の集合地である。」と非難	漫画のなかで蒋介石はルーズベルトの手下のように描かれている
39	同上	同上	御法川富夫	足りない男	流れ星に向かって棒を振っている蒋介石	流れ星には「援蒋物資」と記されている
40	同上	同上	白路 徹	南海の漁場	日本船が釣り上げたのはルーズベルト	漫画のなかのルーズベルトは裸でパンツ（星の模様）だけ身につけている
41	同上	同上	田内 正男	郵便局対航野球試合	両チームともに1回に2点、2回に3点を取り、あとは延長11回まで0点で引き分け、「仲善く二三〇億」だと握手する両チーム	スコアボードを見ると23000000000(230億になっている)
42	第88号	1943年6月	白路 徹	弱 り め に たゝりめ	炭鉱労働争議に苦しむルーズベルト	漫画のなかのルーズベルトは尻に火がついている状態で、その煙には「アメリカ炭鉱労働争議」の文字
43	同上	同上	寺尾 義孝	火事場泥棒	インド人の子どもに、自分のところの子どもにならないかと話すアメリカ人	インド人の子どもの手には「反英」の旗、アメリカ人の手には「USA」と記されたお札と鍵、アメリカ人の後ろには「ENG」と記された檻に閉じ込められた犬がいる
44	同上	同上	岡 堅児	無題	周りで味方の飛行機が撃墜されているなか、蒋介石は双眼鏡で遠くを眺める	身の回りの被害状況を蒋介石は把握できていないということを描いている
45	同上	同上	御法川富夫	前途暗影	暗闇のなか、採掘作業を行うルーズベルト	ルーズベルトが照明として利用しているライトからは、「炭鉱罷業」という明かりが出ている
46	第90号	1943年8月	白路 徹	此の一声よく敵を討つ	「印度独立運動」と記された紙を手し、マイクに向かって演説するボース、そのマイクから放たれたミサイルがチャーチルを襲う	マイクの中心には日の丸が描かれており、そこからミサイルが出ている

番号	号 数	発行年月	作 者	タイトル	内 容	備 考
47	同上	同上	御法川富夫	第二戦線	ルーズベルトとチャーチルは筏で第二戦線を目指す	漫画には「上陸どころか、こりや何処へ着くかわからぬ」と記されている
48	同上	同上	寺尾よしたか	新生中国の朝	上海共同租界が汪兆銘政権に返還	日本が上海共同租界を返還したのは1943年8月1日
49	同上	同上	御法川富夫	デマ	アメリカと記された馬車が崖に向かって一直線	馬の顔はルーズベルトに似せている
50	同上	同上	寺尾 義孝	英帝国の末路	ドイツの猛攻によりチャーチルには何も残されていない	漫画には「この上は餓死するのみか」と記されている
51	同上	同上	岡 堅児	悪魔を払ふ風は我が手で起せ!	「二百七十億」と記された巨大な団扇でルーズベルトを吹き飛ばす男女	270億は大蔵省が設定した1943年度の目標貯金額
52	第91号	1943年9月	吉野 弓亮	太平洋の孤児	小さいアメリカ兵に対して、「無駄」だと論ず大きな日本兵	作者名が誌上では「弓喜」となっているが、正しくは「弓亮」
53	第92号	1943年10月	寺尾よしたか	ビルマ独立	「ビルマ独立」と記された巨大な像を黒人に見せないよう目隠しをする海賊	海賊は「英」と記された帽子をかぶっている
54	同上	同上	白路 徹	短刀といへど充分目的を達す	「ビルマ独立」と記された短刀がチャーチルとルーズベルトを突き刺す	日本がビルマ独立を認めたのは1943年8月1日
55	同上	同上	岡 堅児	此の旗幟驚くにあたらない	「物資豊富」と記された旗幟を持つルーズベルトの後ろには元氣のない蒋介石とチャーチル	漫画のなかで銃後と記された鍋の中身は空っぽ
56	同上	同上	寺尾よしたか	ケベック会談とは?	ルーズベルトとチャーチルが話し合ってもそれは「怪談」となる	第一次ケベック会談は1943年8月に行われている
57	同上	同上	御法川富夫	ギヤング	傷だらけのなのに看護婦を襲おうとするルーズベルト	漫画のなかでルーズベルトはアメリカ国旗を顔に巻いている
58	第93号	1943年11月	白路 徹	今ぞ決戦	羽をまとった「学徒荒鷲」が怪物「洋鬼」(怪物と化したルーズベルト)を倒そうとしている	1943年10月21日、明治神宮外苑競技場にて「出陣学徒壮行会」が行われている
59	同上	同上	御法川富夫	獣	「アメリカ」と記された獣の手の平に日本刀が飛んでいく	アメリカの反抗が迫ってきていることを示すような漫画
60	第95号	1944年1月	岡 堅児	無題	次から次に来る難題に頭を隠す大統領	漫画には「大統領はつらい」と記されている
61	第98号	1944年4月	里美 弘二	無題	「米英のデマ通信」を「電離層」ではね返す	里美弘二が国防漫画聯盟のメンバーかどうかは不明
62	第101号	1944年7月	不明	無題	今や「皇軍」の進撃によりイギリスはインドから追放されつつあるが、そこへアメリカが手を伸ばしてきた	漫画のなかでイギリスは「老英帝国」、アメリカは「鬼畜米国」と呼ばれている

注

- ・第97号(1944年3月)、第99号(1944年5月)、第102号(1944年8月)、第103号(1944年9月)、第106号(1944年12月)には漫画が掲載されていない。
- ・第86号には「時事漫画」以外に、『逋信の知識』に漫画を投稿していた大湊秀二浪が描いた漫画が2作品掲載されている。どちらの作品も、「吾等の常会」という逋信関連の職員が記事を執筆している欄に掲載。大湊は、「大森局」という郵便局に勤務。大湊の作品は、「郵便屋さんに敬礼!」と「局内清掃挿話」というタイトル。
- ・第88号と第106号は、筆者所蔵の『大逋信』。

表2 郵政資料館所蔵『大逋信』掲載国防漫画聯盟作成「時事漫画」一覧

描かれていた。その一方で、通信事業に関わる漫画は少数で、貯蓄の奨励（国民貯蓄奨励運動）をテーマにしたものが数点掲載されていた程度であった（表2・番号16、22、29、41、51）⁽²⁶⁾。

なぜ『大通信』では、『通信の知識』のように通信事業の紹介を目的とした漫画が掲載されるのではなく、「敵国」の首脳であるルーズベルト、チャーチル、蒋介石が登場する「時事漫画」ばかりが掲載されたのか。理由は2つ考えられる。まず1つは、『大通信』が通信報国団なる組織の機関誌であったからである。『大通信』は、国家に尽くすことを目的とする通信省の職員のための雑誌であり、国民に対して通信事業の周知を目指す『通信の知識』とは役割が明確に異なる。たとえ一般に公開されていた可能性があるとはいえ、基本的には通信省の職員のための雑誌である以上、通信事業の紹介漫画を掲載する必要はなかったといえる。

もう1つの理由は、当時の漫画界の流れである。当時の漫画界は、国家に貢献することを目指して漫画家団体の一元化が進められていた。そして、太平洋戦争が勃発すると、ルーズベルト、チャーチル、蒋介石を描く漫画が氾濫していく⁽²⁷⁾。「愚かな敵」の姿を描くことで、漫画界として国家に貢献しようと動き出したのである。国防漫画聯盟は、まさにこの流れを推進していた漫画家団体の1つであった。

この2つの理由から、ルーズベルトら3人の「敵」を描いた多くの「時事漫画」が『大通信』に掲載されることになったのである。つまり、『大通信』掲載の「時事漫画」とは、通信報国団と国防漫画聯盟が国家に貢献することを目指して作成されたものであり、両者の協力関係を具体的に示すものであった⁽²⁸⁾。

4 おわりに

以上、戦時下における漫画と国家との関係を考えるため、通信博物館発行の『通信の知識』と、通信省発行の『大通信』に掲載されていた漫画の分析を行ってきた。両誌は雑誌としての性質や発行の時期が異なるため、そこに掲載されていた漫画の趣旨も異なるものとなっていたが、どちらも通信省と漫画家との協力の結果として生み出された作品群であった。

通信省は、『通信の知識』では国民に通信事業を分かりやすく伝えるため、『大通信』では政府の機関として国家に貢献すべく、戦争の勝利は確定的なものであることを宣伝するため漫画を利用した。一方の漫画界のほうは、戦時下で出版物の発行が厳しくなるなかでこの貴重な機会を逃さないかのように、多くの漫画家が作品を掲載していた。

雑誌の性質、発行時期、漫画を掲載していた漫画家が異なるため、『通信の知識』に漫画を載せていた漫画家と、『大通信』に漫画を載せていた漫画家の国家への貢献意識を比較することはできない。しかし、どちらの漫画家もその意識は高かったものと思われる。

「時事漫画」を描いていた国防漫画聯盟のメンバーたちの国家貢献への意識が高かったことはいうまでもないだろう。『通信の知識』に漫画を描いていた漫画家までその意識が高かったと指摘するのは、彼らが戦時中の漫画界の中心にいた人物たちだからである。戦時中の漫画界

26 1942年度は目標額230億円、1943年度は目標額270億円といったように、大蔵省が中心となって展開されていた国民貯蓄奨励運動については、岡田和喜「戦時貯蓄奨励運動と貯蓄組合」（『経済集志』第60巻第4号、1991年1月）が詳細な分析を行っている。

27 前掲井上「戦時下の漫画」。

28 「時事漫画」の掲載が通信省側からの依頼なのか、国防漫画聯盟からの要望なのかは不明である。なお、『大通信』第106号には、漫画の投稿募集が掲載されている（「大通信の原稿を募る」）。その数号前あたりから『大通信』に「時事漫画」が掲載されなくなっていることと併せて考えると、1944年の後半頃には、通信報国団と国防漫画聯盟との協力関係は解消されていたのかもしれない。

は、漫画家それぞれが個々に活動しようとしたのではなく、一元化した組織を作ること、国家に協力していこうとする姿勢を示していった。その体制作りを担っていたのは、『通信の知識』に漫画を掲載していた著名な漫画家たちである。彼らが『通信の知識』に通信事業の紹介漫画を描くときに、国家への貢献という意識がなかったと考えるほうがむしろ不自然であろう。

国家機関の発行する雑誌に、漫画家が漫画を掲載する。それは国家の一方的な指示によるものでもなければ、漫画家たちからの一方的な要望でもない。双方の目指す方向が一致した結果といえる。多くの漫画が掲載されていた『通信の知識』と『大通信』は、戦時中の漫画家と国家との関係を象徴的に示しているのである。

【付記】 本稿は、科学研究費補助金基盤研究（B）「軍事郵便がもたらした体験の共有化と大衆化に関する研究」（課題番号23320144）による研究成果の一部である。

（ごとう やすゆき 専修大学大学院 文学研究科 歴史学専攻）

資料紹介

珍しい機構をもつ「ダガン押印機」

村山 隆拓

はじめに

年間50万通余でスタートした日本の郵便は、30年後の1901年（明治34）には8億通余を越すほどの発展を見た。当局も、年々増大する郵便需要に対処するため、自動押印機の試験的輸入や、国産機の開発を進めてきたが、実用化は大正になってからである。

すなわち、通信博物館の林里作の発明にかかる林式押印機が、1914年（大正3）に東京板橋局と川崎局で使用され、その後は、主に年賀葉書の押印用として、1935年（昭和10）頃まで全国各地で使われた。

今回は、前回の「足踏式押印機」につづいて、珍しい機構をもったフランス製「ダガン押印機」を紹介する。この押印機は、文献資料も乏しく、あまり知られていない押印機である。

1 「ダガン押印機」に関する文献資料

「ダガン押印機」は、Eugène Daguin（1849-88）が発明し、1884年からフランスの郵便局に配備された。1900年代には最新型の押印機にとって代われるが、1920年代に再び使用された。公式に使用停止になる1960年代までフランスの郵便局で使用され、フランス国内の幾つかの郵便局では1970年代まで使われていた⁽¹⁾。

『交通』275号所収の雑録「博覧会場内の通信機関」⁽²⁾に、「佛國郵便電信主管廳は千八百八十九年及其以前に於る萬國博覽會には人類の思想を種々なる方式に捩りて迅速に傳送する器具の標本を同會場内の特別館に蒐集せしが千八百九十九年の同會にては右出品陳列の特別館を設備せずして此等通信機關進歩の状況を首肯せしむる最良方法の業務を經營することを示せりと云ふ、今や我國に於て来年を以て大阪市に第五回内國博覽會開設の舉あり、私人としては既に通運館の設備あれども尚ほ通信機關の施設經營に關する計畫奈何余輩は左に佛國郵便電信電話報告書中より博覧會場内交通機關に關はる一節を抄録し参考に資する所あらんと欲するなり」とある。1903年に開催予定の第五回内國博覽會に通信機關の施設を出品する計画があったため、1889年と1899年のパリ万国博覽會に伝送器具を出品した、フランス郵便電信庁による電信電話報告書の一節を抄録したものである。

その中に、「第一は久敷き以前より使用し來り今日に於ても尚ほ各局に於て實用するものにして千八百八十九年の萬國博覽會の際郵便電信部中に出品せられたる「ダグキン」器械なり最も簡便にして且最も堅牢なる該器械は消印面を有する關節ある腕金物より成るものにして消印者自ら之を運轉す。」と「ダガン押印機」が紹介されている。

1 「Machine Daguin」http://fr.wikipedia.org/wiki/Machine_Daguin

2 雑録「博覧会場内の通信機関」（『交通』275号、交通学会、1902年）

「従前は全然手を以て押捺し来りたりしが器械を使用するときは迅速にして且印影判明なるの兩利益あるを以て現今は発着郵便物数の夥多なる大局に於ては一般に器械を使用す」とあり、「ダガン押印機」は1889年のパリ万国博覧会、1899年の同万博にも出品されたことから、フランスの大きな郵便局では主流の押印機であったことがわかる。また、迅速だけでなく、印影も手押印よりも鮮明であるという評価であった。

日本国内に「ダガン押印機」が伝わった経緯、さらに郵政資料館に伝わった経緯などについては、調査が進んでいない。

しかし、上記の「今や我國に於て来年を以て大阪市に第5回内國博覧會開設の舉あり私人としては既に通運館の設備あれども尚ほ通信機關の施設經營に關する計畫奈何余輩は左に佛國郵便電信電話報告書中より博覧會場内交通機關に關はる一節を抄録し参考に資する所あらんと欲するなり」から、第五回内国博覧会が開かれた際に輸入されたものと推察できる。よって、1902年～1903年に国内に伝わった可能性が高い。

この押印機の試用に関する記録は見つかっていないが、上記の理由から郵便業務で利用するというよりも、第五回内国博覧会に出品するために国内に持込んだものと推察できる。

② 「ダガン押印機」の機構について

郵政資料館所蔵の「ダガン押印機」を図1に示す。木の台(a)、押印部(b)、インク壺(c)、アーム(d)から構成される。これらの部品は別個に取外すことができ、ダガン押印機はこれらを組立てて使用するものであり、持ち運びのできる重量のため、状況に応じて様々な場所での押印作業が可能な押印機であった。

「ダガン押印機」は、木の台につけられた銘板(図2)から、仏国パリのA.E.MOLU &

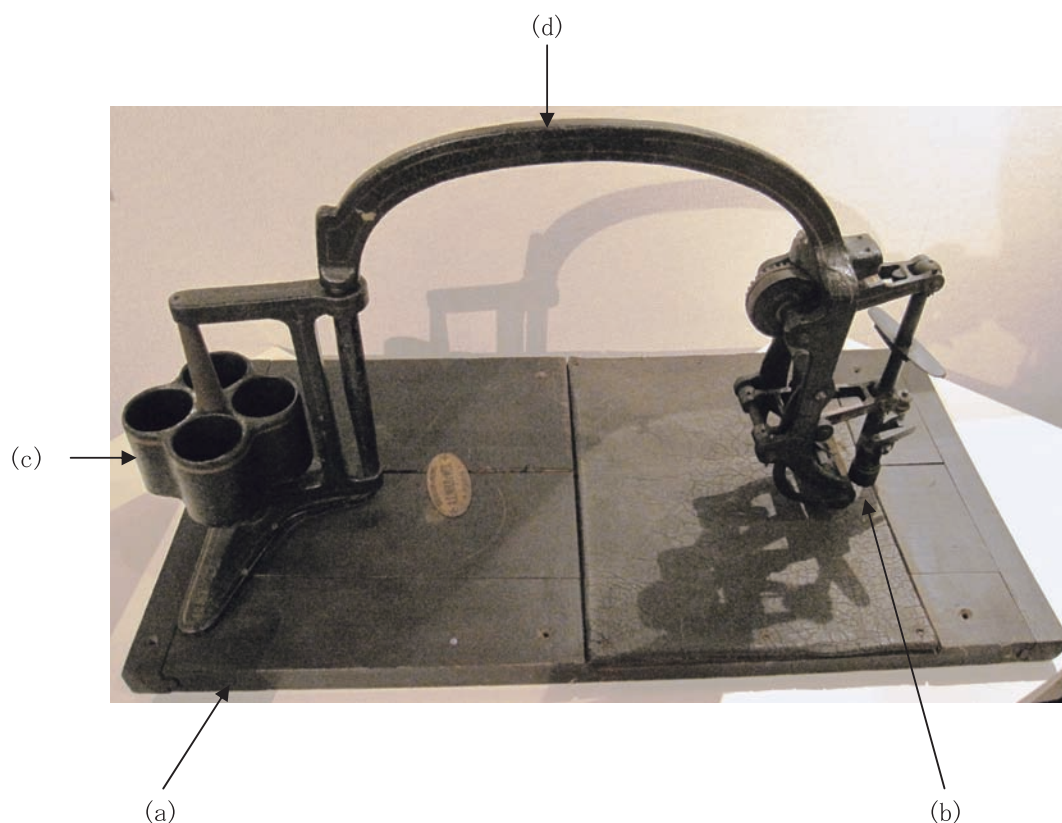


図1 ダガン押印機



図 2(a) ロゴ

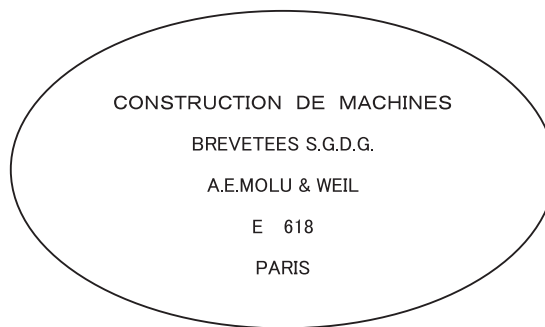


図 2 銘板



図 3 押印部



図 4 筒



図 5 日付印頭

WEIL社製の押印機とわかる。また、AMWを組合せた、同社のロゴ(図 2 (a))が見える。「E618」は号機を示すものと推察される。よって、郵政資料館所蔵の「ダガン押印機」は、手動押印機「A.E.MOLU & WEIL社製 E618号機」と推考できる。

木の台の押印作業部分には、ゴム板が敷かれていて、押印しやすいよう工夫がされている。また、自在に動く鉄製のアームがついている。

押印部(図 3)のバーを押すと、押印作業を行うことができる。また、押印部下方の日付印取付部にある筒(図 4)が、日付印を押印する瞬間に封筒が動かないように落下する仕組みである。上部に螺子状のつまみがあり、それを回すと内臓バネの強さを微調整でき、様々な厚みの郵便物に対応できるようになっている。これにより、常に鮮明な消印が押される。

また、日付印取付部に日付印頭(図 5)が装着されてはじめて、押印機構が作動するため、手紙に日付印が押印されない事態を避けることができる。

前記資料に「運用力は略相同じきが如し即ち十五分間に一千二百通の信書を消印するを得べし」とあり、ダガン押印機の押印能力は1分間に80枚程度であったことがわかる。

国内で最初に試用された「足踏式押印機」は1分間で100枚程度、「林式郵便葉書自動押印機」は1分間で300枚～700枚であり、熟練職員の押印能率は120～200枚であった⁽³⁾。

足踏式押印機が採用されなかった原因は押印能力の悪さであったが、ダガン押印機はそれ以上に押印能力が劣る。日本国内で実用化されなかった理由はこのような能力の低さであったと推測される。また、「[「ダグキン」式器械は、予め信書を整頓する補助者を配備し、消印係に交付するの煩あり]」の記述から、二人体制で消印作業を行うため、人件費が余計に掛かるという経済的なデメリットもあったこともわかる。

取付けられている日付印顆は楕形印にみえる。日付活字と時刻活字は外されているが、「東京」という局名が彫られていて、試用された可能性は高い。しかし、具体的な資料がないため確定はできない。

おわりに

足踏式押印機、ダガン押印機と明治期に国内に入ってきた外国製押印機2機種を調査し、この紀要で報告を行った。

この2機種や国内に持込まれたそれ以外の外国製押印機⁽⁴⁾が実用化されなかった理由は、期待していた押印能力が得られなかったためであった。それは、外国仕様のため、日本の縦型の封筒、葉書の押印には不向きで、効率が悪かったことによる。

そのため、その後、日本の郵便物に適した内国製押印機の開発が試みられた。この開発は、外国製押印機の長所を取り入れ短所を改良、改善するところからスタートしたと考えられるので、外国製押印機の導入は、失敗したとはいえ、内国製押印機の発展に大きく寄与したといえるのではないだろうか。

今後は、文献上に登場する押印機や初期内国製押印機の調査を進めていきたい。

付記

本誌第2号で報告した「足踏式押印機」について、新たな知見が得られたので追加報告したい。

① 押印ハブと印顆について

今回は押印ハブの上蓋を取外すところまで行っていたが、押印ハブの上蓋はビス止めになっており、取外し可能であることが確認できた。また、外蓋と内蓋の二重構造になっていることがわかった。内蓋を外すと押印ハブと印顆部分が分かれ、印顆を押印ハブにはめ込んで装着する構造であることが確認できた。

さらにその装着方法を解明するため、押印ハブ1に装着されていた印顆を取外してみた。取外された印顆と押印ハブ1の状態を、図6～図8に示す。印顆の裏(図7)を見ると長年押印ハブ1に装着されていたため、押印ハブ2の中央に見られる盛り上がった赤色の楕円形の硬質ゴム板の一部が印顆に付着していた。このことから、赤色の楕円形硬質ゴム板は、押印ハブに印顆を強固に装着するためのものと考えられる。

印顆(図6)には、国名「武蔵」と局名「東京」の文字が彫られていて、印顆を押印ハブ1(図8)に装着するには上からはめ込む方式になっている。試用は東京郵便局のみで、他局の

3 村山隆拓「現存するわが国最古の自動押印機「足踏式押印機」」(『郵政資料館 研究紀要 平成22年度 第2号』、郵政歴史文化研究会編、平成23年)

4 ノルウェー製押印機、ドイツ製押印機、「ビッケルデーク」式器械(導入検討)、アメリカ製押印機「コロンビア号」(導入検討・購入予定文書資料)等々



図6 取外した印顆（表）



図7 取外した印顆（裏）

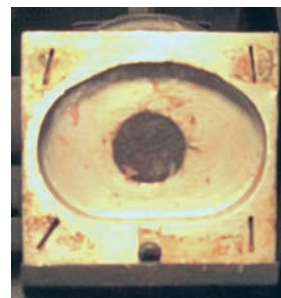


図8 押印ハブ1

印顆は作られなかったと考えられる。

また、推定したとおり、押印ハブ1には、押印ハブ2同様に四隅に1、2、3、4という番号が刻印されていた。

② 押印機への郵便物の差入れ向きについて

郵便物送出ローラー（図9）と印顆との距離は約13cmである。当時の日本の縦型の封筒や葉書を現在の押印機のように縦に挿入すると、うまく郵便物が繰出されず、切手や料額印面に日付印が正しく押印できないことがわかる。

足踏式押印機はドイツ製であり、ドイツ国内および欧米諸国の郵便物に日付印を押印するように作られている。現在でも同様だが、ドイツや欧米などの封筒や葉書は、日本と違って、横型が主流である。このことから、足踏式押印機は横型の封筒、葉書のみに対応する機械で、日本のような縦型の封筒、葉書に対応するようにはなっていないと考えられる。

東京郵便局での試用の際には、封筒や葉書を横にして挿入した可能性も考えられるが、装着されている印顆（図6）を見ると、縦型仕様に装着されているため、押印された消印は横になってしまい、切手や料額印面に日付印が正しく押印できなかったと推考できる。

押印ハブ2（図10）を見ると押印ハブは図11のように簡単に取外すことが可能であることがわかる。図10の印顆取付部を見ると360°回転し、印顆の向きを簡単に変えることができる。よって、縦型の封筒、葉書を横にして挿入した場合でも、切手や料額印面に日付印を正しく押印可能である。しかし、押印ハブ1に装着されている印顆の向きは縦型仕様のままで、この仕組みは東京郵便局での試用の際には理解されていなかったと推察できる。

③ 押印作業方法

郵政資料館所蔵の足踏式押印機は保存状態が大変よく、足踏ペダルを踏んで日付印を回転させる動力伝達部が稼動可能である。要するに、足踏ペダルを踏むと日付印が押印可能な状態にある。



図9 郵便物送出ローラー

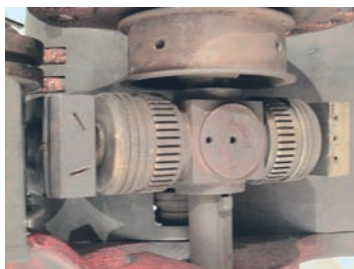


図10 押印ハブ2



図11 取外した押印ハブ2

立ったまま作業すると、足踏ペダルは歩くのと同じぐらいに上がり、片足で立つことになって、大変不安定であり、押印作業が不可能であることがわかった。よって、足踏式ミシン同様に、脚の長い椅子に腰掛けて作業したものと推考する。

(むらやま たかひろ 日本郵政株式会社 郵政資料館 学芸員)

資料紹介

郵政資料館所蔵 往来物目録（一）

田良島 哲

はじめに

小稿は、郵政資料館が所蔵する江戸時代以降の往来物コレクションの古典籍としての目録である。『郵政省郵政研究所附属資料館 図書資料目録（下）』（平成四年七月）にはHANの分類の下に、影写本を含めて四〇〇点の記載があるが、同一書に異なる所蔵番号を付している場合があるため、タイトル数はこれを若干下回る。今回は、このうち約一〇〇件の書誌及び歴史的伝来を示す情報を掲載した。

当館の前身である郵便博物館＝通信博物館が往来物の収集を始めたのは、創設後かなり早い時期であり、他の歴史的資料の収集と同様、当館コレクションの基礎を築いた樋畑雪湖（一八五八―一九四三）の発意になるものと考えられる。実際、今回調査した書籍の中に樋畑自身による寄贈が記されている本が含まれている。また多くの書籍には「郵便博物館図書」のラベルがあり、大正四年（一九一五）には目録が作成されているので、コレクションの主要部分の形成は郵便博物館時代の明治三十五年（一九〇二）から四十四年（一九一〇）にかけてであったものであろう。大正年間の通信博物館の展示目録によれば、すでに展示室内に一コーナーが設けられていた。

個別の往来物自体は、江戸時代広く普及していたもので、希少性があるわけではないが、本コレクションで興味深いのは、全国の郵便局を通じて

収集された経緯を物語る記述が認められることである。今回紹介した一〇〇件程度の中でも、北は青森県から、南は佐賀県までの伝来を示しており、往来物が文字どおり江戸時代の津々浦々で利用されていた事実を示す好適な史料となっている。

今回の往来物の調査は、二〇一〇年度と二〇一一年度の計四回、郵政歴史文化研究会の調査として実施したが、同時に郵政資料館のご理解の下、聖心女子大学の博物館実習の一環として同大学文学部四年の実習生が参加し、寸法・丁数などの調査を分担した。本目録はそれらの基礎データをもとに田良島の責任でまとめたものである。

凡例

*この目録には、名称・員数・成立年代・形状・寸法・丁数・題名・刊記・奥書・識語等の書誌的な項目及び伝来に関する情報を掲載した。

*名称は原則として内題を採り、内題が不明の場合はその他の題で適切なものを採用した。題が未詳の場合は調査者の付与した名称を「」で囲んで記した。

*文字は原文の記載に関わらず、現行通用の字体で示した。

*刊記・奥書等の改行は／で示したが、必ずしも原文の文字組を再現しているわけではない。

*表紙に「郵便博物館図書」と題するラベルを貼付しているものが多くあ

り、これらについてはその存在を注記した。
 * 展示の題箋として利用されたと思われるカード状の用紙が挟み込まれて
 いる場合があり、これは目録中で「展示用題箋」として、必要に応じそ
 の内容を注記した。

一 庭訓往来 一帖

安土桃山時代 慶長四年写

綴綴装 縦二四・〇×横七・五センチ 八〇丁

(外題) 庭訓往来

(内題) 庭訓往来

(奥書) 慶長四年三月十日写畢 朝鮮参奉竹溪鄭大福書

二 自遣往来 一冊

江戸時代 宝永五年刊

袋綴装 縦二六・〇×横一九・五センチ 二〇丁

(外題) 自遣往来

(内題) 自遣往来

(刊記) 宝永五戊子歲初春吉日／武江書林林鶴堂／大伝馬三町目 鱗形屋

孫兵衛刊

※表紙貼紙に「寄贈 埼玉県北葛飾郡杉戸町 海老原三良平」とあり。郵

便博物館図書ラベルあり。

三 十二月往来 一冊

江戸時代 正保四年刊

袋綴装 縦二七・七×一八・五センチ 一九丁

(内題) 十二月往来 菅丞相御製

(刊記) 正保二年十一月吉日刊

※表紙大破。

四 庭訓往来 一冊

江戸時代 正保五年刊

袋綴装 縦二六・七×一八・一センチ 四六丁

(外題) 庭訓往来 正保五年古板

(内題) 庭訓往来

(刊記) 正保五年戊子二月吉日野田弥兵衛開板

※展示用題箋あり。「出品者樋畑雪湖」

※見返しの裏打ちに文書の反故を使う。

五 農業往来 一冊

江戸時代 元治元年写

袋綴装 縦二八・〇×二〇・五センチ 三二丁

(外題) 元治元年農業往来 □□ (破損)

(内題) 農業往来

(奥書) 元治元年甲子五月 佐藤宗吉

※郵便博物館図書ラベルあり。

六 御家花鳥往来 一冊

江戸時代 元治元年刊

袋綴装 縦二六・一×一八・一センチ 二二丁

(外題) 〈御家〉花鳥往来 全

(見返題) 滴泉堂先生書／〈御家〉花鳥往来 全／東都書林 衆芳堂梓

(内題) 花鳥往来

(刊記) 元治元甲子陽復／東都書林／芝飯倉町五丁目 大和屋作次郎梓

※展示用題箋あり「出品者林理作寄贈」。郵便博物館図書ラベルあり。

七 庭訓往来 一冊

江戸時代 寛文三年刊

袋綴装 縦二七・五×一八・五センチ 五六丁

(外題) (欠)

(内題) 庭訓往来

(刊記) 寛文三年九月吉日

※見返しに「安次郎」の墨書、裏表紙に「寄贈 京都寺ノ内堀川郵便局長 奥村長蔵」の貼紙あり。郵便博物館図書ラベル、展示用題箋あり「出品者 堀川郵便局長」。

八一〇 女筆手本 三冊

江戸時代 元禄四年刊

袋綴装 縦二七・五×一八・八センチ、(上) 一六丁(中) 一二丁(下) 一四丁

(外題) (上) 女筆手本〈沢田の□□〉上 (中) (欠) (下) 女筆手本〈沢田のお吉(カ)〉下

(刊記) 此三冊洛陽住沢田氏以直筆令開板者也 元禄四辛未年孟春吉日／日本橋二丁目式部小路板木屋新助板／日本橋万町角本屋清四郎行

(印記) (朱方印)「肖水文庫」

一一 千字文 一冊

江戸時代 十八世紀(カ)刊

袋綴装 縦二七・五×一八・五センチ 一七丁

(外題) 千字文 後

(刊記) 京車屋町押小路下ル町 村井新兵衛開板

※表紙に郵便博物館図書ラベル、「和歌山県橋本局 土屋主馬」等の貼紙あり。展示用題箋あり「出品者 土屋主馬氏」。

一二 〔畿内名所尽し〕 一帖

江戸時代 享保五年写

折本装 縦三三・八×横七・二センチ 四二折 (題なし)

(奥書) 享保五年蠟月上旬

※郵便博物館図書ラベルあり。

一三一 一五 女万葉稽古草紙 三冊

江戸時代 享保十三年刊

袋綴装 縦二六・七×横一八・四センチ (上) 一七丁(中) 一八丁(下) 一八丁

(外題) (上) (欠) (中) 女万葉稽古草紙(下) 女万葉稽古さうし

(刊記) 享保十三年神無月吉辰／京都二条通富小路東入町 山口茂兵衛開板／江戸日本橋南二丁目 小川彦九郎本出

一六一 一九 庭訓往来諺解大成 四冊

江戸時代 十八世紀刊

袋綴装 縦二五・五×一八・三センチ (一) 三二丁(二) 三二丁(三) 二六丁(四) 二六丁

(外題) 庭訓往来諺解大成 (後補)

(内題) 庭訓往来諺解大成

各冊表紙に郵便博物館図書ラベル、貼紙「寄贈 埼玉県北葛飾郡杉戸町 ※海老原三良平」とあり。展示用題箋あり「出品者 海老原三良平氏」。

二〇 六々文章 一冊

江戸時代 寛延二年刊

袋綴装 縦三二・〇×横二二・〇センチ 四五丁

(外題) 六々文章

(内題) 御家末流 臨池堂／六々文章並詩歌／皇都書林明誠堂梓

(刊記) 寛延貳年巳年二月／寺町高辻上ル町 書林大和屋伊兵衛

(印記) (朱方印)「肖水文庫」

※裏見返しに「田中氏 梅川(花押)」とあり。

二一 かりの行かひ 一冊

江戸時代 享和二年刊

袋綴装 縦二六・六×横一八・七センチ 三八丁

(外題) かりの行かひ

(刊記) 享和二年首夏発行／書肆 皇都錦小路室町西城戸市右衛門 同新町通御池南林安五郎

(印記) (朱方印)「河合／田□」(朱方印)「森茂蔵□」(白文長方朱印)「□楚堂圖書記」

二二 年中時候往来 一冊

江戸時代 享和三年刊

袋綴装 縦一八・一×横一二・八センチ 一七丁

(外題) 〈泉花堂三蝶述／藤耕徳書〉年中時候往来 全

(内題) 年中時候往来

(刊記) 于時享和三年癸亥長月 泉花堂三蝶述／□耕徳書

(印記) (朱方印)「肖水文庫」

二三 古今銘物往来 一冊

江戸時代 享保十二年刊

袋綴装 縦二六・〇×横一八・五センチ 四二丁

(外題) 古今銘物往来

(内題) 古今銘物往来

(刊記) 右之一卷享保十二年丁未之曆盛夏上旬書綴之訖／有隣斎藤善吾(黒印形)「家正」／書林 大坂心斎橋筋順慶町柏原屋洪川清右衛門

(識語) (表紙見返し) 天保四年癸巳早春吉日 愛知郡山口村屋頭寫 稲垣氏 (裏表紙見返し) 寛延二己巳年満月三日印之

(印記) (朱方印)「(印文未詳)」

※展示用題箋あり「出品者 佐藤吾一氏」

二四 〔女用書簡文〕 一冊

江戸時代 十八世紀刊

袋綴装 縦一三・三×横一九・六センチ 五一丁

(外題) (欠)

(識語) 此本何方へ□□チタ(カ)方へ御もどし可被下候／宝暦九年閏七

月

二五 〔三学往来才智箋〕 一冊

江戸時代 明和元年写

袋綴装 縦一〇・八×横七・七センチ 七二丁

(外題) 三学往来才智箋(後補)

(刊記) 明和元年甲申初冬 浪花高麗橋一丁目 浅野弥兵衛／皇都新町三条上ル町 吉田善五郎板

※郵便博物館図書ラベルあり。

二六 寺子教訓書 一冊

江戸時代 明和九年刊

袋綴装 縦二四・二×横一六・五センチ 四丁

(外題) 寺子教訓書

(内題) 寺子教訓書

(刊記) 明和九辰年正秋中旬

※郵便博物館図書ラベルあり。

二七 庭訓往来 一冊

江戸時代 明和七年刊

袋綴装 縦二七・〇×一八・五センチ 五五丁

(外題) 〈真草□点〉庭訓往来 全

(見返題) 堂上家以秘本校正之／庭訓往来 全／撰陽書林 称觥堂 星文堂定栄堂合刻

(内題) 庭訓往来

(刊記) 明和七庚寅年春三月吉／浪華書肆 高麗橋一丁目 藤屋弥兵衛

順慶町五丁目 柏原屋清右衛門 心斎橋四丁目 吉文字屋市兵衛

二八 自遣往来 一冊

江戸時代 明和八年頃刊

袋綴装 縦二六・六×一七・八センチ

(外題) 長雄江戸往来

(内題) 自遣往来

(刊記) (なし)

(印記) (朱方印)「肖水文庫」

※巻末の「長尾先生手本物目録」に「明和八卯七月」とあり。

二九 女今川梅花文庫 一冊

江戸時代 安永五年刊

袋綴装 縦二五・一×横一七・九センチ 一五丁

(外題) (欠)

(内題) 女今川梅花文庫 完

(刊記) 安永五歳丙申春三月吉辰／江戸本問屋 原本 西村伝兵衛板馬喰町

二丁目南角 永寿堂 西村屋與八再板

※郵便博物館図書ラベル、表紙貼紙「埼玉県北葛飾郡杉戸町 海老原三良

平寄贈」あり。

三〇 萬代節用字林蔵 一冊

江戸時代刊

袋綴装 縦二六・〇×一九・五センチ 二二〇丁程度

(外題) (欠)

※大破

※大正四年四月二十九日付 青森県士族須藤伝一郎からの寄付願を挟み込む。郵便博物館図書ラベルあり。

三一 宝珠庭訓往来如意文庫 一冊

江戸時代 天明六年刊

袋綴装 縦二六・五×横一七・八センチ 六〇丁

(外題) 宝珠庭訓往来如意文庫

(内題) 庭訓往来

(刊記) 天明第六丙午孟春春上桜／御江戸常盤橋御門ヨリ本町筋北エ八町目通油町／書林 耕書堂 蔦屋重三郎蔵板

※郵便博物館図書ラベル、表紙貼紙「埼玉県北葛飾郡杉戸町 海老原三良平寄贈」あり。

三二 年中往来用文章 一冊

江戸時代 天明七年刊

袋綴装 縦一八・二×横一三・八センチ 一五丁

(外題) 〈頭書絵入〉年中往来用文章

(刊記) 天明七年丁未春三月吉旦 江戸本材木町一丁目 書林 春松軒西

宮新六蔵板

(印記) (朱方印)「肖水文庫」

三三 自遣往来 一冊

江戸時代 天明八年刊

袋綴装 縦二六・五センチ×横一八・〇センチ 一九丁

(外題) 江戸自遣往来(後補)

(内題) 自遣往来

(刊記) 天明八歳戊申冬十月良辰 東都書林 本材木町壱丁目 春松軒西

宮新六梓行

※展示用題箋あり「樋畑雪湖出品」。

三四 〈百瀬〉隅田川 一冊

江戸時代 天明八年刊カ

袋綴装 縦二七・三×横一八・〇センチ 二二丁

(外題) 〈百瀬〉隅田川

(刊記) 書肆 芝神明町 奥村喜兵衛

※本文奥書「天明八戊申如月 耕曉石橋邦昌」

三五 女庭訓御所文庫 一冊

江戸時代 寛政二年刊

袋綴装 縦二五・五×横一八・五センチ 九六丁

(外題) (欠) ※付箋に「女庭訓御所文庫」とあり。

(内題) 女庭訓御所文庫

(刊記) 寛政二年戌九月吉日 画図洛西下河辺拾水子／彫刻 石原半兵衛

／書林 京寺町通松原上ル町 菊屋七郎兵衛板

(印記) (黒内印) 「津軽／松前屋／三馬屋」

※展示用題箋あり「水越正義氏寄贈」。

三六 謹身往来 一冊

江戸時代 十八世紀刊カ

袋綴装 縦二六・五×横一八・〇センチ 三七丁

(外題) 謹身往来 全

(内題) 謹身往来

(刊記) なし

※展示用題箋あり「樋畑雪湖」。

三七 寺子読書千字文 一冊

江戸時代 寛政十一年刊

袋綴装 縦二二・五×横一五・五センチ 一八丁

(外題) 〈真草両読〉寺子読書千字文 全

(見返題) 寺子読書千字文

(内題) 寺子読書千字文

(刊記) 寛政十一年未正月再板 作者筆工 葛西水玉堂 彫工 丹羽庄兵衛

帝都 書林 五条橋詰 葛西市郎兵衛寿梓

※郵便博物館図書ラベルあり。貼紙「和歌山県伊都郡橋本町 土屋主馬寄

贈」あり。

三八 庭訓往来 一冊

江戸時代 寛政十二年刊

袋綴装 縦二二・三×横一六・三センチ 七八丁

(外題) (欠) ※後筆で「庭訓往来 全」の書込あり。

(内題) 庭訓往来

(刊記) 寛政七乙卯年 免許／同十二年庚申年正月刻成／大坂書林 奈良屋

長兵衛／京都書林 鈴木半兵衛 箸屋勘兵衛

三九 五節往来 一冊

江戸時代 文化二年刊

袋綴装 縦三二・〇×横二〇・〇センチ 二二丁

(外題) (欠) ※後筆で「法印永庵筆 五節往来」の貼題箋あり。

(本文奥書) 右五節往来者岩崎氏所持、予師法印永庵先生真筆無疑、可有

永久珍藏者也／文化二年乙巳四月 永庵門人 浅田幸啓(花押)

四〇 状文章 一冊

江戸時代 文化二年刊

袋綴装 縦二二・三×一六・〇センチ 三七丁

(外題) 状文章 全

(見返題) 状文章

(刊記) 文化二乙丑年三月吉日 浪華書林 心齋橋筋木挽中之町吉文字屋

鳥飼市左衛門／心齋橋博労町少南勝尾屋 小林六兵衛

四一 〈御家〉書状用文安永鑑 一冊

江戸時代 文化四年刊

袋綴装 縦二二・〇×一五・七センチ 四六丁

(外題) 〈御家〉書状用文安永鑑 全

(刊記) 文化四年丁卯三月／京今井喜兵衛／江戸 須原屋茂兵衛／同 柏原

屋金兵衛／大坂 柏原屋清右衛門

(印記) (朱方印) 「吾唯知足」(長方印) 「寄贈」

四二 〈改訂再板〉龍田詣 一冊

江戸時代 文化六年刊

袋綴装 縦一八・三×横一三・一センチ 一二丁

(外題) 〈改訂再板〉龍田詣 全

(内題) 龍田詣

(刊記) 文化六載己巳五月再板／書林御江戸本町筋通油町耕書堂 蔦屋重

三郎梓

※郵便博物館図書ラベルあり。

四三 〈筆道幼学〉龍田詣 倭文章 一冊

江戸時代 文化六年刊

袋綴装 縦一八・〇×一二・五センチ 九丁

(刊記) 江戸通油町翠橋上 鶴屋喜右衛門板

四四 万法古状揃 一冊

江戸時代 文化七年刊

袋綴装 縦二五・八×横一八・〇センチ 二九丁

(外題) (欠) ※(後補貼題箋)「万法古状揃 全」

(見返題) 万法古状揃

(刊記) 文化七庚午初夏四月吉日上梓再刻 江都 書林絵草紙問屋 永寿

堂 西村屋與八板

四五 五節往来 一冊

江戸時代 文化九年刊

袋綴装 縦三二・一×横一九・二センチ 二二丁

(外題) 五節往来 全

(本文奥書) ※三九に同じ。

(刊記) 文化九年壬申孟春／皇都書肆 野田嘉助 伏見屋半三郎

四六 商売往来 一冊

江戸時代 文化九年刊

袋綴装 縦一八・二×横一三・〇センチ 一一丁

(内題) 商売往来

(刊記) 文化九年壬申秋七月吉日 江戸本問屋 馬喰町二丁目 錦森堂 森屋

次兵衛板

※表紙欠。郵便博物館図書ラベルあり。

四七 〈新撰増補〉大全商売往来 一冊

江戸時代 文化十一年刊

袋綴装 縦二六・七×横一七・七センチ 三二丁

(外題) 〈新撰増補〉大全商売往来

(見返題) 〈新撰増補〉大全商売往来

(内題) 〈新撰増補〉大全商売往来

(刊記) 文化十一年甲戌正月／東都書林 浅草南馬道町 桑村半蔵 白銀町四

丁目 大和田為助

※表紙貼紙あり「新潟県高田郵便局長寄贈」

四八 万宝古状揃文鑑 一冊

江戸時代 嘉永四年刊

袋綴装 縦二五・一×横一七・三センチ 二八丁

(外題) 〈変点頭書〉万宝古状揃文鑑

(刊記) 文化十一甲戌年三月再刻／天保三壬辰九月再刻／嘉永四辛亥年五

月再刻／地本問屋 江戸馬喰町二丁目南側 錦森堂 大森屋□□□

四九 商売往来 一冊

江戸時代 文化十二年刊

袋綴装 縦二五・二×横一七・四センチ 一二丁

(外題) (欠、後補貼題箋)「文化新板」商売往来」

(見返題) 大國商売往来宝蔵

(内題) 商売往来

(刊記) 文化十二年乙亥五月新□／東都田□□／鶴屋□ (以下欠)
(印記) (黒内印) 印文未詳

五〇 童子諸礼牒方往来 一冊

江戸時代 文化十二年刊

袋綴装 縦一七・九×横一二・五センチ 一四丁

(外題) 〈頭書絵入〉童子諸礼牒方往来

(見返題) 童子諸礼牒方往来

(内題) 童子諸礼牒方往来

(刊記) 文化十二乙亥年発行 地本問屋 江戸馬喰町二丁目南側 錦森

堂 森屋治兵衛版

五一 書簡文通童子便 一冊

江戸時代 文化十三年刊

袋綴装 縦一八・〇×横一二・八センチ 一五丁

(外題) (欠)

(見返題) 書簡文通童子便

(刊記) 文化十三丙子歳十月吉日／地本問屋 馬喰町二丁目 森屋治兵衛
※郵便博物館図書ラベルあり。

五二 隅田川詣 一冊

江戸時代 文化十四年刊

袋綴装 縦一七・七×横一一・九センチ 一二丁

(外題) (欠)

(内題) 隅田川詣

(刊記) 文化十四年丁丑夏新刻／書林 江戸田所町 双鶴堂 鶴屋金助板

五三 〈御家〉年中女用文章 一冊

江戸時代 文化十四年刊

袋綴装 縦二五・二×横一七・八センチ 一八九丁

(外題) 〈御家〉年中女用文章 全

(見返題) 御家臨泉堂先生筆／年中女用文章

(刊記) 文化十四年丑十月吉日刻成／東都書肆 芝明神前 岡田屋嘉七
本石町十軒店 英大助 日本橋通四丁目 須原屋茂兵衛

(印記) (白文朱長方印) 「史楚堂カ／図書記」

五四 四民往来 一冊

江戸時代 文政元年刊

袋綴装 縦一八・〇×横一二・七 一四丁

(外題) (欠)

(見返題) 四民往来

(内題) 四民往来

(刊記) 寛政二年庚戌正月発販／大伝馬町 榎本吉兵衛板／文政元年戊寅
五月再板／江戸書林 人形町通り 双鶴堂 鶴屋金助蔵板

五五 女中庸 一冊

江戸時代 文政二年補刻

袋綴装 縦二五・〇×横一六・〇センチ 五七丁

(内題) 女中庸

(刊記) 文政二歳己卯九月補刻／大坂書林 心齋橋博労町 伊丹屋善兵衛

同北久宝寺町 河内屋源七郎板

※表紙欠損。郵便博物館図書ラベルあり。貼紙「陸奥国三厩村大字三厩二
テ使用、持主山田亀治 (ゴム印) 青森県東津軽郡三厩村 水越正義」

五六 百姓往来豊年蔵 二冊

江戸時代 文政三年刊

袋綴装 縦一八・〇×一二・五センチ 一五丁

(外題) 〈頭書調宝数条〉百姓往来豊年蔵

(見返題) 再訂百姓往来豊年蔵

(内題) 百姓往来

(刊記) 原板明和三年丙戌春発刊 再板寛政九年丁巳正月／此刻文政三年庚辰五月吉日／東都書肆 永寿堂 馬喰町式丁目 鱗形屋孫兵衛 西村屋與八板

※同一版三冊あり。郵便博物館図書ラベルあり。二二二に、(黒田印)「信州上田／田中／鎌原村」、及び展示用題箋「飯島保作氏寄贈」あり。

五七 公平往来 一冊

江戸時代 文政三年刊

袋綴装 縦一七・五×横一二・一センチ 一五丁

(外題) 〈世話字文章〉 金平往来

(内題) 公平往来

(刊記) 文政三庚辰歳陳月吉日梓行／江戸書肆 神田弁慶橋通松枝町 文寿堂 丸屋文右衛門

五八 風月往来 一冊

江戸時代 文政四年刊

袋綴装 縦一七・三×横一二・〇センチ 一四丁

(外題) (欠)

(見返題) 風月往来

(内題) 風月往来

(刊記) 于時文政四年辛巳夏六月再板／江戸馬喰町二丁目 森屋治兵衛

五九 風月往来 一冊

江戸時代 文政四年刊

袋綴装 縦一八・〇×横一二・一センチ 一四丁

(外題) 風月往来

(見返題) 風月往来

(内題) 風月往来

(刊記) 于時文政四年辛巳夏六月再板 地本問屋 江戸馬喰町二丁目 森屋

治兵衛板

※郵便博物館図書ラベルあり。展示用題箋あり「樋畑雪湖」。

六〇 童子早学問 一冊

江戸時代 文政四年刊

袋綴装 縦一七・八×横一二・九センチ 一二丁

(外題) 〈文政新刻〉 童子早学問

(見返題) 童子早学問

(内題) 童子早学問

(刊記) 文政四辛巳年発行／書林 江戸深川永代橋詰 伊藤與兵衛
※郵便博物館図書ラベルあり。(裏表紙墨書)「嘉賀丸」

六一 妙義詣 一冊

江戸時代 文政四年刊

袋綴装 縦一八・五×横一三・〇センチ 一八丁

(外題) (欠)

(内題) 妙義詣

(刊記) 文政四年辛巳仲秋求版／地本錦絵問屋 江戸よし町川岸おやぢ橋
角栄久堂 山本平吉板

※表紙ラベルに「樋畑」の小判印あり。

六二 消息往来 一冊

江戸時代 文政四年刊

袋綴装 縦一八・八×横一二・八センチ 五六丁

(外題) (欠)

(見返題) 〈文章法則〉 御家流消息往来

(内題) 消息往来

(刊記) 文政四年辛巳秋求版／東都通油町緑橋西 書肆 僊鶴堂 鶴屋喜右衛門

※表紙に「明治廿三年午八月吉日元(カ)之」の墨書あり。

六三 商売往来 一冊

江戸時代 文政五年写

仮綴 縦二七・二×二〇・五センチ 三二丁

(外題) 商売往来

(内題) 商売往来

※手習手本。落書多数あり。

六四 弓勢為朝往来 一冊

江戸時代 文政六年刊

袋綴装 縦二一・八×横一四・五センチ 十丁

(外題) 弓勢為朝往来 完

(見返題) 〈弓勢〉為朝往来

(内題) 弓勢為朝往来

(刊記) 文政六年癸未年／地本問屋江戸馬喰町二丁目 山口屋藤兵衛板

六五 〈御家〉諸用文通 一冊

江戸時代 文政六年刊

袋綴装 縦二五・九×横一八・〇センチ 四十二丁

(外題) (欠)

(見返題) 〈御家〉諸用文通 新板全

(刊記) 寛政六寅歳五月刻／文政六未歳正月四刻／御家御門葉橘正敬書

之(花押形)／東都書林日本橋通壱丁目 須原屋茂兵衛藏板

※(黒円印)「津軽／松前屋／三厩」あり。

六六 庭訓往来 一冊

江戸時代 文政七年刊

袋綴装 縦二五・〇×横一八・四センチ 六〇丁

(見返題) 〈文政新板〉庭訓往来

(内題) 庭訓往来

(刊記) 文政七年申八月 京都書林 三条麩屋町東江入吉野屋仁兵衛／室

町四条下ル鈴木半兵衛／蛸薬師高倉西江入山城屋佐兵衛
※展示用題箋あり「出品者 七浦郵便局長」「使用地 肥前国七浦」。

六七 諸国名物往来 一冊

江戸時代 文政七年刊

袋綴装 縦一七・六×横一三・〇センチ 一二丁

(表紙欠)

(内題) 諸国名物往来

(刊記) 文政七甲申秋九月吉辰／東都書林馬喰町二丁目角 西村屋與八板

※郵便博物館図書ラベルあり。貼紙あり「埼玉県北葛飾郡杉戸町 海老原三良平」。

六八 〈神功皇后〉三韓平治往来 一冊

江戸時代 文政八年刊

袋綴装 縦二一・五×横一四・九センチ 一二丁

(外題) (欠)

(見返題) 神功皇后三韓平治往来「文政乙酉春新版」

(内題) 〈神功皇后〉三韓平治往来

(刊記) 東都書舗馬喰町二丁目 錦耕堂山口屋藤兵衛板

※表紙ラベルに「樋畑」の小判印あり。

六九 御家商売往来並官名 一冊

江戸時代 文政八年刊

袋綴装 縦二六・九×横一八・一センチ 一九丁

(外題) 〈坂川〉商売往来並官名 全

(見返題) 〈御家〉商売往来並官名

(内題) 商売往来

(刊記) 東都書林芝明神前和泉屋吉兵衛

※郵便博物館図書ラベルあり。展示用題箋あり「使用地 信濃国更級郡青木島村」「出品者 宮下堯雄氏」

七〇 隅田川往来 一冊

江戸時代 文政九年刊

袋綴装 縦一八・三×横一二・七センチ 一二丁

(外題) (欠)

(見返題) 隅田川往来

(内題) 隅田川往来

(刊記) 文政九歳丙戌春新刻／書林松屋善兵衛板

(印記) (朱方印)「吾唯知足」

七一 〈訂正絵抄〉校本庭訓往来 一冊

江戸時代 文政十年刊

袋綴装 縦二六・五×横一八・〇センチ 六六丁

(外題) 〈訂正絵抄〉校本庭訓往来 全

(見返題) 〈訂正絵抄〉校本庭訓往来

(内題) 庭訓往来

(刊記) 文政十丁亥歳十一月発行 浪華書肆 心齋橋通博労町 河内屋茂

兵衛

(印記) (朱方印)「肖水文庫」

※明治時代の再版か。

七二 農業往来 一冊

江戸時代 文政十二年刊

袋綴装 縦二四・七×横一七・五センチ 二四丁

(外題) 〈手本〉農業往来 全

(内題) 農業往来

(刊記) 文政十二年己丑正月発兌 書林 京都烏丸魚棚下ル菊屋源兵衛(他

四名連記)

(識語) 明治五年壬申神無月十五日 中嶋吉郎次主之

※郵便博物館図書ラベルあり。展示用題箋に「佐賀県七浦郵便局長寄贈」とあり。

七三 消息往来詳註 一冊

江戸時代 天保二年刊

袋綴装 縦二五・五×横一七・八センチ 二三丁

(外題) 消息往来詳註 全

(内題) 大全消息往来詳註

(刊記) 天保二年辛卯初夏新刻 書林 江戸通油町 鶴屋喜右衛門 江戸

日本橋南壱丁目 須原屋茂兵衛板

※展示用題箋に「樋端雪湖出品」とあり。

七四 〈作事註文〉番匠往来 一冊

江戸時代 文政十二年刊

袋綴装 縦二五・五×横一七・八センチ 一七丁

(外題) 〈作事註文〉番匠往来 全

(見返題) 〈作事註文〉番匠往来 全

(内題) 番匠往来

(刊記) 文政十二丑年十月再板 江戸書林 須原屋茂兵衛／須原屋善五郎

／北嶋順四郎

七五 教訓往来 二冊

江戸時代 天保二年刊

袋綴装 縦一八・〇×横一二・五センチ (一) 一五丁 (二) 一四丁

(外題) (欠)

(内題) 教訓往来

(刊記) 天保二年辛卯二月吉日 地本問屋 錦森堂 東都馬喰町二丁目 森屋

治兵衛板

※同一書二冊。(一)(二)とも郵便博物館図書ラベルあり。(一)裏表紙

に墨書「前山村」あり。(二)裏表紙墨書あり。

七六 合書童子訓 一冊

江戸時代 天保七年刊

袋綴装 縦二二・〇×横一五・五センチ 五一丁
 (外題) 〈教訓絵抄／幼学重宝〉合書童子訓全
 (見返題) 天保七年内申歳新版合書童子訓 全
 (刊記) 文政八乙酉歳発兌 天保六乙未年再版 書房江戸須原屋源助(以下略。他名古屋・京・大阪の書肆六名を連記)
 ※表紙見返しに「酒井蔵書」、裏表紙に「元治二年乙丑正月吉日酒屋嘉左衛門」などの墨書がある。

七七 諸職往来 一冊
 江戸時代 天保八年写
 袋綴装 縦二五・八×横一八・六センチ 一六丁(表紙共)
 (外題) 諸職往来 角長之助
 (奥書カ) 天保八酉弥生

七八 江戸往来 一冊
 江戸時代 天保九年写
 袋綴装 縦二八・五×横一八・五センチ 六六丁(表紙共)
 (外題) 江戸往来 角鹿之丞
 (内題) 江戸往来
 (奥書) 于時天保九年亥九月上旬

七九 国つくし 一冊
 江戸時代 天保十三年写か
 袋綴装 縦二三・〇×横一五・五センチ 六丁
 (外題) 国つくし
 (識語) 天保十有三子晩春 三宅逸(カ) 翁
 ※「郵便博物館図書」ラベルあり。

八〇 名字往来 一冊
 江戸時代 天保十一年刊

袋綴装 縦一七・八×横一一・七センチ 八丁
 (外題) 〈頭紋尽／諸家〉名字往来
 (見返題) 新撰名字往来
 (内題) 名字往来
 (刊記) 天保十一年辛丑年正月吉辰新刻 書林甘泉堂 江戸芝神明前三寫町和泉屋市兵衛板
 郵便博物館図書ラベルあり。

八一 風月往来 一冊
 江戸時代 天保十二年写か
 袋綴装 縦二六・六×横一九・〇センチ 一八丁
 (外題) 風月往来 仙田屋鹿之丞
 (奥書) 天保十二丑初秋

八二・八八 庭訓往来 天・地 二冊
 江戸時代 天保十二年写か
 袋綴装 縦二八・三×二〇・〇センチ (天) 七六丁(地) 五三丁
 (外題) (天) 庭訓往来 天 仙田屋鹿之丞 (地) 庭訓往来 地
 (内題) (天) 庭訓往来 (地) (なし)
 (天・裏表紙墨書) 天保十二丑季冬
 (識語) (地・裏表紙) 元治二星宿丑如月日 角長之助蔵本

八三 雅俗要文 一冊
 江戸時代後期 一九世紀刊
 袋綴装 縦一七・五×横一一・七センチ 九二丁
 (外題) 雅俗要文
 (内題) 雅俗要文
 (刊記) 東山御用 御書物所 江戸下谷御成道 青雲堂英文蔵製
 (印記) (朱方印) 「吾唯知足」
 ※天保辛丑春日の序がある。

八四 錦繡商売往来大成 一冊

江戸時代 天保十三年刊

袋綴装 縦一七・五×一二・〇センチ 一三丁

(外題) 欠

(見返題) 錦繡商売往来大成

(内題) 商売往来

(刊記) 天保十三壬寅年再板／地本問屋 錦森堂 森屋治兵衛板

(識語) (裏表紙) 堀田嶋之丞領分 下総国千葉県荳田町 杉山安次郎求之

安政六未年正月吉日

八五 十二月のうた 一冊

江戸時代 天保十三年写か

袋綴装 縦三〇・〇×横二一・〇センチ 五丁

(外題) 十二月のうた 天保拾三年寅七月吉日 御館村 藤谷武右衛門 藤

谷悦藏

※郵便博物館図書ラベルあり。展示用題箋に「出品者 平戸郵便局」とあり。

八六 世話千字文 一冊

江戸時代 天保十四年刊

袋綴装 縦一七・八×横一二・三センチ 一二丁

(外題) (欠)

(内題) 世話千字文

(刊記) 天保十四卯年仲夏吉祥日 江戸神明前之嶋町 書肆甘泉堂 和泉屋

市兵衛梓

(印記) (朱方印)「吾唯知足」(黒円印)「三州／角丸／安城」。

八七 謹身往来宝蔵 一冊

江戸時代 天保十四年刊

袋綴装 縦二二・五×横一五・六センチ 三二丁

(外題) (欠、墨書で「謹身往来」と追記)

(見返題) 平仮名附 謹身往来宝蔵 全

(内題) 謹身往来

(刊記) 天保十四癸卯年再刻 東都書肆永寿堂蔵梓

(識語) 于時万延元庚申霜月求之 頸城郡角川村太田与止衛門所持

※表紙貼紙に「新潟県高田郵便局長寄贈」とあり。

八九 日本往来 一冊

江戸時代後期 十九世紀刊

袋綴装 縦二一・五×横一五・五センチ 九七丁

(外題) □本往来 御家□

(内題) 日本往来

(印記) (朱長方印)「計其」

※郵便博物館図書ラベルあり。展示用題箋に「使用地 豊後大分」「牧野雄氏寄贈」とあり。表紙墨書「文久元歳酉四月吉旦」。

九〇 〈首書読法〉庭訓往来具註抄 一冊

江戸時代 弘化三年刊

袋綴装 縦二五・八×横一八・〇センチ 八七丁

(外題) (後補) 庭訓往来具註抄

(見返題) 〈首書読法〉庭訓往来具註抄 全

(内題) 庭訓往来具註抄

(刊記) 天保五年甲午極月新板 弘化三年丙午三月再刻 書肆尾州名古屋本町七丁目 永楽屋東四郎(下略。京・大阪の書肆五名を連記)

(印記) (黒円印)「津軽／松前屋／三厩」

※表紙貼紙に「陸奥国三厩村大字三厩持主山田亀次 出品人青森県津軽郡五厩町水越正義」の墨書あり。「郵便博物館図書」のラベルあり。

九一 洛陽往来并文章 一冊

江戸時代 弘化三年刊

袋綴装 縦二六・五×横一八・〇センチ 二〇丁

(外題) 洛陽往来并文章
(見返題) 洛陽往来并文章
(刊記) 東都書林 山青堂梓

九二 問屋往来絵抄 一冊

江戸時代 弘化四年刊

袋綴装 縦一〇・八×横八・〇 四三丁

(外題) 傍訓問屋往来絵抄 全

(内題) 問屋往来

(刊記) 弘化四丁未三月 浪華書肆 心齋橋通小久郎町河内屋喜兵衛 同
南久太郎町河内屋又一郎

九三 新春帖書札文集 一冊

江戸時代後期 十九世紀刊

袋綴装 縦一八・〇×横二六・五センチ 三二丁

(外題) 新春帖書札文集

(刊記) 東都書林 芝明神前和泉屋吉兵衛

(印記) (白文朱長方印)「史楚力堂／圖書記」

九四 用文章 一冊

江戸時代後期 嘉永元年写

袋綴装 縦二七・四×横二〇・〇センチ 三五丁

(外題) 用文章

(識語) 嘉永元年孟夏月書 佐久郡高野町領右衛門弟三男 高見沢九作有

主

※郵便博物館図書ラベルあり。

九五 手習双紙 一冊

江戸時代 嘉永二年写

仮綴 縦三三・〇×横二五・〇センチ 二三丁 (表紙共)

(外題) 手習双紙 嘉永二年正月吉日
※子供の手習いを綴じたもの

九六 絵本庭訓往来 二冊

江戸時代 嘉永元年刊

袋綴装 縦二二・五×横一五・七センチ (一) 九一丁 (二) 三二丁

(外題) (一) 絵本庭訓往来全 (二) 絵本庭訓往来中編全

(内題) 庭訓往来

(刊記) (一) 江戸芝明神前三嶋町 和泉屋市兵衛 尾州名古屋本町通七丁目 永楽屋東四郎
(二) 書肆 尾州名古屋本町通七丁目 永楽屋東四郎 江戸日本橋本銀町

二丁目右出店

(印記) (一) (六角朱印)「紙文庫」

※(二) に展示用題箋あり「出品者 樋畑雪湖」。挿絵葛飾北斎。

九七 童子古状揃 一冊

江戸時代 嘉永三年刊

袋綴装 縦一一・八×横八・八センチ 一四六丁

(外題) (欠、後補で「寺子日用 童子古状揃 全」)

(見返題) (寺子日用) 童子古状揃 全

(刊記) 嘉永三秋大坂書林 近江屋善兵衛 秋田屋市兵衛

九八 風月往来 一冊

江戸時代 嘉永三年刊

袋綴装 縦二七・七×一五・八センチ 三〇丁

(外題) 風月往来 全

(見返題) 風月往来

(内題) 風月往来

(刊記) 嘉永三年初夏 青雲堂 英文蔵梓

※裏表紙見返しに「コノヌシマンキチ」とあり。

九 九 諸職往来 一冊

江戸時代 嘉永三年刊

袋綴装 縦一八・〇×横二一・〇センチ 一八丁

(外題) 〈新板増補〉諸職往来

(見返題) 〈新板増補〉諸職往来

(内題) 諸職往来

(刊記) 嘉永三年庚戌初夏吉辰再刻 東都書肆 芝明神前三島町 甘泉堂和泉屋市兵衛板

一〇〇 養蚕往来 一冊

江戸時代 嘉永三年刊

袋綴装 縦一七・五×横一一・五センチ 一二丁

(外題) 〈新撰〉養蚕往来 頭書養蚕図絵 全

(内題) 養蚕往来

(刊記) 嘉永三庚戌歳八月改正 東都通油町 藤岡屋慶次郎板

(印記) (朱印) (印文未詳)、(朱長方印)「文久童」

(たらしま さとし 東京国立博物館書跡・歴史室長)

資料紹介

郵政資料館所蔵「網代乗物修理仕様并代金覚」

杉山 正司

はじめに

郵政第五分科会では、毎月研究会を開催して、郵政資料館所蔵資料の整理を兼ねて調査を行っている。郵政資料館には、一般には明治以降の郵便関係資料が収蔵されていると見られているが、実のところ近世交通史研究をする我々にとつての研究対象の宝庫である。収蔵資料は、江戸幕府道中奉行所資料をはじめ、明治以前の交通史関係資料が多く残されている。

小稿では、整理・調査過程で見つかった「乗物」に関連した史料を紹介する。本史料は、「乗物」、一般的には「駕籠」^①と呼ばれるが、この「乗物」の修理に関する文書である。

「乗物」に関しては、これまで江戸東京博物館において特別展「珠玉の輿」が開催され、展示及び図録^②により武家の「女乗物」の概要が紹介されている。また同展に関わった研究者の論考^③や修理報告^④などがあるが、近世の武家用の「乗物」の修理仕様に関する史料や論考は、管見の限りその存在を知らない。

この史料は、「乗物」に関しての細部の名称や構造などが明らかであり、史料を掲出して紹介するとともに、本史料の「乗物」について若干の私見を述べてみたい。

一 「網代乗物修理仕様并代金覚」

郵政資料館では、資料名を「網代乗物修理仕様并代金覚」^⑤として登録され、同一番号で二通が収められている。収集段階で既に共にあったとみられ、資料館には同時に収蔵されている。小稿では二通の史料を便宜的に「史料1」「史料2」として紹介する。

さて、この史料1・2とも「覚」で始まり、「御召御網代乗物 御修復売上 忝挺」と共通の内容である。年欠ではあるものの「戌十月晦日」付けとなり、差出人も「乗物屋音五郎」となっており、同日同人の手で作成されたとみられる。ただし宛所は「上」となっており不詳であるが、同時に収集された経緯などから、乗物修復依頼者は同一者と推測され、出所は同一と推定される。

次に、各史料についてみていきたい。（なお、仕様や乗物各部の用語については筆者の推測もあるので誤りや誤読を御容赦いただくとともに、大方の御教示を賜りたい。）

【史料1】（句読点筆者、以下同じ）

覚

一 御召御網代乗物

御修復 売上

忝挺

但し、御仕用右同断、但し、御家根御腰廻り
御金物ハ、色付直し、山殊小鉢ニて打立、此外
右之通り御仕立仕

一 御家根御日除黒らせ板ニてまき、日除ニて

六方角四方金物中金物共々、六方打立、
装束御紐浅黄綿打ニし仕

一 御家根御腰まき、桐油青染色ニて仕

一 御内、引莫しんきニて仕

代金(印)拾六両也

右之通り、慥ニ請取(印)仕候、以上

右之通り、入念出来可奉相納候、以上

戌

十月晦日

乗物屋

音五郎(印)

上

史料1は、修理仕様は後段で記載されることを断わり、主要修理箇所を家(屋)根の周囲を中心に、金物の色付けを直し、山升小鉢で留めたというものである。山升小鉢の詳細は不明であるが、頭が山形に盛りあがった小鉢であろう。

修理の仕様については、屋根の日除けに黒のラシャに似た毛織物である羅背板を巻き、六方角、すなわち周囲と天地の角部分に金物をあてて補強した。装束紐は、窓に垂らす装飾の化粧紐であらうが浅黄色の綿を柔らかくした紐とした。屋根の腰巻き部分に防水性の高い青染色の桐油を施した。内部は、新規に莫塵を敷いたとある。

この修理は、屋根部分が中心となり、網代などの胴部分には手が及んで

いないが、金額は十六両である。

【史料2】

覚

一 御召御網代乗物

御修覆売上

壺挺

但し、御仕用仕、惣鉢下頃より丈夫ニ釘くさび
ニて直し、左右戸櫓ざん付替工合直し、
御家根御腰廻り、極上之黒花塗ニ仕、尤表

御網代あやすぎ組ニて極入念組立、丈夫ニ張立、
極上之きふ塗ニ仕、捍打黒花塗ニて山付、
小釘ニて打立仕、尤御家根腰廻りハ金物

にくるみ、色鉢金物惣鉢しんきニて御打立、
前後御紋前御このみノ通りニ仕、惣御金物

山鉢にくるみ、小鉢ニて打立、三方御窓はづれ、
二歩印籠棟朱塗ニて、御網糸紫たいはく

糸ニて網立、三方取廻し御縁り黒として
ニて三ツ刻ニて取廻し、装束中摩九利

紫真田ニて小摩九利、黒八幡草ニて御
張出し、御桐油青漆蠟引ニて御張出し、

金物水切金ニて仕、尤御すたれ角捍金物
にくるみ、志ろき金物ニて加ん可け針、金減

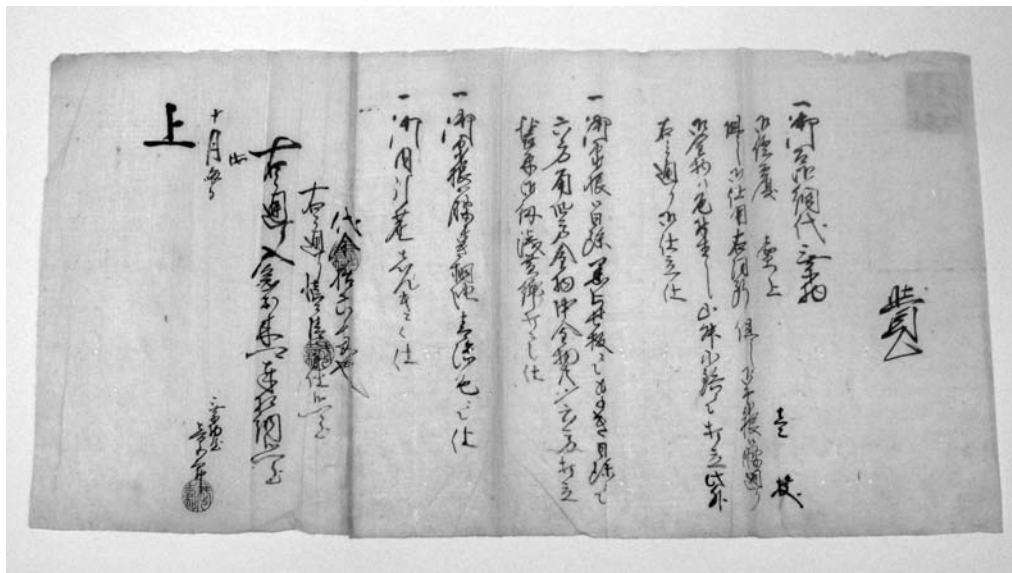
金ニて仕、御すだれよけ金物米塗ニて仕、
御内三方御障子紫紋紗ニてミまへ張立、

又三まへ美濃紙張御障子御津まみ草
紫草ニて丈夫ニ仕、左右より式じ黒天

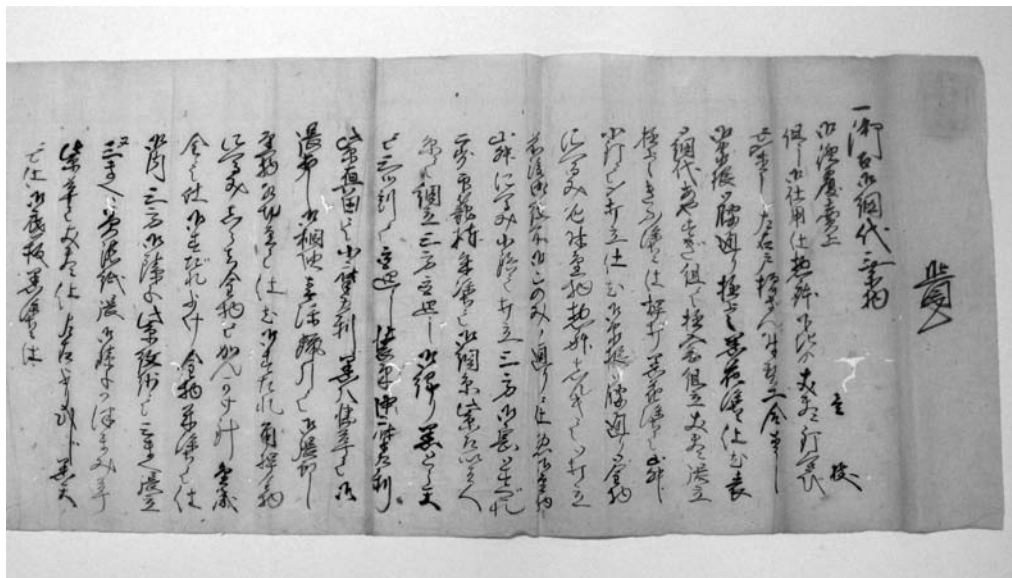
ニて仕、御底板黒塗ニ仕、

一 御家根長棒ぬノきせ、極上之黒花塗ニて

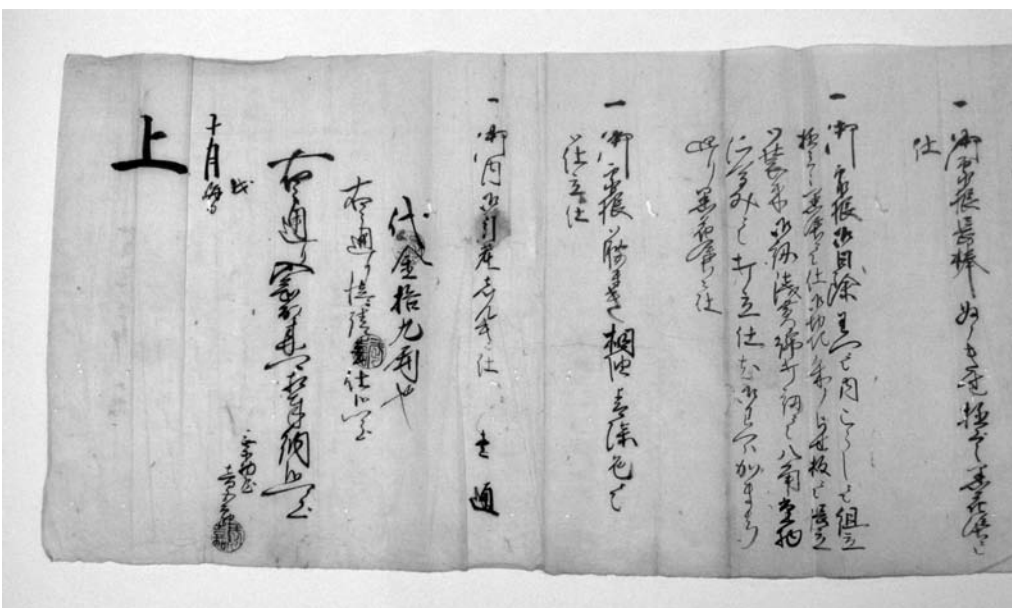
仕、



史料 1



史料 2-1



史料 2-2

一 御家根御日除黒にて内こらしにて組立、
極上之黒塗にて仕、御切地朱ノらせ板にて張立、
御装束御紋浅黄綿打初にて八角金物
にくるみにて打立仕、尤御黒ハかまち
廻り黒花塗二仕、

一 御家根御腰まき、桐油青染色にて
御仕立仕、

一 御内御引座志んき二仕、 壺通

代印金拾九兩也

右之通り、樋ニ請取印仕候、以上
右之通り、入念出来可相奉納候、以上

乗物屋

音五郎印

戊
十月晦日
上

史料2の「乗物」は、史料1と同一の網代乗物である。

内容を見ていくと、最初に乗物全体の下半分が緩んだために、釘や楔を打ち込んで締め直すと共に、引き戸の棧を取替て具合を直すことが記されている。次いで、史料1同様に、屋根の腰廻りに極上の光沢がある漆黒の黒花塗りを施す。網代についての仕様では、綾杉を組んで入念に仕上げて極上のきふ（生？）漆塗りして、捍打は黒漆塗りで山付け（盛り上げ？）て小釘を打って留める。

屋根の縁周りは金物をあてて補強し、色付けの金物は新規に作成して、本体の前後に取り付ける家紋は注文通りとして陽刻して小鋸で留めた。前方と左右の窓は外れるようにして、印籠棟を朱塗りとして窓枠にめぐらす網糸は紫色の糸を編んで、三方とも縁を黒とした。

「まくり」は書画などが未表装の状態をさすので、内部の装飾ではないかとも推測するが不明で、記述の流れから紫色の真田紐や黒八幡草（ユキノシタ科）などが張り出すことから引戸窓の装飾の可能性もある。御桐油青添蠟引は防水材で、金物も水切れの金具としている。窓の簾は角捍金物をあてて、白い金に金メッキし、簾を留める金物も朱塗りとした。内部三方の障子は、周囲に紫紋紗ヲ張立て、美濃紙を貼って、取っ手の紐は紫草を丈夫に編んで取り付けた。底板は、黒塗りとした。

屋根上の担ぎ棒には、下地に布を着せて極上の黒漆塗りを施した。後述するが、屋根の長棒は、江戸市中では許されない黒漆塗であることから、参観交代時の道中用であることが推測される。

屋根の日除けは、内側に意匠を凝らして極上の黒漆として、裂地は朱の羅背板を張り、御装束御紋（紋所）は浅黄色の綿打ちにしたものを八角の金物でくるんで取り付けた。外枠は、黒漆塗りとした。

屋根の腰巻きには、防水加工として青染色の桐油を施した。内部には、新規に莫塵を敷いたというもので、修理代金は、十九両である。

史料1の「乗物」より全般的な修理の感がある。担ぎ棒、屋根、日除け、引戸や窓、腰廻り、網代などで、底部以外は全て手が入っているように見え、前者とはわずか三両の違いと思えない修理仕様である。

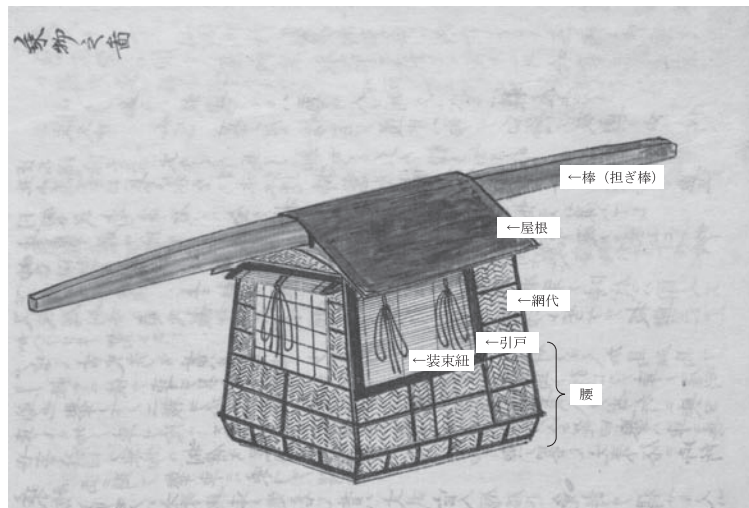
二 網代乗物

ここで改めて、史料の「網代乗物」について整理しておきたい。

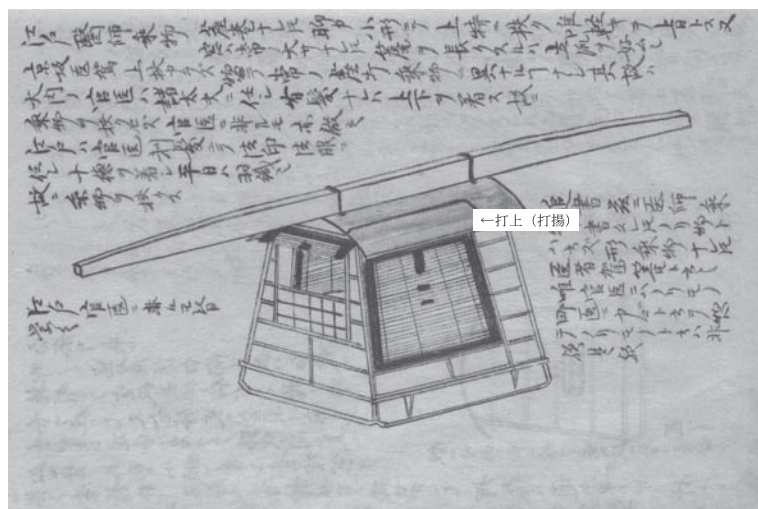
まず『和漢三才図会』には、車、輿、駕籠が乗用具として掲げられ、駕籠には籃輿（かこ）と乗物があるとしている。「籃輿而賤民常用之駕籠也」とあり、籃輿は庶民の乗用具であるとしている。

乗物は、「其周匝裏用備州莞筵令、武家僧医及婦女所乗用也、民俗不許乗之」とあり、その周囲は備州の筵で包まれ、武家・僧・医師・女性が乗るもので、庶民は乗ることが許されないという。

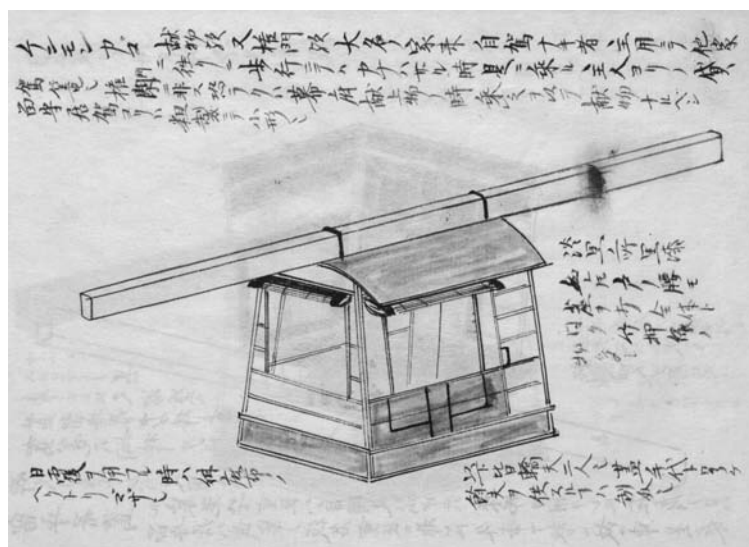
『守貞謄稿』（国立国会図書館蔵）に収載された「駕車」の項には、車・輿に次いで「乗物」が出ている。「乗物」の種別は、大別して乗物・輪王



『守貞謄稿』後集巻3-4、乗物之図（国立国会図書館蔵）



『守貞謄稿』後集巻3-4、江戸医師乗物（国立国会図書館蔵）



『守貞謄稿』後集巻3-4、権門駕籠（国立国会図書館蔵）
大名の家来が、他用に主人から貸し与えられた駕籠。『守貞謄稿』では、幕府献上物がある時に利用したのではないかとしている。



嶋田：河原に乗物が置かれている。土手近くは駕籠か。



金谷：人足にかつがれて渡河する乗物。



関：本陣玄関式台に白木の担ぎ棒の乗物が見える。



京師：画面左端に白木の担木棒の乗物が見える。

歌川広重画（保永堂版）「東海道五拾三次」
(郵政資料館蔵)

寺法親王所用乗物・江戸医師乗物・大坂市民葬式用乗物・女乗物の五種類である。二番目に挙げられた輪王寺法親王所用乗物は、「乗物」の前方部に膨らみを付けたもので、筆頭の「乗物」と同等に分類してよい。

さて、ここにあげられた乗物で、「網代乗物」と呼ばれるのは、第一の「乗物」に分類される。『和漢三才図会』、『守貞謾稿』ともに「乗物」は武家用であり、特に後者では網代仕上げであることが記されている。

次に『守貞謾稿』に記載された乗物の仕様をみていきたい。

「乗物、將軍家は溜塗、惣網代、棒黒塗」とあり、將軍家は溜塗りの惣網代仕上げ、担ぎ棒は黒塗りというものである。溜塗りは、朱漆などの下塗りの上に透漆で上塗りをしたもので、下の網代の地が透けて見える技法である。

公家や官僧も位階を問わず惣網代で棒黒漆であるが、溜塗りではなく朱漆を専らとし、黄漆も用いるという。

大名の乗物は、参観交代などの道中では惣網代、溜塗、棒黒漆を用いる

者もあるが、江戸では許されない。打上腰網代を最上として、腰網代、腰黒、蓆巻の序列がある。

打上腰網代乗物とは、屋根の庇が全部、あるいは一部が乗降しやすいように蝶番で上方に開放出来るようになっていて、引戸から下の腰部分の網代黒漆塗りとなっている。

腰網代乗物は、打上機能を持たない腰部分の網代黒漆塗り。

腰黒は、引戸から下の腰部分を黒漆塗り。

蓆巻は、周囲を蓆巻で巻いたもの。

さらに「武家在府用打上以下並二棒素ナリ」とあり、江戸市中では白木の担ぎ棒を用いることとされており、松平越中守のみ特に黒漆棒を使うことを許されたという。このため大名は、参観交代の道中において黒漆塗りの担ぎ棒を使用したという。ちなみに、歌川広重の「東海道五拾三次」には規定通りの白木の担ぎ棒の乗物が描かれている⁽⁶⁾。

三 網代乗物の乗用者規定

さて、この網代乗物について、『徳川実紀』⁽⁷⁾に次のような記事がある。安永三年十二月「廿九日令せられしは。万石以上轎制。打揚腰網代は。国持。溜詰。三家の諸流。越前家のみ用ひ来り。その外新たに用るはいふ迄もなし。たとひむかし用ひしも。中頃より絶たるは。向後用ゆべからず。はた打揚腰あじろに見まがふやうに造りなせる轎もちゆべからず。」とある。この「轎」は、駕籠・乗物をいい、この時に乗物に関する轎制が始まり、これを受けて網代乗物や打揚乗物が乗用できる大名について、次のような法令が出されている。

「天明御触書集成」⁽⁸⁾では、安永五年（一七七六）二月に打揚腰網代乗物二十人⁽⁹⁾、腰網代ではない打揚乗物九人、どちらか一方が打揚となっている腰網代乗物四人、打揚ではないが腰網代乗物一人の伊達遠江守家と規定されている。

「憲教類典」⁽¹⁰⁾にも、同年同月二十九日付けでほぼ同様の記載があるが、打揚腰網代乗物二十一人、腰網代ではない打揚乗物九人、どちらか一方が打揚となっている腰網代乗物四人、打揚ではないが腰網代乗物一人の伊達遠江守家となっている。

「諸家家格儀式書留」⁽¹¹⁾には、文政十一年（一八二八）以降、打揚腰網代乗物十九人、腰網代ではない打揚乗物十三人、どちらか一方が打揚となっている腰網代乗物三人、打揚ではないが腰網代乗物一人の伊達遠江守家とある。さらに規定以外であるが、古来から松平下総守も網代乗物を許されている。史料では「往古」とあり、安永時の史料には名前の記載がないことから、安永五年（一七七六）以後の許可であろう。

このいずれの記録からも、網代乗物が、大名には「腰網代乗物」に限定され、特定の大名とその世子に限られていることがわかる。ただ、「天明御触書集成」と「憲教類典」は、同年代資料だが大名数が異なり、また後の「諸家家格儀式書留」では、大名の異同がある。この三点の記載内容の異同を表にしたものを次頁に提出した。なお、史料の記載順は、便宜的に

見易いように配列を変えている。

この表から分かることは、「網代乗物」は、親藩、御連枝、松平賜姓の有力外様大名、大名ではないものの大名格とされた旧家に限られていることである。

家として認められることが通例なのであるが、世子は当主となる前提として認められているので除外しても、十八人の異同がある。時として一代限りで認められていることもあることがわかる。何故、一代限りの許可であるかは、諸家譜などからは判然としないが、將軍や幕府への貢献が多いということなのであろうか。

このように「網代乗物」の使用は、特権的なものであったことは押さえておきたい。

ところで、修理代金の十六両と十九両というのは安いのだろうか。高いのだろうか。

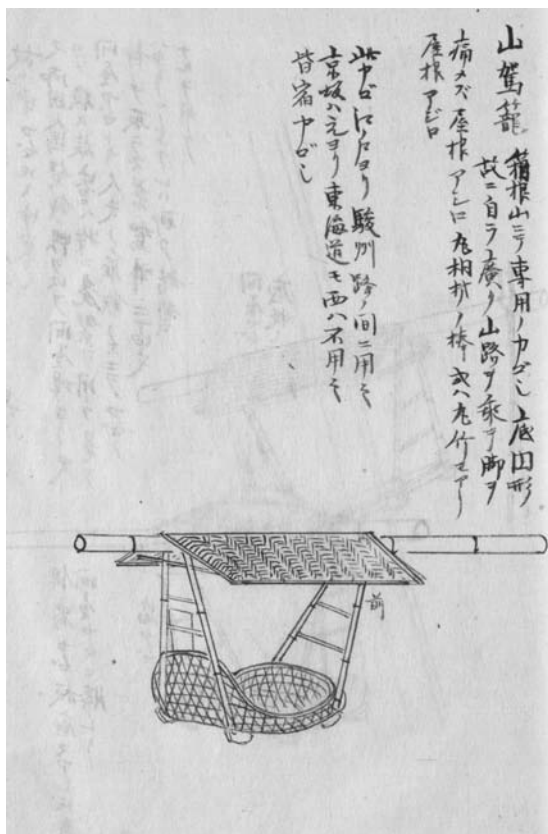
中山道関ヶ原宿の天保八年（一八三七）の「宿賄諸入用勘定帳」⁽¹²⁾に、「宿駕籠并桐油桃灯新調・直し手間代とも」として金五両二分二朱と銭三三八文とある。次いで天保十二年（一八四一）の「宿賄諸入用勘定帳」⁽¹³⁾でも、同じく「宿駕籠并桐油桃灯新調・直し手間代とも」として金九両二分二朱と銭四七三文とある。

宿駕籠は、竹と木で作られた簡素なものであり、桐油と提灯の新調と修理の手間代も含まれているので、史料1・2の上等な乗物とは単純に比較することは難しい。あえて比較するならば、この数字からみると、史料1の比較的軽易と思われる修理であっても、天保八年時には宿駕籠を三挺新調でき、史料2でも同十二年時には二挺が新調できる金額であったことになる。

余談ではあるが、修理と新調という差も考慮しなければならないものの、一人の人間が乗る同じ移道具として、その金額差を考えて現代に置き換えてみると、乗用車における最高級車あるいは欧米車と軽自動車以上の格差が想像されるのではないだろうか。

乗物種類		天明御臘書集成（安永5年2月）	憲教類典（安永5年2月29日）	諸家格儀式書留（文政11年以降）	藩	家	中	石	高（万石）
打揚腰網代之内 一方相用	打揚にて無之腰網代乗物相用	松平越前守	松平越前守	松平越前守	福井	越前松平家		32	
		松平出羽守	松平出羽守	松平出羽守	明石	越前松平家		6	
		松平掃部頭	松平掃部頭	松平出羽守	松江	越前松平家		18	
		松平彈正大弼	松平彈正大弼	尾張	尾張松平家	尾張松平家	勝長か	御連枝	3
		松平摂津守	松平摂津守	美濃高須	尾張高須	尾張松平家		3	
		松平左近將監	松平左近將監	紀伊	紀伊松平家	紀伊松平家	頼興か	御連枝	3
		松平左京大夫	松平左京大夫	伊予西条	高松	水戸松平家		2	
		松平讃岐守	松平讃岐守	常陸府中（石岡）	陸奥守山	水戸松平家		2	
		松平播磨守	松平播磨守	今治	上野吉井	鷹司松平家		3	
		松平大学頭	松平大学頭	松平大膳大夫	鳥取	池田家		32	
打揚腰網代乗物	松平豊松	松平豊松	松平大膳大夫	長州（萩）	池田家	毛利家		37	
	松平内蔵頭	松平内蔵頭	松平因幡守	岡山	池田家	池田家		32	
	松平安芸守	松平安芸守	松平安芸守	鹿兒島	島津家	島津家		43	
	松平薩摩守	松平薩摩守	松平修理大夫	鹿兒島	伊達家	伊達家		77	
	松平陸奥守	松平陸奥守	上杉彈正大弼	姫路	酒井雅樂頭家			15	
	松平雅樂頭	松平雅樂頭	津輕越中守	米沢	上杉家			15	
	上杉彈正大弼	上杉彈正大弼	松平肥前守	佐賀	鍋島家			36	
	津輕越中守	津輕越中守	松平大和守	川越	越前松平家			15	
		松平越後守	松平日向守	明石	越前松平家			6	
		松平千太郎	松平佐渡守	出雲鹿瀬	出雲鹿瀬	越前松平家		1	
腰網代にて無之打揚乗物	松平左兵衛佐	松平兵庫頭	松平大炊頭	庄内（鶴岡）	酒井左衛門尉家（忠徳）			14	
	松平兵庫頭	松平兵庫頭	松平大炊頭	徳島	蜂須賀家			26	
	松平大炊頭	松平大炊頭	松平淡路守（世子）	徳島	蜂須賀家			26	
	松平豊太郎	松平豊太郎	松平備後守	大聖寺	前田家			7	
	松平淡路守	松平淡路守	松平加賀守	金沢	南部家			100	
			南部大膳大夫	盛岡	山内家			10	
			松平土佐守	土佐	喜連川	喜連川家（10万石格）		0.5	
			喜連川左兵衛督	村岡	山名家（大名格）			0.67	
			山名親負	会津	松平家（保科）			28	
			松平肥後守	久留米	有馬家			21	
打揚腰網代之内 一方相用	有馬中務大輔	有馬中務大輔	有馬中務大輔	久留米	有馬家			21	
	有馬上総介	有馬上総介	有馬上総介	久留米	有馬家			21	
	佐竹石京大夫	佐竹石京大夫	佐竹石京大夫	伊達家	伊達家			20	
	伊達遠江守	伊達遠江守	松平下総守	宇和島	松平家			10	
				忍				10	
								20	
								20	
								20	
								20	
								20	

〔表〕 網代乗物等乗用者一覧



『守貞謄稿』後集巻3-4 山駕籠（国立国会図書館蔵）



『守貞謄稿』後集巻3-4 宿駕籠（国立国会図書館蔵）

むすび — 使用者は誰か？ —

ここまで網代乗物について整理したが、今回紹介した史料の網代乗物の使用者の身分が僅かではあるが推測できた。

史料1は、漆の色などが詳細ではなく、網代乗物であることは確かであるが、修理も簡略であることから仕様が詳らかではない。わずかな手掛かりとして屋根が黒色の羅背板であることから、將軍はもとより公家や官僧用の乗物ではない。大名であることが考えられる。

史料2は、塗りは黒花塗、すなわち黒漆塗であることから、史料1同様に將軍家や公家・官僧ではなく大名であることがわかる。前後に家紋を付し、簾のほかに三方に美濃紙の障子をつける。但し、打上か否かが記されていないので、具体的な大名家や家格等は残念ながら不明である。

ただ、打揚乗物の一つの大きな特徴であり、この部分は引戸以上に稼働率が高く、修理を必要とする個所であるにもかかわらず、史料1・史料2ともに仕様に記されていない。このことは、打揚乗物ではないと推測していいのではないだろうか。

そう考えると打揚ではない腰網代乗物が認められているのは、宇和島藩主の伊達遠江守ないし忍藩主の松平下総守の二家に限られてくる。松平下総守が、許可された「往古」が何時からなのか、また今回の史料の年代が明らかであれば進んだ特定が可能であるが、いずれも詳らかではないのが残念である。

いずれにせよ、資料の網代乗物の使用者は、伊達遠江守家か松平下総守家のいずれかである可能性は大きく、特に史料2は担ぎ棒が黒漆塗りであることから、参観交代時の道中用乗物であったと考えてよいであろう。

本稿は乗物修理に関する史料紹介を目的としたが、筆者の力不足から仕様の詳細にまで言及することができず、使用者の推定にとどまってしまった。今後、郵政資料館所蔵資料の調査の過程で、乗物に関する史料が発見されることを期待したい。

最後になりましたが、本稿を記すにあたって御教示をいただいた第五分

科会主査山本光正先生に、深甚なる御礼を申し上げます。

註

- (1) 樋畑雪湖『江戸時代の交通文化』(一九七四年 臨川書店再刊)では、「網代乗物」の存在は記しているものの、「乗物」を駕籠乗物と総称しており、「乗物」についての定義が曖昧である。また櫻井芳明『ものとの人間の文化史141 駕籠』(二〇〇七年 法政大学出版局)では、「乗物」は引戸のあるもの、「駕籠」は引戸のない簡素なもので、種類によっては外見や内部造作は紛らわしい場合もあるとしており、同書では「乗物」を「駕籠」として呼んでいる。日高慎吾『女乗物とその発生経緯と装飾性』(二〇〇八年 東海大学出版会)では、発生の起源が異なり、使用者と装飾性から分類すれば、支配者層が用いるのが「乗物」、被支配者層が用いるのが「駕籠」である。場合によっては、乗物の方が質素で、駕籠の方が良品の場合があるとしている。
 - (2) 江戸東京博物館開館十五周年記念特別展「珠玉の興―江戸と乗物―」二〇〇八年
 - (3) 日高慎吾『女乗物とその発生経緯と装飾性』二〇〇八年 東海大学出版会
 - (4) 室瀬和美「江戸東京博物館蔵 梨子地葵紋散松菱梅花唐草文様蒔絵女乗物の保存修復について」(東京都江戸東京博物館研究報告 第六号所収)二〇〇一年 江戸東京博物館
 - (5) 資料番号1991-361。
 - (6) 歌川広重画の保栄堂版「東海道五拾三次」では、小田原・嶋田・金谷・岡崎・関・京師に参勤交代道中の乗物が描かれている。絵からは網代かどうか判然としないが、塗り分けが無いので網代ではない可能性が高い。なお、担ぎ棒は規定の白木のようなものである。
 - (7) 『浚明院殿御実紀』卷三十 安永三年十二月廿九日条
 - (8) 『天明御触書集成』所収 一八一〇号 安永五年二月
 - (9) 本来「・家」とすべきであるが、一家で当主と世子あるいは先代が認められている家があるので、ここでは「・人」とした。
 - (10) 「憲教類典」二之大名の安永三年十二月七日条にもある(『古事類苑』器用部三十 駕籠所収)
 - (11) 東京都江戸東京博物館所蔵「諸家格儀式書留」(資料番号91211840)
 - (12) 『関ヶ原町史』史料編三 宿駅関係(一九七八年 関ヶ原町)所収 第五四号文書
 - (13) 同前 第五四ノ二号文書
- (すぎやま まさし 埼玉県立歴史と民俗の博物館 学芸主幹)

資料紹介

郵政資料館所蔵「二条・大坂御城内刻附定飛脚曆代記」

「駅通志料」を読む会

史料解題

前号・前々号に引き続き、郵政資料館が所蔵する「駅通志料」中の飛脚関係史料から、未公開史料を紹介する。本史料も、前号まで二回にわたって掲載した史料（「東海道宿毎応対日記 上下」と同じく、筆者は当時、飛脚問屋山田屋八左衛門の店預り人であったと思われる利右衛門である。利右衛門は安永二年（一七七三）に生まれ、十六歳で大坂屋茂兵衛の丁稚となった人物であり、本史料の末尾には「仲間惣代 利右衛門」と署名している。なお、「駅通志料」、利右衛門、およびここで示される定飛脚（江戸・京都・大坂の三都の飛脚問屋仲間）に関する概略については、前号の史料解題、前々号の前文などを参照されたい。

「東海道宿毎応対日記」と同じく、本史料についても郵政資料館には同名の二種の和装のテキストが存在している。その内一種は、「和第二百四十七号」の番号が記され、「駅通局庶務課編輯係章」という朱印が押してある付票と、「郵便博物館」の所蔵図書であることを示す付票が表紙に貼付されている。また、表紙に貼られた四角い題箋の左端に「第卅八帙入十二冊之内」とあり、縦長の外題題箋には「二条大坂御城内刻附定飛脚歴代記 十」と書かれている。このテキストの前表紙の裏には、駅通局図書番号「第二百七十四号」を示す朱印が、また、本文冒頭には「駅通局

図書章」の文字のある朱印が押されている。史料本文は「駅通局」の文字の入った罫紙に筆写したものである。いまひとつのテキストは駅通局による写本の原本と思われるもので、表紙には「郵便博物館」の所蔵図書の付票が貼付されている。そこで、今回も原稿作成に当たっては、後者を底本として適宜前者を参照した。

なお、本史料のタイトルであるが、駅通局において筆写したと思われるテキストでは、「歴代記」となっている。写本の原本と思われるテキストでは「曆代記」となっている。写本を採用することとしたい（前号での史料解題では、引用の際に「歴代記」としたので訂正したい）。また、どちらのテキストも、本文中の表題は「刻附」の文字が抜けているが、ここでは扉に記された表記を用いることにした。

本史料の解説と校正作業は、これまでと同様、「千葉古文書の会」の有志の内、隅田孝氏が中心となり、青柳整、尾出恒廣、小川昌造、亀井道生、城戸淳子、古川和市の各氏が、「駅通志料」を読む会」を組織して行った。作業を進めるに当たっては、物流博物館の玉井幹司が事務局を勤め、最終的な校正作業にも参加した。

原稿作成に際しては、これまでと同様、山本光正氏に懇篤なご指導を頂いた。記して御礼を申し上げたい。

以下、本史料について若干の解説を加えてみたい。

本史料の筆者、利右衛門の手になる史料としては、現在のところ、①「東

海道宿毎応対日記」のほか、児玉幸多編『近世交通史料集七 飛脚関係史料』(吉川弘文館、一九七四年)に所載の七点の史料②「定飛脚発端旧記」、③「定飛脚問屋願済一件」、④「仲間諸仕法取締願一件」、⑤「仲間心得之四ヶ条并板行摺願一件」、⑥「甲府之儀御尋幸国々縄張」、⑦「四度目再御願一件」、⑧「御番衆定飛脚監腸(濫觴)」、および同じく「駅通志料」中の未公刊の⑨「東海道取次所談書連印帳」が知られている。この内、成立年代が記載されているか、ほぼ推定できるものは、本史料のほかは①②⑦⑧⑨であり、いずれも下限は天保十年(一八三九)から十二年頃までの成立と考えられる(このうち、テキストの内容から成立年代を推定できるものは①⑦⑧⑨)。本史料はしたがって、利右衛門の著した史料の内、成立年代が明記されている二つの史料の一つであり⁽¹⁾、その成立時期は表題から天保十一年九月(序文には天保十一年孟秋とあり)であることがわかる。したがって、著者の利右衛門は満年令でいえば、この年六十七歳ということになる。

史料の内容は、表題にある通り、三都の飛脚問屋が請け負った二条・大坂城の番衆の荷(刻附状箇とよばれる)の輸送に関する事跡をまとめたもので、史料冒頭に記されている通り、具体的な経緯の説明に対し、後年の利右衛門の感想が朱書きで記されている。

史料に記された内容は主に二つの部分からなる。まず初めに、大坂城番衆の荷を月三度往返して運ぶことに始まった三度飛脚の濫觴について触れた後、江戸・京都・大坂の町飛脚問屋仲間の略史が述べられているのが前段といえる部分である。ここでは、天明二年(一七八二)の株仲間公認、享和二年(一八〇二)の京都における借会符の一件、文化年中に通日雇請負人六組仲間(江戸六組飛脚仲間)大芝組の近江屋十左衛門が、二条・大坂城番衆の輸送を一手に引き受けようとした企てなどが述べられている。後の二件は、本史料の記述の中心となる後段の大坂の飛脚問屋・江戸屋平右衛門の一件と同様、三都の飛脚問屋による番衆の荷の輸送請け負いが危機に瀕した事態を記録したものである。

本史料のテーマである大坂城・二条城の大番頭と配下の番衆の荷を運ぶ名目の輸送は、江戸・京都・大坂の町飛脚問屋仲間にとって「家業之元備」⁽²⁾

とされ、これとは別の他のさまざまな飛脚便においても主に各宿問屋場の馬を利用しながら運ぶ町飛脚にとっては、飛脚業の公的な意義を表す源泉ともなる重要な輸送であった。と同時に、この輸送は古くから馬三疋で行い、内、宰領が跨る乗掛馬に番衆の荷を積むほかは、一般の商貨を積むことが慣例となっていた。ちなみに本史料で「引荷」「引荷物」とあるのは、乗掛馬ではなく曳いていく馬の荷物であり、すなわち一般の商貨を運ぶ二疋の馬の荷をさす。この輸送に関しては、大坂城の場合、毎年八月の番衆の交替の際に東海道各宿に先触が出され、毎月三回の往返について、問屋場において馬三疋を御定賃銭で利用することが認められていた⁽³⁾。したがって、番衆の輸送に名を借りて一般商貨をも輸送できる点は飛脚問屋にとって有利な点があったが、反面、たとえ彼らの業体の発端から続く輸送業務といえども、この慣行がなければ番衆の荷のみを運ぶことは「諸雑費二不引合」⁽⁴⁾、経済的に成り立たない輸送であった。しかも、番衆の荷を装い一般商貨を運ぶことは、一歩間違えば家業の存続にも関わる重科に問われかねない危険性を孕んでいた。

ここで取り上げられている享和二年の借会符の一件も、京都において会符の不正使用が厳しく取り締まられた際に、この「引荷」の発覚を京都順番飛脚問屋仲間が恐れ、江戸仲間の相仕となることを拒否した事件であり、「引荷」が番衆によって黙認されている慣行であった点に、問題の本質があったといえる。しかし、この場合においても、番衆の輸送がとくに問題も起こさずに続行できた点が、利右衛門の強調したい点であった。

文化年中の近江屋十左衛門の一件は、六組飛脚である近江屋が、定飛脚の「元備」であるところの番衆の輸送を奪取しようとした点において、大きな問題となった事件であった⁽⁵⁾。この二つの事件はいずれも事なきに終わったが、本史料において次いで詳しく具体的な経緯が示される大坂の飛脚問屋・江戸屋平右衛門の一件とも深く関わりのある内容であり、序文や末尾にも述べられている通り、本史料自体が、この「家業の元備」の機微を後世に至るまで伝えていこうとする意図によったものである。

さて、後段において紙数を費やして述べられている江戸屋平右衛門に端を発した一件は、文政二年(一八一九)八月より、大坂城番衆の宿状輸送

を年番で勤めることとなった江戸屋が、番衆の「風義不案内」「度々不調法」のため、城内出入りを差し止められ、「召放」となったことに始まる。番衆側では江戸屋に替えて城内出入りの森井常七なる人物から宰領を雇い、「直立」の飛脚を江戸へ差し立てることとなり、このため番衆側および森井常七と、江戸屋の相仕を勤めていた江戸の飛脚問屋・大坂屋茂兵衛などとの間で緊張感に満ちた書簡のやり取りが交わされる。飛脚問屋にとって、近江屋十左衛門の際と同様、「家業の元備」を失いかねない危機であった。

本史料の筆者・利右衛門は当時四十歳代半ばであり、大坂屋の店を取り仕切る中心的人物であったと考えられる⁽⁶⁾。大坂屋茂兵衛名義の書簡は全て利右衛門の筆に基づいたものであり、江戸の飛脚問屋六軒仲間連印の書簡も、やはり同様のものとみてよいだろう。なお、本史料中、享和二年の借会符の一件において「大坂屋手代千蔵」とある者、および江戸屋平右衛門の一件で、森井常七の十一月五日付書簡に登場する利助は、いずれも利右衛門の改名以前の名前である⁽⁷⁾。

この事件の経緯の詳細は史料に明らかであるが、利右衛門の見立てによれば、結局のところ、この一件は番衆の輸送を年番制としたことに端を発した大坂の飛脚問屋仲間内での内紛であった。大坂の三度飛脚問屋仲間では、文政二年九月に「仲間仕法書」を定めており、その仕法書の第三番において、番衆の輸送を「馬出四軒屋」、すなわち津国屋十右衛門、天満屋弥左衛門、江戸屋平右衛門、尾張屋惣右衛門が毎年順番で交替して引き受けることと定めている⁽⁸⁾。仕法書制定直後にこの事件が起こったわけであるが、本史料の記述から考えると、おそらく大坂仲間では、この時期に初めて番衆の輸送を年番制に移行させようとしたものであろう。最終的には、「二三ヶ年以前迄」（八頁下段）長らく大坂城番衆の輸送を請け負っていた津国屋十右衛門が再びその任に就くこととなり、事件は収束するに至った。

ちなみに文政一年には、大坂仲間における仕法立てのための評議において、大坂の飛脚問屋が共同で運営していた早飛脚会所・柳屋⁽⁹⁾の延着が慢性化していることについて、津国屋組合の喜右衛門が難じたことから津

国屋抱え宰領と他の三軒の抱え宰領との間に紛議を生じ、津国屋と他の飛脚問屋九軒が対立して江戸参着を争う大騒動に発展、京都順番飛脚問屋仲間や、桑名・大津宿間の宿々惣代の大津・草津両宿問屋の仲裁の甲斐もなく、江戸仲間をも巻き込んで訴訟沙汰にまで拡大する事態となった経緯があった。この時、利右衛門は江戸仲間の年行事伏見屋と名乗って大坂に出向き仲裁を行い、文政二年八月一日よりようやく柳屋の早飛脚が大坂仲間合体立ってとなっている⁽¹⁰⁾。こうしたことから、江戸屋の一件に関しても、利右衛門はその背景について容易に推察し得たものと思われる。

本史料において、江戸屋の一件に関するやりとりの詳細を記録した利右衛門の主要な関心は、史料末尾に述べられている通り、先に述べた番衆の輸送における「引荷」の問題であった。この「引荷」が飛脚問屋側の勝手な慣習ではなく、番衆も認めた上での慣行であり、「引荷」を含めた形での番衆の輸送の重要性を示すことが、本史料執筆の動機であったといえる。しかし、「引荷」の問題は、利右衛門も記すように、番衆の側でも公然と主張することが憚られる微妙な側面を含んでいた。事実、本史料末尾にある通り、天保七年（一八三六）、天満屋が年番の際に差し立てた番衆の荷を運ぶ飛脚が、馬士により荷を解かれ町方より請け負った金子の内、一五〇両が奪われるという盗難事故に遭遇した際、京都町奉行所においてこの問題が顕在化した⁽¹¹⁾。利右衛門が本史料のような記録を後世に残したのも、この事件とその後の経緯がきっかけとなっていたことは史料に見る通りである。ここで利右衛門が使用する論理は、「御用飛脚江売買之荷物を加候訳ニハ無之、取交 御免之定飛脚江 御番方之御用向ヲ為持合候」⁽¹²⁾、すなわち、本史料冒頭に記されている如く、「御用達にあらず、御用便之飛脚を引請る町人たり」（六頁上段）、というものであった。

利右衛門がこのように「家業の元備」としての番衆の刻附状箇の輸送にこだわるのは、飛脚が自ら輸送手段をほとんど有さず、その輸送が宿駅制度を前提として成り立つ性格のものであったことと深く関わっている。本史料中、十月十九日付の大坂飛脚問屋三軒宛書簡に、「宮様方飛脚御用向引請度と申願人有之、或ハ荷物近來都而及延着、御察当之廉茂御座候折柄と申、外町人ニ而家業体ニ紛敷もの出来候而者相統体ニも拘り可申哉」

(十一頁上段・下段)と述べられているような事態、すなわち新規輸送業者の台頭、宿駅での人馬払底など、社会情勢の変化を前に、番衆の權威を借りた輸送を三都飛脚問屋仲間の業体の基本と位置付けなければ、飛脚業の独占の維持はかなわず、また、宿問屋での継立ての遅滞によって大きな支障が生じたのであった。しかし、「天下之 御威光を蒙らされは、片時茂業となす事能す」(六頁上段)・「都而私共家業体之儀、御番方之御息をはなれ候而ハ者、渡世難相成身柄ニ御座候」¹³⁾としつつ、その特権が暗黙の慣行に基づくかざるを得ないという点に、その脆弱さと宿駅制度下における輸送システム自体の限界をみないわけにはいかない。

本史料が書かれた二年後の天保十三年(一八四二)六月に、天保改革の株仲間停止に基づき、定飛脚問屋仲間は停止を命じられ、その後、嘉永五年(一八五二)に再興をみる。明治以降、あらたな交通政策の下、飛脚問屋仲間は大きな発展を遂げることになるが、その際、明治新政府が最も注目したのは合併した飛脚業者のもつネットワークと資力であったと思われる。津国屋をめぐるさまざまなトラブルをめぐり、「三ヶ処合体之家業柄」(十一頁上段)の仲間の結束を維持しようとする利右衛門の姿に、後の時代へとつながる確かな動向をみるができるかもしれない。しかしそれは、とりもなおさず、当時の社会情勢を背景とした輸送事情の逼迫が背後にあったためであろうとも推察できよう。

〔駅通志料〕を読む会 事務局 物流博物館・玉井幹司記

註

- (1) 江戸・京都・大坂の飛脚問屋仲間についての通史的な記述を行っている日本通運(株)『社史』(二九六二年)では、「御番衆定飛脚監腸(濫觴)」の成立年代について「天保十一年二月序」としているが(同書三六頁)、同史料には序文はないため、これは「定飛脚発端旧記」の序文の年代と取り違えたものと思われる。
- (2) 本史料序文ほか。
- (3) 以上の事実関係については、前号の解題を参照のこと。
- (4) 本史料七頁下段参照。以下、本史料の引用は、頁数と上段・下段の別のみ

を記す。

- (5) この一件に関しては、「甲府之儀御尋幸国々繩張」(児玉幸多編『近世交通史料集七 飛脚関係史料』、吉川弘文館、一九七四年、五五四～五五五頁)にも記載がある。本史料と同様、この史料にもこれを機に在番中の番衆の用向きは無賃となったとの記載がある。
- (6) 「甲府之儀御尋幸国々繩張」には、文化十四年(二八一七)十一月廿九日付の文書に、「年行事茂兵衛煩二付代千蔵」と見える(児玉幸多編前掲書、五五三頁)。千蔵は利右衛門に改名する以前の名前である。
- (7) (3)に同じ。
- (8) 「三度飛脚問屋仲間仕法帳」、児玉幸多編前掲書、四五三頁。
- (9) (3)に同じ。
- (10) 前掲日本通運(株)『社史』(八九頁)、「甲府之儀御尋幸国々繩張」(児玉幸多編前掲書、五五五～五五七頁)。
- (11) この件については、「御番衆定飛脚監腸(濫觴)」(児玉幸多編前掲書、五九四～六一〇頁)に詳細な記載がある。
- (12) 同右、六〇四頁。
- (13) 同右、六〇〇頁。

凡 例

資料の翻刻にあたっては、原文書に忠実に活字化することを原則としたが、通読の便を考慮して次のような処理をした。

- イ 異体字を含め漢字は原則として常用漢字を適用した。常用漢字にならないものは原文のままとした。
- ロ 明らかな誤字は本文中の()内に正字を示し、または右傍に(マ)としたが、判読しにくい誤字は□で示し右傍に(誤字)とした。脱字は本文中に() または(□□脱力)で示した。
- ハ 変体仮名は原則として現行の字体に改めた。ただし、助詞として用いられる江(へ)、茂(も)、与(と)、而(て)、者(は)、之(の)、

ハ(は)、ニ(に)、ニ而(にて)は残した。
 ホ合字(より、等)は普通字体に改めた。
 ヘ踊り字は、漢字は「々」、仮名は「ゝ」、「ゝ」、「く」とした。
 ト最小限の並列点(・)や読点(、)を付した。清濁は原本のままとした。
 チ貼紙、異筆、割註、添書等は「」で示し、()内にその旨を示した。
 リ闕字は一字あけ、平出は改行した。
 ヌ引用の書簡・証文等の前後に一行挿入した。
 ル編者の加えた注は()で示した。
 ヲ本文中にみられる朱書き部分については、開始位置に(朱書)として示し、朱書き部分の行全体を一段下げた。

(表題)

「天保十一庚子年九月十七日披露ス

二条・大坂 御城内刻附定飛脚曆代記

定飛脚問屋

仲 間」

席(序)文

蟹は甲に似せて穴をほるとかや、人もその如くなむめり、賤しき民家と申内にも、わけて本町三丁目新道岩附町家ぬしの蛆むしより人となりて、聖賢の教ハ更なり、六合・五典の交、素より知るへき筈なし、年たけて丁稚奉公として、飛脚家業の許に身を寄せ、計らす五十余年の雪霜を経たり、されとさせる功もなく、身の取締らざるはうち虫の性を得しものならん、世の中の塵芥ともいへば云へ、せめて人の皮を冠りたる此家業の元備・棟木ともおもふ二条・大坂 御城内御在番中往返せる定飛脚の監腸(濫觴)を再吟し、聞とり見とりの年曆、順立して後世の一助ともならん歟と、彼の蟹の穴を掘るのミ

天保十一庚子年孟秋

江戸本町三丁目新道岩付町
 元木津屋六左衛門召仕利助倅
 万町大坂屋二年來勤めし千歳
 年を経て
 定飛脚問屋代役之隠士

利右衛門
 六十八才
 謹而書之

附

墨書之本文ハ其年月之始末
朱書之訳文ハ年去りて之評論

二条・大坂御城内定飛脚曆代記

元和元年大坂 御城内豊臣家御武運傾き、終に落城に及び、天下一統東武

將軍様 御代万歳に納り、士農工商枕を高ふして各其業を営む、就中飛脚請負家業之儀者四民ならずして、四民の用弁をなす業となりぬ、此業唐土・我朝類例を慕ふたる業にあらず、全く

当 御代之御政事、諸街道ハ勿論、国々端々迄茂

御仁政の御行届あるを以、此業を産り、断(理)なるかな、御用筋之御書翰を始、金銀其外及なき大切之諸品を遠路の旅行独歩して其業を勤む、されハ天下之

御威光を蒙らされは、片時茂業となす事能す、

御用達にあらず、御用便之飛脚を引請る町人たり、其故ハ元和年中、

大坂 御陳(陣)御平均之後、御城 松平下総守忠吉公に給る、御

居城之刻、摂州西成郡天満河崎ニおゐて東照宮を鎮座し奉る、西国探

題之御要城たり、寛永十五年、西国肥州嶋原におゐて、切支丹宗門蜂

起御退治あり、其後大坂 御城御番城となる、是より

下総守様江播州姫路を賜る、姫路少将之御家系たり

大坂 御城 御番城となりて、年々 御番衆様御在城中御宿状往返之

定飛脚御手人又者御雇入飛脚被 仰付、尤東海道宿々問屋役人中江茂

夫々御仕法立之御取示ありて御定規・御取極之古例ハ毎月三斎宛往返

之積、馬数ハ三疋二限継立可申旨、道中日数八日、泊り付宿々駄賃帳、

刻限等之御仕法御例となりて御法式定る

(朱書)

此 御用定飛脚ハ御手人者勿論、其頃之飛脚屋或ハ日雇請負人之頭より御雇入ニ而茂 御城内御小家より御差立ニ相成、勿論御荷物宰領之旅行出立者御月番御組頭御紋付之法被・帶刀たるべし、是を社

御城内御用之定飛脚とも申べけれ

寛永十六年以来、右定飛脚之定例道中筋継立乗均し、寛文年中之頃迄凡式十余ヶ年之間ハ、たとへ飛脚屋之抱才領たり共、御番衆之法被・帶刀して往返せしもの也、然ル処別段 御番衆之 御用物限往返定飛脚御差立ありてハ、恐なから年分御失却(脚)多分相懸り、御勝手許ニ拘り、折柄町飛脚幸便請負家業之仲間、江戸同業、夫より誰となく為打合、組合業体日増手堅く為申合、双方より願立、或ハ 御番方御役人衆中より茂御召出シありて、右年限之内諸向之手筈取極りたる事たり

寛文四年辰ノ八月、大坂大 御番御頭松平豊前守様・岡部丹波守様并御百騎方御組頭様方 御拾式組ハ勿論、京・大坂・江戸飛脚家業之者双方蝶(喋)シ合、熟談なりて

御番衆様方之古例を以、町飛脚江引請被 仰付由縁たり、則當時古例之形を守引請 御用相勤来る

(朱書)

此引請御証文、古例を守、年々 御交代之度毎引請、年番并其土地仲間加判御請負証文左之通、尤此以来御法被・帶刀不為致、町飛脚問屋抱宰領誰と名乗往来、町人体之旅行たり

一 年曆押移り、追々江府

御膝元農工商之町人数万ニ相成、御町数者勿論、数千町之諸人、京・

大坂を始、奥州・西国・北国之端々迄茂国用交易之弁理家業となりて、

往返之諸荷物仲間江引請相増、折柄東海道を始、いつよりとなふ稼馬

相減(減)し、勿論右刻限付継送り、御城内御番衆御用向為持合た

る分ハ年々 御往来之度毎 御声懸り有之事故、遲滞なしといへとも、

惣体之定飛脚荷物自全(然)と宿々継送り相滞、業体成かたく、依之

安永二巳年中、京・大坂・江戸同業為申合、江戸仲間九人江引請、道

中 御奉行安藤弾正少輔様・大屋遠江守様御勤役中、街道筋馬継遲滞

不致様 御触并定飛脚問屋名目道中往来之目印・懸ケ看板、其外永代

冥加上納仕度次第、古来より両地 御城内御用向を始、諸向上一体

之弁理を達シ候家業体之段申立、御慈悲を以 御威光を願ふ

(朱書)

此御糺中三ヶ処仲間之儀者寛永年中より誰よりとなく為申合、夫々組合家業となりたる因縁、且又京・大坂 御城内 御番城となりて、三度飛脚之惣名を産出し、御用・私用之無差別、日限便を以差立方仕分ケ貴賤高下之飛脚用二不拘、一箇二取纏め飛脚差立る故を以、家業ともなり、諸向之用向を取交差立る故を以、世上利勘二茂相当り、弁理得失之訳柄、恐ながら 御賢慮ありし歟、右願十ヶ年を経て、諸向 御糺之上御免許となる

一 天明二寅年十一月、道中 御奉行御跡役 「御勘定御奉行(右添書)」桑原伊予守様於御役所、「大御目附(右添書)」大屋遠江守様御列座二而願之通被為 仰渡候

北町 御奉行 曲測甲斐守様 仲間願之筋町々差障り無、通日雇請南町 御奉行 牧野大隅守様 負人其外御取調ある

江戸町年寄奈良屋市右衛門殿懸り二而、看板其外町中心得方御取示ある

右願済之御請書控、道中筋 御触之写別冊旧記二あり、略す

一 天明四辰年中、尚又再 御触を願ふ、定飛脚荷物之儀、町人共売買之荷物二不限 御用筋之御書翰も入、早便・並便請負之廉も有之、及遲着候而ハ諸向之差支二相成る間、無等閑繼立候様再 御触有之

(朱書)

此御請書、再御触之写別紙旧記二あり、御用売買用無仕訳証書たり

一 天明年中より寛政年中之頃、諸街道宿々馬扨底之由を以、諸往来人馬繼立差滞る故を以、家業体之ものに限らず、諸町人交易之荷物、おもし 御家々之御称号を唱、貸借会府(符) 荷物流行す、於京都町御奉行松下信濃守様御懸り二而 御取調あり、享和年中右懸り合之もの共、おもし 御仕置被 仰付たり

(朱書)

此時 御用所と唱取扱候仕出シ許ハ勿論、荷主之者一同家財闕処、当人重追放被 仰付、京地仲間不殘懸り合ありて、御咎メ手錠五十

日被 仰付、彼地町人恐入慎中、旁二条 御城内御用向為持合候定飛脚差立方引請人無之、以来江戸仲間相仕二不成旨一同より断書到来す

一 于時享和二戌年之春なりき、京地借会府(符) 一件之取沙汰、江戸仲間内二而茂懸り合たるものありて頗る恐怖の思ひあり、然る処江古来より二条 御城内御用向刻付定飛脚 御城内御用向限り差立候引請二而者諸雜費二不引合、依而以来御断申上呉候様との事尤なから、今更 御番方江双方御免之御断被申立間敷、併前以可申上迎、此年来ル四月より二条 御番御組頭八軒様江京地始末可申立迎、嶋屋手代助八・年行司大坂屋手代千藏兩人を以申立る、然ル処 御組頭筆頭本処御竹藏前植村庄右衛門様江被召、御尋二付、京地借会府(符) 一件之始末申上候処、以之外御立腹ありて、当時借会府(符) 一件之仕置有之迎、我々共 在番中之用向ニおゐて町奉行より可差留謂なし、旧来宿場へ毎月三齋、馬三疋之用意馬申付有之、今更之事にあらず、依而京地飛脚屋共江申遣し、不苦間、是迄之通引請相勤候様可申遣、以来共馬三疋限迄之荷物差立る二付町奉行より咎あらハ、此方共より申披可致遣旨手丈夫ニ申遣候様被仰聞、其旨京地飛脚屋共江可申遣旨被 仰渡候、依之早速越孫江向申遣候処、再答申越候者、たとへ 御番衆様より厚き蒙 御懇命候とも土地之 御奉行御制禁有之候得ハ、身上向身分之浮沈二者換がたく、幾重二茂 御免願呉候様申来る、当地仲間評義、京地ニ相仕無之而者江戸表仲間 御用請難相成、然ル迎旧来定飛脚之元備を失ひ候事不本意之至、此上者京地江当処仲間中之出張店を補理、往返引請可申二決し、尚又助八・千藏、本処 植村庄右衛門様江罷出、右之趣申上候処、委細御聞請有之、出張店差出候而茂 番衆之用向相達可申との申条、当地仲間共存念寄(奇) 特之至り、乍去不容易大行之儀二付、相役中江申談、追而沙汰可致旨被 仰聞引取けり、其後尚又被 招呼、其方共申立之趣、相役中遂評儀候之処、彼是発足日限茂近寄、御用多二付、二条入城之上、彼地始末取調可取極、左様相心得出張店之義見合可申旨被 仰渡候

(朱書)

此段 御入城之上、京地順番被 召呼、如何御利解有之候事哉、町御奉行江御内達有之しや、御咎メ中たりといへとも、先例之通請負諸品取交式駄乗下二而差立来り、何之 御沙汰なし、令引請無事ニ相勤けり

一 文化 年中之事なりき、通日雇請負人六組仲間大芝組之内芝西ノ久保片町ニ住居せし近江屋重左衛門と申者あり、頗る御武家江之勤向功者にして、其頃大 御番頭御筆頭鮫ヶ端(橋) 永井大和守様公用人衆江取入、御殿様御聞請ありて、既ニ西ノ御丸於御結(詰) 処 御相組御番頭方江追々御内談有之候次第、二条・大坂 御城内 御番方御十二組御組衆不残一手ニ近江屋十(重) 左衛門江被 仰付、尤往返之才領帶刀・御法被拝借着用、全ノ御用定飛脚右十(重) 左衛門奉引請、然ふして御奉公筋何 御用ニ而茂相勤可申旨之願御取用ひありて、二条・大坂 御在番之四頭様江御懸合となる

(朱書)

此段近來定飛脚問屋共身分増長して、都而下代共ニ為任置、自分者榮耀榮花にして家業之元備たる 御番方を僥略ニ取扱ひ、公用方迄茂自身不勤、御厚恩之御謝礼を茂不敬ニ取計ひ、其外諸事手前勝手増長せし始末、纔(讒) 訴長々と認て、私へ一手ニ被 仰付被下置候ハ、何御用ニ而茂無御辭退可奉相勤旨味く認願上たり

此儀尤之願之趣ニ御聞取あり、大坂天満屋より内意申来り、夫迄ハ銘々御出入御屋敷より御沙汰なし、勿論定飛脚問屋之生肝を引抜んとの底工なれば、能々秘したりと見得たり、扨仲間一同大騒となりて、銘々御出入之御屋敷江駈付、公用方并書役夫々之縁を以祈通シ之外仕事なし、既 御状箇無賃ニ而以來可奉相勤旨銘々御出入屋敷江願書を捧る

(朱書)

此時左内町和泉屋御出入、大 御番頭二老 丹羽式部少輔様公用方御役人衆、殊之外御懇命ありて、御殿様乍恐御廉直なる 御氣質に在せられたる故を以、此一件取防きけり、尤ハ先代 安譽案然居士自身仲間の為誠心を尽し骨折れけり、依而無事ニ鎮る

右体 御番衆定飛脚之儀ニ付、先祖丹誠を尽されたる次第ハ、定飛脚

問屋之元備と申、刻付便之弁理を末代迄茂^{マユ}瀉し申度志願成べし、然るに当代ニ至り無左とやめると申ハふがひなき事ならずやト云々

一 文政二卯年八月より、大坂 御番百騎方御宿状刻付定飛脚引請年番大坂江戸屋・江戸大坂屋為打合、願済之上引請相勤けり、然ル処彼地二三ヶ年以前迄津の国屋ニ而引続相勤来りける処、仲間為申合ニ而無抛手放被申候遺念有ける歟、又ハ 御組頭様格別之御懇命有之而之詛欺しらす、江戸屋之勤方兎角御賢慮ニ不相叶、殊ニ初便 御状箇より延着之申訳ケ不都合之申立、其外聊之儀ニ而茂 御番衆御心障となり、且ハ懸り手代之者も不叶思召、然れとも津の国屋江引替り候様御内意あれとも、仲間之議定方諸向為申合之障となれば不被請、其外迎も同様之義、併何分御心済無之哉、既に十月二日両組 御月番西尾藤四郎様・近藤半十郎様より江戸屋被 召出、両地共勤向不案内ニ而 御用筋御差支ニ相成、依之勤方 御免有之、御取放之旨被 仰渡、江戸屋面目を失ひ恐入、仲間四軒江申談、一同連印御詫訴致けれども御聞入無之、津国屋ニ而相勤可申旨御内意あれとも、右為申替之訳ありて不被請、無人ニ而難引受旨御断申立候得共意見合あり、何分江戸屋之方御手切之趣追々文通あれとも、相仕大坂屋ニ而茂無詮方、此上ハ御仕向を待而已、是又中途ニ而引請被 召放候事珍説たり

一 十月二日以来 御城内出入被差留、既同月八日出 御状箇之儀者御城中より御差立ニ成る、尤宰領之ものハ 御城内出入森井常七と申者より御雇入、御直立之飛脚大坂屋江乗込可申旨被 仰付、御書翰被下置候、御文面之趣左之通

一筆致啓上候、然者此度当地定飛脚江戸屋平右衛門事、両組之風義不案内、殊ニ度々不調法之事共ニ而 御用向差支ニ茂相成候ニ付、無抛此度飛脚御用向被召放、右代り 御用向被申付候迄 御城内拙者主人共より飛脚致直立候間、森井常七方より宰領相雇差下シ候間、右之趣相心得、登り方之儀者例之通取計可被差立候、尤引荷物等之儀者委細常七方より書状を以可及懸合候間、無心配取扱可被申候、右可申入如斯御座候、恐惶謹言

十月八日

近藤半十郎内

河野幸右衛門 印

西尾藤四郎内

下瀬喜久馬 印

大坂屋

茂兵衛殿

(朱書)

此御文休二而ハ 御組頭様引荷為持候事兼而御承知之儀、無遠慮取扱可申旨委細森井常七懸合状を以察賢有へし

右御返翰、仲間評義之上左之通

御書翰被成下置難有拜見仕候、先以寒冷之節

御殿様御機嫌能被遊御座、次二尊公様御勇健被成御勤仕奉恐賀候、然者其御地定飛脚平右衛門事、而 御組様之御風義不案内、其上度々不調法之事共二而 御用向御差支二相成候二付、無御扱此度飛脚御用向被 召放、右代り 御用向被 仰付候迄、御城内 御殿様より飛脚御直立被遊候二付、森井常七殿より宰領御雇入、御差下シニ相成候二付、右之趣相心得、登り方之儀ハ例之通取計差立可申旨、尤引荷等之義者委細常七殿より書状を以懸合可有之間、無心配取扱可申旨いさゝ被 仰下承知奉畏候、平右衛門始末方驚人、重々奉恐入候、依之 御下知之通取計仕候間、此段御聞済可被下候、随而当地 御残り役様江御願筋仲間共連印之書面奉差上候、御沙汰ニ相成候ハ、格別之以 御憐愍御執成之程、偏に奉願上候、先者不取敢御請迄如斯御座候、恐惶謹言

大坂屋

茂兵衛

西尾藤四郎様御内

下瀬喜久馬 様

近藤半十郎様御内

河野幸右衛門様

(朱書)

此返翰引荷を押へたる森井之懸合ニ応し、且ハ登方之儀者是迄之通差立申べき旨之御下知を請たる返翰なり、心あるものハ深く味ふへし

森井常七殿より懸合之文通左之通

以剪紙啓上仕候、然者当地江戸屋平右衛門殿義、不調法之義御座候二付、御城内御用向被 召放候、御宿状御手元二而御仕立被遊候故、宰領之義私方江被 仰付候二付、此甚兵衛と申者差上候、則今日、例之通御差出御宿状上乘才領被 仰付候間、此段御承知可被下候、将又登り方之義者何卒尊家様より例之通三駄二而御仕立可被下候、右当地届方之儀者勿論、道中筋、京都二而茂少し茂無遅滞為相届可申候、私方当分才領受合二ハ候得とも、乗下二而者引合不申候間、此段御城内様江奉願上候処、先月 御月番西尾藤四郎様・近藤半十郎様より此段御引合可被下候様被仰付候、尚又私より茂右之段御頼申上候様被 仰付候、此段御頼申上候、尚委細之義ハ宰領甚兵衛へ篤与申付置候間、御聞取可被下候、尤道中筋振(格)合之義者少々相替り可申候、此義も同人より御承知可被下候、先者用向申上度如斯御座候、以上
卯 十月十日 森井常七 印

大坂屋茂兵衛様

追啓申上候、追日冷氣相増候処、先以御安養被成御座目出度奉存候、時候折角御凌被成候様奉存候、本文之趣宜御取計奉頼上候、已上

(朱書)

文通近頃龜骨千万、初而之懸合状二者式法茂有べく、殊二届物我等江為任候様、登り方三駄為持呉不申二而引合不申、其段而 御組頭

江申立御尊名を現し後日之証拠二なれかしと認たるハおかし

扱茂古今稀なる珍事出来、大坂屋手限之勘弁に能わす、則山田屋二而仲間集会、評義之上、先以宰領より委細承知為致との事なれば、此評席江才領衆を呼、御達之趣并才領之心得方相尋候上二而衆評可然迎呼寄けり、然れとも各安否如何と遠慮ありて問ふ者なし、無抛血祭り老夫発声して問答に及ふ、先以 御城内之御手飛脚御苦勞千万なり、扱仲間一同打揃ひ御尋申度次第ハ、下り 御用物御手飛脚之儀二付、帯刀二而御下り之由、左茂有へし、随而登方之儀ハ町飛脚大坂屋を始仲間請負之諸用物二候、然れ共帯刀被致候哉、如何

宰領甚兵衛答て、其儀者御仲間之思召次第二なるへし

江戸表到着之節、大坂屋江附おろし候様被 仰付たる歟、御残り役様御屋鋪江乗込候様被 仰付たる歟、いつれより之御下知二而大坂屋江乗込被申たる哉、如何

答 森井常七殿より之差図二而大坂屋へ乗込候

道中筋格合ハ替り可申との森井文通あり、如何替りあるや

答 差而替りたる事なし

下り乗尻之御手宛金ハ如何

答 金式両式歩ト銭少々請取来り候

其許御旅宿ハ何方ニ御逗留候哉、答なし、其外尋ければとも、もじくし而何事茂知らすと答ふ

(朱書)

此才領衆本名ハ京都大黒屋之中働弥右衛門と申もの、養子弥助と申もの、由二而、系図正しき仁(人)物二而嶋屋方ニ逗留せり

扱仲間評儀引荷之儀 御残り役様より何共御沙汰無之、先格之通り取計ひ候様被 仰付、大坂表よりハ御手飛脚二而則御組頭之内太田八十八様御法被着用被 仰付、帯刀して飛脚問屋之引荷を為持、大坂屋庭より御武家仕立之飛脚差立候段、身柄二応せず、殊に附出し馬飛脚屋手許馬二而品川継馬如何敷、然ル迎御伝馬ハ不被宛、左あれハ引荷を造、

御残り役様御役所江持込、御同家より 御伝馬被 仰付被下候様相願

御聞受可被下哉、御取用被下間敷哉、何分評義決せず、困り入たる次第なり、然れ共 御返事当日間近く長評儀難成、何分宰領者引荷を為持くれ候様との頼なり

(朱書)

此時老夫見切を入、宰領ハ大坂屋茂兵衛之手飛脚二蹴落し、御法被并刀ハ引荷へ造り込、町飛脚之出立二而造り立二而引荷を為持、先例之通馬三疋二而差立可然旨申出る

仲間一同尤二聞入、夫より 御返翰并森井江返書、将又 御残り役様江向仲間一同より之願書案文

乍恐書付を以奉願上候

定飛脚問屋仲間一同奉申上候、当秋大坂 御城内御在番中飛脚御用向之儀、御当地之儀者大坂屋茂兵衛江被 仰付、大坂表之儀者江戸屋平右衛門江被為 仰付候処、同人義 御両組様之御風義不案内、其上度々不調法之事共二而 御用向御差支二相成候二付、無御扱此度飛脚 御用向被召放、右代り 御用向引請人被 仰付候迄 御組頭様より御飛脚御直立被遊候二付、森井常七殿江宰領御雇入御差下シ被遊候間、右之趣相心得、登方之儀ハ例之通取計ひ差立べく旨、尤引荷物等之儀ハ常七殿より懸合可有之間、無心配取扱可申旨 御両組頭様より御用人様を以茂兵衛方江御書翰被下置、委細承知奉畏、則御沙汰之通取計ひ仕候間、此段御聞済之程奉願上候、随而平右衛門義御風義茂不弁、殊二不調法之事共二而 御用向御差支二相成候段、御当地仲間共二おゐて深く奉恐入、何と茂可奉申上様茂無御座候得共、乍恐 御慈悲奉願上候次第ハ、同人義家業体相続二茂拘り、外聞実儀共歎敷可奉存候得ハ、何卒格別之以御憐愍、平右衛門家業道御救被下置候様、偏 御慈悲を以御執成之程一同奉願上候、尤以来之儀者兼而御風義事馴候彼地仲間共より伝達を請、其上同処仲間之内差添相勤候様私共より仲間江及懸合、向後御用向御差支二不相成様御大切ニ為相勤可申候間、幾重二茂

御憐愍之程仲間一同 御慈悲奉願上候、以上

御残り役様御宛

仲間

六軒

連印

扱又大坂仲間不始末二而江戸仲間江苦勞之心配為致候述懷并取計ひ向
案内仕立状差出す、左之通

仕立状を以得貴意候、然者今般貴地 御城内御番衆飛脚御用向之儀、
江戸屋様御請負被成候処、御両組様御風義無御弁、殊に度々不調法
之義有之、御用向御差支二相成候二付、御同家御召放二相成、右代
り飛脚請負人被 仰付候迄、御月番御組頭様より御直飛脚御差立被
遊候二付、貴地森井常七殿江宰領御雇入被 仰付、則十日出御状箇、
昨十八日昼大坂屋方江致到着、尤登方之儀者同家江引請差立可申旨御
月番御組頭御用人中様より御書翰被成下置并森井常七殿より引荷之
儀、例之通三駄二而差立呉候様被申越候得者、其意二随ひ来ル升一日
夕御返事刻付式駄乗下二而差立可申積り仲間致評義候間、此段御承知
可被下候、随而当地仲間共存念左二得貴意候

御 城内御番衆飛脚御用向之儀、元来御案内之通、定飛脚往返家業体
之元備二御座候得ハ、貴地御年番之御仲間江一端被仰付候共、而 御
組御風義二茂不相叶、度々不調法之御察度有之、難相勤候ハ、外三軒
之内江御引請替之御願可被成筈、たとへ何様御立腹御座候共、飛脚問
屋之外江御手放被成候而者相済申間敷、尤無御如才御三軒より御願被
成候義二は致推察候得共、御聞入無之通、何様とも御手段可有之処、
御直飛脚を御差立二相成候様御手放シ被成候段、近頃乍失礼御不念之
様奉存候、尤貴地二おゐて各様方被成御勤候思召無之候共、又ハ御仲
間之意味合二而御引受不被成候共、これは私事二而、三ヶ処合体之家
業柄二御座候処、貴地之御勝手二不相成候共、御手放之段、京都・江
戸仲間江対し近頃御好身無之御計ひ与被存候、既に先得貴意候通
宮様方飛脚御用向引請度と申願人有之、或ハ荷物近來都而及延着、御

察当之廉茂御座候折柄と申、外町人二而家業体二紛敷もの出来候而者
相続体二も拘り可申哉と心痛仕候、御遠察被下度候

(朱書)

此述懷森井氏仲間手附之廻し人とは夢更知らず、他人と思ひし故也
貴地御仲間御存意二ハ相叶申間敷候へとも、別紙之通当地 御残り役
様江願書差出申候、御含置可被下候

引荷之儀者 御組頭様より先例之通無心配取扱可申旨御下知二付、御
賢慮二逆ひ候而者如何与申談、式駄者封印付二而各様方江御頼申入候
間、刻付状箇参着之上ハ、箇之俣御引取、仲間届無遲滞御取捌可被下
候

但 森井氏より貴地者勿論、京地道中筋逆も取捌可申間、心置なく

差贈可申旨文通御座候へとも、いまた不遂面会、殊二御状箇請
負人二も無之、宰領口入と申、貴地御仲間之外江取引相始候義
ハ不容易筋と被存候故、一たん刻付御状箇御仲間御手放二相成
候共、引荷ハ各様江御世話相頼候心底御遠察可被下候

江戸屋様之儀者何分御氣請不宜、御番衆様方御聞済無之候ハ、御
三軒之内御意見合二不拘、となた様二而茂御引受御勤被下候様仕度、
乍御不肖江戸・京都之仲間、元備取失ひ不申様御推察被成下度奉存候、
右之段得貴意度如斯御座候、以上

卯十月十九日

六軒

連判

天満屋

津国屋

尾張屋

追啓 引荷取捌之義ハ天満屋・津国屋・尾張屋と順々送状相添為差登
申候間、以来隔番二御差配可被下候、此段頼上候、已上

森井常七殿江返書左之通

貴札拝見仕候、然者貴地江戸屋平右衛門義、

御 城内飛脚 御用向勤方不調法有之、此度被召放 御宿状 御手許
二而御仕立被遊候、依之宰領之義貴公様江被 仰付候二付、則甚兵衛
と申者御差下シ被成候段委細承知仕候、隨而登方之義ハ私方より例之
通り三駄ニ而差立可申、御地届方之儀者御世話可被下旨忝奉存候、尤
当分才領雇入、御引請ニハ候得共、往返乗下計ニ而者御引合ニ不相成
候二付、

御 城内御両組頭 御月番江其段被 仰上候二付、則 御月番御用人
様より御書翰被下置奉拜見、被 仰下候趣承知仕候段御請申上候、尚
宜敷御執成奉希候、且又引荷物之義者包立封印之假貴地飛脚問屋名宛
之方江御届被成下候様奉頼入候、右貴答迄如斯ニ御座候、以上

卯

十月十九日

大坂屋

茂兵衛印

森井常七様

(朱書)

此返書并両 御組頭御用人江之返翰、彼地 御殿様并森井氏之存意
ニ逆ひ候迎、後日殊之外立腹ありて返事取扱状到来せり、各恐怖の
思ひあり、乍去御番衆馴合之馬三疋差立る証書となる、仲間ニ取り
難有 御殿様なるべし

扱茂一端急速之異変ハ凌たりといへとも、又候天満屋より飛札到来、
大 御番御組頭様御印附之書付入、六日限返事歟与有之ゐかめしき附
札あり、添言書ニ曰、御番衆様御宿状先月廿一日出、御地より仕出
シ方之義ニ付御察当有之、右一件ニ付森井常七殿より之驛(贈力)状
壹通、諸控帳壹冊御持参ニ而 御城内より御下知ニ而私方江相渡シ、
夫より大坂屋江差下シ返事請取為差登候様嚴重ニ被申付候間、得其意
此方江向早速印紙之御請書可差越、若及遲滞候而者私方迷惑可致、何
分御請書為登候様、十一月四日出、尚七日出を以申越候

(朱書)

此時天満屋之書添ニ而大坂屋主從抑(仰)天し、又候珍事、江戸表
大坂屋茂中途 御用向被召放候哉ニ心痛し、則金七を以山田屋へ駈

付、仲間中之助船を願ふ外他事なし
仲間打揃ひ熟覽せし処、左之通 御組頭様より御不審書

覚

一 此度当表江戸屋平右衛門飛脚御用向不申付候二付、旧来出入之由縁を以、
津国屋十右衛門へ申付候処、仲間共差支之儀有之候二付相断、彼是致
混雜手間取候内、定状便手飛脚を以差出候二付、宰領ハ森井常七より
雇入差下、登方・引荷之儀者是迄之通相心得べく段申付、差下シ候趣
意者格別之存寄を以取計候処、於其方却而此方之存意を嫌、帶刀を相
止、法被茂不為致着用、会府(符)・灯燈をも相止、其外諸事町人風
体ニ差登、其上宰領上着之儀、天満屋弥左衛門江着可致由被致差図候
段、旁以大 御番方之威光を滅(滅)、飛脚屋株式手弱ニ相成候始末、
將又道中奉行衆より度々御触之 御趣意如何相心得候哉、一応相尋候
上勘弁可致候間、早々御報可被成由我等より可得御意旨旦那被申聞候
二付如斯候、以上

西尾藤四郎内

下瀬喜久馬 印

近藤半十郎内

河野幸右衛門 印

大坂屋

茂兵衛殿

尚森井常七を以披状教書逆鱗憤怒之文体左之通

剪紙を以啓上仕候、先便御報書拜見仕候、然者両

御組様御宿状箇之儀者江戸・大坂共飛脚屋江被 仰付候得共、道中往
来之儀者 御自分様御家来同様之思召ニ而、道中八日限別仕立ニ被
仰付候儀ニ而、御登当分 御先触并御印鑑被遊御渡、一ヶ月三度宛御
差立被遊候節茂御添翰被遊御渡候始末、飛脚渡世之身分ニ而者誠結構
成給物難有事ニ御座候、右 御趣意ハ御宿状箇本馬三疋之御触渡之内、

縦令式駄者飛脚屋外々よりの請負荷物二而茂、表向并道中筋者 御組様之御荷物二無相違思召て御取扱被遊候義ハ全 大御番方様之御威光嚴重成故、如斯結構成御取扱被成下候段難有奉存候

一 平右衛門殿 御用向不被 仰付候二付、御手元二而御差立被遊候而、宰領私より御雇入被遊候義者内々事二而、表向道中筋御触之趣者御月番太田八十八様之御家来衆往來被成候御文言二御座候

一 御直立二相成候得者御宿状箇乗下馬壹疋二而事足候得共、後々飛脚屋江請負被 仰付候時、又候三疋二相成候而者道中筋江対、何様世間飛脚屋請負之荷物差加申候と相見得候へは、自然道中繼立之差支二相成候而者飛脚屋共迷惑いたし、御威光二拘り候儀茂可有之哉二被思召、厚以 御賢慮下り方三疋二相成候而茂不苦候間、無遠慮取計ひ可仕段被 仰付候へとも、差当り荷物茂無御座趣御断奉申上候

一 登方之儀茂其方より茂兵衛方江引荷三疋為差立候様懸合遣シ可申段、左候得ハ御直立二而茂飛脚屋江申付候而茂三駄二而往來致し候ハ、飛脚屋業体手強二相成候ハ、自然と道中筋茂遲滞なく上下共本着可仕基二相成可申由 御深慮難有奉存候故、私より引荷之義御懸合申上候義二御座候

一 御 城内様より厚以 御賢慮引荷物之儀私より御懸合被 仰付候処、却而尊公様より私江之御返書二ハ被懸御恩、引荷被成御渡候趣ニ承知仕候、将又私并宰領共身柄不宜候とも、御 城内様御差図之趣御執計ひ可被成候処、御指図を御拒、私江届方無御任せ、天満屋弥左衛門殿江届方被仰遣候条、兩 御残り役様江右之段御届不被成候故、御当地御月番様江御通達無御座候、依之 御城内より私江依 御下知、当地八軒屋江私方より迎の者差出置、御宿状箇者勿論、引荷物共家来方江引取、此方より天満屋江相渡、別紙之通請取書之奥江断書為認請取 御城内江奉差上候

一 御宿状箇届方之儀、尊公様より私江相對二而為御登被成候義ハ不相濟段、御大切之 御宿状故、天満屋江為御登被成候段一応御尤之様ニ御座候得共、御間便御用状其外御請負物ハ御存意次第私方御世話可仕苦無之候得共、御宿状箇之儀者

御組頭中様之御眼鏡を以、私江才領雇入并外宅様御宿状取集仕出シ方被仰付候得者、私身分不慥なり共、尊公様之御世話二相成不申候、御宿状箇私方江取扱不被成候而茂不苦候、尤先例にまかせ大坂御仲間江順々為御登被成候而御届方為取計候段被 仰下候、右先格何之年何番 御組之節御直立二相成候節、御城内様之背御意、飛脚屋依存寄、順々ニ為御届被成候先格早々被仰越可被下候

一 宰領其御許ニ逗留いたし候ハ、其御許ニ而御懸合茂可被成処、左は無之、於山田屋宅御仲間御寄合之席江 殿様御家来同様之身柄之者御呼集被成御懸合、其上利助殿と申人、不道理成義被仰聞、前条無利(理)極被成候段、奉対 御殿様方江失礼之段、御歴々様を不恐被成方、如何御心得被成候哉

一 駄賃帳茂下り方を其俣御用ひ無之、登方御帳面御認替被成候に付、一応御尋申上候、都而大小名之御歴々様ニ而茂 公儀を奉憚、大坂 御城内と闕字ニ相認候儀、世間普通ニ御座候、然ル処左之通

年号月日	御月番
大坂御城内	裏 玉虫 太兵衛 様
刻付駄賃帳	小笠原金左衛門様
御宿状箇	大坂屋茂兵衛印

大坂……御書下シニ御認被成候義者、大坂屋茂兵衛様如何様結構なる御家柄ニ御座候哉承知仕度候、其上駄賃帳裏ニ左之通御認御座候、兩御残り役様御連名之時ハ東 御組筆上ニ相認候を定例と承知仕候、当年二限、西 御組筆上ニ候哉、将又 御月番与肩書有之候茂承知仕度候、御非番 御残り役様何方様ニ御座候哉、都而 御月番と申事承知不仕候、御推察之通、私身柄不慥成者故至而不案内ニ御座候故、是等之趣御教諭可被下候

一 御城内様江者勿論、兩御残り役様御直立二相成候而茂聊御差支ニ無御座段、尊公様より御書付御差出し被成候而、私方江之御返書二者色々

差支之趣有之ニ付、前条御取計被成候段被 仰聞候

御 城内御請書と表裏ニ相成候、此義如何御座候哉

宰領道中罷下候節、太田八十八様御法被着用帶刀ニ而絵府（会符）・

挑灯相用差下候處、道中聊無遲滞下着候、登り方帶刀相止、法被茂不
為致着用、絵府（会符）・挑灯不用為御登被成候段

御組様御賢慮ニ背、御添翰之御趣意相違仕候、此旨何と御心得被成候
哉

御大切之 御宿状持下り候 御月番之御家来同前之ものを、町人之分

を以為任我意御取極被成候段、飛脚屋仲間之定法ニ候哉、御番方様
を輕しめ 御威光を不恐段、何方様より御差図御請被成候哉、逸々承
知仕度候、御返書到来次第、兩 御月番様江奉差上候様被 仰付候、

依之私より得御意候、以上

十一月五日

大坂屋茂兵衛様

森井常七

一 右書札参着ニ付、大坂屋主従色を失ひ、扱社珍事出来、殊に年番、家
名ニ拘り、外聞実儀如何成行やらんと安き心はなかりけり

仲間急寄合申触、一同打揃兩札披見之上各思慮ありといへとも、年番
江崇（崇）りあらん事を氣の毒に思ひ、誰ありて發言する者なし、相
互溜息ついて控江けり、利助発声して、いつれ返翰不致而者相済間敷、

抑此發りハ 御番衆様数年之御懇情ニ而御名馴浅からず、津国屋江可
被 仰付御心入之處、彼地仲間之為申合ニ而年番取極、右御用向ニ不
限、仲間合体不致而者業体差支之筋有之を以、無扱仲間究ニしはられ、

津国屋辞退ありて不被請、然れとも内実之處勤度存腹ニ而 御番衆方
之内ニ茂格別之御懇命ありて、一端（旦）江戸屋江被 仰付、落度を

以、中途被 召放候様之為打合ありと見得たり、森井常七与申者、兩
三年以前迄津国屋手代之由、雇入之才領ハ京順番大黒屋下働之もの、

由、左あれば此兩札難問恐る、に足らず、兎も角茂 御番方ニ逆ひ候
而者不相叶、然れとも此度之御察度、筋道を立及御返答、巨細之儀者

仲間合之儀、打は打る、の道理ニ而、業体之不為者被致間敷、殊ニ業

体鍛練之津国屋なり、されは先便江戸表之取計、善惡とも津国屋を以、
為申披候様頼遣可然旨申談る、各可然に決す

（朱書）

此時利助一世一代之浮沈と覚悟せし子細者、先便御直飛脚登方之儀
者大坂屋差略といへとも、実ハ愚老之取計ひたり、其尻を請、殊に
森井より名差之来書 御番衆方御耳ニ入、悪きおやじめ、こらしめ
の為、大坂屋茂中途ニ而 御用向召放し、外聞恥辱をあたへんとの
御賢慮と察せり、依而返翰ニ心を尽し認けり

御番御組頭御兩所江答書

十月八日御差立被遊候 御返翰 御状箇登差立方ニ付、今般蒙 御察
当奉恐入候、一体此度之一儀、誠不容易御儀と奉存、当地仲間共一同
打寄申談候處、いつれ登方之儀者例之通取計可差立旨 御書翰之御下
知ニ随ひ

御 城内御用之御名目を現し通行仕候得共、御請負申上候私之身柄を
慎、帶刀・御法被遠慮仕候次第ニ而、毛頭 御下知を背候儀ニ而者曾
而無御座候、委細其御地津国屋十右衛門を以始末御答申上呉候様相頼
候、宜御聞済之儀奉願上候、以上

大坂屋

茂兵衛印

西尾藤四郎様御内

下瀬喜久馬 様

近藤半十郎様御内

河野幸右衛門様

森井氏江打（折）返シ返答書左之通

御再書拜見仕候、先以向寒之節愈御揃御壮健被成御座珍重之御儀奉存
候、然者兩 御組様御宿状箇之儀ニ付、委敷御異見被成下、毎度御懇

志之段不浅忝仕合奉存候、御取示之通、右

御用向之儀者飛脚家業之元備与重々難有御儀ニ奉存候

一 先般江戸屋平右衛門義不調法之儀数度有之、御用向被召放、追而右

代り被 仰付候迄、御直飛脚御差立被遊候ニ付、宰領御雇入 御用貴

家様へ被 仰付御座候内、兩 御殿様厚き御賢慮を以、往返馬三疋之

御先触被成下置 御深慮之段冥加至極難有仕合奉存候

一 登方之儀、屈方御深節（親切）ニ被 仰下候処、天満屋弥左衛門江向

為差登候段難心得、殊ニ四軒家飛脚屋江順々屈方為致候先格申越候様

被仰聞、御立腹之段、御尤千万ニ奉存候得共、京・大坂・江戸三ヶ処

飛脚家業道之為申合者賤き身柄ニ候得共御大切成 御用向、遠路欠隔

り取扱候事故、相互親族同様之心得ニ而双方屈方并請負人ニ成替り、

諸事 御用弁達シ合候義ニ付、尊（卑）厚薄ニ拘り御深節（親切）ニ

不応候次第ニ而者無御座、兼而

御 公辺向江書上御座候名前之者共を相仕に取引仕候、然ル処、御

用達之御身柄を輕しめ候様預御察当候而者近頃赤面之至り、御深慮ニ

障り候ハ、御用捨可被下候、且又四軒家順廻り之先格と申事ハ決而無

御座、類例茂無之、平右衛門方之始末恐入、私事ニ候得共、飛脚屋仲

間年番立之順を以、差懸り候事故、右体当地仲間共打寄申談候次第ニ

御座候、御汲取可被下候

一 御宰領甚兵衛殿義 御殿様御家来御同様之御身柄ニ御座候処、御逗留

中、山田屋ニ而仲間寄合席江相招候段不敬之御察当被仰聞、此儀拙家

計ニ而御演舌之趣相伺候而者承り違、又者申上度義共不行届候而者恐

入、仲間一同ニ而諸事相同度存、念を入乍失礼御請招申上候義ニ御座

候、殊ニ右御席におゐて利助儀御宰領衆江対し不道理成義を申述、奉

対

御殿様江御歴々を不恐致方之段、御宰領御耳ニ障候由、同人江申聞候

処、深く恐入、老人之差出口、何事を敷申出候やらん、耽と覺不申、

失敬候ハ、御用捨可被成下旨申聞候、兎角同人義、家業筋之長物語い

たし、人氣ニ茂障り候得者、以来相慎候様急度申付候

一 往返ニ相用候駄賃帳之預御察当候得共、此儀者御宰領甚兵衛殿御不調

法ニ而、道中筋何方ニ而候哉、取失ひ被申、近頃御龜骨之至り、殊に

夜分御発足前迄何之御沙汰茂無之、馬附出候節ニ至り被 仰聞、何共

致当惑、差懸り無詮方、手前方ニ而相認候得者、龜骨之認方ニ茂候哉、

御宿状箇之儀、前々より私共より駄賃帳相認候事ハ無之、往返之駄賃

帳貴地より御仕向被遣候儀ニ御座候、依而書法耽と相弁へ不申候

但 此儀被 仰立候而者御宰領様江御答メ之程難計、重々御氣之毒

ニ奉存候得共、御察当ニ付有体御断申上候、宜御承知可被下候

一 帶刀・御法被遠慮仕候次第ハ、町人請負之身柄を慎候始末御憐察可被

下候

右体御察度之廉々不得止事及御請候得共、元来つたなき町人之身柄

夫々蒙御察当候而者何共御答可申上様茂不奉存候得者、貴地十右衛門

江始末御請答被致呉候様申入候得共、尚 尊公様之御賢慮を以、諸事

御汲取、可然被仰上被下候様御執成之程奉希候、右貴答迄如斯御座候、

恐々謹言

十一月廿四日

大坂屋 茂兵衛

森井常七様

私曰、此返書立て転しの文談ニ而あけ路にふミ付たる次第、尚立腹

逆鱗すべしと思ひしに、其後何共不申越、へこみける敷、泣寝入に

成たり、然れ共、御番衆を小備として難問を仕懸ケたる返書なれ

は、勇々（由々）敷大事なりき

右返書之認方仲間折紙左之通

山利助様 京屋

伊助

森井江之返書御認、夜前御見せ被下ありかたく毎度御苦勞様ニ奉存候、

至極宜敷実ニ森井茂痛入候儀と奉存候、兎角穩なる御取計寄（奇）々

妙々奉存候、夜前差上可申之処、取込今朝拜見、失敬御免可被下候、

已上

廿三日

大坂仲間之内、津の国屋之儀者 御番方様御懇情厚く、殊に江戸・大坂結（詰）番衆交代ありて、両地之振合くわしく相弁被居候故、右御察度之申披被致呉候様頼之文通、則左之通

私曰、一体津国屋結（詰）番衆之内、腹悪敷御仁（人）物ありて、良茂すれハ両地之仲間ニ困らせ候事を仕出し、一己之勝手被致度き胸算用之軍略あり、既此一件津国屋より事をおこし被申たりと察けれハ、痛め付て頼遣す文談を籠たり、子細ハ大坂屋より夫々江之返答書速なるを吹返し来る時ハ、江戸大坂屋茂 御用向被 召上可申、然ル時ハ東海道筋宿々其外業体ニ携るもの、口齒に懸り、ひくに引れぬ意地合ニ而万々一表沙汰ニ成ましきものにあらず、遠きおもんはかりなき時は近き憂あり、依而為憤たる頼之文体深く味ふべし、尤津の国屋ニも限らず、仲間相互ニ救ひ合、別懇を願ふ老夫愚意而已

一筆致啓上候、向寒之節愈御揃御壯健被成御座珍重之御儀ニ奉存候、随而当方無異儀乍憚御休意可被下候、然者当秋以来貴地御番衆中様御状箇之儀、御案内之通、江戸屋江為打合、手前両人江被為 仰付候処、江戸屋方御風義を茂不弁、殊に度々不調法之儀有之、御用向被 召放、右代り 御用向被 仰付候迄 御城内 御組頭様 御月番西尾藤四郎様・近藤半十郎様より御飛脚御直立ニ相成、森井常七殿より才領御雇人ニ而御差下シ被遊候ニ付其旨相心得、登方之儀者例之通取計可差立旨、尤引荷物等之事ハ委細常七殿より可及懸合間、無心配取扱可申旨、右両 御殿様御用人中様より十月八日御認ニ而御文通被下置、いさる承知仕候段御請申上候、扱又森井氏より茂御懇書被下、引荷物取捌方之儀ハ遠慮なく頼越可申、取始末可致遣段被入御念御懸合書面之内、道中筋格合者少々替り候才領より承り候様被仰越、是又致承知候段及貴答候

一 近來品川宿貫目 御改所御出役有之、町家より 御武家体之荷物差立候義嚴敷 御改被仰付候御時節ニ候得者、右体御

手飛脚ニ相成候共、登方之儀者不容易御儀ニ付、仲間中打寄申談候処御時節柄と申、御用人中様より御書翰之通、いつれ登り方之儀者例之通取計差立可申旨被 仰下候、御下知ニ随ひ差立可然旨評儀相決、則引荷を取集、先例之通差立候ニ付而ハ町人請負之事故、宰領帶刀相止、法被を茂不被致着用、尤 御用物者御会府（符）を用、挑灯を茂相用、其外諸事町人風体ニ而為差登候義、為任先例ニ候次第ハ貴店御組合御案内之通ニ御座候

但 森井氏より道中筋之格合者少々相替り可申御儀ハ、宰領衆より承知可致旨御申越ニ付、則仲間一同之評席江相招、登方御下知ニ而茂有之哉之旨一同より相尋候処、何茂御沙汰無之、道中筋替る事もなし、いつれ共不苦、只々引荷を為持被呉候様、其外先格を以、取計呉候様との御事ニ御座候

一 引荷之儀、森井氏ニ而御取捌可被下旨御深節（親切）ニ被 仰下候得とも、飛脚家業道之御取繕茂不致、差付御頼申上候段、龜骨ニ茂存、且ハ貴地御仲間中思召之処も致□（斟）酌、一同評義之上御三軒順廻りニ御頼申入候次第ニ御座候

一 御状箇之儀、森井常七殿江之御贈（送）状相添、御残り役様より被仰付候ハ、森井氏江納方御頼可申上心得之処、例之通 御 城内御月番様宛ニ而被 仰付候ニ付、是又前文之心得を以御三軒江御頼申入候次第ニ御座候

此段森井氏江定飛脚 御用向被 仰付候儀二者無御座、宰領御雇人而已之御用達と心得、御大切成

御状箇ニ候得ハ御書翰見誤り、龜略ニ相心得候様蒙 御察度候而者恐入、旁以御三軒江納方御頼申入候次第ニ御座候

此度之一条、江戸屋不調法故とは乍申、誠不容易御儀与深く恐入、仲間一同打寄、諸事入念申談取計候儀ニ御座候、然ル処計らす茂今般別紙之通蒙御察當、何共御答可申上様も無之、全格別之 御深慮を嫌、相逆ひ候儀ニ而者曾而無御座、万端御下知ニ随ひ候心得ニ御座候

右御答書者申上候得共、重々不敬之至りニ奉存、且ハ仲間共前々より登方心得違之差立方致来り候事哉難計奉恐入候得ハ、貴店ニおゐてハ

両地御同店御同体之儀と申、殊に 御番衆様御風義茂御弁有之、江戸表前々差立方御案内之事故、訳而御頼申上候様仲間一同より申聞候間、近頃御迷惑なから、今般御察当之次第、品能被 仰上、何卒御沙汰止

一 二相成候様御執成之程奉頼上候

元来大 御状箇之儀、飛脚帶刀 御免、御法被頂戴往来致着用候様相成る事ならハ 御番衆様方之以 御威光、飛脚問屋株式之譽れ二相成、左候得者江戸表両伝馬 御用馬を以附出し、品川宿問屋繼二茂可相成、冥加至極重々難有仕合、年来之宿願二奉存候、畢竟是迄之差立方、前々より御同前心得違二茂候哉之旨仲間一同此度之 御察当二而心付、後悔罷有候、然れとも差懸り候事二而右体之次第二茂相成間鋪哉、何分前文之趣宜御汲取、可然被 仰上被下候様奉頼上候、謹言

卯十一月廿四日

大坂屋
茂兵衛

津の国屋十右衛門様

前書之通一同申談取計候次第二付、以連印御頼申入候、以上

和泉屋
京屋
嶋屋
山田屋
伏見屋
各連印

(朱書)

此頼書面之内、御番衆御察当有之候帶刀・法被着用不為致、此方之下知を嫌ひ、惡ひ奴等之御咎有かたしといへとも、其図に乗て大坂屋より帶刀いたし、法被を着用為致、例ニかわり品川宿問屋繼に可致旨りきみ候ハ、御出役并同宿問屋役柄ニ而取押へ 御達ニなるべし、然ル時者大坂屋蒙 御科候事必然たり、其上仲間請負之引荷を為持たる次第露顯せば、夫社正徳年中以来、数度 御触之御趣意ニ背き、おもき御科を蒙るへし、享和年中京都借会府(符)一件

二引宛見れハ、家財闕処、身分重の追放に当るべし
又曰、近來京都順番飛脚問屋丸屋孫市、自分之旅行に御 城内御番衆之御威光を震ひ、道中往返せし、其外積惡其身に報ふて、生ながら地獄の死亡を懸たり、可恐慎むべし

古来より繼立之儀者、御番衆様より東海道宿々江年々被 仰渡之古例を守り、飛脚問屋仲間江三ヶ処共願下ケ引請相勤候上者、帶刀・法被を着用不致、戸塚宿迄附出し馬相對二而差贈り候上ハ、引荷をいたし馬三疋二限り差立候荷物万一於途中故障出来候共、仲間中二而申披可相立筋ニ相決し可申覚悟ニ候

(朱書)

但 津国屋江文通之末ニ認候帶刀・法被品川繼ニ以来相成候者、年来之仲間宿願と認たるハ同家ニかつかせたる空言なり、後世心得違すべからず

時に津国屋より返書到来、左之通

一 貴札致拝見候、然者大 御番様当 御定便飛脚 御用、江戸屋平右衛門殿年番二付、被相勤候処 御風義御不案内二付、度々不調法有之、御用被召放二相成、一同打驚、外三軒罷出段々御訖申上候得共、却而御利解有之御聞届無之、年来御出入二付十右衛門江申付候段被 仰渡候得共、兼而仲間年番請負之議定茂有之、殊に一旦江戸屋ニ而被相勤候事故、御辞退申上、何分元向二御聞濟奉願候得共、中々御聞入不被為在、是悲(非)共十右衛門相勤候様押而被 仰付、仲間議定二背不申様与心痛致罷在候折柄、貴地御連状ニ而御添心御利解被下候二付、御尤之御趣意仲間被申納得有之 御城内より被仰出候御趣意茂相立、昨三日拙者江御請仕、定例之通式駄乗才領政吉差立申候、尤表向者十右衛門御請負ニ御座候得共、差立方諸勘定者江戸屋方ニ而最初被相勤候通之内談二仕、御定便・御間便共江戸屋江其俣相渡候定ニ而、同家より茂御通達可有之、宜御承知可被下候、御残り役様、表向者津十差立候積二被成置、元向平右衛門二相成候様追々御願可被下候、先者右御打合申上度如斯御座候、恐々謹言

霜月四日

津国屋

十右衛門

大坂屋茂兵衛様

右一件、御番衆様御趣意相立、随而津国屋ニ而茂江戸仲間より彼地之仲間中江取示シ之連印書を以納得いたし、無事ニ相納り、江戸表大坂屋江崇（崇）りなし、返翰之咎メ茂なし、併当地仲間者彼是心配之損、草臥もふけなり

（朱書）

此一件之始末を以、後世勘弁有べし、一体発端より

御番衆御宿状往返定飛脚御差立有之候宿々江御取示之御定規を以、飛脚屋仲間江定飛脚立方引請、双方馴合之利考を以、旧来家業相続之元備なり、俗語ニ吞め囁めと申諺に等し、双方之勝手也、されは道中筋ニ而万一故障ある時ハ

御公辺江向ひ、諸方之用向為持合候儀、御番方より御免と申立てハ御番衆御困り、御答書成かたし、仲間江引請たる御城内之御用向為持合たる定飛脚ニ故障ありと申立する時ハ、御用飛脚江売買之諸品を附合せたるにあらず、申立之前後する時ハ過あり、深く味ふべし

又曰、此一件本文ニ御城内より御直立之才領ハ帯刀・法被着用尤なり、登り方例之引荷を為持差立する時ハ、刀・法被ハ荷物之内へ造り込才領町人体大坂屋抱飛脚ニ而仕立たり、此意味を含、後々所々ニ至る迄、此方より止る訳更になしと云々

一
時に天保七丙申年秋八月より、大坂仲間天満屋年番之刻、十二月五日差立候式駄与乗下式箇ニ荷造り、宰領松之助与申者申付、差下シ候処、草津・大津両宿之間、江州野路村ニおゐて引荷之馬士兩人変心いたし候一件、「委細別冊旧記八ノ冊（割註）」にあり、此かぶれあり、既当天保十一子年之秋八月より御交代、御在番中引請、年番仲間究メ天満屋年番之処、達而辞退あり、万一強而被仰付候時ハ仲間請負之引荷為持不申との事、彼地者格別、江戸并京地仲間一同永代之弁理を失

ひ、歎ケ敷次第、然ル迪正徳年中以来数度御触之御趣意に逆ひ、安閑として差立、若於道中凶事ある時ハ其年之当番家名ニ拘り、身分御咎にも相成時者一大事なれば、相互私慮之覚悟致度旨別而御当地之生附、和泉屋・大坂屋主人決心定まらず、愚老篤与取ふくべ如何決定して何（可力）ならんやと、再々応問れけり、依之抑よりの年暦を追て今般此一冊を献す

一
天保八酉年六月十八日、仲間一同道中御奉行内藤隼人正様御役所江大坂天満屋江為助力御愁訴申上候、願書上ケ置之候、今年今日迄何之御沙汰なし、左あれば御聞済と改て難被仰付、然ル迪年来之仕来りと申御番衆様方勝手向御弁理之廉、今更急度御取締難被仰渡次第茂有之、既に前文年暦之内御組頭様方之御賢慮、飛脚問屋江御威光を為荷、手強く馬継不滞様御深慮厚き御殿様有之、飛脚問屋之元備たる次第御遠察ありて現在引荷無心配取扱候様、其外森井を以、内実御下知之懸合状、威ありて吞め之御差含あり、我々と蝶（蝶）シ合たる定飛脚と御自得あれば、慥成尻持とも可申歟、然れとも何等之節御番方江為荷候様自分之不調法乍致、宜様と投懸ケ而者御困り被遊候趣意なり、何は扱置

御公辺向より御差止有之迄ハ引荷を為持、毎月三斎、馬三疋ニ限差立る事におゐて自分より慎、相止ると申理なし、然れ共家業の秘事、愚意之私を以、をし極る事御家名江対シ不容易一儀なれば、能々御熟覧、御自得之上、御取計ひ然るへし、乍失礼御一別（暫）御承知之御拔書を希ふ

天保十一庚子年仲秋

仲間惣代

利右衛門

（「えきていしりよう」をよむかい）

資料紹介

郵政資料館所蔵「正院本省郵便決議簿」

井上 卓朗

一 はじめに

郵政資料館が所蔵する正院本省郵便決議簿は、明治三年（一八七〇）前島密が郵便創業を建議した時から二年間にわたる、郵便に関する省議の起案文書、決裁文書類をまとめた簿冊である。

郵便創業から百四十年を経過した今日においても、郵便創業の経緯が詳細にわかるのは、この資料によるところが大きい。

かつて、中村日出男^①が、調査報告書『郵便創業時の起案文書 正院本省郵便決議簿 第壹号』^②において、その来歴と主な文書の内容について詳しい解説を行った。この報告書には、解説とともに決議簿（第壹号）の影印と通信博物館時代に作成された解説写本が掲載されており、その全容を見ることができる。

また、『杉浦譲全集 第三卷』^③にも、杉浦譲^④が民部省出仕の後駅通司に在勤していた、明治三年六月（一八七〇年六月）から同四年八月（一八七一年九月）までの分が翻刻収録されている。

しかし、第壹号、第貳号を通しての完全な翻刻や精緻な研究はまだ行われていない。

二 「正院本省郵便決議簿」の概要

郵政資料館所蔵の郵便決議簿には「正院本省郵便決議簿 第壹号 明治三年」「正院本省郵便決議簿 第貳号 明治四年」の二冊があり、第壹号には前島密が起案した郵便創業の起案文書を筆頭に二十五件、第貳号には郵便取扱開始準備のための官員巡回の文書を筆頭に九十三件の文書が収録されている。

このように「郵便決議簿」は、郵便に関する省議のうち決裁されたものを綴じこんだ簿冊と考えられる。駅通明鑑^⑤の引用文献をみると、郵便以外にも庶務、会計、建築など各種の決議簿が存在したと考えられるが、当時の簿冊で現存しているのは当館が所蔵するこの二冊のみである。この二冊の書誌情報は次のとおりである。

正院本省郵便決議簿 第壹号 明治三年

〔表題〕

明治三年 正院本省郵便決議簿 駅通寮 □□課

〔寸法〕

縦二五・五センチ、横十六・五センチ、厚さ三センチ

〔表紙ラベル〕

公第七四号一四二

〔背ラベル〕

第一号決議

〔裏表紙ラベル〕

□ 雑ノ部 五九

〔罫紙〕

内務省十行罫紙に筆写。図は無罫紙に画かれる。

正院本省郵便決議簿 第貳号 明治四年

〔表題〕

自明治四年正月至十二月 正院本省郵便決議簿 駅通寮 郵便課

〔寸法〕

縦二五・六センチ、横十八・五センチ、厚さ四センチ

〔表紙ラベル〕

公第七四号一四三

□ □ □ □ 六十

〔背ラベル〕

第二号決議

〔罫紙〕

内務省十行罫紙、内務省十三行罫紙、大蔵省八行罫紙、福井県八

行罫紙を取り混ぜ編綴。図は無罫紙に画かれる。

〔特記事項〕

佐屋路道替（新東海道）実施^⑥の際提出された郵便脚夫賃銭書

上帳（熱田駅）、郵便船賃銭御請書（桑名駅）、郵便脚夫賃銭御請書・

脚夫御受書・五里已内配達村々調帳（前ヶ須）、五里以内配達村々

書上帳（福田）については、捺印が実物であるため、筆写ではな

く原本が綴られていると考えられる。

新東海道は明治五年（一八七二）から一般通行を開始したが、

郵便は一年先行してこのルートを使用している。

また、福井県^⑦罫紙による仮郵便取開伺いの仮規則^⑦について
も原本と考えられる。

三 「正院本省郵便決議簿」の制作年代

この決議簿には制作年の記載がないため、その年代を検討してみたい。
タイトルにある「正院」とは、明治四年七月十四日（一八七一年八月
二十九日）の廃藩置県後「左院」「右院」と共に設置された太政官職制の
最高機関である。正院は政務を行う従来の太政官に相当し、太政大臣、納
言（八月、左大臣、右大臣に代わる）、参議で構成され、その下に各省が
設けられていた^⑨。

その下の「本省駅通寮郵便課」は、駅通寮が所属していた省とその所属
部局、部署を示している。

駅通寮の前身である駅通司は、当初民部省に所属していたが、明治四年
七月二十七日（一八七一年九月十一日）から大蔵省の所属となり、同年八
月駅通寮に昇格、明治七年（一八七四）一月から内務省の所属となった。

その後、駅通寮は、正院が廃止され太政官内閣制が成立した明治十年
（一八七七）一月^⑩に駅通局と改称され^⑪、明治十四年（一八八一）

四月から農商務省に所属している。

郵便課は、明治五年四月（一八七二年五月）管船課などとともに設
置^⑫されたが、明治六年（一八七三）一月には郵便規画課、郵便調整課
など五課に分課^⑬され、郵便課の名称は廃止された。

そのため、決議簿のタイトルの本省とは大蔵省であり、本書は駅通寮郵
便課が同省に所属していた明治五年（一八七二）末までにまとめられたも
のと思われる。

しかし、現存する決議簿は、主に内務省の公用箋に記載されているため、
その内容の大半は、内務省に所属した明治七年（一八七四）以降に筆写さ
れたものと考えられる。

明治三年九月一七日（一八七〇年十月十一日）の切手製造に関する項に
は、

(朱書)

「此日段ハ正院へ問合せ之ヲ知レリ、九年十二月十九日ナリ」

との記載がある。すなわち「明治九年十二月十九日に、切手製造の太政官決議の日付を正院へ問い合わせて知ることができた」という内容であり、明治九年（一八七六）の段階で、決議簿の内容を修正したことがわかる。

また、同年十一月二十日（一八七一年一月十日）の郵便時間表校正彫刻に関する項には

(朱書)

本文加除折衷別紙之通トアレ共別紙ハ此ニ纏込無之ニ付其儘ニ略ス、後ノ見ル者ヲシテ疑ヲ解ク為ニ之レニ記ス

明治六年九月十日

岡崎

という明治六年（一八七三）の注記がある。これは、筆写の際、郵便決議簿の原本に別紙が無かったことを示している。しかし、この時期は内務省が設置される前であるため、この注記自体も筆写と考えられる。

ただ、明治四年（一八七一）の第貳号に関しては、明治七年以降の筆写にもかかわらず、前述の佐屋路道替（新東海道）実施の際に提出された郵便脚夫賃金書上帳や、福井県野紙による仮郵便取開伺いの仮規則等、原本と思われる資料が綴られていることなど意味深い。

四 失われた各種決議簿

前節で紹介したように「駅通明鑑」には決議文書の出典として、各種の決議簿の引用が見られる。

これには、第壹号（明治三年）、第貳号（明治四年）、第参号（明治五年）、第四号（明治五年）、第五号（明治五年）の引用があり、「正院本省郵便決議簿」は少なくとも第五号まで存在していたことがわかる。

また、明治五年（一八七二）以降の引用には「本寮郵便決議簿」などの名称が、「正院本省郵便決議簿」と並列的に出てくる。これは、複数の郵便決議簿が存在した可能性を示している。

郵便以外には、正院本省決議簿庶務第壹号、拾参号、正院本省決議簿会

計課第壹号、正院本省調度決議簿庶務第壹号、正院本省決議簿規画課第壹号、正院本省建築決議簿庶務第壹号、正院本省建築決議簿会計課第壹号の引用があり、本省内の各部署の決議簿が存在していたことがわかる。

また、明治十八年（一八八五）に農商務省駅通局が発行した「駅通局類聚摘要録」には、明治六年（一八七三）から十五年迄の各種決議簿からの引用が見られる。郵便に関しては「正院本省調整決議簿」から引用されている。この調整という名称は、前節で述べた明治六年（一八七三）一月に分課された郵便調整課に由来するものであろう。外国郵便については「本省外国郵便決議簿」、飛信通送の関係は「正院本省飛信通送決議簿」からの引用である。

これらの決議簿の中で、現存しているのは「正院本省郵便決議簿」の第壹号、第貳号のみであると前述したが、実は、このほかに「駅通寮（本寮）調整決議簿第壹号（明治六年）」が現存している。記載された内容は、残念ながら明治六年（一八七三）一月から三月までの三ヶ月間のみである。件数は七十三件の文書が収録されている。

決議簿に限らず、明治期の本省決議文書の原本がほとんど消失した原因として考えられるのは、関東大震災による通信省庁舎の罹災である。

大正十二年（一九二二）、関東地方に発生した大地震により、東洋一の建物と称された通信省庁舎は全壊し、本省内に保存されていた文書類はすべて失われてしまったと考えられる。

郵政資料館の前身である通信博物館は、当初この建物内に設置されていたが、前年の大正十一年（一九二一）に飯田橋へ移転していたため、難を逃れることができたのである¹⁴。

五 「正院本省郵便決議簿」に収録された文書

第二節で述べたとおり、第壹号には二十五件、第貳号には九十三件の文書が収録されている。

第壹号は、郵便創業の建議に関連する文書が大きな比重を占めている。

第貳号は、第壹号とくらべて文書量が約四倍に増加している。これは郵

便創業前後の諸準備や対策、創業後の大阪以西・以南、長崎までの延伸等に伴って、業務が増加したためと考えられる。

文書量の増加傾向はその後も続いており、前節で紹介した明治五年（一八七二）の郵便決議簿は、第参号、第四号、第五号の三分冊になっている。明治六年（一八七三）の調整決議簿が三ヶ月間で七十三件となっているのも同様の傾向を示すものとなっている。

各号の文書の内容を目次により紹介すると、次のとおりである。

「郵便決議簿番号目次 明治三年」

- 第 一 東京〆西京大阪之間毎日郵便御発行相成度云々仕法書取調伺
○六月
○七月
○八月
第 二 東西両京并大阪間郵便新式法取建可相成ニ付本司山内大佑外三人巡回ニ付取扱振諸件伺并府藩県江達し按及び陸運会社取建説諭振共
○九月
第 三 郵便時間表摺立枚数之義ニ付大蔵省〆掛合并回答
第 四 郵便法御開ニ付三都役所諸規則并書状切手売下金取扱振人足賃錢渡し方共取調伺
○十月
第 五 郵便賃錢切手製造方之義ニ付大蔵省江掛合并回答
第 六 郵便器械并役所向模様替之義ニ付大蔵省江掛合
第 七 郵便役所内土蔵営繕之義ニ付大蔵省江掛合
第 八 大阪出張吉井権大丞〆信書郵便御取開ニ付京阪定飛脚屋共より歎願差出候義ニ付云々掛合并二回答
○閏十月
第 九 用度司〆役所営繕取掛前二而置場差支ニ付兼而注文之郵便諸器械自今者大蔵省出張江向ケ引渡云々掛合
○十一月

第 十 通商司〆四日市元魚会所納屋壱ヶ所百拾坪余建家土蔵とも引渡之義掛合

第 十一 郵便法御取開ニ付継場駅々飛行人足定員之義ニ付云々伺

第 十二 東京府〆府下飛脚問屋より生業之義ニ付歎願云々掛合并回答

第 十三 郵便役所用諸品受取方之義ニ付云々大蔵省江掛合

第 十四 東京府江郵便書状集箱置場之義ニ付掛合按

第 十五 郵便時間表校正彫刻之義ニ付大蔵省江掛合

第 十六 真中権少佑義東海道并京坂郵便役所諸規則取調として差遣ニ付而者新式之義ニ付大少令史之内壱人付添外云々伺

第 十七 信書官便御取開ニ付四日市郵便役所義書状集箱置場へ目印建方之義ニ付大蔵省へ掛合

第 十八 郵便役所建増之義ニ付大蔵省江掛合

第 十九 郵便御取開ニ付東海道駅々江書状集々箱并其他器械之義ニ付伺并小田原藩外藩県江御達

○十二月

第 二十 両京并大坂間郵便御発行之義ニ付御布告按添伺

第 二十一 郵便賃錢切手製造之義ニ付大蔵省江掛合

第 二十二 郵便御開ニ付検査済并賃錢切手済黒印彫刻方之義大蔵省江掛合

第 二十三 郵便役所仕足し営繕之義ニ付大蔵省江掛合

第 二十四 東京府下郵便賃錢切手売捌所標札製造方大蔵省江掛合

第 二十五 四日市郵便役所営繕出来ニ付渡方之義営繕司より掛合致付属式人輪番を以て相詰云々伺

「正院本省郵便決議簿第貳号目次 明治四年」

- 第 一 郵便御取開之ため東海道品川より守口まで官員巡廻ニ付地方官江達し
○正月
第 二 郵便刻付箋摺立方之義大蔵省江掛合
第 三 東京府より郵便切手売下ヶ所取調書御一覽
第 四 江勢両国駅通掛より郵便之義ニ付云々伺并御指令

第五	郵便時間表摺立方之義大藏省江掛合	第三十	郵便御発行ニ付出發時間表御一覽物
第六	郵便切手壳捌高取調表彫刻方之義大藏省江掛合	第三十一	郵便を以て御用物差立方之義ニ付辨官江伺
第七	東京府より切手壳捌人江時間表御渡方外件々伺并御指令	第三十二	○四月
第八	郵便器械製造方大藏省江掛合	第三十三	郵便役所并函場江差出候旗章製造方大藏省江掛合
第九	郵便切手摺立方大藏省江掛合	第三十四	郵便役所焚炭之義ニ付大藏省江掛合
第十	東京府より郵便書状箱見守番之者江切手壳捌をも為取扱候云々届御一覽物	第三十五	○五月
第十一	京坂出張所より五嶋少佑巡廻外件々報知一覽物	第三十六	川崎宿より郵便脚夫八ツ山下ニおゐて盜難云々届出
第十二	○二月	第三十七	水口藩より切手壳捌代上納途中盜難云々届
第十三	四日市郵便役所及書状集箱置場拾式ケ所江目印旗取建方之義ニ付伺	第三十八	○六月
第十四	郵便御発行前ニ付官員一同四日市郵便役所相詰度云々伺	第三十九	静岡藩より同前之義水口藩往復書類添云々届
第十五	郵便御発行ニ付東海道駅々近傍村名、里程等取調書上梓之義ニ付大藏省江掛合	第四十	郵便切手壳捌代金外書類根局送致方之義云々駅々江達し
第十六	郵便書状集箱之義ニ付大藏省江掛合	第四十一	神奈川駅郷方取締小机村浅田金七、横浜弁天通三町目山室亀吉
第十七	郵便役所内造作模様替之義ニ付大藏省江掛合	第四十二	兩人江郵便取扱方被命度云々伺
第十八	郵便切手發行前各局ニおゐて買上ケ方之義辨官江伺	第四十三	横濱表郵便役所御取設可相成ニ付仮役所造作并諸器械製造方大
第十九	郵便切手払下ケ方之義辨官江伺	第四十四	藏省江掛合
第二十	郵便時間賃錢表東京府下張出之義ニ付上申	第四十五	○七月
第二十一	郵便役所表門前床店引払申付候ニ付御手当金被下方伺	第四十六	横濱港江郵便役所設置更ニ早達之郵便御取開之義民部省布達
第二十二	府下郵便書状集函見守人より請書	第四十七	横濱表郵便役所御取開相成駅通司官員出張可致ニ付諸事可打合
第二十三	郵便役所小遣兼門番并書状集メ配達人より請書	第四十八	云々神奈川県江達し
第二十四	郵便書状川崎宿まで持出し脚夫賃下渡し伺	第四十九	同郵便役所江地方官員出張之義ニ付辨官江伺
第二十五	郵便御発行之義ニ付辨官江御達し	第五十	東京、横濱間至急便御開ニ付脚夫之者途中発病或者足痛之節代人足差立方之義神奈川、品川両県江達し
第二十六	駅通司定式掛郵便役所合併之義ニ付辨官江伺		郵便出納精算表御一覽物
第二十七	郵便御発行之義ニ付東海道江達し		東京、横濱間汽車運轉ニ付云々大藏、工部両省御達接
第二十八	○三月		○八月
第二十九	郵便集配人泊番夜具御渡方之義大藏省江掛合		熱田駅々通掛より同所池立間ニおゐて郵便物賊難届
	西京江四九ノ日差立ノ御用便来三月より廃止之義辨官達し		郵便律取建方正院伺
			大坂以南之向者月五六回宛幸便を以て差立方本司達し賃錢表共
			東京、横濱之間往復書状幸便差立方之義大藏省布達
			函館、新潟、長崎、神戸之四港ニ郵便法方御取開ニ付本寮官員

諸道へ巡廻及び沿道蜜榮之地江郵便取設方取調可申出旨大藏省
布達

○九月

第五十一 熱田郵便脚夫切害被致候付而者嚴重探索方司法省江掛合
桑名駅々通掛より郵便脚夫殺害之義二付届并沿道府県江達し方
正院伺

第五十三 熱田郵便脚夫被切害候もの、父母妻子等所置方之義二付伺
第五十四 東京府より切手売捌人奥田平兵衛新吉原町より出火之節類焼郵
便諸器械焼失之義二付云々伺出候二付所置方司法省江掛合之上
東京府江指令

第五十五 郵便切手賊難之義二付京都府より伺并御指令

第五十六 同前之捕縛相成候云々同府より届

第五十七 名古屋県より尾勢州間ニおゐて脚夫を殺害致し候賊相成候云々
届

第五十八 熱田桑名両駅郵便脚夫殺害被致候者江金拾両宛被下候云々名古屋
屋桑名両県江達し

第五十九 名古屋県より郵便脚夫殺害致し候黨類捕縛之義二付届
第六十 堺芝村両県より郵便物途中賊難之節紛失物届

第六十一 佐屋路道換二付差向き郵便道を右ニ取極候云々名古屋桑名両県
并一般御布達

○十月

第六十二 名古屋県より郵便脚夫切害致し候賊徒於大阪悉皆捕縛届
第六十三 大阪府より同前囚人名古屋県江引渡候云々届

第六十四 横浜英米佛郵便函借請料下渡し候云々伺
第六十五 全国地名字引輯纂方伺

第六十六 郵便為取開長崎まで沿道各所江官員派出之義二付伺
第六十七 同断県々御達方伺

第六十八 郵便取扱向陸運会社江申付候義二付伺
第六十九 郵便概算并規則相定候義二付伺

○十一月

第七十 長崎表まで郵便御取開可相成二付規則書取調御布告按正院伺

第七十一 同断二付沿道府県江御達し

第七十二 同断二付件々伺

第七十三 東京外三ヶ所電信局郵便役所兼用之義二付伺 廻議貳図合併
第七十四 日誌新聞書籍見本類賃錢改正之義正院伺

第七十五 東京より長崎まで郵便御開二付沿道府県并太政官日誌御掲載之
義二付伺

第七十六 工部省より電信機使用并郵便役所電信局兼用之義二付往復
第七十七 郵船之義二付正院伺

第七十八 郵便時間改正之義伺
第七十九 横須賀浦賀其他近傍市在江郵便御開之義二付伺

第八十 横須賀往復之汽船江行李運送為致候義二付伺
第八十一 福井県下郵便取開之義二付伺

○十二月

第八十二 横須賀其他江郵便御開之義二付伺
第八十三 同前之義二付同地往復汽船江行李運送之義云々正院伺

第八十四 福井県より管下郵便御開二付最寄県々江御達之義御指令并御達
し

第八十五 東京長崎間郵便御開之義外国新聞翻譯書記録寮より差廻二付一
覧物

第八十六 駅通頭大坂出張之所郵便御開之都合未タ行届さる場合有之ニ付
巡廻せしめ度云々伺

第八十七 武州金澤横須賀浦賀三崎等江郵便御開相成二付取扱所外方
法為取調村上権少属巡廻之義伺并神奈川県江御達

第八十八 御用状表書認方之義二付御布告按正院伺
第八十九 根立中属戒能好幸九州四国路江巡廻二付云々県々江達し

第九十 大和河内和泉紀伊江十二月より郵便取開云々正院江御届
第九十一 西京大阪神戸兵庫堺大津等郵便回類之義正院江御届

第九十二 駅通頭大坂出張先より書状目方之義二付云々申越候二付伺
第九十三 郵便取扱所之者当寮附属之名目被下度義二付伺

六 「正院本省郵便決議簿」の翻刻と調査

郵政資料館では、創業期郵便資料の基礎的調査の一環として、再度この決議簿の翻刻を行うこととし、昨年、田原啓祐¹⁵⁾が第壹号の完全な翻刻¹⁶⁾を行った。引き続き、本年は第貳号の翻刻を行い、最終的には調査研究報告書として発表する予定である。これにより「正院本省郵便決議簿」の全容が初めて解き明かされることになる。

注

- (1) 元郵政研究所附属資料館主任学芸官
- (2) 研究調査報告書『郵便創業時の起案文書 正院本省郵便決議簿 第壹号』(郵政省郵政研究所附属資料館、一九九一)
- (3) 『杉浦譲全集 第三卷』(杉浦譲全集刊行会、一九七八)
- (4) 杉浦譲 一八三五―一八七七 旧幕臣(外国奉行支配組頭)、文久元年、文久三年渡欧、維新後、前島とともに民部省改正掛に勤務、郵便権正在職五十日足らずで渡英した前島密の後任として実質的に郵便の創業準備・開業を行った。
- (5) 農商務省郵便局が、郵便を含む交通・運輸・通信に関する各種決議簿により明治元年から明治五年までの決議文書を採録・編集、明治十五年に「郵便明鑑」と題して出版したもので、全十一巻(十冊)に及ぶ。郵政資料館と国立公文書館が原本を所蔵している。
- (6) 幕末から明治にかけて交通量が増大し、佐屋湊が土砂の堆積等で川船の往来が難しくなったことから、明治五年新たに前ヶ須(弥富市)を通る新東海道が定められた。郵便は、それに先行する形で、明治四年から新東海道路線を郵便線路としたことがわかる。
- (7) 明治四年十一月二十日設置、同年十二月二十日に足羽県と改称された。現在の福井県は明治十四年二月七日福井を県庁所在地として設置。
- (8) 明治四年十二月、福井県から「越前国より加賀、越中、越後の諸国と、近江国を経て京都・大阪の二府に達する信書通送を郵便施行までの間、仮規

則をもつて行ないたい。」という申請に添付された福井県による郵便の仮規則。県運営の郵便については井上卓朗「近代郵便の成立過程―公用通信インフラによる郵便ネットワークの形成―」(『郵政資料館研究紀要』第二号(二〇一一)) 参照。

- (9) 『国史大辞典 第八巻』一九二頁(吉川弘文館、一九八七)、石井寛治「大系日本の歴史十二 開国と維新」二六三頁(小学館、一九八九) 参照。

- (10) 「正院ノ称及正権大少史主事法制官以下並出仕御用掛廃止」(太政官第一〇号達、明治一〇年一月十八日)

- (11) 「各省中諸寮ヲ廢シ局ヲ設ケシム」(太政官第三号達、明治十年一月十一日)
- (12) 「郵便寮分化」(明治五年四月) 内閣記録局編『法規分類大全』官職門一一官制八九六頁

- (13) 「郵便寮ノ分課ヲ改正ス」(明治六年一月) 内閣記録局編『法規分類大全』官職門一一官制九〇一頁

- (14) 井上卓朗「郵政資料館所蔵資料概要」(『郵政資料館研究紀要』創刊号(二〇一〇)) 参照。

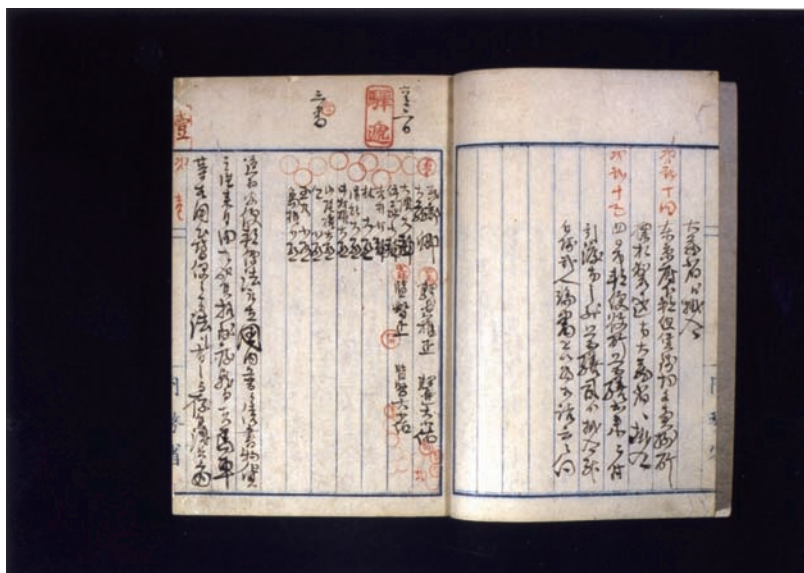
- (15) 大阪経済大学日本経済史研究所特別研究員

- (16) 郵便決議簿の翻刻は元通信博物館職員比企野一郎による判読写本のほか、NHK学園講師桜井克己によるものがある。今回の田原啓祐による翻刻は桜井版を参考に行っている。

(いのうえ たくろう 日本郵政株式会社郵政資料館 資料専門員)



正院本省郵便決議簿 表紙



正院本省郵便決議簿 第壹号 6月部分

『郵政資料館 研究紀要』投稿規程（平成24年度）

- 1 応募資格
「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」に関する研究者であること。
- 2 論文等テーマ
「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」について自由に論題を設定した研究論文・研究ノート・資料紹介とする。
- 3 応募の条件
郵政資料館の資料、またはそれと同様な基礎資料を活用したものとする。
「日本語」で書かれたものとする。
応募は、1人1編（共同執筆は可）のみとする。
応募原稿は、未発表のものに限る。また、他の学会誌などとの二重投稿は認めない。
応募原稿の返却はしない。
- 4 論文等応募方法
論文等の投稿を希望する執筆者は、あらかじめ所定の「論文応募用紙」を編集委員会へ提出し、投稿についての許可を得ること。
- 5 応募要項の入手方法
論文応募用紙は、2012年4月12日（木）午前10時以降に、下記入手先宛に、返信用封筒（角2サイズ）を同封の上、郵送をもって請求すること。その際、封筒表には「応募用紙希望」と赤字で記入すること。
なお、返信用封筒は、返送先住所・氏名のほか、140円切手（速達希望の場合はプラス270円）を貼付した上で同封すること。送付先記入、および切手貼付がない場合は発送しかねる。
- 6 応募要項入手先
郵政資料館内「郵政資料館 研究紀要」編集委員会
〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目3番地1号
- 7 応募用紙提出方法および期限
2012年5月24日（木）午後5時必着にて、氏名・連絡先等必要事項を記入した「論文応募用紙」を編集委員会宛に送付すること。
- 8 応募結果の通知
応募された「論文応募用紙」に基づき、「郵政資料館 研究紀要」編集委員会において、学術的な視点からの審査を行い、投稿の可否について連絡する。
- 9 原稿提出方法および期限
2012年11月2日（金）午後5時必着にて、MS-WORDで読み書き可能なファイル形式で作成したファイル（図を掲載する場合は原図ファイルを含む）を保存したメディア（CD-R等）および打ち出し原稿1部およびを提出すること。
なお、原稿は完全原稿とすること。
- 10 原稿執筆要項（概要）
原稿はパソコン使用のこと。
文字量は、換算値として、論文原稿はA4用紙（1行40字×40行）15～20枚程度、研究ノート・資料紹介は、A4用紙（1行40字×40行）15枚以内とする。
図表・注は枚数に含まれるものとする。

写真・図版等の掲載・転載許可は、執筆者の責任において処理すること。

詳細は投稿許可者に対し送付する「執筆要領」を参照すること。

11 提出先

郵政資料館内「郵政資料館 研究紀要」編集委員会

12 その他

上記9の期限までに投稿された原稿は、編集委員会が指名する専門家において査読を実施し、その結果を踏まえて編集委員会が掲載の可否を決定する。

査読の結果、掲載可となった場合でも、掲載種別（研究論文・研究ノート等の別）の変更や、投稿された原稿に対して、分量や内容等の修正を求めることがある。

13 著作権の帰属

本誌に掲載された論文等の著作権は郵政資料館に帰属するものとする。

新刊紹介

平瀬礼太著

『銅像受難の近代』

発行：吉川弘文館 発行年：2011年2月

ISBN：978-4-6420-3803-4 定価：4,410円（本体4,200円＋税）

東洋大学文学部史学科研究室編

『東洋大学文学部紀要 第64集 史学科編 第36号』

発行：東洋大学 発行年：2011年3月

渡辺和敏監修

『二川宿本陣宿帳Ⅲ 二川宿資料集 第四集』

発行：豊橋市二川宿本陣資料館 発行年：2011年3月 定価：2,000円

山崎善啓著

『幕末・明治初期の海運事情』

発行：創風社出版 発行年：2011年4月

ISBN：978-4-8603-7156-2 定価：1,575円（本体1,500円＋税）

郵便史研究会編

『郵便史研究 第31号 郵便史研究会紀要』

発行：郵便史研究会 発行年：2011年4月 会員外頒価：2,000円

山崎善啓著

『明治の軍事機密文書を読む 一日清・日露戦争と軍事郵便』

発行：四国地方郵便史研究会 発行年：2011年5月

定価：1,260円（本体1,200円＋税）

井上和幸著

『朝鮮郵便史 井上和幸コレクション』

発行：株式会社鳴美 発行年：2011年5月

ISBN：978-4-8635-5023-0 定価：6,500円（本体6,191円＋税）

山崎善啓著

『四国通信事始め 一郵便・電信・電話・為替・貯金創業史』

発行：株式会社鳴美 発行年：2011年7月 定価：1,680円（本体1,600円＋税）

山崎好是著

『小判切手 事故印＝ 秋元信二郎コレクション』

発行：株式会社鳴美 発行年：2011年8月

ISBN：978-4-8635-5025-4 定価：本体4,200円（本体4,000円＋税）

山田廉一著

『UPU小型切手 「日専」を読み解くシリーズ』

発行：日本郵趣出版刊 発行年：2011年10月

ISBN：978-4-8896-3733-5 定価：2,730円（本体2,600円＋税）

高槻泰郎著

『近世日本米市場の形成と展開—幕府司法と堂島米会所の発展—』

発行：名古屋大学出版会 発行年：2012年2月

ISBN：978-4-8158-0692-7 定価：6,300円（本体6,000円＋税）

Yang Daqing著

Technology of Empire: Telecommunications and Japanese Expansion in Asia, 1883-1945
(Harvard East Asian Monographs)

発行：Harvard University Asia Center 発行年：2011年4月

ISBN：978-0-6740-1091-8 定価：\$49.95.

(追記)

山本正光著

『東海道の創造力』

発行：臨川書店 発行年：2008年7月

ISBN：978-4-653-03969-3 定価：2,730円（本体2,600円＋税）

竹山昭子著

『ラジオの時代 ラジオは茶の間の主役だった』

発行：世界思想社 発行年：2002年7月

ISBN：978-4-7907-0941-1 定価：2,940円（本体2,800円＋税）

展覧会紹介

◆郵政資料館が主催した展覧会

特別展「昭和レトロと郵便展～切手少年のいた時代～」

期間：2011年9月17日（土）～12月18日（日）

会場：通信総合博物館1階特別展示場

概要：戦後の復興から高度成長期に至る時代の変化に対応するように、郵便のシステムも多くの変化が生じた昭和30年代を紹介。当館が開館した1964（昭和39）年を軸に昭和の街並みや郵便局を再現し、当時の制服等の用品類のほか「東京オリンピック」などの切手原画を展示。

特別展「宮廷衣装の美～切手で旅する「雅」の世界～」

期間：2012年1月3日（火）～2月26日（日）

会場：通信総合博物館1階特別展示場

概要：日本切手の「雅のカタチ」に着目し、同じく文様美の豊かな宮廷衣装の実物資料との対比を通じて日本切手のデザイン美を紹介。明治・大正・昭和期の技術と粋を集めて制作された切手・絵葉書の原画や原版、皇室献上品（控）などの貴重資料を展示。

特別展「東海道展～知られざる郵便創業の道～」

期間：2012年3月3日（土）～3月30日（日）

会場：通信総合博物館1階特別展示場

概要：元禄期から明治草創期までの東海道をテーマにした展覧会。街道図や錦絵を比較展示することで、東海道の風景や風俗等につわる変遷を示し、街道や旅に関する資料を通して多角的に異なる時代の宿場や街道の姿を紹介。「東海道絵巻（写真帳）」76図、「東海道五十三次（保永堂版）」55図、「東海名所改正道中記」60図全図のほか、東海道関係の郵便資料を展示。

◆郵政資料館が協力した展覧会

〈日本国際切手展2011〉

主催：郵便事業(株)、(財)日本郵趣協会、(財)日本郵趣連合

期間：2011年7月28日～8月2日

会場：パシフィコ横浜

概要：「郵便現業絵巻」及び日本切手・はがき原版、試刷、献上郵便切手類帖（控）等約50点を貸出。

◆郵政資料館所蔵資料が展示された展覧会

〈特別展「鉄道博覧会～日本と福井の鉄道のあゆみ～」〉

期間：2011年7月1日～8月31日

会場：福井県立歴史博物館

概要：鉄道に関する切手原画17点を貸出。

〈横浜人形の家開館25周年記念展「切手になった人形たち」〉

期間：2011年7月9日～8月28日

会場：横浜人形の家

概要：人形が描かれた日本切手を貸出。

〈企画展「風景を伝える、持ち帰る 絵はがきあれこれ」〉

期間：2011年7月23日～9月11日

会場：横浜市歴史博物館

概要：日本はがき及び明治時代の外務員の制服（レプリカ）を貸出。

〈郵便創業140周年記念 近岡善次郎 明治の西洋館 水彩画と切手原画展〉

期間：2011年9月17日～11月27日

会場：博物館明治村

概要：特殊切手「近代洋風建築シリーズ」の原画20点を貸出。

〈大正デモクラシー期の政治特別展〉

期間：2011年10月24日～12月16日

会場：衆議院憲政記念館

概要：簡易保険ポスター1点を貸出。

〈伝えようヒロシマ・ナガサキ 東京原爆展〉

期間：2011年11月3日～11月7日

会場：東京都庁第1本庁舎45階 南展望室

概要：原爆の悲惨さを伝えた「はがき」（複製）を貸出。

〈東芝創業者 田中久重 没後130年 田中久重ものがたり～情熱と飽くなき探究心～〉

期間：2011年12月16日～2012年4月27日

会場：東芝科学館

概要：シーメンスモールス受信機、ブレゲ指字電信機（受信機）レプリカを貸出。

〈学習院長 官舎 修理竣工記念特別展「1887 ベルリンの出会い 学習院長 乃木希典と森鷗外」〉

期間：2012年1月21日～6月24日

会場：博物館明治村

概要：切手原画2点を貸出。

【執筆者】

杉山 伸也（すぎやま しんや）

社会経済史学会代表理事、慶應義塾大学経済学部教授（第4分科会）

田原 啓祐（たはら けいすけ）

大阪経済大学日本経済史研究所 特別研究員（第1分科会）

小原 宏（おばら こう）

日本郵政株式会社 広報部（第1分科会）

伊藤 真利子（いとう まりこ）

青山学院大学大学院 総合文化政策学科研究科、日本学術振興会特別研究員DC

（第3分科会）

加藤 征治（かとう せいじ）

早稲田大学エクステンションセンター 講師（第5分科会）

後藤 康行（ごとう やすゆき）

専修大学大学院 文学研究科 歴史学専攻（第2分科会）

井上 卓朗（いのうえ たくろう）

日本郵政株式会社 郵政資料館 資料専門員（第1分科会・第5分科会）

村山 隆拓（むらやま たかひろ）

日本郵政株式会社 郵政資料館 学芸員

「駅通史料」を読む会（えきていしりょうをよむかい）（第5分科会）

杉山 正司（すぎやま まさし）

埼玉県立歴史と民俗の博物館 学芸主幹（第5分科会）

田良島 哲（たらしま さとし）

東京国立博物館 書跡・歴史室長（個別研究）

（掲載順）

編集後記

年1回発行してきた『郵政資料館 研究紀要』も第3号となりました。

本誌の創刊時にある先生から、研究論文誌は3年続けてやっと一人前、継続発行することで図書館の棚にスペースがもらえたりして、研究者の活用の機会も増えるものだ、とのお話をいただきました。現実はどうでしょうか。

さて、本号も、近世・近代の通信から現代の郵便貯金まで、幅広い研究成果が掲載されています。特に、本号は著作物に着目した内容が多く、巻頭では杉山先生が江戸から明治期にかけて日本を訪れた外国人の著書などに記述された当時の郵便や電信の状況が紹介されており、また、投稿論文では、後藤先生が戦時下の漫画を、加藤先生が近代の錦絵をそれぞれ対象とした研究を披露されています。ご寄稿・ご投稿された皆様に感謝申し上げます。

読者の皆様には、最後までお読みいただきまして、ありがとうございます。研究者の皆様におかれましては、ご専門分野の研究の一助として、是非、郵政資料館の所蔵資料・所蔵品をご活用ください。皆様からのご投稿をお待ちしていますので、よろしくお願いします。

(小原)

[編集委員]

石井 寛治（東京大学名誉教授）
新井 勝紘（専修大学文学部教授）
杉浦 勢之（青山学院大学総合文化政策学部教授）
杉山 伸也（慶應義塾大学経済学部教授）
藤井 信幸（東洋大学経済学部教授）
山本 光正（元国立歴史民俗博物館教授）
田良島 哲（東京国立博物館 書跡・歴史室長）

(分科会担当順)

郵政資料館 研究紀要 第3号

印刷 平成24年3月15日

発行 平成24年3月16日

編集 郵政歴史文化研究会

発行 日本郵政株式会社 郵政資料館

〒100-0004

東京都千代田区大手町二丁目3番1号